

# 津市個別施設計画



令和3年2月 策定

令和8年3月 改訂

津 市

## 津市個別施設計画 目次

はじめに	5
<b>第1章. 津市個別施設計画の策定について</b>	<b>6</b>
第1項 津市個別施設計画とは	7
第2項 本計画の位置付け	7
第3項 本計画の期間	7
第4項 本計画の対象施設	8
第5項 対策の進め方及び優先順位の考え方	12
第6項 用語の説明	18
<b>第2章. 施設区分別の計画（現役施設）</b>	<b>20</b>
第1項 集会施設編	23
1 コミュニティセンター	23
2 集会所	28
3 市営住宅内集会所	34
4 隣保館	35
5 農民研修センター	37
6 教育集会所	40
7 公民館	42
第2項 文化施設編	48
1 文化センター	48
2 図書館	53
3 資料館等	56
第3項 スポーツ施設編	60
1 体育館・武道場	60
2 サッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場	64
3 プール	70
4 テニスコート	73
5 その他運動施設	78
第4項 観光施設編	81
1 キャンプ場・河川公園	81
2 温浴施設・宿泊施設・レストラン	84
3 観光センター	88
第5項 産業施設編	90
1 勤労会館・労働会館	90
2 コンベンション施設	92
3 産業振興施設	93
4 加工場	94
第6項 教育児童施設編	97
1 小学校・中学校・義務教育学校	97
2 給食センター	107
3 教育研究所	109

4	短期大学	111
5	放課後児童クラブ	114
6	保育所・幼稚園・こども園	121
7	子育て支援センター・児童発達支援センター	130
8	児童館	134
第7項	福祉施設編	137
1	老人福祉センター・生活支援ハウス	137
2	社会福祉センター・福祉会館・老人憩いの家	141
3	介護保険施設	143
4	障がい福祉サービス施設	145
5	障がい者支援施設・母子寡婦支援施設	147
6	共同浴場	149
第8項	保健医療施設編	150
1	保健センター	150
2	診療所	153
第9項	庁舎等編	156
1	本庁舎・総合支所庁舎	156
2	工事事務所等	159
3	出張所	161
第10項	消防防災施設編	165
1	消防署所	165
2	消防団施設・水防倉庫	168
3	消防倉庫	175
4	防災物流施設	177
第11項	公営住宅編	178
1	林業者宿泊施設	178
第12項	処理場編	179
1	処理場	179
第13項	交通施設編	185
1	ヘリポート	185
2	旅客船ターミナル	186
3	駐輪場	188
第14項	斎場・火葬場編	192
1	斎場・火葬場	192
<b>第3章</b>	<b>用途廃止施設</b>	<b>194</b>
第1項	用途廃止施設に係る基本方針	195
第2項	旧学校施設	195
第3項	その他の用途廃止施設	197
<b>第4章</b>	<b>個別施設計画に基づくエリア再編</b>	<b>199</b>
第1項	エリア再編とは	200
第2項	エリア再編の事例	201

第3項 エリア再編の基本方針	205
第4項 本計画への反映	205
<b>第5章. 本計画の推進に向けて</b>	<b>206</b>

## はじめに

本市では、時代の変遷や社会環境の変化に伴う様々な行政ニーズに応える形で公共施設等の整備を行っており、現在その総数は 1,000 施設を超えています。

これら公共施設等の多くは、人口増加や経済の成長を背景として昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて集中的に整備を行ったものであり、それらは今後次々に大規模改修や更新の時期を迎えることとなりますが、人口減少、高齢化の進展等の社会情勢の変化の中、公共施設等の整備に充てられる財源は必然的に縮小せざるを得ない状況にあり、将来にわたって現在の公共施設等を質的にも量的にも維持していくことは極めて困難な状況にあります。

このことから、本市においては、平成 18 年 1 月 1 日の 10 市町村合併から 10 年が経過し、普通交付税の合併特例算定期間の終了に伴う交付額の段階的な減少が始まるなど、財政構造の転換点となる平成 28 年度に、津市公共施設等総合管理計画を策定し、健全な財政基盤を維持し、効果的かつ効率的に市民サービスを継続していくため、本市の公共施設等の最適化に向けた基本的な考え方を示すほか、津市公共施設等総合管理計画を具体化するものである個別計画の策定に取り組むことを示しました。

今回、津市公共施設等総合管理計画において示した個別計画として、個別施設毎に現状と課題を整理し、中長期的な視点でその取組の方向性を定める津市個別施設計画を策定することとします。

## 津市個別施設計画

### 第1章. 津市個別施設計画の策定について



# 第 1 章. 津市個別施設計画の策定について

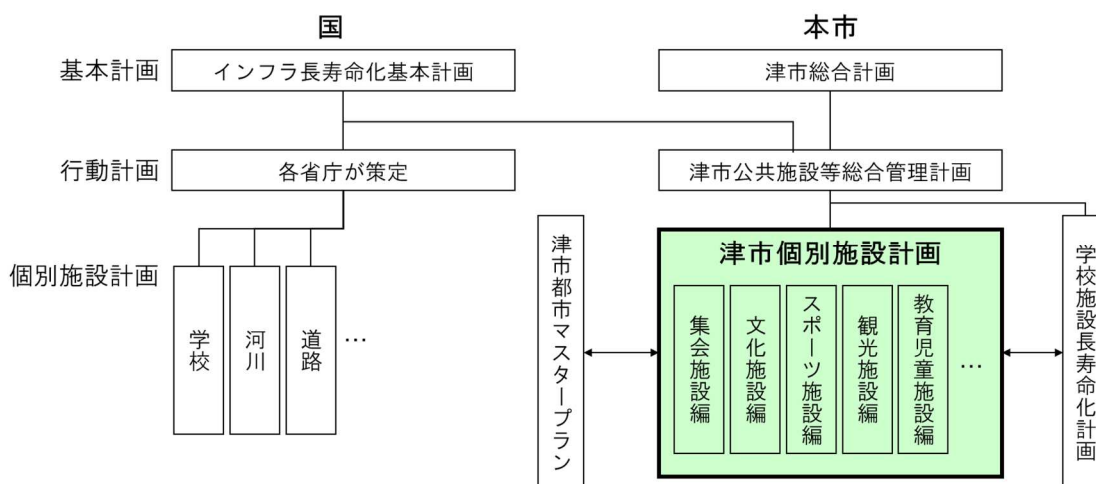
## 第 1 項 津市個別施設計画とは

津市個別施設計画（以下「本計画」といいます。）は、平成 29 年 1 月に策定した津市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）に基づき、本市の施設毎の具体的な対策方針を定める計画として、適正配置に係る優先順位の考え方、対策の内容、実施時期などを中長期的な視点で定めるものです。

## 第 2 項 本計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「津市総合計画」を踏まえ、総合管理計画で定めた公共施設等の最適化に向けての基本的な考え方に基づくとともに、平成 29 年度に策定した「津市都市マスタープラン」や他の部門別計画とも整合を図ります。

また、本計画は、国が令和 2 年度までに策定するよう働きかけをされていた「個別施設計画」に該当するものでもあります。



## 第 3 項 本計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間としますが、総合管理計画の計画期間に合わせ、次のとおり第 2 期計画及び第 3 期計画を予定しています。

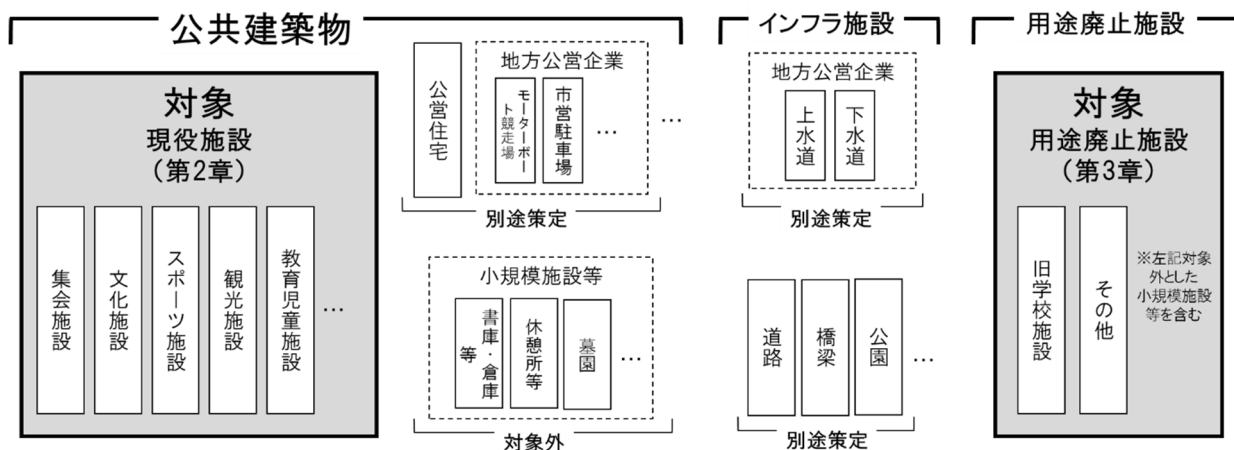
なお、本計画策定後に実施するエリア再編等の進捗に合わせ、毎年度点検・検証を行い、適宜本計画に事業の実施に係る決定内容を反映させ、5 年が経過した時点で中間見直しを行います。

第 2 期計画 令和 12 年度から令和 21 年度までの 10 年間

第 3 期計画 令和 22 年度から令和 28 年度までの 7 年間

## 第4項 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、令和8年3月末時点における本市の公共建築物（休止施設を含みます。）とします。ただし、公営住宅や地方公営企業など個別施設計画に相当する分野別計画を別途策定している施設及び小規模施設等（倉庫・書庫、休憩所、墓園など）を除きます。また、旧学校施設など用途廃止施設についても、対象とします。



### 1 本計画の対象とする公共建築物

本計画の対象とする公共建築物の施設総量については、令和2年10月時点から令和8年3月末時点にかけて、施設数、延床面積ともに減少しています。

施設類型/施設区分	施設数			延床面積		
	令和2	令和8	増減	令和2	令和8	増減
集会施設	217	212	-5	78,592㎡	77,387㎡	-1,205㎡
コミュニティセンター	44	45	1	25,558㎡	24,889㎡	-669㎡
集会所	67	65	-2	9,645㎡	9,418㎡	-227㎡
市営住宅内集会所	7	7	0	531㎡	531㎡	0㎡
隣保館	12	12	0	5,948㎡	5,948㎡	0㎡
農民研修センター	16	16	0	6,033㎡	6,033㎡	0㎡
教育集会所	18	18	0	2,960㎡	2,960㎡	0㎡
公民館	53	49	-4	27,917㎡	27,608㎡	-309㎡
文化施設	37	36	-1	55,747㎡	54,560㎡	-1,187㎡
文化センター	12	11	-1	39,059㎡	37,939㎡	-1,120㎡
図書館	11	11	0	10,708㎡	10,708㎡	0㎡
資料館等	14	14	0	5,980㎡	5,913㎡	-67㎡
スポーツ施設	94	62	-32	61,633㎡	52,489㎡	-9,144㎡
体育館・武道場	25	11	-14	53,871㎡	44,679㎡	-9,192㎡
サッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場	28	24	-4	4,536㎡	4,536㎡	0㎡
プール	8	6	-2	2,666㎡	1,925㎡	-741㎡
テニスコート	20	18	-2	520㎡	1,349㎡	829㎡
その他運動施設	13	3	-10	40㎡	0㎡	-40㎡



観光施設	20	18	-2	12,810㎡	12,314㎡	-496㎡
キャンプ場・河川公園	10	10	0	5,970㎡	5,988㎡	18㎡
温浴施設・宿泊施設・レストラン	7	5	-2	5,662㎡	5,148㎡	-514㎡
観光センター	3	3	0	1,178㎡	1,178㎡	0㎡
産業施設	18	17	-1	14,572㎡	14,504㎡	-68㎡
勤労会館・労働会館	2	2	0	1,699㎡	1,699㎡	0㎡
コンベンション施設	1	1	0	8,467㎡	8,467㎡	0㎡
産業振興施設	1	1	0	420㎡	420㎡	0㎡
加工場	14	13	-1	3,986㎡	3,918㎡	-68㎡
教育児童施設	190	185	-5	480,284㎡	473,187㎡	-7,097㎡
小学校・中学校・義務教育学校	68	68	0	410,499㎡	410,499㎡	0㎡
給食センター	3	3	0	4,568㎡	4,568㎡	0㎡
教育研究所	2	1	-1	384㎡	112㎡	-272㎡
短期大学	1	1	0	8,502㎡	8,502㎡	0㎡
放課後児童クラブ	47	57	10	6,406㎡	7,567㎡	1,161㎡
保育所・幼稚園・こども園	53	40	-13	45,823㎡	37,677㎡	-8,146㎡
子育て支援センター・児童発達支援センター	9	8	-1	2,180㎡	2,340㎡	160㎡
児童館	7	7	0	1,922㎡	1,922㎡	0㎡
福祉施設	32	20	-12	31,270㎡	25,080㎡	-6,190㎡
老人福祉センター・生活支援ハウス	14	8	-6	11,566㎡	9,155㎡	-2,411㎡
社会福祉センター・福祉会館・老人憩の家	7	7	0	6,402㎡	6,402㎡	0㎡
介護保険施設	1	1	0	8,096㎡	8,096㎡	0㎡
障がい福祉サービス施設	6	0	-6	3,779㎡	0㎡	-3,779㎡
障がい者支援施設・母子寡婦支援施設	3	3	0	1,118㎡	1,118㎡	0㎡
共同浴場	1	1	0	309㎡	309㎡	0㎡
保健医療施設	16	16	0	7,996㎡	7,996㎡	0㎡
保健センター	10	10	0	6,928㎡	6,928㎡	0㎡
診療所	6	6	0	1,068㎡	1,068㎡	0㎡
庁舎等	41	40	-1	55,314㎡	54,854㎡	-460㎡
本庁舎・総合支所庁舎	11	11	0	50,733㎡	50,733㎡	0㎡
工事事務所等	3	2	-1	1,259㎡	1,060㎡	-199㎡
出張所	27	27	0	3,322㎡	3,061㎡	-261㎡
消防防災施設	145	141	-4	22,780㎡	24,598㎡	1,818㎡
消防署所	13	14	1	14,146㎡	15,372㎡	1,226㎡
消防団施設・水防倉庫	128	126	-2	7,429㎡	8,132㎡	703㎡
消防倉庫	3	0	-3	111㎡	0㎡	-111㎡
防災物流施設	1	1	0	1,094	1,094㎡	0㎡
公営住宅	1	1	0	418㎡	418㎡	0㎡
林業者宿泊施設	1	1	0	418㎡	418㎡	0㎡
処理場	13	13	0	48,135㎡	48,135㎡	0㎡
処理場	13	13	0	48,135㎡	48,135㎡	0㎡
交通施設	28	26	-2	4,467㎡	4,179㎡	-288㎡
ヘリポート	1	1	0	578㎡	578㎡	0㎡
旅客船ターミナル	2	2	0	1,403㎡	1,403㎡	0㎡
駐輪場	25	23	-2	2,486㎡	2,198㎡	-288㎡
斎場・火葬場	3	3	0	5,020㎡	5,020㎡	0㎡
斎場・火葬場	3	3	0	5,020㎡	5,020㎡	0㎡
合計	855	790	-65	879,038㎡	854,721㎡	-24,317㎡

※サッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場、プール、テニスコート、その他運動施設及び駐輪場の延床面積については、建築物を有する施設の建物部分の延床面積を集計しています。  
※児童発達支援センター「つうぼっぼ」については、保育所・幼稚園・こども園の施設区分から子育て支援センター・児童発達支援センター（名称変更）の施設区分に移転しました。  
※計画見直しにあわせ、防災物流施設を追加しています。

## 2 対象外とする公共建築物

次の公共建築物については、本計画の対象外とします。

### (1) 同種・類似の計画を策定済み又は今後策定予定である公共建築物

公営住宅（林業者宿泊施設を除きます。）については、同種・類似の計画を策定済みであることから、これを個別施設計画に代える取り扱いとします。

なお、公園施設の管理棟、上下水道施設の建物などインフラ施設に附属する公共建築物については、インフラ施設に係る個別施設計画において具体的な対策方針を定めるものとします。

### (2) 独立採算を原則とする地方公営企業が所管する公共建築物

独立採算を原則とする地方公営企業が所管する施設についても、別途の取り扱いをするものとし、モーターボート競走場及び市営駐車場については、策定済み又は今後策定する公営企業経営戦略など同種・類似とみなすことのできる計画をもって、個別施設計画に代える取り扱いとします。

### (3) 個別施設計画を策定しない公共建築物

小規模な施設や、今後も当然に維持していく必要のある施設で、複合化・集約化、転用などについて検討の余地がないもの（登山道休憩所、公衆便所、書庫、倉庫、車庫、墓園など）については、本計画の対象外とします。

### 3 インフラ施設に係る個別施設計画

インフラ施設に係る個別施設計画については、施設類型や施設区分など、その種類ごとに別途策定することとしており、本計画の対象外とします。

【インフラ施設に係る個別施設計画（策定済のもの）】

施設類型	施設の種別	計画の名称	計画期間
道路・橋りょう・トンネル・シェッド・横断歩道橋・門型標識	道路	津市道路整備計画	平成 30 年度～令和 9 年度（10 年間）
		津市舗装維持管理修繕計画	平成 30 年度～令和 9 年度（10 年間）
	橋りょう	津市橋梁長寿命化修繕計画	令和 5 年度～令和 14 年度（10 年間）
	トンネル	津市トンネル長寿命化修繕計画	令和 3 年度～令和 12 年度（10 年間）
	シェッド	津市シェッド長寿命化修繕計画	令和 3 年度～令和 12 年度（10 年間）
	横断歩道橋	津市横断歩道橋長寿命化修繕計画	令和 6 年度～令和 15 年度（10 年間）
	門型標識	津市門型標識長寿命化修繕計画	令和 3 年度～令和 12 年度（10 年間）
公園		津市公園施設長寿命化計画	平成 29 年度～令和 8 年度（10 年間）
漁港施設		香良洲漁港機能保全計画	平成 23 年度～令和 42 年度（50 年間）

※上水道、下水道については、同種・類似とみなすことのできる計画を策定済みです。

### 4 対象外とする用途廃止施設

公営住宅、公営企業施設（モーターボート競走場、市営駐車場など）の用途廃止施設については、本計画の対象外とします。

## 第5項 対策の進め方及び優先順位の考え方

本計画では、総合管理計画に掲げた公共建築物に係る実施方針を基本として対策を進めることとします。

津市公共施設等総合管理計画 実施方針(公共建築物)		
<b>1. まちづくりの視点からの配置の最適化</b> (1) コンパクトシティの推進 (2) 地域拠点の構築 (3) 施設配置基準の設定 (4) 広域化と共同利用	<b>3. 公共施設総量の最適化</b> (1) 施設の整備・更新 (2) 施設の譲渡・売却 (3) 用途廃止施設の処分 (4) 借地・借家の解消	<b>5. 公共施設の経営改善</b> (1) 経営的視点と手法の導入 (2) 管理運営の委譲等 (3) 民間資金・提案の活用 (PPP/PFI) (4) 受益者負担の適正化と収入の確保 (5) 管理運営費用の縮減
<b>2. 時代の要請・変化への対応</b> (1) 社会環境の変化への対応 (2) 多様なライフスタイルへの対応 (3) ノーマライゼーションの実現 (4) 公民連携の推進 (5) 市民協働の推進 (6) 官学連携の推進 (7) 防災機能の確保 (8) 脱炭素化に向けた取組	<b>4. 公共施設の有効活用</b> (1) 施設の利用促進 (2) 低利用施設の転用と機能移転 (3) 廃止施設と跡地の有効活用	<b>6. 計画的な更新と適切な維持管理</b> (1) 適切な維持管理 (2) 計画的な更新
	(1) 数量と規模の最適化 (2) 長寿命化 (3) 整備・更新手法の適切な選択 (1) 地域への譲渡・売却 (2) 団体への売却・譲渡 (3) 民間への売却・譲渡	(1) 業務の包括化と予防保全の導入 (2) ライフサイクルコストの把握と縮減 (3) 革新的技術の導入

### 1 対策の中心となる重点事項

#### (1) 基本政策との連動

津市総合計画に掲げる基本政策（まちづくりの諸施策）を実現するため、各施設において実施されている事業について、その効果を点検します。

また、多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進するまちづくりの観点から、市街化区域内や総合支所庁舎周辺への公共施設機能の集約を進めます。

#### (2) 必要な機能の確保

各施設で提供する機能（市民サービス等）の必要性を検証し、必要な機能については、その機能を継続することを前提とします。現在の施設での機能の継続が困難な場合は、他の施設へ機能移転するなどの代替策を講じることにより、機能を確保します。

#### (3) 利用圏域に応じた施設配置

施設の機能・規模によって、対象とする利用者の範囲が異なるため、その利用圏域に応じて施設を分類し、当該分類に基づいて機能の再編及び建物の再配置（以下「再編・再配置」といいます。）を進めます。

#### 【利用圏域及び施設の分類】

利用圏域		施設		施設の例
名称	説明	分類	説明	
広域	近隣の市町村域や他県を含む広域的な範囲	広域的施設	県外及び市内外の利用者を想定した施設	サオリーナ、メッセウイング・みえ、榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」、大学、津なぎさまち内旅客船ターミナルなど
市域	市全域	市域的施設	市全域から利用者が訪れる各サービス分野の基幹施設又は地域的施設や地区施設で実施する事業の企画立案などを行うための施設	本庁舎、中央公民館、津リージョンプラザ、スポーツ施設、勤労者福祉センター（サン・ワーク津）、教育研究所、中央保健センター、中央学校給食センター、応急診療所、消防本部、処理場、いづくしみの杜など

利用圏域		施設		施設の例
名称	説明	分類	説明	
地域	合併前市町村の区域又は中学校区の区域	地域的施設	主に地域内や周辺の住民が利用する施設	各総合支所庁舎、各文化センター（地域ホール）、各図書館、各体育館、各公民館、各市民センター、各子育て支援センター、各保健センター（地域保健センター）、各消防署、各中学校、各出張所など
地区	市町村合併時の小学校区の区域	地区施設	主に地区内や周辺の住民が利用する施設	各小学校、各会館、各隣保館、各放課後児童クラブなど
生活圏域	各自治会の区域	生活圏域施設	生活圏域において、主に区域内の住民の利用に供する施設	各集会所、各教育集会所など

#### (4) 施設類型を超えた多機能化と再編

施設名称や設置当初の用途に限定せず、「集会ができる場所」、「運動ができる場所」といった柔軟な視点で施設の機能を捉えて地域又は地区を俯瞰し、施設類型を超えた複合化（多機能化）、集約化、転用などを図りながら施設の再編を進めます。

#### (5) 施設の保全及び維持

今後とも長期的に機能を継続すべき重要な施設や近年整備した施設については、建物の計画的な保全に努めます。その他の機能を継続する施設については、利用可能な間は建物を適切に維持します。

#### (6) 施設の有効活用

施設全体が低利用である場合に限らず、時間帯又は諸室によって利用率が大きく異なるような場合は、利用されていない時間と空間を有効に活用できるよう、施設の複合化（多機能化）などによる有効活用を図ります。

#### (7) 費用対効果の検証

改修や建て替えなど個別施設毎の方向性の検討にあたっては、建物の整備費のみならず、維持管理費を含む管理運営費を考慮するほか、耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化のための経費などを考慮し、ライフサイクルコストを比較したうえで、具体的な方向性を決定していきます。

また、土地や建物を借り受けている施設については、提供する機能の必要性や建物の劣化状況を考慮し、借り受けの継続、土地や建物の取得又は機能移転を判断します。

#### (8) 管理運営手法の見直し

施設の管理運営形態については、直営（業務委託を含みます。）、指定管理者制度、民営化など、施設の性質に応じて適切な手法を選択します。

#### (9) 地区経営の推進

まちづくりにおける課題は複雑多岐に渡ることから、地区の実情や特性を考慮したきめ細かな対策が必要となっていますが、これらの課題解決にあたっては、行政による取り組みだけでなく、住民による自主的な取り組みが不可欠です。

一方で、地区においては、連帯意識の希薄化や、地区活動の担い手不足等の課題があるため、多様な活動団体等が参画した地区の自主運営組織を組成し、各活動団体が支え合って共助によるまちづくりを進めることが重要となってきています。

このため、その取り組みの場として活用できる多機能な拠点施設を地区単位に提供し、活動を支援していきます。

**ア 自主運営組織の組成**

地区内の住民や多様な活動団体などが主体となって、各活動団体の役割を明確にし  
ながら、自主運営組織（まちづくりの課題の解決に向けた取り組む主体）の組成を働  
きかけていきます。

**イ 地区活動拠点の確保**

住民活動の拠点となる施設（以下「地区活動拠点施設」といいます。）を地区単位  
に位置付け、地区内の集会機能、行政機能（出張所）などを有する各施設において建  
物本体の改修や施設固有の基幹設備の全面更新が必要となった時点で、地区活動拠点  
施設への複合化又は集約化を図ります。また、複合化又は集約化される施設の機能を  
継続する必要がある場合には、地区活動拠点施設において、当該機能を確保します。

**ウ 地区活動拠点の運営**

地区活動拠点については、自主運営組織による主体性の発揮を図りつつ、効率的な  
管理運営を実現するため、自主運営組織を主体とする指定管理方式のほか、貸付や使  
用許可など、施設の特長や地域の状況に応じて多様な手法を検討します。

## 【各地区における地区活動拠点施設及び集会施設等の配置状況】

地域	地区	施設名	地域	地区	施設名
津	養正	●中央公民館、市民活動センター	河芸	豊津	●豊津小学校
	修成	●橋南公民館		上野	●上野公民館
	南立誠	●橋北公民館		黒田	●河芸公民館
	北立誠	●旧北立誠幼稚園		千里ヶ丘	●千里ヶ丘公民館
	敬和	●敬和公民館、箕崎防災コミュニティセンター、愛宕会館、高洲会館、相生会館、大井会館、中央市民館、高洲町教育集会所	芸濃	明	●旧明村役場庁舎、明公民館
	育生	●橋南市民センター、橋南会館、阿漕塚記念館		椋本	●芸濃コミュニティセンター、新横山集会所、西部ヶ丘集会所、藤ヶ丘団地集会所、殿町教育集会所、椋本公民館、芸濃公民館
	新町	●新町会館		雲林院	●雲林院福祉会館、河原集会所、上ノ段集会所、南山集会所、新田教育集会所、青木団地教育集会所、雲林院公民館
	藤水	*藤水出張所、*たるみ子育て交流館		安西※	安西公民館
	高茶屋	●高茶屋市民センター、南郊公民館、城山会館	美里	高宮	●美里公民館(旧高宮公民館)、美里農業研修センター
	神戸	●西部市民センター、神戸出張所		辰水	●旧辰水小学校
	安東	●安東コミュニティセンター、安東出張所		長野	●中野文化会館、長野教育集会所、東山教育集会所
	櫛形	●櫛形小学校、四軒町集会所、長谷山集会所、向井集会所、櫛形市民館、長谷山市民館、櫛形出張所	安濃	草生	●草生公民館、草生農村集落多目的共同利用施設
	雲出	●雲出市民センター、雲出地区防災コミュニティセンター、殿木集会所、雲出市民館、雲出出張所		村主	●村主公民館、ファミリーステージ安濃集会所、リバーサイド集会所、村主農村集落多目的共同利用施設
	一身田	●一身田公民館		安濃	●安濃公民館、安濃工業会館、花の木台集会所、レインボー安濃集会所、安濃農村集落多目的共同利用施設
	白塚	●白塚市民センター、白塚公民館		明合	●安濃中公民館、明合公民館、サンヒルズ安濃(交流施設等)、明合団地集会所、安濃農民研修センター
	栗真	●北部市民センター、栗真出張所	香良洲	●サンデルタ香良洲、香良洲公民館	
	片田	●片田公民館、片田出張所	一志	川合	●川合公民館、コミュニティプラザ川合、川合文化会館、川合教育集会所、上垣内集会所、西屋敷集会所、本里集会所、中屋敷集会所、屋方集会所、小山集会所、庄村集会所、片野集会所、姫路集会所
	大里	●豊里公民館、大里出張所		高岡	●一志高岡公民館、一志農村環境改善センター
	高野尾	*転作促進技術研修所、*高野尾出張所		大井	●大井公民館
	西が丘	●津西ふれあい会館、津西会館		波瀬	●波瀬公民館、波瀬ふれあい会館、岩垣内集会所、波瀬農村集落多目的共同利用施設
豊が丘	●豊が丘おぞら会館、豊が丘会館	白山	家城	*家城公民館、*元取公民館、元取集会所、家城農村集落多目的共同利用施設、家城文化センター	
南が丘	●南が丘会館、津南防災コミュニティセンター		川口	●川口公民館、瀬古集会所、白山市民会館、白山農民研修所、大広教育集会所、白山公民館	
誠之	●久居総合福祉会館、久居公民館、須ヶ瀬構造改善センター、明神町1地区集会所、元町地区集会所、久居万町・中町・射場町地区集会所、西鷹跡地区集会所、東鷹跡地区集会所、明神教育集会所		大三	●大三公民館、三ヶ野集会所、大三農村集落多目的共同利用施設	
成美	●ポルタひさいふれあいセンター、北口地区集会所、明神地区集会所、諸戸山・横山地区集会所、久居北口市民館、久居北口文化会館、北口教育集会所	倭	●倭公民館、佐田集会所、上ノ村集会所、上佐田教育集会所		
桃園	●桃園公民館、桃園情報センター、木造7区地区集会所、桃園地区集会所、桃園教育集会所	ハツ山	●ハツ山公民館、山田野上集会所、山田野下集会所、ハツ山農村集落多目的共同利用施設、八対野教育文化会館		
戸木	●戸木公民館、羽野地区集会所、塚塚地区集会所、戸木地区集会所、風早地区集会所、桃里団地集会所	美杉	美杉南	*八幡地域住民センター、*美杉高齢者婦人センター、*下之川住民交流センター、*伊勢地地域住民センター、*多気地域住民センター、八幡生活改善センター、下之川生活改善センター、下之川地域住民センター、伊勢地多目的集会所、丹生保多目的集会所、西ヶ広集会所、宇戸原集会所、越知集会所、白口集会所、漆集会所、八幡公民館、下之川公民館、伊勢地公民館、多気公民館	
栗葉	*稲葉公民館、*七栗公民館、七栗産業会館、稲葉農村集落多目的共同利用施設、久居農村婦人の家、森教育集会所		美杉東	*八知公民館、*竹原地域住民センター、竹原多目的集会所、竹原コミュニティ防災センター、上平集会所、共栄集会所、美杉人権センター、美杉林業研修集会所施設「グリーンハウス美杉」、梅ヶ広教育集会所、竹原公民館	
榊原	●榊原公民館、下垣内地区集会所、榊原地区集会所、榊原中央集会所、向ヶ広地区集会所、榊原市民館、榊原農民研修所、下村教育集会所、榊原上教育集会所		太郎生	●太郎生多目的集会所、太郎生公民館	
立成	●立成コミュニティセンター、相川地区集会所、久居団地・東町地区集会所、井戸山地区集会所、立成公民館				

※地区活動拠点施設の選定にあたっては、地区内にあるコミュニティセンター、公民館の機能を持つ施設（類似の施設を含みます。）や小学校のなかから、建築年の新しさ、規模の大きさ、位置などから最も多機能化に適している施設を選定します。

なお、現時点で地区活動拠点施設に適切な施設がない地区や校区の統廃合などの経緯から地区活動拠点施設の候補施設が複数ある場合は、地域又は地区内の公共施設の再編・再配置を検討する中で地区活動拠点施設を決定していきます。

※「●」は地区活動拠点施設を、「\*」は地区活動拠点施設の候補施設を示しています。建物の規模や健全性の点で地区活動拠点施設に位置付ける集会施設がない地区については、集会施設以外の施設類型で集会利用のできる施設を候補施設として記載しています。

※安西地区の地区活動拠点施設については、従来は旧安西小学校を位置付けていましたが、当該旧学校施設を集会施設に転用することについては建築基準法等の制約が判明したため、同地区における地区活動拠点施設の位置付けについて再検討します。

## 2 施設の方向性別の対策と優先順位

第2章で記載するとおり、施設毎の方向性については、地域又は地区内における機能の重複状況、施設の利用率や利用実態、建物の健全性や耐震性を基準に、施設区分ごとに優先順位を付けて検討します。検討の結果、計画的な保全に努める、適切に維持する、譲渡又は貸し付けを行うなどの方針を決定し、具体策に取り組みます。

### (1) 計画的な保全に努める施設

今後とも長期的に機能を継続すべき重要な施設や近年整備した施設のうち、耐震性があり、予防保全によって長期使用が可能となるものについては、今後も継続して保有する施設として計画的な保全に努めます。

また、他施設の機能を集約化又は複合化することにより多機能化や他の機能への転用を図ります。

### (2) 適切に維持する施設

計画的な保全の対象施設ではないものの、機能を継続する施設については、原則として大規模改修を行わず、利用可能な間※又は国県補助金の処分制限期間を経過するまでの間は建物を適切に維持します。

ただし、外壁や屋上を含む建物本体の改修や施設固有の基幹設備の全面更新が必要となった場合には、機能の廃止、移転及び建物の処分について検討します。

※「利用可能な間」については、建物の状況を勘案しつつ法定耐用年数を目安とした使用目標年数とします。

### (3) 譲渡又は貸し付けを行う施設

自治会や福祉団体などの活動拠点として自主的な管理運営の形態が望ましい施設については、これらの団体との合意形成のもと譲渡又は貸し付けへの移行を図ります。

譲渡にあたっては、施設の使用に支障がある不具合箇所の修繕等について団体と協議を行うとともに、譲渡後の修繕に活用可能な市補助制度の周知を図ります。また、譲渡を望まない団体に対しては、使用貸借により管理運営を委ねるなど、団体の責任において運営が行える環境づくりに取り組みます。

### (4) 除却又は売却を行う施設

本市における活用や譲渡が見込まれない施設については、除却、売却などの処分方法について検討します。

売却にあたっては、原則として土地と建物とを一体で売却を図りますが、売却に至らなかった施設については、除却に充てられる財源の適用要件などを考慮し、適切な時期に建物を除却した上で、更地での売却を行います（具体的な方針は第3章に記載のとおり）。

## 3 対策実行の時期

個別施設毎の方向性が決定している施設については、年次計画に（第2章に記載）基づき着実に対策を実行していきます。



一方、個別施設毎の方向性が未決である施設については、施設毎に検討用途を定め、個別施設又は施設区分における課題の把握、調査や分析、対策の検討など、施設の特性に応じて必要な検討手順を経て、方向性を決定します。

なお、地域又は地区内の関連施設において改修等が必要となった場合のほか、基幹設備の不具合など建物の老朽化により継続使用ができなくなった場合、急激な利用者の減少があった場合、施設が役割を終えた場合など、施設の運営環境に急変があった際には、柔軟に見直しを図ります。

## 第6項 用語の説明

### 【本計画で用いている用語】

用語	説明
公共施設等	地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいい、建築物のほか、インフラ施設の構造物（道路・橋りょうなど）、公営企業の施設（上水道、下水道など）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場など）などを含む包括的な概念です。
地域	合併前市町村区域をいいます。ただし、津地域及び久居地域において利用圏域やエリア再編の対象の区域を指す場合には、中学校区の区域をいう場合もあります。
地区	市町村合併時の小学校区の区域をいいます。
地区活動拠点施設	地区単位の位置付ける住民活動の拠点となる施設です。地区活動拠点施設の選定にあたっては、地区内にあるコミュニティセンター、公民館の機能を持つ施設（類似の施設を含みます。）や小学校のなかから、建築年の新しさ、規模の大きさ、位置などから最も多機能化に適している施設を選定します。なお、現時点で地区活動拠点施設に適切な施設がない地区や校区の統廃合などの経緯から地区活動拠点施設の候補施設が複数ある場合は、地域又は地区内の公共施設の再編・再配置を検討する中で地区活動拠点施設を決定していきます。
自主運営組織	まちづくりの課題解決を図るため、地区内の住民や活動団体等が主体となって構成する協議・運営組織のことをいいます。
集約化	同種又は類似する複数の機能を単一の建物又は同一敷地にまとめることをいいます。
複合化（多機能化）	異なる複数の機能を単一の建物又は同一敷地にまとめることをいいます。
再編	機能の集約化、複合化、廃止、民営化などのほか、建物の転用、処分など手法の総称をいいます。
エリア再編	一定の範囲内に配置された複数の施設の課題を面的に俯瞰し、一体的に検討したうえで、公共施設等の再編を行うことをいいます。
管理運営費	施設の修繕、日常業務の運営等の維持管理全般について要する費用をいいます。第2章「(1)施設の概要」の表内においては、実際に要した費用の年間合計額を記載しています。
健全性	経過年数、建物構造の種類及び大規模改修の有無を集計して各付けしたものです。第2章「(1)施設の概要」の表内の健全性の欄については、経過年数が耐用年数の1/2以下である場合は「A」、経過年数が耐用年数の1/2を超え耐用年数以下である場合は「B」、経過年数が耐用年数を超える場合は「C」と表示しています。なお、大規模改修を実施した施設については、実際の経過年数から耐用年数の1/2を差し引いた年数を経過年数とみなして集計しています。
指定管理者制度	市民サービスの向上や経費の節減を目的に、民間のスキルやノウハウを幅広く活用し、民間事業者やNPO団体などに公の施設の管理運営を委ねる制度をいいます。
使用料	施設を利用する際に利用者が本市に支払う使用料又は指定管理者に支払う施設利用料をいいます。
大規模改修	建物の主要な部位を対象とする広範又は複合的な改修のことをいいます（屋根・屋上、外壁、内壁、床、天井、電気設備、給排水設備、空調設備など）。なお、大規模改修を実施した施設については、「(1)施設の概要」の表内に実施年の欄を設け、実施年を記載しています。
耐震性	昭和56年6月以降の新耐震基準に基づく耐震性能をいいます。第2章「(1)施設の概要」の表内においては、耐震性能がある施設を「○」、耐震診断調査が未実施で耐震性能の有無が不明の施設を「△」、耐震性能がない施設を「×」と記載しています。
構造	建物全体の主体構造のことをいいます。第2章「(1)施設の概要」の表内においては、鉄骨鉄筋コンクリート造を「SRC」、鉄筋コンクリート造を「RC」、鉄骨造を「S」、木造を「W」、コンクリートブロック造を「CB」と記載しています。
耐用年数	建物が使用に耐えうる期間をいいます。本計画のうち建物の健全性の判定においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において定める事務用途での耐用年数を採用しており、SRC造は50年、RC造は50年、S造は38年、W造は24年、CB造は41年としています。なお、複合構造を持つ建物については、主な構造の耐用年数を採用しています。
単独施設	一つの建物に一つの機能がある施設のことをいいます。
複合施設	一つの建物に複数の機能がある施設のことをいいます。第2章「(1)施設の概要」の表内において、複合施設の欄に「○」を表示しています。
利用率	施設内の諸室の利用の度合いをいいます。第2章「(1)施設の概要」の表内において、諸室等の貸館事業をしている施設では、午前・午後・夜間の3枠における使用の有無を集計しています。
利用の程度	施設の利用率に基づく利用の度合いをいいます。第2章「(1)施設の概要」の表内において、利用率が60%以上の施設を「A」、30%以上60%未満の施設を「B」、30%未満の施設を「C」と表示しています。

## 【施設毎の方向性に関する用語】

施設毎の方向性		説明
機能 (ソフト)	継続	機能を引き続き存続させることをいいます。
	新設	機能を新規に設置することをいいます（必要に応じて設置条例を新設）。
	集約化	同種又は類似する複数の機能を単一の建物又は敷地にまとめることをいいます。
	複合化	異なる複数の機能を単一の建物又は敷地にまとめることをいいます。
	検討	施設の機能の方向性や在り方を検討することをいいます。
	協議	運営を委譲するために関係団体と協議することなどをいいます。
	廃止	機能を廃止することをいいます（必要に応じて設置条例を廃止）。
	民営化	機能の維持や向上を図るため、公共施設として廃止し、民間の運営に移行することをいいます。
建物 (ハード) ※運動場など 非建築物も同様	継続	建物を引き続き存続させることをいいます。
	新設	建物を新規に整備することをいいます。
	改修	建物の大規模改修、長寿命化改修などを実施することをいいます。
	検討	建物の方向性が未決である施設について、検討することをいいます。
	建替	建物を建て替えることをいいます。
	転用	建物を他の機能に転用することをいいます。
	協議	建物を譲渡するために関係団体と協議することなどをいいます。
	返還	建物や土地を借り受けている場合で、建物や土地を返還することをいいます。
	譲渡	建物を関係団体等に譲渡することをいいます。
	処分	土地及び建物を売却することをいいます（除却の場合を含む）。
	除却	建物を取り壊すことをいいます。

## 津市個別施設計画

### 第2章. 施設区分別の計画（現役施設）



## 第2章. 施設区分別の計画（現役施設）

### 一覧表及び文章の見方

#### 【要旨】

・ 後述の（1）施設の概要から（3）施設毎の方向性 までの記載内容を要約しています。

#### （1）施設の概要

- ・ 本文：施設の役割、目的、施設の総数、配置状況など施設区分における基本情報を記載しています。
- ・ 表：本計画の対象となる各施設の基本情報を記載しています。

※施設の名称、構造、建築年などに関する情報は令和8年4月1日時点、経過年数、施設の利用、管理運営に関する情報は令和7年3月末時点の情報となっています。

※総合管理計画で対象としていたものの令和2年10月1日までに廃止した施設については、参考情報として行を濃い網掛けにして記載しています。令和2年10月1日から令和8年3月31日までの廃止施設については、行を薄い網掛けにしています。

#### 【記載例】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	中央公民館	○	SRC	S60	33	H24	A	2,149㎡	○	132人	39%	B	直営	36,213	2,139
17	河芸	上野	上野保育園(R4閉園)		RC	H5	25		A	594㎡	○	57人	88%	A	直営	24,462	13,256

←-----最新年度の3月31日時点-----> <-----令和7年3月末時点----->

項目名	説明	
地域	施設が所在する地域（合併前市町村区域）を示しています。	
地区	施設が所在する地区（市町村合併時の小学校区を単位とする区域）を示しています。	
施設名	令和2年10月1日時点で竣工済みの施設を記載しています。 なお、廃止した施設については、名称の先頭に「旧」、末尾に「(H〇〇廃止)」を、休止している施設については、末尾に「(休止中)」を付記しています。	
基本情報	複合施設	他の機能と複合又は共用している施設に「○」を記載しています。
	構造	建物の構造を示しており、鉄骨鉄筋コンクリート造を「SRC」、鉄筋コンクリート造を「RC」、鉄骨造を「S」、木造を「W」、コンクリートブロック造を「CB」と記載しています。なお、複数の棟で構成する施設については、主となる棟の構造を記載しています。
	建築年	建物の建築年を示しています。
	大規模改修	大規模改修や大掛かりな改修を実施した施設において、その実施年を示しています。
	経過年数	令和8年3月31日（令和7年度末）を基準に算出した建築年からの経過年数です。
	健全性	経過年数が耐用年数の1/2以下である場合には「A」、経過年数が耐用年数の1/2を超え耐用年数以下である場合には「B」、経過年数が耐用年数を超える場合「C」と記載しています。ただし、大規模改修を実施した施設については、実際の経過年数から耐用年数の1/2を差し引いた年数を経過年数とみなして健全性を記載しています。
	延床面積	建物の総延床面積（屋外系の施設では管理棟等の面積）を示しています。なお、複合施設の場合、主たる施設に共用部分の面積を計上しています。
	耐震性	耐震性能を満たす施設を「○」、耐震診断調査が未実施で耐震性能が不明の施設を「△」、耐震性能を満たさない施設を「×」と記載しています。
	利用者数	利用者数（年間利用者数、日平均の利用者数など）を記載しています。 なお、一般市民が利用しない施設区分については、適宜個別に指標を設定するか「-」と記載しています。
	利用率	施設内の諸室の利用の度合いをいいます。諸室等の貸館事業をしている施設では、午前・午後・夜間の3枠における使用の有無を集計しています。なお、貸館事業のない施設では、個別に指標を設定するか「-」と記載しています。
	利用の程度	利用率が60%以上の施設を「A」、30%以上60%未満の施設を「B」、30%未満の施設を「C」としています。
	管理運営	管理運営形態を示しています。本市が直接管理運営している場合は「直営」、指定管理者制度を適用している場合は「指定管理」、それ以外の場合は「その他」と記載しています。なお、警備、清掃、窓口業務など一部業務を委託している施設であっても、指定管理者制度を適用していない場合は「直営」としています。
	管理運営費	光熱水費、委託料、臨時職員の賃金、修繕費等を含めた日常の管理運営に要した費用です。（改修等に伴う工事費、正規職員の人件費は含まれません。）なお、複合施設の場合は、施設機能別の面積按分などにより算出しています。
使用料	公の施設の使用料を示しており、指定管理者が利用料を収受している場合は「-」、使用料を定めていない施設については「*」としています。なお、庁舎編及び消防施設編については、当該項目は省略（対象外）としています。	

## (2) 現状と課題の整理

- ・利用の状況（利用率、利用者数など）、建物の状況（健全性、耐震性など）、管理運営形態、収支の状況、総合管理計画の策定前後からの施設の整備や廃止の状況など、各施設区分又は各施設の現状と課題について記載しています。

※本文中に記載する数値情報は、特に注釈がある場合を除き、**令和7年3月末時点（令和6年度）**の情報となっています。

## (3) 施設毎の方向性

- ・本文：各施設区分の機能についての方向性（継続、集約化・複合化、廃止）、建物についての方向性（継続、改修、処分など）、管理運営の方向性など、施設区分に係る今後の全体方針や施設毎の方向性について記載しています。
- ・表：施設毎の方向性を記載しています。検討を行う施設は検討の優先度の欄に検討期間の目途（短期または中期）を示します。その他の具体策に取り組むものは、(4)に年次計画を記載しています。

※時期や期間については、特に記載があるものを除き、計画期間の10年間を目途に取り組むものであり、「改修」、「処分」などであっても、直ちに改修、処分を実施するものではありません。

### 【記載例】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討目途	説明
				機能（ソフト）	建物（ハード）			
3	津	育生	橋南市民センター	継続	継続	●		地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。

項目名		説明
今後の方向性	機能（ソフト）	機能（施設で実施する事業など）についての方向性を示しています。
	建物（ハード）	建物（施設が存在する建物など）についての方向性を示しています。
検討目途		今後の方向性（機能、建物）の欄のいずれかを「検討」とした場合の解決目途を年度末単位で示しています。解決目途については、各施設の実情に応じて設定しています。（各施設区分における検討会等の予定、指定管理の期間、調査及び検討にかかる期間などを考慮）
説明		今後の方向性（機能および建物）についての補足説明です。

## (4) 今後10年間の年次計画

- ・今後10年間において改修や建て替えなどの具体策に取り組む施設（検討を行う施設や継続する施設を除きます。）について、令和2年度から令和11年度までの年次計画を表で示しています。

※具体策への取り組みが完了した施設については、行を網掛けにしています。

### 【記載例】

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
南立誠小学校	継続	改修						設計	改修	計画的に保全		

## (5) 対策費用のシミュレーション

- ・建物の方向性において、工事を要するもの（新設、改修、増築、除却）とした施設について、具体策の実行に伴う費用の試算結果を表で示しています。

※実施設計が未実施の施設については、構造が同種の建物における過去の工事実績による建築単価などを基に試算しているため、精緻な見積額や積算額を示すものではありません。

### 【記載例】

施設名	延床面積（㎡）	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
落合地区集会所（建物の除却）	103	-	14,212
事業費概算（合計）			

## 第1項 集会施設編

総括担当：市民交流課、福祉政策課、危機管理課、観光振興課、地域連携課、経営支援課、農林水産政策課

### 1 コミュニティセンター

#### 【要旨】

- ▶ 主に地区内の住民活動や交流の拠点を提供する目的で設置
- ▶ 地区活動拠点施設については、機能を継続、建物は計画的に保全
- ▶ その他の施設については、機能を継続、利用可能な間は建物を適切に維持
- ▶ ただし、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、地区活動拠点施設への集約化又は複合化を図る
- ▶ 将来的には、自治会などの活動拠点として自主的な管理運営に移行することが望ましい施設については、自治会などとの合意形成のもと譲渡

#### (1) 施設の概要

コミュニティセンターは、主に地区内の住民活動や交流の拠点を提供する目的のほか、一部の施設は、防災対策、産業振興、観光振興などの目的を併せ持つ施設として、国土交通省、経済産業省、農林水産省などの各国庫補助金を活用して、河芸地域、美里地域、香良洲地域及び白山地域を除く地域に設置しています。

津地域には概ね中学校区ごとに市民センター、地区ごとに会館があるほか、美杉地域の地域住民センターや多目的集会所などがあり、配置の単位、施設の規模、諸室や設備の水準などは地域及び施設により異なります。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	市民活動センター	○	RC	S60	40	H24	A	2,081㎡	○	44,842人	53%	B	指定管理	105,300	指
2	津	敬和	箕崎防災コミュニティセンター	○	RC	H18	19		A	335㎡	○	502人	8%	C	直営	2,113	5
3	津	育生	橋南市民センター		RC	S62	38		B	756㎡	○	20,250人	33%	B	指定管理	9,911	指
4	津	育生	橋南会館		RC	S54	46		B	239㎡	○	4,944人	16%	C	直営	830	356
5	津	育生	阿漕塚記念館		RC	S46	54		C	149㎡	○	2,976人	15%	C	直営	487	64
6	津	新町	新町会館	○	S	R2	5		A	651㎡	○	28,753人	42%	B	直営	2,113	1,273
7	津	高茶屋	高茶屋市民センター	○	RC	H17	20		A	824㎡	○	18,447人	35%	B	指定管理	10,803	指
8	津	高茶屋	城山会館		S	H7	30		B	276㎡	○	3,255人	8%	C	直営	1,188	378
9	津	神戸	西部市民センター	○	RC	H3	34		B	545㎡	○	9,776人	23%	C	指定管理	6,489	指
10	津	雲出	雲出地区防災コミュニティセンター		RC	H28	9		A	722㎡	○	2,565人	8%	C	直営	1,334	154
11	津	雲出	雲出市民センター		RC	H3	34		B	1,057㎡	○	18,119人	26%	C	指定管理	19,956	指
12	津	白塚	白塚市民センター		RC	H14	23		A	806㎡	○	16,466人	34%	B	指定管理	10,906	指
13	津	栗真	北部市民センター	○	RC	H1	36		B	420㎡	○	11,722人	32%	B	指定管理	6,737	指
14	津	西が丘	津西会館		S	H9	28		B	318㎡	○	5,940人	25%	C	直営	1,405	817
15	津	豊が丘	豊が丘会館		S	H2	35		B	318㎡	○	4,782人	16%	C	直営	1,395	249
16	津	豊が丘	豊が丘おぞら会館		S	H29	8		A	436㎡	○	23,663人	48%	B	直営	574	27
17	津	南が丘	南が丘会館		S	H13	24		B	698㎡	○	38,614人	41%	B	直営	2,272	1,405

18	津	南が丘	津南防災コミュニティセンター		S	R1	6		A	733㎡	○	12,604人	15%	C	直営	2,502	658
19	久居	誠之	須ヶ瀬構造改善センター		S	H1	36		B	172㎡	○	1,107人	23%	C	指定管理	89	指
20	久居	成美	ポルタひさいふれあいセンター	○	SRC	H9	28	H25	A	987㎡	○	8,794人	18%	C	直営	3,642	782
21	久居	桃園	桃園情報センター	○	RC	S63	37		B	353㎡	○	0人	0%	C	直営	883	0
22	久居	栗葉	七栗産業会館		S	H3	34		B	174㎡	○	2,159人	40%	B	指定管理	76	指
23	久居	立成	立成コミュニティセンター	○	RC	H7	30		B	389㎡	○	794人	6%	C	直営	1,051	0
24	芸濃	椋本	芸濃コミュニティセンター	○	RC	H16	21		A	789㎡	○	11,907人	15%	C	直営	4,692	218
25	安濃	安濃	安濃工業会館(R8廃止)		S	S63	37		B	365㎡	○	184人	0%	C	指定管理	220	指
26	安濃	明合	サンヒルズ安濃(交流施設等)	○	RC	H8	29		B	2,103㎡	○	7,365人	10%	C	直営	56,377	210
27	安濃	明合	安濃交流会館(あもう温泉)		RC	S47	53		C	1,046㎡	○	35,003人	-	-	直営	42,983	9,951
28	安濃	明合	安濃コミュニティセンター	○	RC	H17	20		A	153㎡	○	1,364人	7%	C	直営	6,603	0
29	一志	川合	コミュニティプラザ川合	○	S	H10	27		B	438㎡	○	1,593人	2%	C	直営	7,495	87
30	一志	波瀬	波瀬ふれあい会館	○	S	H8	29		B	329㎡	○	246人	0%	C	直営	7,219	33
31	美杉	美杉東	竹原地域住民センター	○	RC	S53	47		B	1,540㎡	○	1,952人	14%	C	直営	2,271	13
32	美杉	美杉東	竹原多目的集会所		W	S62	38		C	271㎡	○	383人	4%	C	直営	1,212	2
33	美杉	美杉東	竹原コミュニティ防災センター		W	H16	21		B	124㎡	○	1,537人	5%	C	直営	640	31
34	美杉	美杉南	八幡生活改善センター		S	S53	47		C	200㎡	×	0人	0%	C	直営	40	0
35	美杉	美杉南	八幡地域住民センター	○	W	H17	20		B	318㎡	○	1,478人	10%	C	直営	1,423	2
36	美杉	美杉南	美杉高齢者婦人センター(しゃくなげ会館)		S	H7	30		B	474㎡	○	691人	5%	C	指定管理	890	指
37	美杉	美杉南	下之川生活改善センター		S	S55	45		C	382㎡	○	423人	7%	C	直営	352	2
38	美杉	美杉南	下之川地域住民センター	○	W	H14	23		B	315㎡	○	1,222人	1%	C	直営	1,331	0
39	美杉	美杉南	下之川住民交流センター		W	H27	10		A	466㎡	○	122人	1%	C	直営	19,703	1,452
40	美杉	美杉南	伊勢地多目的集会所		S	S55	45		C	308㎡	○	570人	4%	C	直営	941	0
41	美杉	美杉南	伊勢地地域住民センター	○	W	H15	22		B	391㎡	○	1,979人	13%	C	直営	1,698	0
42	美杉	美杉南	多気地域住民センター	○	W	H13	24		B	448㎡	○	2,330人	14%	C	直営	1,382	4
43	美杉	美杉南	丹生俣多目的集会所		W	H4	33		C	228㎡	○	632人	4%	C	指定管理	296	指
44	美杉	太郎生	太郎生多目的集会所	○	S (一部W)	S56	44		C	337㎡	○	3,526人	19%	C	直営	1,805	20
45	津	西が丘	津西ふれあい会館(R4新設)		S	R4	3		A	394㎡	○	19,585人	61%	A	直営	1,781	1,093
46	津	安東	安東コミュニティセンター(R6新設)	○	RC	S48	52		C	396㎡	○	7,678人	29%	C	直営	748	91
47	安濃	明合	安濃交流会館(旧展示・会議施設)(R2廃止)		RC	S47	-	-	-	1,024㎡	-	-	-	-	-	-	-
48	津	新町	旧新町会館(R2建替)	○	RC	S47	-	-	-	303㎡	-	-	-	-	-	-	-

※指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。

※27：安濃交流会館(あもう温泉)は、令和2年1月に展示・会議施設機能を廃止したため、温浴施設の利用者数を示しています。

※39：下之川住民交流センターは、温浴施設の利用を除いた、会議室の利用数及び利用率を示しています。

※45：津西ふれあい会館は、令和4年6月から運営を開始しています。

※46：安東コミュニティセンターは、旧安東幼稚園を改修し、令和6年7月に運営を開始しました。

## (2) 現状と課題の整理

集会施設の機能については、中学校区ごとに人口1,000人当たり50㎡を基準に確保することを目標に順次整備を進めてきました。

コミュニティセンターは、設置の経緯、目的、施設の規模などが様々であることから、



利用実態を踏まえ、本市が地区活動拠点施設（用語の定義及び各地区の施設については第1章第5項参照）として維持していく施設と、自治会活動のために使用していくその他の施設に分類し、今後の方向性を検討していく必要があります。

利用状況については、会議、研修会、サロン活動、趣味サークルなど地区内の住民活動に広く供していますが、利用率は平均で約12%と低く、集会施設と同種又は類似する機能が重複している地区や地域もあることから、利用率の向上や施設総量の適正化に向け整理が必要となっています。

建物については、八幡生活改善センターを除き耐震性を確保していますが、築30年を経過した施設が半数に迫り、老朽化が進んでいます。

管理運営については、一部の施設で指定管理者制度により運営しています。また、使用料については、減額免除規定を適用した利用が多く、指定管理者が収受している施設を除き、管理運営費に占める使用料の割合は、平均で約5%と著しく低く、効果的かつ効率的な管理運営が課題となっています。

なお、整備当時の国庫補助金については、現在では制度が廃止されている、国の予算状況により配分が得られにくいなどの状況にあります。

### (3) 施設毎の方向性

地区活動拠点施設とその他の施設に分けて、それぞれ次のとおり取り組みます。

なお、将来的には、自治会などの活動拠点として自主的な管理運営に移行することが望ましい施設については、自治会などとの合意形成のもと譲渡を行います。

#### ア 地区活動拠点施設

地区活動拠点施設である場合は、機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

なお、地区内の他の集会機能、行政機能などを有する各施設において、建物の改修等が必要となった時点で、地区活動拠点施設への複合化又は集約化を図ります。

また、温浴設備については、大規模な設備修繕が必要となった時点で、存廃を判断します。

#### イ その他の施設

地区活動拠点施設以外の施設は、機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。ただし、地区内の他の集会機能、行政機能などを有する各施設において、建物の改修等が必要となった時点で、地区活動拠点施設への複合化又は集約化を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)			
1	津	養正	市民活動センター	継続	継続			市民活動の中間支援センターとして機能を継続し、建物は入居する津センターハルスビルにあわせて対応する。
2	津	敬和	鷺崎防災コミュニティセンター	継続	継続			防災拠点でもあることから機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。
3	津	育生	橋南市民センター	継続	継続	●		地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
4	津	育生	橋南会館	継続	継続			機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、地区活動拠点施設への集約化又は複合化を図る。
5	津	育生	阿漕塚記念館	継続	継続			同上
6	津	新町	新町会館	継続	継続	●		地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。

7	津	高茶屋	高茶屋市民センター	複合化	継続	●	現南郊公民館内に設置する高茶屋出張所の機能移転により、機能を複合化し、建物は令和6年度までに複合化の改修を実施。その後は計画的な保全に努める。また、駐車場等の整備により利用の円滑化を図る。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
8	津	高茶屋	城山会館	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。
9	津	神戸	西部市民センター	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
10	津	雲出	雲出地区防災コミュニティセンター	継続	継続		本市の災害対応に係る拠点でもあることから機能を継続し、建物は複合する防災物流施設にあわせて対応する。
11	津	雲出	雲出市民センター	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。ただし、温浴設備は、大規模な設備修繕が必要となった時点で、存廃を検討する。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
12	津	白塚	白塚市民センター	継続	継続	●	機能を継続し、利用可能な間は建物の計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
13	津	栗真	北部市民センター	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
14	津	西が丘	津西会館	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。
15	津	豊が丘	豊が丘会館	継続	継続		同上
16	津	豊が丘	豊が丘おおぞら会館	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
17	津	南が丘	南が丘会館	継続	継続	●	同上
18	津	南が丘	津南防災コミュニティセンター	継続	継続		防災拠点でもあることから機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。
19	久居	誠之	須ヶ瀬構造改善センター	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、地区活動拠点施設への集約化又は複合化を図る。
20	久居	成美	ポルタひさいふれあいセンター	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は区分所有するポルタひさいビルにあわせて対応する。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
21	久居	桃園	桃園情報センター	継続	継続	○	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、公民館としての利用が主であることから、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、転用を検討する。建物は共用する公民館にあわせて対応する。
22	久居	栗葉	七栗産業会館	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、地区活動拠点施設への集約化又は複合化を図る。
23	久居	立成	立成コミュニティセンター	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
24	芸濃	椋本	芸濃コミュニティセンター	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は複合する芸濃庁舎にあわせて対応する。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
25	安濃	安濃	安濃工業会館(R8廃止)	廃止	処分		地区内に集会機能の代替施設があり、地元団体等に今後の利用意向がないことから令和8年3月末をもって機能を廃止。廃止後の土地及び建物は売却する。
26	安濃	明合	サンヒルズ安濃(交流施設等)	継続	継続		機能を継続し、建物は複合するサンヒルズ安濃(ハーモニーホール)にあわせて対応する。
27	安濃	明合	安濃交流会館(あいう温泉)	廃止	処分		温浴機能を維持するためには設備の大規模な修繕が必要となったため、令和8年6月末をもってあいう温泉の機能を含め全面的に機能を廃止。廃止後の土地、建物及び設備並びに源泉施設は売却する。ただし、売却不調の場合は建物等を除却する。
28	安濃	明合	安濃コミュニティセンター	継続	継続		機能は継続し、建物は複合する安濃庁舎にあわせて対応する。
29	一志	川合	コミュニティプラザ川合	継続	継続	○	機能は継続し、建物は共用する川合公民館にあわせて対応する。
30	一志	波瀬	波瀬ふれあい会館	継続	継続	○	機能は継続し、建物は共用する波瀬公民館にあわせて対応する。
31	美杉	美杉東	竹原地域住民センター	継続	継続	*	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
32	美杉	美杉東	竹原多目的集会所	継続	継続		同上
33	美杉	美杉東	竹原コミュニティ防災センター	継続	継続		同上
34	美杉	美杉南	八幡生活改善センター	継続	継続		同上
35	美杉	美杉南	八幡地域住民センター	継続	継続	*	同上

36	美杉	美杉南	美杉高齢者婦人センター(しゃくなげ会館)	継続	継続	*		同上
37	美杉	美杉南	下之川生活改善センター	継続	継続			同上
38	美杉	美杉南	下之川地域住民センター	継続	継続			同上
39	美杉	美杉南	下之川住民交流センター	継続	継続	*		同上
40	美杉	美杉南	伊勢地多目的集会所	継続	継続			同上
41	美杉	美杉南	伊勢地地域住民センター	継続	継続	*		同上
42	美杉	美杉南	多気地域住民センター	継続	継続	*		同上
43	美杉	美杉南	丹生俣多目的集会所	継続	継続			同上
44	美杉	太郎生	太郎生多目的集会所	継続	継続	●		地区活動拠点施設として、周辺の公共施設機能の複合化による多機能化を図りながら機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
45	津	西が丘	津西ふれあい会館	継続	継続	●		地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
46	津	安東	安東コミュニティセンター(R6新設)	継続	継続	●		同上

※地区活動拠点欄において、地区活動拠点に位置付けている施設には「●」、複合又は共用する施設を地区活動拠点に位置付けている施設には「○」、今後、地区活動拠点施設の候補となる施設には「\*」を表示しています。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
安濃工業会館	廃止	処分								廃止	売却		
安濃交流会館(あのを温泉)	廃止	処分								廃止	売却		
高茶屋市民センター	複合化	改修					設計 工事	工事	計画的に保全				
津西ふれあい会館	新設	新設	本体 設計	新築 工事	計画的に保全								

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

※安濃交流会館について、建物付きでの売却が不調となった場合は、有利な財源の活用を前提に、建物等を除却します。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
高茶屋市民センター(高茶屋出張所の複合化、駐車場等の整備)	50	-	78,000
津西ふれあい会館	394	-	229,000
工事費概算(合計)	444		307,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※高茶屋市民センターの延床面積の欄は、高茶屋市民センター内の高茶屋出張所に転用する部分の面積を記載し、工事費概算の欄は、複合化に係る建築工事及び駐車場等の整備工事の概算額の合計を記載しています。

## 2 集会所

総括担当：地域連携課、市民交流課、人権課

### 【要旨】

- ▶ 主に地区内の自治会等の活動拠点を提供する目的で設置
- ▶ 利用可能な間又は国庫補助金の処分制限期間が到来するまでの間、機能は継続、建物は適切に維持。ただし、自治会等の利用意向がない施設については、機能の廃止及び建物の処分又は活用について検討
- ▶ 将来的には、自治会などの活動拠点として自主的な管理運営に移行することが望ましい施設については、自治会などとの合意形成のもと譲渡

### (1) 施設の概要

本市の設置する集会所は、主に地区内の自治会等の活動拠点を提供する目的で設置しており、防衛省、厚労省等の国庫補助金等を受けて整備したもの、開発事業者から寄附を受けたものなど、設置の経緯は様々となっています。河芸地域、美里地域及び香良洲地域を除く地域に設置しています。

基本項目(個別施設計画に転載)																	
番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	愛宕会館		RC	S54	46		-	228㎡	○	-	-	-	直営	469	無
2	津	敬和	高洲会館		RC	S54	46		-	311㎡	○	-	-	-	直営	553	無
3	津	敬和	相生会館		RC	S54	46		-	254㎡	○	-	-	-	直営	503	無
4	津	敬和	大井会館		RC	S60	40		-	160㎡	○	-	-	-	直営	301	無
5	津	橿形	四軒町集会所		S	S55	45		-	153㎡	△	-	-	-	直営	238	無
6	津	橿形	長谷山集会所		S	S61	39		-	159㎡	○	-	-	-	直営	404	無
7	津	橿形	向井集会所		S	S62	38		-	156㎡	○	-	-	-	直営	452	無
8	津	雲出	殿木集会所		S	S59	41		-	152㎡	○	-	-	-	直営	279	無
9	久居	誠之	明神町1地区集会所		S	H4	33		-	126㎡	○	-	-	-	直営	31	無
10	久居	誠之	元町地区集会所		S	H15	22		-	157㎡	○	1,463人	4%	C	指定管理	196	指
11	久居	誠之	久居万町・中町・射場町地区集会所		S	H15	22		-	149㎡	○	463人	1%	C	指定管理	285	指
12	久居	誠之	西鷹跡地区集会所		S	H6	31		-	128㎡	○	676人	1%	C	指定管理	91	指
13	久居	誠之	東鷹跡地区集会所		S	H5	32		-	122㎡	○	1,027人	3%	C	指定管理	135	指
14	久居	成美	北口地区集会所		S	H4	33		-	180㎡	○	-	-	-	直営	31	無
15	久居	成美	明神地区集会所		S	S62	38		-	124㎡	○	416人	1%	C	指定管理	43	指
16	久居	成美	諸戸山・横山地区集会所		S	H9	28		-	125㎡	○	389人	1%	C	指定管理	160	指
17	久居	桃園	木造7区地区集会所		S	S56	44		-	99㎡	△	-	-	-	直営	31	無
18	久居	桃園	桃園地区集会所		S	H11	26		-	151㎡	○	1,240人	2%	C	指定管理	298	指
19	久居	戸木	羽野地区集会所		S	S58	42		-	108㎡	○	163人	1%	C	指定管理	51	指
20	久居	戸木	狐塚地区集会所		S	H3	34		-	124㎡	○	191人	1%	C	指定管理	55	指
21	久居	戸木	戸木地区集会所		S	H8	29		-	161㎡	○	1,526人	5%	C	指定管理	349	指
22	久居	戸木	風早地区集会所		S	H10	27		-	130㎡	○	1,025人	2%	C	指定管理	155	指
23	久居	戸木	桃里団地集会所		S	H9	28		-	92㎡	○	211人	19%	C	指定管理	127	指
24	久居	樽原	向ヶ広地区集会所		S	S56	44		-	99㎡	△	-	-	-	直営	31	無

25	久居	榑原	旧落合地区集会所(R6廃止)		S	S56	44		C	103㎡	△	-	-	-	直営	-	-
26	久居	榑原	下垣内地区集会所		S	H8	29		B	99㎡	○	-	-	-	直営	29	無
27	久居	榑原	榑原地区集会所		S	H4	33		B	172㎡	○	464人	2%	C	指定管理	138	指
28	久居	榑原	榑原中央集会所		S	H13	24		B	155㎡	○	427人	1%	C	指定管理	114	指
29	久居	立成	久居新町中央集会所(R8廃止)		S	S61	39		C	125㎡	○	39人	0%	C	指定管理	57	指
30	久居	立成	相川地区集会所		RC	S49	51		C	425㎡	○	589人	1%	C	指定管理	166	指
31	久居	立成	久居団地・東町地区集会所		S	H16	21		B	156㎡	○	4,849人	14%	C	指定管理	354	指
32	久居	立成	井戸山地区集会所		S	H2	35		B	124㎡	○	137人	0%	C	指定管理	53	指
33	芸濃	雲林院	河原集会所		W	S55	45		C	73㎡	△	-	-	-	直営	0	無
34	芸濃	雲林院	上ノ段集会所		W	H4	33		C	129㎡	○	-	-	-	直営	8	無
35	芸濃	雲林院	南山集会所		W	S54	46		C	89㎡	△	-	-	-	直営	477	無
36	芸濃	椋本	新横山集会所		W	S61	39		C	99㎡	○	-	-	-	直営	0	無
37	芸濃	椋本	西部ヶ丘集会所		W	H4	33		C	120㎡	○	-	-	-	直営	45	無
38	芸濃	椋本	藤ヶ丘団地集会所		W	S53	47		C	109㎡	△	-	-	-	直営	5,675	無
39	安濃	村主	ファミリーステージ安濃集会所		W	H14	23		B	50㎡	○	60人	3%	C	直営	0	無
40	安濃	村主	リバーサイド集会所		W	S63	37		C	66㎡	○	50人	3%	C	直営	0	無
41	安濃	安濃	花の木台集会所		W	H12	25		C	50㎡	○	75人	4%	C	直営	0	無
42	安濃	安濃	レインボー安濃集会所		W	H9	28		C	48㎡	○	65人	4%	C	直営	0	無
43	安濃	明合	明合団地集会所		S	S55	45		C	163㎡	△	645人	35%	B	直営	0	無
44	一志	川合	上垣内集会所		S	H13	24		B	120㎡	○	574人	5%	C	指定管理	308	無
45	一志	川合	西屋敷集会所		W	S49	51		C	117㎡	△	180人	7%	C	直営	14	無
46	一志	川合	本里集会所		W	S62	38		C	118㎡	○	240人	7%	C	直営	14	無
47	一志	川合	中屋敷集会所		W	H9	28		C	130㎡	○	180人	7%	C	直営	14	無
48	一志	川合	屋方集会所		W	H13	24		B	147㎡	○	240人	7%	C	直営	14	無
49	一志	川合	小山集会所		S	H5	32		B	167㎡	○	761人	5%	C	指定管理	220	無
50	一志	川合	庄村集会所		S	S61	39		C	135㎡	○	420人	2%	C	指定管理	68	無
51	一志	川合	片野集会所		S	H11	26		B	119㎡	○	416人	3%	C	指定管理	299	無
52	一志	川合	姫路集会所		W	S57	43		C	289㎡	○	240人	7%	C	直営	149	無
53	一志	波瀬	岩垣内集会所		W	S50	50		C	117㎡	△	180人	7%	C	直営	14	無
54	白山	家城	元取集会所		S	S59	41		C	169㎡	○	195人	10%	C	指定管理	141	無
55	白山	川口	瀬古集会所		S	H4	33		B	159㎡	○	361人	6%	C	指定管理	140	無
56	白山	大三	三ヶ野集会所		S	H3	34		B	272㎡	○	566人	12%	C	指定管理	333	無
57	白山	倭	佐田集会所		S	H11	26		B	241㎡	○	595人	10%	C	指定管理	413	無
58	白山	倭	上ノ村集会所		S	H2	35		B	188㎡	○	2,286人	39%	B	指定管理	576	無
59	白山	八ツ山	山田野上集会所		S	S58	42		C	120㎡	○	163人	4%	C	指定管理	62	無
60	白山	八ツ山	山田野下集会所		S	H14	23		B	249㎡	○	232人	5%	C	指定管理	74	無
61	美杉	美杉東	上平集会所		W	S55	45		C	118㎡	△	-	-	-	直営	4	無
62	美杉	美杉東	共栄集会所		W	S63	37		C	99㎡	○	-	-	-	直営	5	無
63	美杉	美杉南	西ヶ広集会所		CB	S36	64	S56	C	169㎡	△	-	-	-	直営	417	無
64	美杉	美杉南	宇戸原集会所		W	S59	41		C	98㎡	○	-	-	-	直営	7	無
65	美杉	美杉南	越知集会所		W	S40	60		C	86㎡	△	-	-	-	直営	75	無

66	美杉	美杉南	白口集会所		W	S55	45		C	118㎡	△	-	-	-	直営	5	無
67	美杉	美杉南	漆集会所		W	S55	45		C	99㎡	△	-	-	-	直営	4	無
68	久居	成美	旧新町文化財保管庫(H30廃止)		RC	S46	54		C	324㎡	○	-	-	-	-	-	-
69	安濃	安濃	旧清水築原垣内集会所(R1廃止)		W	S49	51		C	30㎡	△	-	-	-	-	-	-

※25：旧落合地区集会所は、今後の利用の見込みが無いことから、令和7年3月に廃止しました。

※29：久居新町中央集会所は、今後の利用の見込みが無いことから、令和8年3月に廃止しました。

※68：旧新町文化財保管庫は、平成30年2月に廃止し、同年3月から福祉団体に貸し付けています。

※69：旧清水築原垣内集会所は、令和元年12月に廃止しました。

※同和对策事業に係る会館及び集会所については、地元運営団体の裁量により地元住民の自由利用に供しているため、利用者数及び利用率は「-」としています。

※使用料を定めていない施設は、使用料を「無」としています。また、指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。

## (2) 現状と課題の整理

本市では、自治会等の区域の単位で設置される集会所については、主に本市からの補助金の交付を受けて、自治会等が自ら施設整備を行います。自衛隊基地がある地域においては、基地周辺環境の整備を目的とした防衛省の国庫補助金を活用して設置したものの、地方改善事業の対象となる地域・地区においては、厚生労働省の国庫補助金を活用して設置したものが、その他、経済産業省や国土交通省の補助金を活用して設置したものの、団地開発事業者から寄附を受けたものなどがあります。

集会所は、本質的には自治会等の活動のための施設であることから、自治会等による自主的な管理運営に移行することが望ましく、これまでの経緯と現在の国庫補助制度の状況を踏まえ、整理が必要となっています。

利用状況については、主に自治会等の会議やイベント会場など自治会の自主的な活動の場となっていますが、利用状況が不明な施設もあります。

建物については、小規模（延床面積が200㎡未満）な施設で耐震診断調査が未実施の施設があるほか、築30年を経過した施設が7割を超え、著しく老朽化が進んでいます。

管理運営については、指定管理者制度により運営している久居地域、一志地域及び白山地域の施設を除き、いずれも直営ですが、実質的に自治会等が主体となって運営しています。

また、使用料を定めていない施設があるほか、指定管理者が利用料を収受している施設を除き使用料収入はありません。

なお、整備当時の国庫補助金については、制度が廃止されている、国の予算状況により配分が得られにくいなど、現在ではこの補助金の活用による施設の建て替え等は困難となっています。また、過去に国庫補助金の交付を受けて整備した施設を国庫補助金の処分制限期間内で建て替えなどを行う場合についても、国への届け出などが必要であるなどの制約があります。

**(3) 施設毎の方向性**

利用可能な間又は国県補助金の処分制限期間が到来するまでの間、自治会等の活動拠点として機能を継続し、建物は適切に維持します。ただし、自治会等の利用意向がない場合や建物の老朽化が顕著な場合などは、機能の廃止及び建物の処分又は活用について検討します。

また、自主的な管理運営に移行することが望ましい施設については、自治会等との合意形成のもと譲渡を行います。譲渡にあたっては、施設の使用に支障がある不具合箇所の修繕等について自治会等と協議を行うとともに、譲渡後の修繕に活用可能な市補助制度の周知を図ります。

また、利用状況が不明な施設について、その把握に努めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	敬和	愛宕会館	継続	継続		利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
2	津	敬和	高洲会館	継続	継続		同上
3	津	敬和	相生会館	継続	継続		同上
4	津	敬和	大井会館	継続	継続		同上
5	津	橿形	四軒町集会所	継続	継続		同上
6	津	橿形	長谷山集会所	継続	継続		同上
7	津	橿形	向井集会所	継続	継続		同上
8	津	雲出	殿木集会所	継続	継続		同上
9	久居	誠之	明神町1地区集会所	継続	継続		同上
10	久居	誠之	元町地区集会所	継続	継続		同上
11	久居	誠之	久居万町・中町・射場町地区集会所	継続	継続		同上
12	久居	誠之	西鷹跡地区集会所	継続	継続		同上
13	久居	誠之	東鷹跡地区集会所	継続	継続		同上
14	久居	成美	北口地区集会所	継続	継続		同上
15	久居	成美	明神地区集会所	継続	継続		同上
16	久居	成美	諸戸山・横山地区集会所	継続	継続		同上
17	久居	桃園	木造7区地区集会所	継続	継続		同上
18	久居	桃園	桃園地区集会所	継続	継続		同上
19	久居	戸木	羽野地区集会所	継続	継続		同上
20	久居	戸木	狐塚地区集会所	継続	継続		同上
21	久居	戸木	戸木地区集会所	継続	継続		同上
22	久居	戸木	風早地区集会所	継続	継続		同上
23	久居	戸木	桃里団地集会所	継続	継続		市営住宅の共同施設として、市営住宅に合わせて対応する。
24	久居	榊原	向ヶ広地区集会所	継続	継続		利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
25	久居	榊原	落合地区集会所(R7廃止)	廃止	除却		地域に利用の意向がないことから、令和7年3月末をもって機能を廃止。廃止後の土地及び建物は除却の上、借地は返還する。

26	久居	榊原	下垣内地区集会所	継続	継続		利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
27	久居	榊原	榊原地区集会所	継続	継続		同上
28	久居	榊原	榊原中央集会所	継続	継続		同上
29	久居	立成	久居新町中央集会所(R8廃止)	廃止	処分		地域に利用の意向がないことから、令和8年3月末をもって機能を廃止。廃止後の土地及び建物は売却する。
30	久居	立成	相川地区集会所	継続	継続		利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
31	久居	立成	久居団地・東町地区集会所	継続	継続		同上
32	久居	立成	井戸山地区集会所	継続	継続		同上
33	芸濃	雲林院	河原集会所	継続	継続		同上
34	芸濃	雲林院	上ノ段集会所	継続	継続		同上
35	芸濃	雲林院	南山集会所	継続	継続		同上
36	芸濃	椋本	新横山集会所	継続	継続		同上
37	芸濃	椋本	西部ヶ丘集会所	継続	継続		同上
38	芸濃	椋本	藤ヶ丘団地集会所	継続	継続		同上
39	安濃	村主	ファミリーステージ安濃集会所	継続	継続		同上
40	安濃	村主	リバーサイド集会所	継続	継続		同上
41	安濃	安濃	花の木台集会所	継続	継続		同上
42	安濃	安濃	レインボー安濃集会所	継続	継続		同上
43	安濃	明合	明合団地集会所	継続	継続		同上
44	一志	川合	上垣内集会所	継続	継続		同上
45	一志	川合	西屋敷集会所	継続	継続		同上
46	一志	川合	本里集会所	継続	継続		同上
47	一志	川合	中屋敷集会所	継続	継続		同上
48	一志	川合	屋方集会所	継続	継続		同上
49	一志	川合	小山集会所	継続	継続		同上
50	一志	川合	庄村集会所	継続	継続		同上
51	一志	川合	片野集会所	継続	継続		同上
52	一志	川合	姫路集会所	継続	継続		同上
53	一志	波瀬	岩垣内集会所	継続	継続		同上
54	白山	家城	元取集会所	継続	継続		同上
55	白山	川口	瀬古集会所	継続	継続		同上
56	白山	大三	三ヶ野集会所	継続	継続		同上
57	白山	倭	佐田集会所	継続	継続		同上
58	白山	倭	上ノ村集会所	継続	継続		同上
59	白山	八ツ山	山田野上集会所	継続	継続		同上
60	白山	八ツ山	山田野下集会所	継続	継続		同上
61	美杉	美杉東	上平集会所	継続	継続		同上
62	美杉	美杉東	共栄集会所	継続	継続		同上



63	美杉	美杉南	西ヶ広集会所	継続	継続			同上
64	美杉	美杉南	宇戸原集会所	継続	継続			同上
65	美杉	美杉南	越知集会所	継続	継続			同上
66	美杉	美杉南	白口集会所	継続	継続			同上
67	美杉	美杉南	漆集会所	継続	継続			同上

**(4) 今後 10 年間の年次計画**

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
落合地区集会所	廃止	除却						廃止 設計	除却	借地返還		
久居新町中央集会所	廃止	除却							廃止	売却		

**(5) 対策費用のシミュレーション**

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
落合地区集会所 (建物の除却)	103	-	14,212
事業費概算 (合計)			

### 3 市営住宅内集会所

総括担当：市営住宅課

#### 【要旨】

- ▶ 市営住宅内集会所については、市営住宅に附属する施設として市営住宅の在り方にあわせて整理を行うこととし、津市公営住宅等長寿命化計画においてその方向性を整理し、本計画の基本的な考え方との整合を図る

#### (1) 施設の概要

市営住宅内集会所については、市営住宅の建設に伴い公営住宅に附属する施設として、市営住宅団地の自治会等の活動場所を提供する目的で、主に国土交通省の国庫補助金を活用して設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	白塚	白塚団地集会所		RC	S59	41		B	70㎡	○	-	-	-	-	-	無
2	津	神戸	げにやま団地集会所		RC	S51	49		B	98㎡	△	-	-	-	-	-	無
3	津	高茶屋	西城山集会所		RC	S54	46		B	101㎡	△	-	-	-	-	-	無
4	津	高茶屋	小森団地集会所		RC	H5	32		B	70㎡	○	-	-	-	-	-	無
5	津	雲出	雲出2号館集会所		S	H15	22		B	74㎡	○	-	-	-	-	-	無
6	久居	栗葉	森団地自治会集会所		S	H18	19		B	82㎡	○	-	-	-	-	-	無
7	久居	成美	相川西団地集会所		S	S53	47		C	36㎡	△	-	-	-	-	-	無

※市営住宅内集会所については、自治会の裁量により自治会員の利用に供しているため、利用者数及び利用率は「-」としています。

※いずれの施設も、使用料を定めていないことから、使用料を「無」としています。また、本体の市営住宅と一体的に管理していることから、管理運営費を「-」としています。

#### (2) 現状と課題の整理

建物については、耐震診断調査が未実施の施設があるほか、築30年を経過した施設が7割を超え、著しく老朽化が進んでいます。

管理運営については、全て直営です。

市営住宅内集会所を補助金の処分制限期間内に処分する場合、国や県への届け出などが必要であるなどの制約がありますが、入居率や建物の老朽化の状況に応じて進める市営住宅の集約化にあわせ、市営住宅内集会所も今後の方向性を検討していく必要があります。

#### (3) 施設区分の方向性

津市公営住宅等長寿命化計画（計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年）に基づき、市営住宅に附属する施設として市営住宅の在り方にあわせて整理を行い、本計画の基本的な考え方との整合を図ります。また、利用状況の把握に努めます。

## 4 隣保館

総括担当：人権課

## 【要旨】

- ▶ 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として設置
- ▶ 地区活動拠点施設について、複合化による多機能化を図りながら、機能は継続、建物は、計画的に保全
- ▶ その他の施設について、施設の果たす役割を終えるまで機能を継続、建物は適切に維持。ただし、役割を終えるまでに利用ができなくなった場合は、地区内の住民の意向を十分尊重し、改修等を検討

## (1) 施設の概要

社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、主に厚生労働省の国庫補助金及び三重県補助金を活用して整備を行った施設であり、河芸地域、安濃地域及び香良洲地域を除く地域に設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	中央市民館		RC	S50	50		B	965㎡	○	5,764人	-	-	直営	3,947	無
2	津	橿形	橿形市民館		RC	S49	51		C	213㎡	○	1,180人	-	-	直営	5,752	無
3	津	橿形	長谷山市民館		RC	S50	50		B	179㎡	○	1,793人	-	-	直営	5,788	無
4	津	雲出	雲出市民館		RC	S51	49		B	197㎡	○	4,222人	-	-	直営	6,442	無
5	久居	成美	久居北口市民館		RC	S52	48		B	547㎡	○	3,026人	-	-	直営	10,131	0
6	久居	成美	久居北口文化会館		S	S55	45		C	484㎡	○	8,527人	-	-	直営	11,248	22
7	久居	榊原	榊原市民館		RC	S53	47		B	353㎡	○	4,091人	-	-	直営	6,753	0
8	芸濃	雲林院	雲林院福祉会館		RC	S49	51		C	937㎡	○	4,887人	-	-	直営	6,363	10
9	美里	長野	中野文化会館		S	H16	21		B	603㎡	○	4,674人	-	-	直営	7,059	0
10	一志	川合	川合文化会館		RC	S56	44		B	528㎡	○	4,031人	-	-	直営	6,814	2
11	白山	川口	白山市民会館		RC	H3	34		B	911㎡	○	4,960人	-	-	直営	12,444	0
12	美杉	美杉東	美杉人権センター	○	RC	H26	11		A	32㎡	○	-	-	-	直営	1,697	-

※1-11：いずれの施設も、各諸室を自由に入退室でき、枠や定員の概念がないことから、利用率を「-」としています。

※12：美杉人権センターは、諸室等の貸館事業をしておらず、各種事業は美杉総合文化センターの諸室で実施していることから、利用数、利用率及び使用料は「-」としています。

※使用料を定めていない施設は、使用料を「無」としています。

## (2) 現状と課題の整理

利用状況について、利用者数は、年間で約1,200～8,500人となっており、人権学習、研修会、サロン活動、趣味サークルなど、広く地区内の住民活動に供しています。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、築30年を経過した施設が8割を超え、老朽化が進んでいます。

管理運営については、全て直営で、人件費などに対して三重県補助金が交付されています。また、使用料を設定している施設については、市主催事業や、減額免除規定を適

用した利用が多く、管理運営費に占める使用料の割合は、平均で1%未満と、著しく低くなっています。

なお、改修などを実施する場合には、国庫補助金及び三重県補助金に係る制度が活用できます。

### (3) 施設毎の方向性

機能及び建物については、地区活動拠点施設とその他の施設とに分けて、それぞれ次のとおり取り組みます。

#### ア 地区活動拠点施設

地区活動拠点施設である場合は、施設の果たす役割を終えるまで機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

なお、地区内の他の集会機能、行政機能などを有する各施設において、建物の改修等が必要となった時点で、隣保館機能に支障のない範囲で、当該集会施設等の複合化又は集約化を図ります。

#### イ その他の施設

地区活動拠点施設以外の施設は、施設の果たす役割を終えるまで機能を継続し、建物は適切に維持します。複合施設にあつては、複合している施設にあわせて対応します。

なお、役割を終えるまでに利用ができなくなった場合には、地区内の住民の意向を十分尊重し、補助金の活用による改修等を検討します。

管理運営については、人権学習、生涯学習、放課後における児童生徒に対する学習などで、教育集会所や他の施設区分との事業の連携について検討するほか、隣保館運営審議会において運営方針を毎年見直すとともに、地区内の住民主体の運営委員会にて相談機能の強化や利用率の向上を検討していきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)			
1	津	敬和	中央市民館	継続	継続			施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。
2	津	橿形	橿形市民館	継続	継続			同上
3	津	橿形	長谷山市民館	継続	継続			同上
4	津	雲出	雲出市民館	継続	継続			同上
5	久居	成美	久居北口市民館	継続	継続			同上
6	久居	成美	久居北口文化会館	継続	継続			同上
7	久居	榊原	榊原市民館	継続	継続			同上
8	芸濃	雲林院	雲林院福祉会館	継続	継続	●		地区活動拠点施設として集会施設機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
9	美里	長野	中野文化会館	継続	継続	●		同上
10	一志	川合	川合文化会館	継続	継続			施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。
11	白山	川口	白山市民会館	継続	継続			同上
12	美杉	美杉東	美杉人権センター	継続	継続			施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続する。建物については、複合する施設にあわせて対応する。

※地区活動拠点欄において、地区活動拠点に位置付けている施設には「●」を表示しています。

## 5 農民研修センター

総括担当：農林水産政策課

## 【要旨】

- ▶ 農業振興、農業・農村環境の維持発展及び農村地域のコミュニティの形成を目的に設置
- ▶ 公民館やコミュニティセンターとしての利用実態が主であることから、機能の見直しについて、地区内の集会機能、行政機能などを有する各施設において、建物の改修が必要となった時点で、転用を検討

## (1) 施設の概要

農業振興、農業・農村環境の維持発展及び農村地域のコミュニティの形成を目的に、農林水産省の国庫補助金を活用して整備を行った施設であり、河芸地域、芸濃地域及び香良洲地域を除く地域に設置しています。また、美杉地域の施設は、林業振興を目的とした研修施設となっています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	高野尾	転作促進技術研修所		S (一部W)	S56	44		C	145㎡	○	415人	13%	C	直営	38	無
2	久居	栗葉	稲葉農村集落多目的共同利用施設	○	S	H9	28		B	299㎡	○	0人	0%	C	直営	363	0
3	久居	栗葉	久居農村婦人の家	○	RC	S60	40		B	198㎡	○	126人	3%	C	直営	214	0
4	久居	榊原	榊原農民研修所	○	RC	S53	47		B	383㎡	○	0人	0%	C	直営	875	0
5	美里	高宮	美里農業研修センター		RC	S53	47		B	505㎡	○	591人	11%	C	直営	2,284	0
6	安濃	草生	草生農村集落多目的共同利用施設	○	S	H8	29		B	272㎡	○	2,858人	8%	C	直営	2,329	4
7	安濃	村主	村主農村集落多目的共同利用施設	○	S	H4	33		B	298㎡	○	4,235人	8%	C	直営	744	1
8	安濃	安濃	安濃農村集落多目的共同利用施設	○	S	H6	31		B	315㎡	○	1,442人	3%	C	直営	687	1
9	安濃	明合	安濃農民研修センター		RC	S55	45		B	510㎡	○	0人	0%	C	直営	0	0
10	一志	高岡	一志農村環境改善センター	○	RC	S62	38		B	831㎡	○	22,309人	17%	C	直営	7,307	673
11	一志	波瀬	波瀬農村集落多目的共同利用施設	○	W	H2	35		C	224㎡	○	564人	1%	C	直営	1,202	0
12	白山	家城	家城農村集落多目的共同利用施設	○	S	H1	36		B	324㎡	○	1,306人	5%	C	直営	0	0
13	白山	川口	白山農民研修所	○	RC	S49	51		C	767㎡	○	4,347人	1%	C	直営	1,348	71
14	白山	大三	大三農村集落多目的共同利用施設	○	S	H10	27		B	328㎡	○	3,832人	11%	C	直営	0	38
15	白山	八ツ山	八ツ山農村集落多目的共同利用施設	○	S	H9	28		B	341㎡	○	2,303人	9%	C	直営	0	13
16	美杉	美杉東	美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」		W	H1	36		C	292㎡	○	2,041人	1%	C	指定管理	2,605	指

※使用料を定めていない施設は、使用料を「無」としています。また、指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。

※12：家城農村集落多目的共同利用施設、14：大三農村集落多目的共同利用施設、15：八ツ山農村集落多目的共同利用施設の管理運営費については、複合する出張所の管理運営費に含めて計上しています。

## (2) 現状と課題の整理

利用状況について、利用率は平均で約6%と著しく低くなっており、特に、公民館などと複合又は共用している施設では、当初の設置目的である農林業の振興などのための利用は少なく、公民館などでの利用が主となっており、農民研修センターとしての利用が全く無い施設もあります。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、築30年を経過した施設が7割を超え、著しく老朽化が進んでいます。

管理運営については、転作促進技術研修所を除き、使用料を設定していますが、減額免除規定を適用した利用が多く、指定管理者が収受している施設を除き、管理運営費に占める使用料の割合は、平均で約4%と著しく低くなっています。

なお、整備当時の国庫補助金については、国の予算状況により配分が得られにくいなど、現在ではこの補助金の活用による施設の建て替えなどは困難となっています。

### (3) 施設毎の方向性

当初の設置目的である農林業の振興などのための利用が少ないことから、公民館、コミュニティセンターなどの主な利用実態に応じた機能への見直しについて、地区内の集会機能、行政機能などを有する各施設において、建物の改修等が必要となった時点で、転用を検討します。なお、公民館などと複合又は共用している施設については、複合又は共用している公民館などにあわせて対応します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)			
1	津	高野尾	転作促進技術研修所	継続	継続	*	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地区集会所としての利用が主であることから、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、地区集会所として地元団体への譲渡等を協議する。	
2	久居	栗葉	稲葉農村集落多目的共同利用施設	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、公民館としての利用が主であることから、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、公民館機能への転用を検討する。建物は共用する公民館にあわせて対応する。	
3	久居	栗葉	久居農村婦人の家	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、出張所としての利用が主であることから、出張所の区分全体での在り方検討の結果を受けて転用等を検討する。建物は複合する出張所にあわせて対応する。	
4	久居	榊原	榊原農民研修所	継続	継続	○	同上	
5	美里	高宮	美里農業研修センター	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、施設の利用実態を精査したうえで、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、利用実態に応じた機能への転用を検討する。	
6	安濃	草生	草生農村集落多目的共同利用施設	継続	継続	○	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、公民館としての利用が主であることから、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、公民館機能への転用を検討する。建物は共用する公民館にあわせて対応する。	
7	安濃	村主	村主農村集落多目的共同利用施設	継続	継続	○	同上	
8	安濃	安濃	安濃農村集落多目的共同利用施設	継続	継続	○	同上	
9	安濃	明合	安濃農民研修センター	廃止	処分		エリア再編により周辺の公共施設へ集会施設機能を集約したうえで、農民研修センターの機能を廃止する。廃止後の建物は国・県補助金返還の免除に係る手続きを行ったうえで除却する。	
10	一志	高岡	一志農村環境改善センター	継続	継続	○	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、公民館としての利用が主であることから、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、公民館機能への転用を検討する。建物は共用する公民館にあわせて対応する。	
11	一志	波瀬	波瀬農村集落多目的共同利用施設	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、出張所としての利用が主であることから、出張所の区分全体での在り方検討の結果を受けて転用等を検討する。建物は複合する出張所にあわせて対応する。	
12	白山	家城	家城農村集落多目的共同利用施設	継続	継続		同上	
13	白山	川口	白山農民研修所	継続	継続		同上	
14	白山	大三	大三農村集落多目的共同利用施設	継続	継続	○	同上	
15	白山	ハツ山	ハツ山農村集落多目的共同利用施設	継続	継続	○	同上	
16	美杉	美杉東	美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地区内で集会機能が重複していることから、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、利用実態に応じた機能への転用を検討する。	

※地区活動拠点欄において、複合又は共用する施設を地区活動拠点に位置付けている施設には「○」、今後、地区活動拠点施設の候補となる施設には「\*」を表示しています。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
安濃農民研修センター	廃止	処分	補助金返還の免除に係る手続き・除却									

## 6 教育集会所

総括担当：人権教育課

### 【要旨】

- ▶ 地区内の社会教育や人権啓発を目的に設置
- ▶ 利用可能な間は施設の果たす役割（機能）を継続、建物は適切に維持
- ▶ 役割を終えるまでに利用ができなくなった場合は、地区内の住民との合意を図りながら他の施設での事業実施について検討

### (1) 施設の概要

地区内の社会教育や人権啓発を目的に、人権相談、生活相談、人権学習会などの事業を実施するため、主に文部科学省の国庫補助金及び三重県補助金を活用して整備を行った施設であり、河芸地域、安濃地域及び香良洲地域を除く地域に設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	高洲町教育集会所		RC	S49	51	H29	B	554㎡	○	9,976人	-	-	直営	7,745	無
2	久居	誠之	明神教育集会所		W	S53	47		C	160㎡	△	566人	-	-	直営	1,311	無
3	久居	成美	北口教育集会所		W	S45	55		C	126㎡	△	213人	-	-	直営	489	無
4	久居	桃園	桃園教育集会所		S	H13	24		B	170㎡	○	1,130人	-	-	直営	1,348	無
5	久居	栗葉	森教育集会所		W	S54	46		C	99㎡	△	301人	-	-	直営	493	無
6	久居	榊原	下村教育集会所		W	S53	47		C	99㎡	△	545人	-	-	直営	387	無
7	久居	榊原	榊原上教育集会所		W	S62	38		C	132㎡	○	918人	-	-	直営	388	無
8	芸濃	雲林院	新田教育集会所		W	S62	38		C	130㎡	○	25人	-	-	直営	26	無
9	芸濃	雲林院	青木団地教育集会所		W	S52	48		C	106㎡	△	22人	-	-	直営	14	無
10	芸濃	椋本	殿町教育集会所		W	S54	46		C	133㎡	△	120人	-	-	直営	21	無
11	美里	長野	長野教育集会所		S	S49	51		C	299㎡	○	1,759人	-	-	直営	4,716	無
12	美里	長野	東山教育集会所		W	S52	48		C	39㎡	△	0人	-	-	直営	24	無
13	一志	川合	川合教育集会所		S	H7	30		B	150㎡	○	1,588人	-	-	直営	5,067	無
14	白山	家城	家城文化センター		S	H14	23		B	145㎡	○	1,416人	-	-	直営	2,577	無
15	白山	川口	大広教育集会所		S	S62	38		B	162㎡	○	1,022人	-	-	直営	2,254	無
16	白山	倭	上佐田教育集会所		S	S62	38		B	132㎡	○	558人	-	-	直営	2,371	無
17	白山	八ツ山	八対野教育文化会館		S	H4	33		B	185㎡	○	963人	-	-	直営	2,976	無
18	美杉	美杉東	梅ヶ広教育集会所		S	H24	13		A	137㎡	○	94人	-	-	直営	437	無

※いずれの施設も、各諸室を自由に入退室でき、枠や定員の概念がないことから、利用率を「-」としています。  
 ※いずれの施設も、使用料を定めていないことから、使用料を「無」としています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況について、利用者数は平均で約1,200人となっており、会議室や研修室など多目的に使える部屋の利用率が高い反面、調理実習室や和室など使用目的が限られる部屋については利用率が低くなっています。



建物については、小規模（延床面積が200㎡未満）な施設で耐震診断調査が未実施の施設があるほか、築30年を経過した施設が7割を超え、著しく老朽化が進んでいます。

管理運営については、全て直営で、使用料は徴収していません。

なお、整備当時の国庫補助金及び三重県補助金に係る制度は、いずれも廃止されており、現在ではこの補助金の活用による施設の建て替えなどはできません。

### (3) 施設毎の方向性

教育集会所は、利用可能な間は施設の果たす役割（機能）を継続し、本市が管理運営を行います。役割を終えるまでに利用ができなくなった場合は、人権学習、生涯学習、放課後における児童生徒に対する学習などで、隣保館や他の施設区分との事業の連携について検討するとともに、地区内の住民との合意形成を図りながら他の施設での事業実施についても検討していきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討用途	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
1	津	敬和	高洲町教育集会所	継続	継続			利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
2	久居	誠之	明神教育集会所	継続	継続			同上
3	久居	成美	北口教育集会所	継続	継続			同上
4	久居	桃園	桃園教育集会所	継続	継続			同上
5	久居	栗葉	森教育集会所	継続	継続			同上
6	久居	榊原	下村教育集会所	継続	継続			同上
7	久居	榊原	榊原上教育集会所	継続	継続			同上
8	芸濃	雲林院	新田教育集会所	継続	継続			同上
9	芸濃	雲林院	青木団地教育集会所	継続	継続			同上
10	芸濃	椋本	殿町教育集会所	継続	継続			同上
11	美里	長野	長野教育集会所	継続	継続			同上
12	美里	長野	東山教育集会所	継続	継続			同上
13	一志	川合	川合教育集会所	継続	継続			同上
14	白山	家城	家城文化センター	継続	継続			同上
15	白山	川口	大広教育集会所	継続	継続			同上
16	白山	倭	上佐田教育集会所	継続	継続			同上
17	白山	八ツ山	八対野教育文化会館	継続	継続			同上
18	美杉	美杉東	梅ヶ広教育集会所	継続	継続			同上

## 7 公民館

総括担当：生涯学習課

## 【要旨】

- ▶ 住民の教養の向上、健康の増進等を目的に生涯学習の拠点として設置
- ▶ 地区活動拠点施設について、機能は継続、建物は計画的に保全
- ▶ その他の施設について、機能は継続、利用可能な間は建物を適切に維持
- ▶ ただし、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、地区活動拠点施設への集約化又は複合化を図る
- ▶ 施設再編の際には段階的な広域化を図り、地区活動拠点施設等の諸室を活用した講座展開などによる公民館事業の充実を図る

## (1) 施設の概要

社会教育法に基づき、住民の教養の向上、健康の増進等を目的に、生涯学習の拠点として公民館講座や自主講座などを実施するため、主に文部科学省の補助金を活用して整備を行った施設であり、市内全域に配置していますが、施設の配置、規模、諸室や設備の内容等は施設により異なります。

また、コミュニティセンター等と同様に、各地域又は各地区の集会施設としての役割を果たしています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	中央公民館	○	SRC	S60	-	H24	-	2,149㎡	-	43,705人	32%	B	-	44,428	1,514
2	津	修成	橋南公民館		RC	H2	-	R2	-	876㎡	-	10,934人	17%	C	-	7,125	104
3	津	南立誠	橋北公民館	○	S	H13	-		-	927㎡	-	30,356人	33%	B	-	7,902	3,361
4	津	敬和	敬和公民館		RC	S53	-		-	1,086㎡	-	28,172人	24%	C	-	11,393	453
5	津	高茶屋	南郊公民館		RC	S47	-		-	525㎡	-	9,044人	18%	C	-	7,077	221
6	津	一身田	一身田公民館	○	RC	H31	-		-	350㎡	-	13,261人	48%	B	-	6,306	293
7	津	白塚	白塚公民館	○	RC	S49	-		-	495㎡	-	5,690人	14%	C	-	6,642	290
8	津	片田	片田公民館		RC	S52	-		-	491㎡	-	5,057人	12%	C	-	7,339	169
9	津	大里	豊里公民館		RC	S49	-		-	469㎡	-	7,352人	19%	C	-	8,091	210
10	久居	誠之	久居公民館		RC	S52	-		-	1,410㎡	-	24,900人	24%	C	-	11,801	1,153
11	久居	桃園	桃園公民館	○	RC	S63	-		-	353㎡	-	5,439人	8%	C	-	4,824	51
12	久居	戸木	戸木公民館		RC	S57	-		-	287㎡	-	5,352人	7%	C	-	5,986	83
13	久居	栗葉	稲葉公民館	○	S	H9	-		-	299㎡	-	5,967人	15%	C	-	5,374	125
14	久居	栗葉	七栗公民館	○	RC	H2	-		-	357㎡	-	4,958人	6%	C	-	5,265	83
15	久居	榊原	榊原公民館	○	S	S53	-		-	50㎡	-	1,970人	3%	C	-	4,993	5
16	久居	立成	立成公民館	○	RC	H7	-		-	389㎡	-	9,526人	16%	C	-	5,637	295
17	河芸	豊津	豊津公民館(R5廃止)	※	RC	S40	-		-	486㎡	-	-	-	-	-	-	-
18	河芸	上野	上野公民館		RC	H1	-		-	394㎡	-	4,480人	9%	C	-	6,749	41
19	河芸	黒田	河芸公民館		RC	S53	-		-	3,586㎡	-	60,457人	28%	C	-	47,365	1,333
20	河芸	黒田	黒田公民館(R5廃止)	※	RC	S44	-		-	73㎡	-	-	-	-	-	-	-
21	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘公民館	○	RC	S62	-		-	581㎡	-	13,950人	21%	C	-	4,698	553

22	芸濃	明	明公民館	※	RC	S55	-	-	80㎡	-	182人	1%	C	-	0	0
23	芸濃	雲林院	雲林院公民館	※	RC	S54	-	-	30㎡	-	0人	0%	C	-	0	0
24	芸濃	棕本	棕本公民館	※	RC	S49	-	-	65㎡	-	0人	0%	C	-	0	0
25	芸濃	棕本	芸濃公民館	○	RC	H8	-	-	57㎡	-	1,269人	2%	C	-	4,402	36
26	芸濃	安西	安西公民館	※	RC	S29	-	-	32㎡	-	0人	0%	C	-	0	0
27	美里	高宮	美里公民館(旧高宮公民館)		RC	H2	-	-	275㎡	-	3,971人	8%	C	-	5,133	102
28	美里	辰水	辰水公民館(R6廃止)	※	RC	S62	-	-	94㎡	-	-	-	-	-	-	-
29	美里	長野	長野公民館(R6廃止)	※	RC	H1	-	-	94㎡	-	-	-	-	-	-	-
30	安濃	草生	草生公民館	○	S	H8	-	-	272㎡	-	2,858人	9%	C	-	2,490	18
31	安濃	村主	村主公民館	○	S	H4	-	-	298㎡	-	4,235人	8%	C	-	2,474	0
32	安濃	安濃	安濃公民館	○	S	H6	-	-	315㎡	-	1,442人	3%	C	-	2,500	1
33	安濃	明合	安濃中公民館	○	RC	H17	-	-	2,244㎡	-	27,307人	26%	C	-	5,294	740
34	安濃	明合	明合公民館		S	H2	-	-	390㎡	-	6,200人	13%	C	-	3,608	8
35	香良洲	香良洲	香良洲公民館		RC	S52	-	-	773㎡	-	4,033人	5%	C	-	263	170
36	一志	川合	川合公民館	○	S	H10	-	-	408㎡	-	6,265人	14%	C	-	7,495	65
37	一志	高岡	一志高岡公民館	○	RC	S62	-	-	657㎡	-	15,834人	9%	C	-	4,709	53
38	一志	大井	大井公民館		S	H5	-	-	671㎡	-	7,170人	9%	C	-	6,376	89
39	一志	波瀬	波瀬公民館	○	S	H8	-	-	329㎡	-	3,300人	6%	C	-	7,219	0
40	白山	家城	元取公民館		S	H26	-	-	600㎡	-	1,969人	2%	C	-	5,823	0
41	白山	家城	家城公民館	○	RC	H1	-	-	32㎡	-	2,315人	5%	C	-	4,731	13
42	白山	川口	白山公民館	○	RC	S49	-	-	468㎡	-	708人	3%	C	-	5,903	0
43	白山	川口	川口公民館		RC	S52	-	H22	418㎡	-	6,502人	8%	C	-	5,595	11
44	白山	大三	大三公民館	○	S	H10	-	-	28㎡	-	3,988人	8%	C	-	4,671	42
45	白山	倭	倭公民館		S	H2	-	-	418㎡	-	4,670人	9%	C	-	5,486	4
46	白山	八ツ山	八ツ山公民館	○	S	H9	-	-	31㎡	-	4,085人	10%	C	-	4,653	73
47	美杉	美杉東	竹原公民館	○	RC	S53	-	-	1,540㎡	-	122人	0%	C	-	12	0
48	美杉	美杉東	八知公民館	○	RC	H26	-	-	88㎡	-	1,320人	4%	C	-	13	0
49	美杉	美杉南	八幡公民館	○	W	H17	-	-	315㎡	-	187人	1%	C	-	12	4
50	美杉	美杉南	下之川公民館	○	W	H14	-	-	382㎡	-	152人	0%	C	-	12	0
51	美杉	美杉南	伊勢地公民館	○	W	H15	-	-	448㎡	-	103人	0%	C	-	12	0
52	美杉	美杉南	多気公民館	○	W	H13	-	-	479㎡	-	49人	0%	C	-	13	0
53	美杉	太郎生	太郎生公民館	○	S・W	S56	-	-	391㎡	-	359人	1%	C	-	12	25
54	津	一身田	旧一身田公民館(H31建替)	○	RC	S42	-	-	429㎡	-	-	-	-	-	-	-
55	津	修成	旧橋南公民館(R2移転)		RC	S47	-	-	479㎡	-	-	-	-	-	-	-

※小学校等の一室を公民館に位置付けている施設（いわゆる学校借用施設）は、複合施設欄を「※」としています。

※2：橋南公民館については、旧修成幼稚園を改修して令和2年10月に新施設を供用開始しました。

※17：豊津公民館及び20：黒田公民館については、河芸地域の公民館再編により令和5年3月に廃止しました。

※27：高宮公民館は令和6年4月から美里公民館に名称変更、28：辰水公民館及び29：長野公民館については、美里地域の公民館再編により令和6年3月に廃止しました。

## (2) 現状と課題の整理

利用状況について、利用率は平均で11%となっており、特に、コミュニティセンターなどに併設している美杉地域の公民館の利用率が低く、学校施設（旧学校施設を含みま

す。)内の一室を公民館に位置付けた、いわゆる学校借用施設において、利用が全く無い施設もあります。

建物については、耐震性を確保しているものの、築30年を経過した施設が6割を超え、老朽化が進んでいます。

管理運営については、全て直営で、公民館講座の講座受講料及び貸館の使用料を徴収していますが、減額免除規定を適用した利用が多く、管理運営費に占める使用料の割合は平均で約4%と著しく低くなっています。

また、総合管理計画及び公民館に係る整備指針の趣旨を受け、地区内のまちづくりの課題に対応していくための学習の場としての役割を公民館が担っていく必要があり、平成31年には、出張所との複合施設としてダウンサイジングして建て替えた一身田公民館、令和2年には、津みどりの森こども園の整備により閉園となった旧修成幼稚園を改修し、新たな橋南公民館を開館しています。

なお、整備当時の国庫補助金に係る制度は平成9年度に廃止されたため、現在ではこの補助金の活用による施設の建て替えなどはできません。

### (3) 施設毎の方向性

生涯学習の拠点や地区内のまちづくりの課題に対応していくための学習の場としてつ、地区活動拠点施設とその他の施設に分けて、それぞれ次のとおり取り組みます。

なお、施設再編の際には、旧小学校区、小学校区(地区)、中学校区へと段階的な広域化を図り、地区活動拠点施設等の諸室を活用した講座展開などによる公民館事業の充実を図ります。

#### ア 地区活動拠点施設

地区活動拠点施設である場合は、機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

ただし、地区内の他の集会機能、行政機能などを有する各施設において、建物の改修等が必要となった時点で、地区活動拠点施設への複合化又は集約化を図ります。

#### イ その他の施設

地区活動拠点施設以外の施設は、機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。ただし、地区内の他の集会機能、行政機能などを有する各施設において、建物の改修等が必要となった時点で、地区活動拠点施設への複合化又は集約化を図ります。

##### ⑦ 地区内で集会施設機能が重複している施設

機能は継続しますが、地区内の同種施設において廃止や改修等が必要となった時点で、建物の在り方を具体化します。

##### ⑧ 利用率が著しく低い施設

他の集会施設に併設している施設及び学校借用施設については、地区内の同種施設において廃止や改修等の時期が到来する時点で、より広域的な公民館への機能の集約化について検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)			
1	津	養正	中央公民館	継続	継続	●	中央公民館及び地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は区分所有する津センターハルスビルにあわせて対応する。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
2	津	修成	橋南公民館	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
3	津	南立誠	橋北公民館	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は区分所有するアスト津ビルにあわせて対応する。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
4	津	敬和	敬和公民館	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
5	津	高茶屋	南郊公民館	複合化	建替		機能は継続し、建物は、老朽化が顕著であることから、高茶屋保育園敷地を活用し、消防団詰所・車庫、水防倉庫等と複合化した南郊公民館の建て替えを行う。なお、現南郊公民館敷地については、売却処分により歳入の確保を図る。	
6	津	一身田	一身田公民館	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
7	津	白塚	白塚公民館	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。	
8	津	片田	片田公民館	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
9	津	大里	豊里公民館	継続	継続	●	同上	
10	久居	誠之	久居公民館	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。	
11	久居	桃園	桃園公民館	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
12	久居	戸木	戸木公民館	継続	継続	●	同上	
13	久居	栗葉	稲葉公民館	継続	継続	*	機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。	
14	久居	栗葉	七栗公民館	継続	継続	*	同上	
15	久居	榊原	榊原公民館	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
16	久居	立成	立成公民館	継続	継続	○	機能は継続し、建物は共用する立成コミュニティセンターにあわせて対応する。	
17	河芸	豊津	豊津公民館(R5廃止)	集約化	継続		公民館としての機能を発揮できていなかったことから、地域において拠点となる河芸公民館に令和5年3月末をもって機能を集約化(廃止)。廃止後の建物は学校施設として継続する。	
18	河芸	上野	上野公民館	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
19	河芸	黒田	河芸公民館	集約化	継続	●	豊津公民館及び黒田公民館の機能を地域において拠点となる河芸公民館に集約化し、建物は、令和6年度までに改修を実施。その後は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
20	河芸	黒田	黒田公民館(R5廃止)	集約化	継続		公民館としての機能を発揮できていなかったことから、地域において拠点となる河芸公民館に令和5年3月末をもって機能を集約化(廃止)。廃止後の建物は学校施設として継続する。	
21	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘公民館	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	
22	芸濃	明	明公民館	集約化	継続		公民館機能の集約先や出前講座を行う場所を選定し、地域において拠点となる公民館に機能を集約化する。	
23	芸濃	雲林院	雲林院公民館	集約化	-		同上	
24	芸濃	椋本	椋本公民館	集約化	継続		同上	
25	芸濃	椋本	芸濃公民館	集約化	継続		同上	
26	芸濃	安西	安西公民館	集約化	-		同上	
27	美里	高宮	美里公民館(旧高宮公民館)	継続	継続	●	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。	

28	美里	辰水	辰水公民館(R6廃止)	集約化	継続			利用率が著しく低いことから、令和6年3月末をもって機能は地域の拠点である美里公民館に集約化(廃止)。廃止後の建物は地域振興施設である体育館の一部として管理する。
29	美里	長野	長野公民館(R6廃止)	集約化	継続			同上
30	安濃	草生	草生公民館	継続	継続	●		地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
31	安濃	村主	村主公民館	継続	継続	●		同上
32	安濃	安濃	安濃公民館	継続	継続	●		同上
33	安濃	明合	安濃中公民館	継続	継続	●		同上
34	安濃	明合	明合公民館	継続	継続			機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。
35	香良洲	香良洲	香良洲公民館	継続	継続			機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。
36	一志	川合	川合公民館	継続	継続	●		地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
37	一志	高岡	一志高岡公民館	継続	継続	●		同上
38	一志	大井	大井公民館	継続	継続	●		同上
39	一志	波瀬	波瀬公民館	継続	継続	●		同上
40	白山	家城	元取公民館	継続	継続	*		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。
41	白山	家城	家城公民館	継続	継続	*		同上
42	白山	川口	白山公民館	継続	継続			同上
43	白山	川口	川口公民館	継続	継続	●		地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、当該集会施設等の集約化又は複合化を図る。
44	白山	大三	大三公民館	継続	継続	●		同上
45	白山	倭	倭公民館	継続	継続	●		同上
46	白山	ハツ山	ハツ山公民館	継続	継続	●		同上
47	美杉	美杉東	竹原公民館	継続	継続			機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、利用率が著しく低いことから、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、機能は地域において拠点となる公民館への集約化を図る。
48	美杉	美杉東	八知公民館	継続	継続	*		機能は継続し、建物は複合する美杉庁舎にあわせて対応する。
49	美杉	美杉南	八幡公民館	継続	継続			機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、利用率が著しく低いことから、地区内の集会施設等において改修等が必要となった時点で、機能は地域において拠点となる公民館への集約化を図る。
50	美杉	美杉南	下之川公民館	継続	継続			同上
51	美杉	美杉南	伊勢地公民館	継続	継続			同上
52	美杉	美杉南	多気公民館	継続	継続			同上
53	美杉	太郎生	太郎生公民館	継続	継続			同上

※地区活動拠点欄において、地区活動拠点に位置付けている施設には「●」、複合又は共用する施設を地区活動拠点に位置付けている施設には「○」、今後、地区活動拠点施設の候補となる施設には「\*」を表示しています。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
南郊公民館（新施設）	複合化	建替 （新設）					設計	新設				計画的に保全	
南郊公民館（現施設）	複合化	建替 （処分）								売却 準備		売却	
豊津公民館	集約化	継続										集約化	
河芸公民館	集約化	改修				改修						計画的に保全	
黒田公民館	集約化	継続										集約化	

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積（㎡）	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
南郊公民館	571	-	499,000
河芸公民館	3,118	-	123,000
工事費概算（合計）	3,689		622,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※河芸公民館の延床面積の欄には、工事対象部分として本館のうち3階の諸室以外の部分の面積を記載しています。

## 第2項 文化施設編

### 1 文化センター

総括担当：文化振興課、アストプラ  
ザ、生涯学習課、農林水産政策課

#### 【要旨】

- ▶ 文化センターは文化芸術作品の鑑賞・創作・発表、地域文化や郷土芸能の継承のほか、社会教育や産業振興などを目的に設置
- ▶ 文化芸術の重点施策を担う施設（文化ホール及び創造ホールを有する施設）については、機能を継続、建物は長寿命化
- ▶ 地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設（地域ホールを有する施設）については、機能は継続、建物又はその他設備の耐用年数を目安に、利用可能な間は建物を適切に維持
- ▶ 企業活動、市民活動をはじめ多目的な利用に供する施設（その他のホールを有する施設）については、機能は継続、建物は区分所有する建物にあわせて対応

#### (1) 施設の概要

文化センターは、舞台や客席を有するホールを中心とし、ギャラリー、会議室などの附帯諸室を備えた施設であり、市民の文化芸術活動の場や機会を提供すること、質の高い文化芸術に触れる機会を提供することを通じて、市民の活動を支援する役割を担っています。文化芸術作品の鑑賞・創作・発表、地域文化や郷土芸能の継承のほか、社会教育や産業振興など、多目的な利用があります。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	津リージョンプラザ(お城ホール及び附帯施設)	○	SRC	S62	38		B	5,753㎡	○	59,975人	44%	B	直営	68,480	14,984
2	津	養正	センターパレスホール(R6廃止)		SRC	S60	40	H24	A	1,120㎡	○	-	-	-	直営	-	-
3	津	南立誠	アストプラザ(アストホール及び附帯施設)	○	S	H13	24		B	3,633㎡	○	52,545人	31%	B	直営	102,653	17,523
4	久居	誠之	久居アルスプラザ(ときの風ホール及び附帯施設)		S (一部RC)	R2	5		A	6,061㎡	○	118,847人	52%	B	指定管理	188,030	指
5	芸濃	棕本	芸濃総合文化センター(市民ホール及び附帯施設)	○	RC	H8	29		B	8,842㎡	○	17,383人	16%	C	直営	20,571	721
6	美里	高宮	美里文化センター(文化ホール及び附帯施設)	○	RC	H6	31		B	1,549㎡	○	6,301人	9%	C	直営	7,091	379
7	安濃	明合	サンヒルズ安濃(ハーモニーホール及び附帯施設)	○	RC	H8	29	R1	A	4,187㎡	○	15,706人	12%	C	直営	56,377	2,215
8	香良洲	香良洲	サンデルタ香良洲(多目的ホール及び附帯施設)	○	RC	H6	31		B	1,148㎡	○	15,083人	20%	C	直営	22,256	1,166
9	白山	大三	白山総合文化センター(しらさぎホール及び附帯施設)	○	RC	H16	21	H30	A	5,538㎡	○	40,550人	20%	C	直営	46,500	4,218
10	美杉	美杉東	美杉総合文化センター(多目的ホール及び附帯施設)	○	RC (一部S)	H26	11		A	1,229㎡	○	12,387人	24%	C	直営	15,972	97

※河芸公民館及び一志農村環境改善センター(一志高岡公民館)の基本情報については、公民館及び農民研修センターの施設区分に掲載しています。

#### (2) 現状と課題の整理

文化センターの多くは、ホール機能のほか、図書館機能、資料館機能、体育館機能、保健センター機能、行政窓口機能などを複合する大規模施設です。



利用状況について、利用率は約10～50%と、施設により大きく異なっており、市民の文化芸術に関する練習や発表の場として活用している一方、ホールや附帯会議施設などの利用率が低い施設もあります。そのため、利用方法や管理運営手法の見直しなど、効果的かつ効率的な管理運営の在り方について検討が必要となっています。

建物については、近年で整備又は大規模改修した施設が多く、いずれも耐震性を確保しており、築30年を経過した施設は4割もありません。しかしながら、設備等の老朽化が進んでおり、つり天井の落下防止対策、音響設備の更新が必要な施設もあり、既に白山総合文化センターは平成30年度に、サンヒルズ安濃は令和元年度に、津リージョンプラザは令和2年度に改修を行っています。

管理運営については、指定管理者制度により運営している久居アルスプラザを除き、全て直営です。また、直営の施設における管理運営費に占める使用料収入の割合は、平均で約12%と低く、使用料収入の増加に向けて、情報発信など利用促進の取り組みが課題となっています。

#### 【ホールの分類】

ホールの分類	利用圏域	位置付け	文化センターの名称
文化ホール	市域	・劇場法の趣旨を踏まえた質の高い文化芸術鑑賞機会等を提供する場	津リージョンプラザ、久居アルスプラザ、白山総合文化センター
創造ホール	市域	・文化芸術活動の創造の場	サンヒルズ安濃
地域ホール	地域	・地域活動の発表の場 ・地域文化・郷土芸能の継承の場	河芸公民館、芸濃総合文化センター、美里文化センター、サンデルタ香良洲、一志高岡公民館（一志高岡公民館）、美杉総合文化センター
その他のホール	市域	・企業活動や市民活動など多目的な利用に供する場 ・文化・芸術活動の補完機能	アストプラザ

※上表の施設のほかに、コミュニティセンター、公民館、福祉会館など多目的に利用されているホールがあります。

#### 【文化センターの開館日・開館時間】

番号	施設名	開館日	開館時間
1	津リージョンプラザ	月曜日※1及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
2	センターパレスホール	-	-
3	アストプラザ	年末年始（12月29日から翌年1月2日）を除く毎日	9-22時
4	久居アルスプラザ	火曜日※2及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
5	芸濃総合文化センター	火曜日※1及び年末年始（12月28日から翌年1月4日）を除く毎日	9-22時
6	美里文化センター	年末年始（12月28日から翌年1月4日）を除く毎日	9-22時
7	サンヒルズ安濃	火曜日※2及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
8	サンデルタ香良洲	祝日、休日及び年末年始（12月28日から翌年1月4日）を除く毎日	9-21時
9	白山総合文化センター	火曜日※1及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
10	美杉総合文化センター	年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
11	河芸公民館	年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
12	一志農村環境改善センター（一志高岡公民館）	年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時

※1：祝日、振替休日の場合はその翌日。 ※2：祝日、振替休日の場合はその翌平日

## 【文化センターの機能構成等】

ホール分類	番号	地域	施設名	ホール名称	ホール仕様		附帯諸室	複合機能							
					座席	客席数		ホール	図書館	資料館	体育館	センター 保健	行政窓口	その他	
文化ホール	1	津	津リージョンプラザ	お城ホール	固定	605	・展示室 ・会議室 6 室* ・リハーサル室 ・ギャラリー ・楽屋 3 室	○	○				○		
	4	久居	久居アルスプラザ	ときの風ホール	固定	720	・ギャラリー ・アートスペース ・楽屋 6 室 ・アトリエ ・ピアノルーム ・情報ラウンジ ・カルチャールーム 3 室 ・ミュージックルーム 2 室 ・ミーティングルーム 2 室 ・バンドルーム	○							
	9	白山	白山総合文化センター	しらさぎホール	固定	595	・研修室 3 室 ・和室 2 室 ・多目的室 ・まちのギャラリー ・屋外ステージ ・楽屋 4 室	○	○						
創造ホール	7	安濃	サンヒルズ安濃	ハーモニーホール	固定	600	・ミュージックルーム 2 室 ・アートスペース ・会議室 4 室 ・相談室 2 室 ・教養娯楽室 ・カルチャールーム 3 室	○	○	○			○		
地域ホール	5	芸濃	芸濃総合文化センター	市民ホール	可動	445	・リハーサル室 ・大研修室 ・会議室 ・和室	○	○	○	○				
	6	美里	美里文化センター	文化ホール	固定	336	-	○	○						
	8	香良洲	サンデルタ香良洲	多目的ホール	可動	400	・教養娯楽室 ・控室	○	○				○		○
	10	美杉	美杉総合文化センター	多目的ホール	可動	300	・楽屋 ・会議室 2 室 ・シャワー室	○	○				○	○	○
	11	河芸	河芸公民館	大ホール	固定	504	・料理教室 ・大広間 ・和室 2 室 ・研修室 3 室* ・会議室 3 室* ・多目的室* ・創作室・陶芸室 ・茶室	○							
	12	一志	一志高岡公民館（一志高岡公民館）	一志農村環境改善センター 多目的ホール	可動	370	・会議室 2 室 ・農業研修室 ・和室 ・調理実習室 ・健康管理室	○							
その他のホール	2	津	センターパレスホール（R6 廃止）	センターパレスホール	その他*	550*	-	○							○
	3	津	アストプラザ	アストホール	可動	270	・ギャラリー 2 室 ・会議室 4 室 ・レクリエーション室 ・スタジオ ・楽屋 3 室	○							○

※1：津リージョンプラザの会議室数は、令和 3 年 4 月 1 日に第 7 会議室（3 階）を新設したことに伴い、現在 7 室となっています。

※2：センターパレスホールは固定又は可動の客席はなく、椅子使用時の収容人数を記載しています。

※11：河芸公民館の附帯諸室は、改修工事に伴い 3 階部分の研修室 1 室、会議室 1 室及び多目的室を廃止し、1 階部分に会議室 2 室を新設したことにより、令和 5 年 4 月以降、研修室 2 室、会議室 4 室、多目的室 0 室となっています。

※複合機能のその他の欄は、隣保館、公民館、児童館、老人福祉センターなどの機能を指しています。

### (3) 施設毎の方向性

機能について、文化ホール及び創造ホールは、文化・芸術の重点施策を担う施設であることから、機能を継続します。地域ホール及びその他のホールは、地域文化や地域芸能の活動の場のほか多目的な利用があることから、機能を継続します。

建物について、文化ホール及び創造ホールについては、計画的な保全に努めます。

地域ホールについては、利用可能な間は建物を適切に維持し、建物その他設備の耐用年数を目安に使い切るために必要な修繕等を行います。また、耐用年数の経過後は、大きな修繕等は行わないこととします。また、建物躯体の改修（外壁、屋上等）や基幹設備（舞台機構、空調設備等）の全面更新が必要となった場合は、耐用年数に関わらず機能の存廃を検討します。さらに、利用が低迷するなど、費用対効果が著しく悪い場合は、耐用年数に関わらず機能の存廃を検討します。なお、他施設と複合等している施設については、その位置付けを考慮しながら、耐用年数経過後の運用を検討します。

具体的な取組として、文化ホール、創造ホール及び地域ホールについては、地域未来交付金を活用した地域に活力と魅力を生み出す文化芸術活動活性化プロジェクト事業の一環として実施する、照明設備のLED化改修、音響設備のデジタル化改修に併せて、所要の改修を行います。

その他のホールについては、区分所有する建物にあわせて対応し、設備等の必要な修繕を行います。

管理運営については、津市文化センター等整備運営方針※に基づき、質の高い鑑賞事業等を立案する企画力やホールの機材操作に係る技術力等の高度な専門性が求められる文化ホールでは、久居アルスプラザにおける指定管理者制度の運用状況を踏まえながら、さらなる民間活力の導入を検討します。創造ホール、地域ホール及びその他のホールでは、それぞれの施設が連携し、総合的に施策を展開することで本市の文化芸術のさらなる振興を図っていきます（例えば、久居アルスプラザの鑑賞事業や普及育成事業等をこれらの施設でも展開するなど）。

※津市文化センター等整備運営方針：本市には、合併前市町村において整備した文化センター及びホールを有する類似の施設が全10地域にあることなどから、これら施設の役割について「文化ホール」、「創造ホール」、「地域ホール」及び「その他のホール」として位置付け、各施設間でノウハウや情報の共有と連携を行いながら、文化芸術活動の更なる振興を図ろうとする方針をいいます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	津リージョンプラザ(お城ホール及び附帯施設)	継続	継続		文化芸術の重点施策を担う施設として機能は継続する。建物は天井、受変電設備、空調設備等について令和2年度までに改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
2	津	養正	センターハルスホール(R6廃止)	民営化	処分		民間活力による機能の向上を図るため、令和6年3月末をもって公共ホールとしては機能を廃止。民間事業者に運営を移行。建物は区分所有建物として売却。
3	津	南立誠	アストプラザ(アストホール及び附帯施設)	継続	継続		多目的な利用に供する施設として機能は継続する。建物は区分所有するアスト津ビルにあわせて対応し、設備等の必要な修繕を行う。
4	久居	誠之	久居アルスプラザ(ときの風ホール及び附帯施設)	継続	継続		文化芸術の重点施策を担う施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	芸濃	棕本	芸濃総合文化センター(市民ホール及び附帯施設)	継続	改修		地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設として機能は継続する。照明設備及び音響設備の改修を行い、建物が利用可能な間は維持し、建物その他設備の耐用年数を目安に使い切る。
6	美里	高宮	美里文化センター(文化ホール及び附帯施設)	継続	改修		地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設として機能は継続する。照明設備及び音響設備に併せて漏水が生じている屋根の改修を行い、建物が利用可能な間は維持し、建物その他設備の耐用年数を目安に使い切る。
7	安濃	明合	サンヒルズ安濃(ハーモニーホール及び附帯施設)	継続	継続		文化芸術の重点施策を担う施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
8	香良洲	香良洲	サンデルタ香良洲(多目的ホール及び附帯施設)	継続	継続		地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設として機能は継続し、建物が利用可能な間は維持し、建物その他設備の耐用年数を目安に使い切る。なお、地域内の公共施設の再編・再配置を行うこととなる場合には、付帯施設の在り方を検討する。
9	白山	大三	白山総合文化センター(しらさぎホール及び附帯施設)	継続	継続		文化芸術の重点施策を担う施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
10	美杉	美杉東	美杉総合文化センター(多目的ホール及び附帯施設)	継続	継続		地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設として機能は継続し、建物は複合する美杉庁舎にあわせて対応する。

11	河芸	黒田	河芸公民館(大ホール及び附帯施設)	継続	継続	豊津公民館及び黒田公民館の機能を地域において拠点となる河芸公民館に集約化して継続する。建物が利用可能な間は維持し、建物その他設備の耐用年数を目安に使い切る。
12	一志	高岡	一志農村環境改善センター(多目的ホール及び附帯施設)	継続	継続	地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設として機能を継続する。建物が利用可能な間は維持し、建物その他設備の耐用年数を目安に使い切る。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
芸濃総合文化センター(市民ホール及び附帯施設)	継続	改修						設計	改修	維持		
美里文化センター(文化ホール及び附帯施設)	継続	改修						設計	改修	維持		
津リージョンプラザ(お城ホール及び附帯施設)	継続	改修	改修	計画的に保全								
センターパレスホール	民営化	処分				廃止	売却					

※上記のほか、津リージョンプラザ、サンヒルズ安濃、サンデルタ香良洲、白山総合センター、河芸公民館、一志農村環境改善センター(一志高岡公民館)について、令和9年～11年にかけて照明設備のLED化改修を実施する予定です。

なお、照明設備のLED化については、アストホールは令和7年度にLED化改修を実施済、久居アルスプラザ及び美杉総合文化センターは新設の時点でLED照明となっています。

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

※令和2年度に実施した特定天井・トイレ洋式化などの改修工事で対象としていなかった舞台関連設備や消防設備の更新、共用部分トップライト雨漏り対策について、令和4年度以降、計画的な改修を検討しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積(m <sup>2</sup> )	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
芸濃総合文化センター(音響設備デジタル化、照明設備LED化、天井)	8,842	-	310,000
美里文化センター(音響設備デジタル化、照明設備LED化、天井、防水)	1,549	-	362,000
津リージョンプラザ(天井、受変電設備、空調設備等)	5,753	-	437,000
事業費概算(合計)	16,144		1,109,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

## 2 図書館

総括担当：津図書館

### 【要旨】

- ▶ 図書、資料、情報等を広く提供する社会教育施設として設置
- ▶ 運営の効率化を図るため、各館の業務の再編も含め事業体制等について検討
- ▶ 建物は計画的な保全に努め、複合施設にあっては、複合している施設にあわせて対応

### (1) 施設の概要

図書館は、図書、資料、情報等を広く提供する社会教育施設です。

各図書館では、それぞれが地域の利用特性を考慮し、図書・雑誌等の紙媒体、データベース等の電子媒体資料、CD、DVD等の視聴覚資料を収集し、これらの貸し出し・閲覧を行っているほか、講座、読書会、おはなし会等のイベントを開催しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	津図書館	○	SRC	S62	38		B	3,068㎡	○	176,202人	14%	C	直営	43,682	無
2	久居	誠之	久居ふるさと文学館		RC	H4	33		B	2,031㎡	○	64,131人	6%	C	直営	23,341	無
3	久居	成美	久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室	○	SRC	H9	28	H25	A	76㎡	○	5,094人	-	-	直営	7,616	無
4	河芸	黒田	河芸図書館		RC	S62	38		B	1,399㎡	○	33,205人	-	-	直営	17,197	無
5	芸濃	椋本	芸濃図書館	○	RC	H8	29		B	576㎡	○	14,891人	-	-	直営	6,402	無
6	美里	高宮	美里図書館	○	RC	H6	31		B	145㎡	○	9,433人	-	-	直営	4,498	無
7	安濃	明合	安濃図書館	○	RC	H8	29		B	1,018㎡	○	19,484人	-	-	直営	9,683	無
8	香良洲	香良洲	きらめき図書館	○	RC	H6	31		B	518㎡	○	9,048人	-	-	直営	3,957	無
9	一志	大井	一志図書館	○	RC	H9	28		B	782㎡	○	19,119人	-	-	直営	7,979	無
10	白山	大三	うぐいす図書館	○	RC	H16	21		A	1,030㎡	○	15,206人	-	-	直営	10,106	無
11	美杉	美杉東	津図書館美杉図書室	○	RC	H26	11		A	65㎡	○	1,856人	-	-	直営	2,446	無

※利用数については、貸出、返却、閲覧などで図書館に来院した人数を示しています。また、利用率については、図書館内にある視聴覚室・会議室等の利用状況を示しています。(図書館主催事業を除きます。)

※いずれの施設も、枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。

※使用料を定めていない施設であることから、使用料を「無」としています。

※7：安濃図書館については、資料室を転用し、令和元年8月1日から安濃郷土資料館として運営しています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、全館合計で年間に延べ約37万人の利用者があり、延べ約140万点の蔵書を貸し出しているほか、講座、読書会、おはなし会等のイベントを開催していますが、今後とも一層の利用促進を図る必要があります。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、築30年を経過した施設が約5割となっています。

管理運営については、全て直営です。管理運営費は総額で約1億3,690万円、使用料は法令により無料となっています。また、中央図書館と地域図書館の位置付けはあるものの、合併前市町村が整備した図書館又は図書室を引き継ぎ、各図書館がそれぞれ蔵書の選定やイベントの企画などを行っているため、機能の重複解消や運営の効率化などが課題となっています。

なお、市民サービスの向上を目的として、電子図書館の普及に向けて取り組んでいます。さらに、飲み物の持ち込みを認める、図書館内で話をするができる機会を期間限定で設けるなど、市民の居場所づくりにも取り組んでいます。

【各図書館の概要（蔵書冊数順・令和7年3月末時点）】

番号	地域	施設名	蔵書冊数	貸出点数	開館時間	休館日
1	津	津図書館	378,340	514,509	月・水～金曜日 9-19時 土・日、祝休日 9-17時	毎週火曜日 館内整理日 (毎月最終木曜日) 年末年始 (12月28日～翌年 1月4日) 特別整理期間 (毎年1回14日以内)
2	久居	久居ふるさと文学館	202,569	225,360	月・水～金曜日 9-18時 土・日、祝休日 9-17時	
10	白山	うぐいす図書館	104,463	47,743	月・水～金曜日 10-18時 土・日、祝休日 9-17時	
9	一志	一志図書館	95,986	64,064	10-18時(7・8月の月・水～金曜 日は、10-19時)	
4	河芸	河芸図書館	92,388	114,051	10-18時	
7	安濃	安濃図書館	90,677	62,680	10-18時	
5	芸濃	芸濃図書館	63,816	53,784	9-17時	
6	美里	美里図書館	50,731	36,597	9-17時	
8	香良洲	きらめき図書館	46,691	26,821	9-17時(7・8月の月・水～金曜日 は、9-18時)	
11	美杉	津図書館美杉図書室	8,045	4,157	9-17時	
3	久居	久居ふるさと文学館ポルタ ひさいふれあい図書室	0*	7,686	月・水～金曜日 10-21時 土・日、祝休日 10-18時	

※3：久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室については、視聴覚資料のみで蔵書はありません。(他の図書館の蔵書の取り寄せ及び返却のための窓口はあります。)

### (3) 施設毎の方向性

公共図書館については、従来からある生涯学習などを目的とした図書の貸し出し、学習機会の提供等に加え、多様化する地域課題を解決するため、その支援策として調査研究に必要な資料を提供することが求められています。

このことから、こうした公共図書館の新たな役割を踏まえて機能を継続し、管理運営については、事業体制、運営形態などを含め、図書館サービス等の在り方について、津市図書館協議会等において検討します。また、さらなる利便性の向上を図るため、各地域の利用状況等を踏まえた効果的かつ効率的な管理運営について検討します。

建物については、計画的な保全に努め、複合施設にあっては、複合している施設の在り方にあわせて対応します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目的	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	津図書館	検討	継続	R8 末	各館業務の効率化や重複解消が課題であり、これまで選書や事業に係る各館の差別化に取り組むほか、指定管理者制度の是非について図書館運営協議会で議論し、直営は継続するとの結論は得た。今後は運営の効率化を図るため、各館の業務の再編も含め事業体制等について検討する。建物については複合する津リージョンプラザにおいて令和2年度までに改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
2	久居	誠之	久居ふるさと文学館	検討	継続	R8 末	各館業務の効率化や重複解消が課題であり、これまで選書や事業に係る各館の差別化に取り組むほか、指定管理者制度の是非について図書館運営協議会で議論し、直営は継続するとの結論は得た。今後は運営の効率化を図るため、各館の業務の再編も含め事業体制等について検討する。建物等については令和2年度までに駐車場の増設を実施。その後は計画的な保全に努める。
3	久居	成美	久居ふるさと文学館ポルタひ さいふれあい図書室	検討	継続	R8 末	地域内に図書館機能が複数あることから、施設の利用実態を精査したうえで、近年普及が進む電子図書館への移行も含め検討する。

4	河芸	黒田	河芸図書館	検討	継続	R8 末	各館業務の効率化や重複解消が課題であり、これまで選書や事業に係る各館の差別化に取り組むほか、指定管理者制度の是非について図書館運営協議会で議論し、直営は継続するとの結論は得た。今後は運営の効率化を図るため、各館の業務の再編も含め事業体制等について検討する。建物については計画的な保全に努める。
5	芸濃	椋本	芸濃図書館	検討	継続	R8 末	各館業務の効率化や重複解消が課題であり、これまで選書や事業に係る各館の差別化に取り組むほか、指定管理者制度の是非について図書館運営協議会で議論し、直営は継続するとの結論は得た。今後は運営の効率化を図るため、各館の業務の再編も含め事業体制等について検討する。建物は複合する施設にあわせて対応する。
6	美里	高宮	美里図書館	検討	継続	R8 末	同上
7	安濃	明合	安濃図書館	検討	継続	R8 末	同上
8	香良洲	香良洲	きらめき図書館	検討	継続	R8 末	同上
9	一志	大井	一志図書館	検討	継続	R8 末	同上
10	白山	大三	うぐいす図書館	検討	継続	R8 末	同上
11	美杉	美杉東	津図書館美杉図書室	検討	継続	R8 末	同上

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
津図書館	検討	改修	改修	計画的に保全								
久居ふるさと文学館	検討	増設		土地 取得	整備	計画的に保全						

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
久居ふるさと文学館(駐車場整備)	-	-	29,000
工事費概算 (合計)	-	-	29,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※津図書館については、津図書館が複合する津リージョンプラザの改修工事費に含まれることから、1 文化センター区分の津リージョンプラザ(お城ホール及び附帯施設)の工事費概算に含めて記載しています。

## 3 資料館等

総括担当：生涯学習課

## 【要旨】

- ▶ 各地域の多様な歴史、文化、民俗等の資料を保存し、広く市民等に紹介する目的で設置
- ▶ 資料館は、その設置目的に照らし、機能はいずれも継続
- ▶ 人文系資料館は、利用可能な間は建物を適切に維持し、他の施設に複合化
- ▶ テーマ資料館及びガイダンス施設の建物は、計画的に保全
- ▶ 歴史的建造物の建物は、関係法令に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図る
- ▶ 文化財収蔵庫は、用途廃止施設等に集約化
- ▶ 埋蔵文化財施設の建物は、計画的に保全

## (1) 施設の概要

資料館、歴史的建造物、文化財収蔵庫等の施設（以下「資料館等」といいます。）は、各地域の多様な歴史、文化、民俗等の資料を保存し、広く市民等に紹介する役割を担っています。

また、地域学習の場、歴史街道の散策や史跡などの文化財を巡るイベントの拠点施設としても活用しており、生涯学習のみならずボランティアガイド会等の活動場所として地域交流や地域振興の役割も担っています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	歴史民俗資料収蔵庫		S	S52	48	H9	B	445㎡	○	-	-	-	直営	953	無
2	津	新町	谷川土清旧宅		W	1775年頃	250	S54	C	209㎡	△	757人	-	-	直営	3,253	無
3	津	安東	埋蔵文化財センター		S	H6	31		B	1,739㎡	○	-	-	-	直営	9,500	無
4	津	雲出	雲出小学校旧校舍玄関		W	M28	130		C	73㎡	△	-	-	-	直営	23	無
5	津	一身田	一身田寺内町の館		W	H14	23		B	291㎡	○	8,806人	-	-	指定管理	4,208	無
6	久居	誠之	子午の鐘		W	M2	156		C	27㎡	△	-	-	-	直営	52	無
7	河芸	上野	河芸文化財収蔵庫		S	S63	37		B	195㎡	○	-	-	-	直営	4	無
8	芸濃	明	旧明村役場庁舎		W	T5	109	H30	C	327㎡	○	3,640人	-	-	直営	2,402	無
9	芸濃	椋本	芸濃郷土資料館	○	SRC(一部RC)	H8	29		B	164㎡	○	619人	-	-	直営	802	無
10	美里	長野	美里ふるさと資料館		S	H1	36		B	481㎡	○	1,645人	-	-	直営	4,331	無
11	安濃	明合	安濃郷土資料館	○	RC	H8	29		B	71㎡	○	64人	-	-	直営	-	無
12	香良洲	香良洲	香良洲歴史資料館		RC	S55	45	H23	A	669㎡	○	3,127人	-	-	直営	5,947	無
13	美杉	美杉南	埋蔵文化財センター多気北畠氏遺跡調査分室		W	S29	71		C	456㎡	○	-	-	-	直営	2,998	無
14	美杉	美杉南	美杉ふるさと資料館		S	H2	35		B	765㎡	○	2,001人	-	-	指定管理	6,518	無
15	久居	誠之	埋蔵文化財センター久居分室(R1廃止)		RC	S49	51		C	755㎡	○	-	-	-	-	-	-
16	白山	倭	白山郷土資料館(H31廃止)		W	S30	70	H6	C	553㎡	×	-	-	-	-	-	-

※広く市民等が利用しない文化財収蔵庫や、利用の把握が困難な歴史的建造物について、利用数は「-」としています。

※いずれの施設も、枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。

※11：安濃郷土資料館については、令和元年8月1日に安濃図書館の資料室に移転しました。管理運営費は、サンヒルズ安濃の各施設に含めて計上しています。

※15：埋蔵文化財センター久居分室は、令和元年7月1日に廃止しました。



※16：白山郷土資料館は、平成31年3月31日に公の施設としての機能を廃止しました。

【各資料館の概要（分類別・令和7年3月時点）】

分類	番号	地域	施設名	資料点数 /収蔵量	概要・収蔵資料等	開館曜日	開館時間	
資料館	人文系資料館	9	芸濃	芸濃郷土資料館	284点	芸濃地域の文化財を紹介。考古資料や街道関係資料等を展示。	火曜（祝日、振替休日の場合はその翌日）及び年末年始を除く毎日	9-17時
		10	美里	美里ふるさと資料館	218点	美里地域の文化財を紹介。映像展示や民話を紹介する影絵等も設置。	月曜（祝日、振替休日の場合はその翌日）及び年末年始を除く毎日	
		11	安濃	安濃郷土資料館	258点	安濃地域の文化財を紹介。考古資料や民具等を展示。	火曜、毎月最終木曜、年末年始、安濃図書館の特別整理期間を除く毎日	10-18時
	テーマ資料館	12	香良洲	香良洲歴史資料館	1,278点	「戦争と平和」をテーマに、三重海軍航空隊（予科練）の他、市内の戦争被害、戦時下の市民生活に関わる資料などを展示。	月曜（祝日、振替休日の場合はその翌日）及び年末年始を除く毎日	9-17時
		14	美杉	美杉ふるさと資料館	865点	多気北畠氏やその遺跡に関する資料を中心に展示。美杉地域の文化財を紹介。木工体験等ができる創作館を併設。		
	ガイダンス施設	5	津	一身田寺内町の館	0点	寺内町の歴史・文化を主にパネル・模型展示で紹介。		9時30分-16時
歴史的建造物	2	津	谷川土清旧宅	-	国指定史跡。	-	9-17時	
	4	津	雲出小学校旧校舎玄関	-	市指定有形文化財。	-	-	
	6	久居	子午の鐘	-	市指定有形文化財。	-	-	
	8	芸濃	旧明村役場庁舎	-	国登録有形文化財。	年末年始を除く土曜、日曜	9-17時	
文化財収蔵庫	1	津	歴史民俗資料収蔵庫	27,252点	指定文化財を含む古文書等歴史資料及び生活用具、農機具等の民俗資料を収蔵。	非公開	非公開	
	7	河芸	河芸文化財収蔵庫	2,308点	主に河芸地域の生活用具、農機具等の民俗資料を収蔵。			
埋蔵文化財施設	3	津	埋蔵文化財センター	7,122箱	市内遺跡の出土資料を収蔵。	土曜、日曜、祝日、年末年始を除く毎日	8時30分-17時15分	
	13	美杉	埋蔵文化財センター多気北畠氏遺跡調査分室	531箱	多気北畠氏遺跡の出土資料を収蔵。			

※埋蔵文化財施設の収蔵量については整理箱換算で集計しています。

## （2）現状と課題の整理

資料館のうちテーマ資料館及びガイダンス施設については、各館において特色のある展示を行い、平均で年間約4,600人の来館があります。

資料館のうち人文系資料館については、常設展示が中心で、展示内容に変化が乏しく固定化していることから、平均で年間約780人となっており、近年では生涯学習や地域振興との連携を図るため、図書館や公民館などへの機能の複合化を進めています。

歴史的建造物については、国及び本市の指定・登録文化財となっていることから、その文化財的価値を守り、後世に継承していく必要があります。

文化財収蔵庫など資料の保管機能については、各資料館、文化財収蔵庫、埋蔵文化財センターなどに資料が分散していることから、集約化が必要です。

埋蔵文化財施設については、令和元年度に埋蔵文化財センター久居分室の機能を埋蔵文化財センターに集約化し、同分室の展示資料の一部は久居ふるさと文学館2階展示

ギャラリーに展示していますが、発掘調査によって明らかになった郷土の歴史を広く市民に紹介していくため、資料の展示機能の強化が課題となっています。

建物については、歴史的建造物を除き耐震性を確保していますが、築30年を経過した施設が7割を超え、著しく老朽化が進んでいます。

なお、歴史民俗資料収蔵庫は、平成9年に耐震補強その他の改修を行っていますが、屋上防水、空調設備などに不具合が生じています。

管理運営については、指定管理者制度により運営している一身田寺内町の館及び美杉ふるさと資料館を除き、いずれも直営です。いずれの施設においてもより魅力的な企画や効果的な情報発信に取り組む必要があります。

### (3) 施設毎の方向性

資料館のうちテーマ資料館及びガイダンス施設については、唯一無二の情報提供機能を担っていることから機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

資料館のうち人文系資料館については、利用可能な間は建物を適切に維持し、生涯学習や地域振興の観点から引き続き他の施設への複合化を図ります。複合施設にあっては、複合している建物にあわせて対応します。

歴史的建造物については、関係法令等に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図ります。

文化財収蔵庫については、機能を集約化し、廃止施設や未利用施設の建物を転用した新施設に移転することとしています。

埋蔵文化財施設については、重要な調査研究機能を担っており、施設・設備の特性上、他の施設への集約化や複合化が困難であることから機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

管理運営については、これまでの収蔵・展示機能に加え、体験・交流型の機能展開が求められています。公民館など他の公共施設での出張展示、企画展示、講座などの実施などにより、幅広い年齢層の市民が本市の歴史や文化などに触れる機会を提供するため、学芸員の役割を明確にしたうえで、施設の管理運営については、ボランティアガイド会など民間活力の活用を含め検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	敬和	歴史民俗資料収蔵庫	集約化	跡地 活用		文化財収蔵庫の機能を集約化し、廃止施設や未利用施設等の建物を改修して新たに文化財収蔵庫に転用した施設に収蔵品を移転する。廃止後の土地及び建物は引き続き処分等を検討する。
2	津	新町	谷川土清旧宅	継続	継続		歴史的建造物として公開を継続し、建物は関係法令等に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図る。
3	津	安東	埋蔵文化財センター	継続	継続		中核的な埋蔵文化財施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
4	津	雲出	雲出小学校旧校舎玄関	継続	継続		歴史的建造物として公開を継続し、建物は関係法令等に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図る。
5	津	一身田	一身田寺内町の館	継続	継続		ガイダンス施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	久居	誠之	子午の鐘	継続	継続		歴史的建造物として公開を継続し、建物は関係法令等に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図る。
7	河芸	上野	河芸文化財収蔵庫	集約化	跡地 活用		文化財収蔵庫の機能を集約化し、廃止施設や未利用施設の建物を改修して新たに文化財収蔵庫に転用した施設に収蔵品を移転する。廃止後の土地及び建物は引き続き処分等を検討する。
8	芸濃	明	旧明村役場庁舎	継続	継続		資料展示のほか、地区活動拠点、放課後子供教室として複合的に活用を行う。建物は歴史的建造物として関係法令等に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図る。

9	芸濃	棕本	芸濃郷土資料館	継続	継続	人文系資料館として機能を継続し、建物は複合する芸濃総合文化センターにあわせ対応する。
10	美里	長野	美里ふるさと資料館	継続	継続	人文系資料館として機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。
11	安濃	明合	安濃郷土資料館	継続	継続	機能は継続し、建物は複合するサンヒルズ安濃にあわせ対応する。
12	香良洲	香良洲	香良洲歴史資料館	継続	継続	テーマ資料館として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
13	美杉	美杉南	埋蔵文化財センター多気北畠氏遺跡調査分室	継続	継続	多気北畠氏遺跡の調査分室及び津市南部の現場事務所としての機能を代替できる施設が他に無いこと、建物は近年において修繕済であることなどから、機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。
14	美杉	美杉南	美杉ふるさと資料館	継続	継続	テーマ資料館として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
歴史民俗資料収蔵庫 (新施設・旧明幼稚園)	新設	転用							設計	改修	保全	
歴史民俗資料収蔵庫 (現施設・敬和)	集約化	検討								廃止	処分等検討	
河芸文化財収蔵庫	集約化	検討								廃止	処分等検討	

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
歴史民俗資料収蔵庫 (廃止施設等の改修)	未定	-	未定
事業費概算 (合計)	未定		未定

## 第3項 スポーツ施設編

### 1 体育館・武道場

総括担当：スポーツ振興課

#### 【要旨】

- ▶ 市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、全国・全県レベルまでの各種大会等の開催場所及びレクリエーション活動の場として設置
- ▶ 基幹施設・地域施設・補完施設は、機能を継続、建物は計画的に保全

#### (1) 施設の概要

本市の体育館・武道場は、市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、全国・全県レベルの各種大会等の開催場所及びレクリエーション活動の場としての役割を果たしています。

全国・全県レベルの大会を開催できる基幹施設としてサオリーナ、三重武道館（サオリーナに併設しており全国大会が開催可能）及び三重武道館弓道遠的場（県大会が開催可能）を設置しています。

また、基幹施設を補完し、大会活動にも日常のスポーツ活動にも利用できる補完施設、日常のスポーツ活動に利用できる地域施設に分類しています。

これらのほか、コミュニティセンターや公民館などにおいても、スポーツ・レクリエーション活動の場として利用できる諸室があり、市立小・中・義務教育学校では、体育館を地域住民等に対し、休日や夜間に開放しています。

また、体育館の多くは、災害時等における避難所及び防災拠点としての役割を担っています。

#### 【体育館・武道場の分類】

分類	位置付け	施設名
基幹施設	全国・県レベルの大会開催ができる施設	サオリーナ、三重武道館、三重武道館弓道遠的場（3施設）
補完施設	基幹施設を補完し大会活動にも日常のスポーツ活動にも利用できる施設	久居体育館、芸濃総合文化センター内アリーナ、安濃中央総合公園内体育館、一志体育館（5施設）
地域施設	日常のスポーツ活動に利用できる施設	河芸体育館、美里体育館、香良洲体育館、白山体育館（5施設）

※旧学校施設の体育館（屋内運動場）については、第3章（用途廃止施設編）に掲載しています。

#### 【基幹施設】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費（千円）	使用料（千円）
1	津	安東	サオリーナ（アリーナ、ジム）	○	RC	H29	8		A	17,632㎡	○	296,427人	70%	A	指定管理	120,517	指
2	津	安東	三重武道館	○	RC	H29	8		A	2,246㎡	○	47,696人	47%	B	指定管理	15,222	指
3	津	栗真	三重武道館弓道遠的場		S	H30	7		A	203㎡	○	632人	10%	C	指定管理	727	指
4	津	修成	旧津市体育館(H29廃止)		RC	S41	59		C	5,119㎡	×	-	-	-	-	-	-

※指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。（他の施設も同様）

※1：サオリーナ及び2：三重武道館は、命名権制度を導入していますが、設置条例に定める名称どおりとしています。

※1：管理運営費については、令和6年度の指定管理料196,192千円の按分額（サオリーナ（アリーナ、ジム）、三重武道館、サオリーナ（プール）及びメッセウイング・みえに係る面積按分）を計上しています。

※4：津市体育館については、サオリーナの供用開始に伴い、平成29年9月に廃止し、跡地に津球場公園内野球場駐車場を整備し、令和3年に供用開始しました。

## 【基幹施設の機能等】

番号	施設名	規格	対応競技等	避難所等	開館日・時間
1	サオリーナ(アリーナ、ジム)	メインアリーナ 3,174 m <sup>2</sup> 、サブアリーナ 1,702 m <sup>2</sup>	バスケットボール 2面、バレーボール(6人制) 3面、バドミントン 8面、テニス 2面、ハンドボール 1面 など	広域防災拠点※	年末年始を除く毎日 9-22時
2	三重武道館	柔道場、剣道場、弓道場(近的)	柔道場 2面、剣道場 2面、弓道場(近的) 10人立ち		
3	三重武道館弓道遠的場	弓道場(遠的) 60m、弓道場(近的) 28m	弓道場(遠的) 6人立ち、夜間照明設備		年末年始を除く毎日 9-21時

※1：サオリーナの駐車場部分について、大規模災害時の広域防災拠点に位置付けています。

## 【補完施設・地域施設】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	久居	立成	久居体育館		RC	S59	41		B	3,847m <sup>2</sup>	○	41,430人	84%	A	-	14,849	5,802
2	河芸	黒田	河芸体育館	○	RC	S53	47		B	1,920m <sup>2</sup>	○	41,981人	57%	B	-	12,547	4,372
3	芸濃	椋本	芸濃総合文化センター内アリーナ	○	RC	H8	29		B	4,420m <sup>2</sup>	○	43,243人	64%	A	-	16,655	4,359
4	美里	高宮	美里体育館		RC	S53	47		B	1,487m <sup>2</sup>	○	13,586人	59%	B	-	7,521	1,890
5	安濃	明合	安濃中央総合公園内体育館		RC(一部S)	H12	25		B	5,999m <sup>2</sup>	○	69,847人	59%	B	-	4,224	指
6	香良洲	香良洲	香良洲体育館		RC	S58	42		B	1,318m <sup>2</sup>	○	15,321人	67%	A	-	12,912	1,549
7	一志	高岡	一志体育館		RC	H1	36		B	2,832m <sup>2</sup>	○	18,431人	50%	B	-	16,850	3,005
8	白山	八ツ山	白山体育館		RC	S60	40		B	2,775m <sup>2</sup>	○	15,223人	48%	B	-	15,201	890

※他の施設と一体的に管理している施設の管理運営費について、賃金は主要施設へ、他の費用(光熱水費、委託料等)は延床面積等による按分額を各施設へ計上しています。

※7：安濃中央総合公園内体育館の管理運営費については、令和6年度の指定管理料20,790千円の按分額(安濃中央総合公園内体育館ほか6施設に係る管理面積按分)を計上しています。

## 【補完施設・地域施設の機能等】

番号	施設名	規格	対応競技等	避難所等	開館日・時間
1	久居体育館	1階競技場 1,457 m <sup>2</sup> 、2階観覧席 688席、卓球室 100 m <sup>2</sup>	バスケットボール 2面、バレーボール 2面、バドミントン 6面、テニス 2面、会議室、指導員室、放送設備 など	避難所	年末年始を除く毎日 9-21時半
2	河芸体育館	1階 1,599 m <sup>2</sup> 、2階 329 m <sup>2</sup> 、武道場 約70畳	バスケットボール 2面、バレーボール(6人制) 2面、バドミントン 6面、テニス 1面、会議室 など	避難所	
3	芸濃総合文化センター内アリーナ	アリーナ、アリーナ観覧席 472席、剣道場 432 m <sup>2</sup> 、器具庫 27 m <sup>2</sup> 、倉庫 17 m <sup>2</sup>	バスケットボール 2面、バレーボール 2面、バドミントン 6面、会議室、役員室、来賓室、母子室、剣道場、卓球台 11台、放送設備 など	避難所	
4	美里体育館	1階競技場 1,200 m <sup>2</sup> 、2階卓球場 235 m <sup>2</sup>	バスケットボール 2面、バレーボール 2面 など		
5	安濃中央総合公園内体育館	メインアリーナ 1,702 m <sup>2</sup> 、サブアリーナ 829 m <sup>2</sup>	(メインアリーナ)バスケットボール 2面、バレーボール(6人制) 3面、バドミントン 8面 (サブアリーナ)テニス 1面、剣道 2面、柔道 1面、バレーボール 1面 など	避難所	
6	香良洲体育館	競技場 1,256 m <sup>2</sup>	バスケットボール 2面、バレーボール 2面、バドミントン 6面 など	避難所	
7	一志体育館	メインアリーナ 1,088 m <sup>2</sup> 、サブアリーナ 245 m <sup>2</sup> 、観覧席	バスケットボール 1面、バレーボール(6人制) 2面、バドミントン 6面、卓球 など	避難所、投票所	
8	白山体育館	1階体育フロア 1,198 m <sup>2</sup> 、2階観覧席 240 m <sup>2</sup>	バスケットボール 2面、バレーボール(6人制) 2面、バドミントン 6面、インディアカ 6面、ソフトバレー 6面、剣道、空手道 各2面 など	避難所	

## (2) 現状と課題の整理

利用状況について、利用率は、弓道専用の三重武道館弓道遠的場を除き、平均で約61%と高く、年間の利用者は、最多のサオリーナで約300,000人となっています。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、築30年を経過した施設が半数を超え、老朽化が進んでいます。

管理運営については、指定管理者制度により運営しているサオリーナ（三重武道館を含みます。）及び安濃中央総合公園内体育館を除き、いずれも直営です。直営の施設における管理運営費に占める使用料収入の割合は、平均で約32%となっています。

また、予約の受付・申請、鍵の貸出場所など利用方法が施設により異なっており、利便性の向上を図る必要があります。

### (3) 施設毎の方向性

サオリーナほか基幹施設の体育館・武道場については、機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

久居体育館については、長寿命化改修に取り組むほか、その他の補完施設の体育館・武道場については、機能を継続し、建物は計画的な保全に努めつつ、機能向上を図ります。

河芸体育館については、使用目標年数を60年とする長寿命化改修として、スポーツ振興基金を活用し、建物の防水改修のほか、所要の改修を行います。その他の地域施設の体育館・武道場については、機能を継続し、利用可能な間は建物を維持します。

管理運営については、指定管理者制度により運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。直営の施設では、周辺の他のスポーツ施設との一体的な運用を含め、指定管理者制度の導入を検討します。

また、受益者負担の適正化について検討するとともに、利便性や利用率の向上のため、施設の予約・貸出方法について見直しを検討します。

#### 【基幹施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	安東	サオリーナ(アリーナ、ジム)	継続	継続		基幹施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	津	安東	三重武道館	継続	継続		同上
3	津	栗真	三重武道館弓道遠的場	継続	継続		同上

#### 【補完施設・地域施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	久居	立成	久居体育館	継続	継続		補完施設として機能を継続する。使用目標年数を60年とする長寿命化に取り組むため、令和7年度に設備等の改修を実施。その後は、計画的な保全に努める。
2	河芸	黒田	河芸体育館	継続	改修		地域施設として機能を継続する。スポーツ振興基金を活用し、建物は防水改修のほか必要な修繕により、使用目標年数を60年とする長寿命化に取り組む。
3	芸濃	棕本	芸濃総合文化センター内アリーナ	継続	継続		補完施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めるほか、機能向上を図る。
4	美里	高宮	美里体育館	継続	継続		地域施設として機能を継続し、利用可能な間は建物を維持する。
5	安濃	明合	安濃中央総合公園内体育館	継続	継続		補完施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めるほか、機能向上を図る。
6	香良洲	香良洲	香良洲体育館	継続	継続		地域施設として機能を継続し、利用可能な間は建物を維持する。

7	一志	高岡	一志体育館	継続	継続	補完施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めるほか、機能向上を図る。
8	白山	ハツ山	白山体育館	継続	継続	地域施設として機能を継続し、利用可能な間は建物を維持する。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
久居体育館	検討	改修						改修	計画的に保全			
河芸体育館	検討	改修								設計	改修	保全

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
久居体育館(設備等の改修)	3,847	-	21,000
河芸体育館(防水改修等)	1,920	-	未定
事業費概算(合計)	5,767		21,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

## 2 サッカー場・野球場・ グラウンド・陸上競技場

総括担当：スポーツ振興課、市民課、建設整備課、環境施設課

### 【要旨】

- ▶ スポーツの振興及びレクリエーションの増進を図ることを目的に設置
- ▶ 津球場公園内野球場や海浜公園内陸上競技場など基幹施設については、機能は継続し、建物は計画的な保全に努めつつ、機能向上を図る
- ▶ 補完施設・地域施設は、機能は継続、建物等は計画的に保全
- ▶ その他の施設のうち公の施設は、集約化及び跡施設の利活用を検討
- ▶ 上記以外の施設は、機能を継続し、利用可能な間は施設を適切に維持

### (1) 施設の概要

本市のサッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場は、市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、全市レベルまでの各種大会等の開催場所及びレクリエーション活動の場としての役割を果たしています。

野球場及び多目的に利用可能なグラウンドを全地域に配置しており、そのうち津球場公園内野球場、安濃中央総合公園内野球場及び一志野球場はスタンド付きで専用の野球場となっています。この他、香良洲サッカー場、海浜公園内陸上競技場、安濃中央総合公園内フットサルコートを設置しています。

公の施設として設置している施設のほか、都市公園内に設置している白塚海浜公園グラウンド、斎場に付帯しているいつくしみの杜グラウンド及び焼却処理施設に付帯しているクリーンセンターおおたかグラウンドがあります。なお、これらのほか、市立小・中・義務教育学校のグラウンド（68施設）を地域住民等に対し、休日や夜間に開放しています。

#### 【サッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場の分類】

分類	位置付け	施設名
基幹施設	全国・県レベルの大会開催ができる施設	津球場公園内野球場、海浜公園内陸上競技場（2施設）
補完施設	基幹施設を補完し大会活動にも日常のスポーツ活動にも利用できる施設	安濃中央総合公園内野球場（1施設）
地域施設	日常のスポーツ活動に利用できる施設	香良洲サッカー場、一志野球場、北部運動広場、南部緑地公園内運動広場、久居グラウンド、河芸第1グラウンド、河芸第2グラウンド、芸濃グラウンド、美里グラウンド、安濃中央総合公園内多目的グラウンド、香良洲グラウンド、白山運動場、フットパーク美杉内多目的グラウンド、安濃中央総合公園内フットサルコート（14施設）
その他	市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として利用できる施設	西部運動広場、乙部公園内運動広場、安濃グラウンド、白山家城運動場、白塚海浜公園グラウンド、いつくしみの杜グラウンド、クリーンセンターおおたかグラウンド（7施設）

※旧学校施設のグラウンド（屋外運動場）については、第3章（用途廃止施設編）に掲載しています。

#### 【サッカー場・フットサルコート】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費（千円）	使用料（千円）
1	香良洲	香良洲	香良洲サッカー場		-	H6	31		-	-	-	15,316人	30%	B	直営	1,304	289
2	安濃	明合	安濃中央総合公園内フットサルコート		-	H18	19		-	-	-	7,739人	39%	B	指定管理	539	指

※指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。



※2：安濃地域内の施設の管理運営費については、令和6年度指定管理料 20,790 千円の按分額（安濃中央総合公園内体育館ほか6施設に係る管理面積按分）を計上しています。（その他の施設も同様）

## 【サッカー場の規格等】

番号	施設名	運動場面積	対応競技等	開場日・開場時間
1	香良洲サッカー場	8,260 m <sup>2</sup>	少年サッカー場 1面、夜間照明設備	年末年始を除く毎日 8-21 時半
2	安濃中央総合公園内フットサルコート	1,260 m <sup>2</sup> (44m×22m)	フットサル 1面	年末年始を除く毎日 9-21 時半

## 【野球場・グラウンド（基幹施設・補完施設・地域施設）】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	修成	津球場公園内野球場		RC	S34	66		C	1,689m <sup>2</sup>	○	33,348人	39%	B	指定管理	9,150	指
2	津	高茶屋	南部緑地公園内運動広場		-	S55	45		-	-	-	2,327人	21%	C	指定管理	5,831	指
3	津	栗真	北部運動広場		S	S54	46		C	27m <sup>2</sup>	△	7,349人	28%	C	指定管理	4,451	指
4	久居	誠之	久居グラウンド		-	S45	55		-	-	-	2,476人	19%	C	直営	4,302	493
5	河芸	黒田	河芸第1グラウンド		-	S55	45		-	-	-	10,040人	22%	C	直営	6,039	979
6	河芸	黒田	河芸第2グラウンド		-	H8	29		-	-	-	26,070人	47%	B	直営	6,584	1,705
7	芸濃	明	芸濃グラウンド		RC	S56	44		B	252m <sup>2</sup>	○	8,679人	23%	C	直営	7,265	1,173
8	美里	高宮	美里グラウンド		-	S56	44		-	-	-	4,240人	18%	C	直営	2,691	342
9	安濃	明合	安濃中央総合公園内野球場		RC	H6	31		B	1,712m <sup>2</sup>	○	22,873人	45%	B	指定管理	6,177	指
10	安濃	明合	安濃中央総合公園内多目的グラウンド		-	H1	36		-	-	-	15,605人	29%	C	指定管理	7,045	指
11	香良洲	香良洲	香良洲グラウンド		-	S58	42		-	-	-	9,869人	22%	C	直営	5,402	821
12	一志	大井	一志野球場		RC	S55	45		B	200m <sup>2</sup>	△	1,998人	10%	C	直営	6,572	157
13	白山	八ツ山	白山運動場		-	S60	40		-	-	-	6,285人	27%	C	直営	3,050	356
14	美杉	美杉南	フットパーク美杉内多目的グラウンド		-	H13	24		-	-	-	1,850人	6%	C	直営	4,439	46

※指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。（その他の施設も同様）

※他の施設と一体的に管理している施設の管理運営費について、賃金は主要施設へ、他の費用（光熱水費、委託料等）は延床面積等による按分額を各施設へ計上しています。（その他の施設も同様）

※1-3：津地域内の施設の管理運営費については、令和6年度の指定管理料 52,700 千円の按分額（津球場公園内野球場ほか11施設に係る管理面積按分）を計上しています。（その他の施設も同様）

※9-10：安濃地域内の施設の管理運営費については、令和6年度の指定管理料 20,790 千円の按分額（安濃中央総合公園内体育館ほか6施設に係る管理面積按分）を計上しています。（その他の施設も同様）

## 【野球場・グラウンド（基幹施設・補完施設・地域施設）の規格等】

番号	施設名	規格	対応競技等	開場日・開場時間
1	津球場公園内野球場	グラウンド 11,854 m <sup>2</sup> 、両翼 91m、中央 119 m	硬式野球 1面、軟式野球 1面、ソフトボール 1面、放送設備、会議室等、夜間照明設備(夜間は4月1日-11月30日)	年末年始を除く毎日 5時半-21時半
2	南部緑地公園内運動広場	グラウンド 9,550 m <sup>2</sup> 、両翼 80m、中央 92m	軟式野球 1面、ソフトボール 1面	年末年始を除く毎日 5時半-17時
3	北部運動広場	グラウンド 7,260 m <sup>2</sup> 、両翼 80m、中央 84m	軟式野球 1面、ソフトボール 1面、夜間照明設備(夜間は4月1日-11月30日)	年末年始を除く毎日 5時半-21時半
4	久居グラウンド	競技場 11,875 m <sup>2</sup>	軟式野球 1面、ソフトボール 1面、夜間照明設備(夜間は4月1日-11月30日)	年末年始を除く毎日 9-21時
5	河芸第1グラウンド	グラウンド 12,000 m <sup>2</sup>	野球場 1面、ソフトボール場 4面、200mトラック、夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 6-22時
6	河芸第2グラウンド	グラウンド 12,460 m <sup>2</sup>	ソフトボール場 2面、サッカー場 1面、少年サッカー場 2面、夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 6-22時
7	芸濃グラウンド	グラウンド 11,769 m <sup>2</sup> 、左翼 102m、右翼 90m、中央 120m	野球 1面、ソフトボール 2面、200mトラック、100m直走路、放送設備、夜間照明設備	年末年始を除く毎日 6-22時
8	美里グラウンド	グラウンド 12,229 m <sup>2</sup>	軟式野球 1面、ソフトボール 2面、夜間照明設備有(夜間は5月1日-10月31日)	年末年始を除く毎日 6-22時

番号	施設名	規格	対応競技等	開場日・開場時間
9	安濃中央総合公園内野球場	グラウンド 11,960㎡、両翼 91m、中央 119m	硬式野球 1面、軟式野球 1面、ソフトボール 1面、放送設備、会議室、夜間照明設備(夜間は4月1日-10月31日)	年末年始を除く毎日 9-21時半
10	安濃中央総合公園内多目的グラウンド	20,000㎡	サッカー場 1面、300mトラック	年末年始を除く毎日 9-17時
11	香良洲グラウンド	グラウンド 11,854㎡、両翼 91m、中央 119m	軟式野球 1面、ソフトボール 2面、夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 8-21時半
12	一志野球場	グラウンド 8,840㎡、左翼 90m、右翼 76m、中央 115m	軟式野球 1面、ソフトボール 1面、夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 8時半-21時
13	白山運動場	グラウンド 10,400㎡、両翼 92m、中央 120m	野球場 1面、ソフトボール場 1面、夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 8時半-22時
14	フットパーク美杉内多目的グラウンド	グラウンド 8,236㎡	サッカー場 1面、ソフトボール 2面等	年末年始を除く毎日 8-17時

## 【野球場・グラウンド（その他の施設）】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	乙部公園内運動広場		-	S44	56		-	-	-	2,172人	16%	C	指定管理	3,969	指
2	津	櫛形	西部運動広場		-	S55	45		-	-	-	2,025人	15%	C	指定管理	3,129	指
3	津	白塚	白塚海浜公園グラウンド		-	H14	23		-	-	-	-	-	-	直営	655	無
4	津	南が丘	いつくしみの杜グラウンド		-	H26	11		-	-	-	-	-	-	直営	-	無
5	久居	栗葉	クリーンセンターおたかグラウンド		-	H11	26		-	-	-	4,160人	29%	C	直営	10	無
6	安濃	明合	安濃グラウンド		CB	S53	47		C	47㎡	△	1,292人	8%	C	指定管理	3,343	指
7	白山	家城	白山家城運動場		RC	S56	44		B	101㎡	○	1,165人	1%	C	直営	3,167	19

※使用料を定めていない施設は、使用料を「無」としています。

※併設する施設に管理運営費を計上している施設は、管理運営費に「-」を表示しています。

※3：白塚海浜公園グラウンドは、公園としての自由利用が原則のため、4：いつくしみの杜グラウンドは、公の施設ではなく、覚書に基づき地元自治会が自主運営する施設のため、利用数及び利用率は「-」としています。

## 【陸上競技場】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	海浜公園内陸上競技場		RC	H1	36		B	508㎡	○	19,743人	43%	B	指定管理	19,753	指

※指定管理者が施設利用料を受受しているため、使用料は「指」としています。

※管理運営費については、令和6年度の指定管理料52,700千円の按分額（津球場公園内野球場ほか11施設に係る管理面積按分）を計上しています。

## 【陸上競技場の設備等】

番号	施設名	規格	対応競技等	開場日・開場時間
1	海浜公園内陸上競技場	トラック1周400m・8コース(クレー系舗装)	サッカー場 1面、会議室 など	年末年始を除く毎日 9-17時

## (2) 現状と課題の整理

利用状況について、利用率は、平均で約24%と低く、年間の利用者は、最多の津球場公園内野球場で約33,000人となっています。

建物については、スタンド棟を有する施設（津球場公園内野球場、芸濃グラウンド、安濃中央総合公園内野球場、一志野球場及び海浜公園内陸上競技場）があり、一志野球場は耐震診断調査が未実施となっているほか、新設から30年を経過した施設が7割を超えています。

管理運営については、指定管理者制度により運営している津地域及び安濃地域の運動施設を除き、いずれも直営です。直営の施設における管理運営費に占める使用料収入の割合は、平均で約13%と低くなっています。

また、予約の受付・申請、鍵の貸出場所など利用方法が施設により異なっており、利便性の向上を図る必要があります。

### (3) 施設毎の方向性

津市スポーツ施設整備計画（令和4年12月策定）の対象施設とそれ以外の施設に分けて、それぞれ次のとおり取り組みます。

#### ア 津市スポーツ施設整備計画の対象施設（基幹施設、補完施設、地域施設、その他の施設の一部）

津球場公園内野球場や海浜公園内陸上競技場など基幹施設については、機能は継続し、建物は計画的な保全に努めつつ、機能向上を図ります。

安濃中央総合公園内野球場については、地域未来交付金及びスポーツ振興基金を活用して外野芝生、スタンド棟等の改修を行います。これ以外の補完施設及び地域施設については、機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

その他の施設のうち、西部運動広場、乙部公園内運動広場、安濃グラウンド及び白山家城運動場については、機能の集約化及び跡施設の利活用を検討します。

管理運営については、指定管理者が管理運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。直営の施設では、周辺の他のスポーツ施設との一体的な運用を含め、指定管理者制度の導入を検討します。

また、利便性や利用率の向上のため、施設の予約・貸出方法について、引き続き見直しを検討します。

#### イ ア以外の施設（その他の施設の一部）

白塚海浜公園グラウンド、いつくしみの杜グラウンド及びクリーンセンターおおたかグラウンドについては、設置の経緯や地域住民の利便性を考慮し、本体施設とあわせて各々の方法で管理する施設として機能を継続し、利用可能な間は施設を適切に維持します。

#### 【サッカー場・フットサルコート】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	香良洲	香良洲	香良洲サッカー場	継続	継続		地域施設として機能を継続し、建物等は計画的な保全に努める。
2	安濃	明合	安濃中央総合公園内フットサルコート	継続	継続		地域施設として機能を継続し、建物等は計画的な保全に努める。

## 【野球場・グラウンド（基幹施設・補完施設・地域施設）】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	修成	津球場公園内野球場	継続	継続		基幹施設として機能を継続し、施設は令和2年度までに改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
2	津	高茶屋	南部緑地公園内運動広場	継続	継続		地域施設として機能を継続し、施設等は計画的な保全に努める。
3	津	栗真	北部運動広場	継続	継続		同上
4	久居	誠之	久居グラウンド	継続	継続		同上
5	河芸	黒田	河芸第1グラウンド	継続	継続		同上
6	河芸	黒田	河芸第2グラウンド	継続	継続		同上
7	芸濃	明	芸濃グラウンド	継続	継続		地域施設として機能を継続し、施設等は計画的な保全に努める。
8	美里	高宮	美里グラウンド	継続	継続		同上
9	安濃	明合	安濃中央総合公園内野球場	継続	改修		補完施設として機能を継続し、地域未来交付金及びスポーツ振興基金を活用して外野芝生、スタンド棟等の改修を行う。
10	安濃	明合	安濃中央総合公園内多目的グラウンド	継続	継続		地域施設として機能を継続し、施設等は計画的な保全に努める。
11	香良洲	香良洲	香良洲グラウンド	継続	継続		同上
12	一志	大井	一志野球場	継続	継続		同上
13	白山	八ツ山	白山運動場	継続	継続		同上
14	美杉	美杉南	フットパーク美杉内多目的グラウンド	継続	継続		同上

## 【野球場・グラウンド（その他の施設）】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	敬和	乙部公園内運動広場	検討	検討	R9 末	津市スポーツ施設整備計画において集約化を検討することとしているが、隣接する中消防署の再整備にあたり、当施設を含む公園の一部を活用することについて、関係部局と議論を進めており、廃止後の跡地は消防機能の充実など公共施設敷地としての活用等を検討する。
2	津	櫛形	西部運動広場	検討	検討	R8 末	津市スポーツ施設整備計画において集約化を検討することとしており、現行の指定管理期間の更新時期も考慮しながら、利用団体と協議してきた。存廃の方針は未決であることから、引き続き機能の集約化を検討するとともに、廃止後の跡地はスポーツ団体への維持管理を含めた貸付等を検討する。
3	津	白塚	白塚海浜公園グラウンド	継続	継続		設置の経緯や地域住民の利便性を考慮し、本体施設とあわせて管理する施設として機能を継続する。施設が利用可能な間は維持する。
4	津	南が丘	いつくしみの杜グラウンド	継続	継続		同上
5	久居	栗葉	クリーンセンターおたかグラウンド	継続	継続		同上
6	安濃	明合	安濃グラウンド	検討	検討	R10 末	津市スポーツ施設整備計画において集約化を検討することとしており、現行の指定管理期間の更新時期も考慮しながら、関係部局と協議してきた。存廃の方針は未決であることから、引き続き機能の集約化を検討するとともに、廃止後の跡地は旧安濃テニスコートと併せた公園等としての利用等を検討する。
7	白山	家城	白山家城運動場	検討	検討	R10 末	津市スポーツ施設整備計画において集約化を検討することとしており、自治会と協議しているところである。同施設は地元行事の開催場所としても利用されてきた経緯があり、その受け皿の確保に係る方針が未決であることから、今後廃校となる家城小学校の利活用及びこれに伴う施設の再編とあわせ、引き続き機能の集約化を検討する。

## 【陸上競技場】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	敬和	海浜公園内陸上競技場	継続	改修		市レベルの陸上競技の大会や記録会が開催可能な公認陸上競技場として、また多目的なスポーツが実施できるフィールドを備えた施設として、必要な整備を実施する。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール											
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
津球場公園内野球場	継続	改修	改修	計画的に保全										
海浜公園内陸上競技場	継続	改修					設計/除却		整備			保全		
安濃中央総合公園内野球場 (外野芝生の張り替え)	継続	改修						設計		改修		保全		
(スタンド棟の雨漏り修繕等)	継続	改修							設計		改修			

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
津球場公園内野球場	1,689	-	332,000
海浜公園内陸上競技場(大規模改修)	(公園)44,033	-	2,679,371
安濃中央総合公園内野球場(外野芝生の張り替え)	(グラウンド)11,960		80,000
(スタンド棟の雨漏り修繕)	(スタンド)1712		金額未定
事業費概算 (合計)	45,722		3,091,371

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※実際の施工にあたっては、実施設計を行い、経費を積算します。

## 3 プール

総括担当：スポーツ振興課、健康づくり課、観光振興課

## 【要旨】

- ▶ 市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、夏季におけるレクリエーション活動の場として設置
- ▶ サオリーナ内プール及び香良洲プールは、機能を継続、建物は計画的に保全
- ▶ その他のプールについては、経営改善又は廃止

## (1) 施設の概要

本市のプールは、市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、夏季におけるレクリエーション活動の場としての役割を果たしています。

運動施設として設置しているプールとしてサオリーナ内プール、香良洲プールのほか、保健センターに付帯している美里保健センタープール、観光施設に付帯している青山高原保健休養地プールがあります。

また、美里幼児プールは利用者数の著しい減少により令和元年度から、白山川口プールは施設の老朽化により平成19年度から休止中です。

なお、香良洲プールについては、プール周辺地域の香良洲浜っ子幼児園、香良洲小学校及び雲出小学校の水泳授業にも利用しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	安東	サオリーナ(プール)	○	RC	H29	8		A	826㎡	○	113,107人	-	-	指定管理	5,683	指
2	久居	戸木	久居中央スポーツ公園内プール(R8廃止)		S	H2	35		B	725㎡	○	27,241人	-	-	直営	36,503	9,819
3	美里	高宮	美里保健センタープール	○	RC	H17	20		A	273㎡	○	17,595人	-	-	直営	39,050	2,901
4	香良洲	香良洲	香良洲プール		RC	H6	31		B	645㎡	○	6,438人	-	-	直営	11,005	756
5	白山	ハツ山	青山高原保健休養地プール		CB	S48	52		C	102㎡	△	49人	-	-	指定管理	-	指
6	美里	高宮	美里幼児プール(休止中)		-	S58	42		-	-	-	-	-	-	直営	-	-
7	白山	家城	旧白山元取プール(休止中→R4廃止)		RC	S42	58		C	16㎡	△	-	-	-	直営	-	-
8	白山	川口	白山川口プール(休止中)		CB	S56	44		C	78㎡	△	-	-	-	直営	-	-
9	津	檜形	旧津市民プール(H29廃止)		RC	S48	52		C	2,664㎡	○	-	-	-	-	-	-

※いずれの施設も、枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。

※休止中の施設又は本体施設に管理運営費を計上している施設は、管理運営費を「-」としています。

※指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。

※1：サオリーナ（プール）の管理運営費については、令和6年度指定管理料196,192千円の按分額（サオリーナ（アリーナ、ジム）、三重武道館、サオリーナ（プール）及びメッセウイング・みえに係る面積按分）を計上しています。

※2：久居中央スポーツ公園内プールは、施設の老朽化が顕著であることから令和8年3月に廃止しました。

※6：美里幼児プールは、利用者の著しい減少により令和元年度から休止中となっています。

※7：白山元取プールは、利用者の減少により平成21年度から休止中となっており、令和4年3月に廃止しました。

※8：白山川口プールは、施設の老朽化により平成19年度から休止中となっています。

※9：津市民プールについては、サオリーナの供用開始に伴い、平成29年9月に廃止し、跡地に津市民テニスコートを整備し、令和3年から供用開始しています。

## 【プールの規格等】

番号	施設名	規格	開場日・開場時間
1	サオリーナ(プール)	幼児用プール(水深0.6m)、25mプール7コース(水深1.1m)、ジャグジー	年末年始および毎月第二火曜日を除く毎日9-22時

2	久居中央スポーツ公園内プール(R8廃止)	50m プール 9コース(水深 1.1-1.3m)、幼児用プール 168㎡(水深 0.3-0.5m)、流水プール 123m(水深 0.9m)、スライダープール 52m・50m	-
3	美里保健センタープール	歩行用プール 16m×6m(水深最大 1.3m・可動床式)	月曜、年末年始を除く毎日 10-20時(日曜、祝日は-17時)
4	香良洲プール	幼児用プール(水深 0.4-0.5m)、25m プール(水深 1.0-1.2m)、低学年用プール(水深 0.7m・ウォータースライダー付)	7月20日から8月31日の間において定める期間 10-16時※
5	青山高原保健休養地プール	幼児用プール(水深 0.3m)、低学年用プール(水深 0.7m)、一般プール(水深 1.2-1.3m)	7月20日から8月31日の間において定める期間 9-16時
6	美里幼児プール(休止中)	水深 0.5m 水面積 63㎡	7月1日から8月31日までの間において定める期間 10-15時
7	白山元取プール(休止中→R4廃止)	幼児用プール 20m(水深 0.6m)、普通プール 20m(水深 1.1m)	-
8	白山川ロプール(休止中)	703㎡(25m×8レーン・水深 1.2m)	7月20日から8月31日の間において定める期間 10-15時まで

※4:香良洲プールは、開館期間前に香良洲浜っ子幼児園、香良洲小学校及び雲出小学校へ施設開放をしています。

## (2) 現状と課題の整理

サオリーナ内プール及び美里保健センタープールは屋内プール、それ以外のプールは屋外プールとなっており、屋外プールは7月下旬から8月末までの夏季のみ開館しています。

利用状況について、利用者数は、最多のサオリーナ内プールが年間で約113,000人、最少の青山高原保健休養地内プールが年間で約50人と、施設により大きく異なります。

建物については、休止中を含め、築30年を経過した施設が半数を超えています。

管理運営については、指定管理者制度により運営しているサオリーナ内プール及び青山高原保健休養地プールを除き、いずれも直営です。直営の施設における管理運営費に占める使用料収入の割合は、施設の平均で約16%と低くなっています。

## (3) 施設毎の方向性

サオリーナ内プールについては、津市スポーツ施設整備計画（令和4年12月策定）の方針に基づき、通年利用が可能な健康づくり、スポーツ活動の場として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

香良洲プールについても、同整備計画の方針に基づき、レクリエーション活動の場として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

美里保健センタープールについては、利用実態の調査結果、受益者負担の割合が低いことなどが分かったことから、収支の改善について検討します。

休止中のプールは廃止・処分を早期に検討します。

なお、青山高原保健休養地プールの今後の方向性については、観光施設である青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化します。

管理運営については、指定管理者制度により運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。直営の施設では、周辺の他のスポーツ施設との一体的な運用を含め、指定管理者制度の導入を検討します。

また、受益者負担の適正化について検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	安東	サオリーナ(プール)	継続	継続		通年利用が可能な健康づくり、スポーツ活動の場として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	久居	戸木	久居中央スポーツ公園内プール(R8廃止)	廃止	転用		主要設備に致命的な不具合があるなど施設の老朽化が顕著であることから、令和8年3月末をもって機能を廃止。廃止後の跡地は公園として再整備する。
3	美里	高宮	美里保健センタープール	検討	検討	R8 末	受益者負担の適正化が課題であるが、利用実態の調査結果、夜間の利用が少なく、受益者負担の割合が低いことが分かったことから、開館時間の変更など収支の改善について検討する。ただし、大規模な設備修繕が必要となった時点で、存廃を判断する。
4	香良洲	香良洲	香良洲プール	継続	継続		夏季レクリエーション活動の場として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	白山	八ツ山	青山高原保健休養地プール	検討	検討	R8 末	青山高原保健休養地全体の経営改善が課題となっていたところ、プールについては、令和8年度から料金を改定することに伴う状況の変化及び近隣のプール廃止による需要の変化を注視しながら、利用者の意見を聞くなどして、在り方を検討する。
6	美里	高宮	美里幼児プール(休止中)	廃止	跡地 活用		既に休止中であることから、機能は廃止する。廃止後の土地及び工作物等は引き続き処分等を検討する。
7	白山	家城	旧白山元取プール(休止中→R4廃止)	廃止	跡地 活用		既に休止中であったことから、令和4年3月末をもって機能は廃止。廃止後の土地及び工作物等は引き続き処分等を検討する。
8	白山	川口	白山川口プール(休止中)	廃止	跡地 活用		既に休止中であることから、機能は廃止する。廃止後の土地及び工作物等は引き続き処分等を検討する。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
久居中央スポーツ公園内プール (R8廃止)	廃止	転用							廃止				公園として再整備
美里幼児プール (休止中)	廃止	跡地活用											未定
白山元取プール (休止中→R4廃止)	廃止	跡地活用			廃止								処分等検討
白山川口プール (休止中)	廃止	跡地活用											未定



総括担当：スポーツ振興課、商業振興  
労政課、観光振興課、市民交流課

## 4 テニスコート

### 【要旨】

- ▶ 市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、全市レベルまでの各種大会等の開催場所として設置
- ▶ 補完施設及び地域施設は、機能を継続、建物等は計画的に保全
- ▶ 海浜公園内テニスコート、美里テニスコート及びフットパーク美杉内テニスコートは、機能を廃止し、跡地を転用
- ▶ 青山高原保健休養地テニスコートは、観光施設である青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で今後の方向性を具体化
- ▶ 上記以外のテニスコートについては、本体施設とあわせて在り方を検討又は継続

### (1) 施設の概要

本市のテニスコートは、市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、全市レベルまでの各種大会などの開催場所としての役割を果たしています。

運動施設として各地域に設置しているほか、コミュニティセンター、勤労者福祉センター及び観光施設に付帯しているテニスコートがあります。

#### 【テニスコートの分類】

分類	位置付け	施設名
基幹施設	全国・県レベルの大会開催ができる施設	津市民テニスコート (R3 新設) (1 施設)
補完施設	基幹施設を補完し大会活動にも日常のスポーツ活動にも利用できる施設	古道公園内テニスコート、久居スポーツ公園内テニスコート、一志テニスコート (3 施設)
地域施設	日常のスポーツ活動に利用できる施設	古河公園内テニスコート、庄司庵公園内テニスコート、河芸テニスコート、芸濃テニスコート、安濃中央総合公園内テニスコート、白山テニスコート (6 施設)
その他	市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として利用できる施設	美里テニスコート、フットパーク美杉内テニスコート、海浜公園内テニスコート、香良洲テニスコート、勤労者福祉センターテニスコート、雲出市民センターテニスコート、錫杖湖水荘ふれあい公園テニスコート、青山高原保健休養地テニスコート (8 施設)

#### 【基幹施設・補完施設・地域施設】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費 (千円)	使用料 (千円)
1	津	修成	古道公園内テニスコート		RC	S42	58		C	421㎡	○	32,557人	71%	A	指定管理	3,108	指
2	津	新町	古河公園内テニスコート		-	S43	57		-	-	-	20,739人	33%	B	指定管理	2,846	指
3	久居	栗葉	庄司庵公園内テニスコート		-	H8	29		-	-	-	3,475人	33%	B	直営	1,925	764
4	久居	立成	久居スポーツ公園内テニスコート		-	S59	41		-	-	-	18,431人	57%	B	直営	4,780	3,752
5	河芸	黒田	河芸テニスコート		-	S56	44		-	-	-	4,328人	24%	C	直営	1,239	477
6	芸濃	明	芸濃テニスコート		-	H15	22		-	-	-	2,742人	45%	B	直営	410	576
7	安濃	明合	安濃中央総合公園内テニスコート		S	H17	20		B	99㎡	○	7,705人	29%	C	指定管理	1,441	指
8	一志	大井	一志テニスコート		-	S55	45		-	-	-	8,349人	27%	C	直営	2,684	1,564
9	白山	八ツ山	白山テニスコート		-	S60	40		-	-	-	1,249人	13%	C	直営	768	48
10	津	櫛形	津市民テニスコート(R3新設)		S	R3	4		A	829㎡	○	45,112人	63%	A	指定管理	-	指

※指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。(その他の施設も同様)

※他の施設と一体的に管理している施設の管理運営費については、賃金は主要施設へ、他の費用(光熱水費、委託料等)は延床面積等による按分額を各施設へ計上するなどしています。

※1-2：津地域内の施設の管理運営費については、令和6年度指定管理料52,700千円の按分額（津球場公園内野球場ほか11施設に係る管理面積按分）を計上しています。（その他の施設も同様）

※7：安濃地域内の施設の管理運営費については、令和6年度指定管理料20,790千円の按分額（安濃中央総合公園内体育館ほか6施設に係る管理面積按分）を計上しています。（その他の施設も同様）

#### 【基幹施設・補完施設・地域施設の規格等】

番号	施設名	規格	付帯機能等	開場日・開場時間
1	古道公園内テニスコート	砂入り人工芝 6面	夜間照明設備、会議室 など	年末年始を除く毎日 9-21時
2	古河公園内テニスコート	クレイ 4面		年末年始を除く毎日 9-17時
3	庄司庵公園内テニスコート	砂入り人工芝 2面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 9-21時
4	久居スポーツ公園内テニスコート	砂入り人工芝 5面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 9-21時
5	河芸テニスコート	クレイ 3面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 6-22時
6	芸濃テニスコート	砂入り人工芝 2面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 6-22時
7	安濃中央総合公園内テニスコート	砂入り人工芝 4面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 9-21時半
8	一志テニスコート	砂入り人工芝 6面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 8時半-21時
9	白山テニスコート	クレイ 4面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日 8時半-22時
10	津市民テニスコート(R3新設)	砂入り人工芝 12面	夜間照明設備、会議室 など	年末年始を除く毎日 9-21時

#### 【その他の施設】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南立誠	勤労者福祉センターテニスコート		-	S58	42		-	-	-	345人	10%	C	-	-	指
2	津	敬和	海浜公園内テニスコート		-	H1	36		-	-	-	1,824人	25%	C	-	1,398	指
3	津	敬和	入江公園内テニスコート(R3廃止)		-	S47	53		-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	津	雲出	雲出市民センターテニスコート		-	H3	34		-	-	-	1,816人	15%	C	-	-	無
5	久居	榊原	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコート(R3廃止)		-	S63	37		-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	芸濃	河内	錫杖湖水荘ふれあい公園テニスコート		-	H3	34		-	-	-	49人	6%	C	-	-	13
7	美里	高宮	美里テニスコート		-	H6	31		-	-	-	1,874人	47%	B	-	106	379
8	安濃	明合	安濃テニスコート(R3廃止)		-	S54	46		-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	香良洲	香良洲	香良洲テニスコート		-	S58	42		-	-	-	217人	5%	C	-	242	33
10	白山	ハツ山	青山高原保健休養地テニスコート		-	S48	52		-	-	-	356人	4%	C	-	-	指
11	美杉	美杉南	フットパーク美杉内テニスコート		-	H13	24		-	-	-	188人	2%	C	-	1,925	35

※使用料を定めていない施設は、使用料を「無」としてしています。

※本体施設に管理運営費を計上している施設は、管理運営費を「-」としてしています。

※3：入江公園内テニスコート及び8：安濃テニスコートについては、津市民テニスコートの供用開始に伴い、令和3年5月に廃止しました。

※5：榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコートについては、榊原温泉湯の瀬として再整備することに伴い、令和3年12月に廃止しました。

#### 【その他の施設の規格等】

番号	施設名	規格	付帯機能等	開場日・開場時間
1	勤労者福祉センターテニスコート	ハード 1面		火曜日、祝日、年末年始を除く毎日 9-18時
2	海浜公園内テニスコート	ハード 3面	会議室等有	年末年始を除く毎日 9-17時
3	入江公園内テニスコート(R3廃止)	-	-	-
4	雲出市民センターテニスコート	クレイ 2面		月曜日、年末年始を除く毎日 9-17時
5	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコート(R3廃止)	-	-	-
6	錫杖湖水荘ふれあい公園テニスコート	ハード 1面		火曜日、年末年始を除く毎日 9-17時
7	美里テニスコート	砂入り人工芝 2面	夜間照明設備有(夜間は5月1日-10月31日)	年末年始を除く毎日 6-22時
8	安濃テニスコート(R3廃止)	-	-	-
9	香良洲テニスコート	ハード 2面		年末年始を除く毎日 8-17時
10	青山高原保健休養地テニスコート(休止中)	ハード 2面		休止中
11	フットパーク美杉内テニスコート	砂入り人工芝 5面		年末年始を除く毎日 8-17時

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、利用率は全体で約 28%となっており、令和 3 年に新設した津市民テニスコートの利用者が年間約 4 万 5 千人と特に多くなっています。

建物や設備等については、管理棟を有する古道公園内テニスコート及び安濃中央総合公園内テニスコートはいずれも耐震性を確保していますが、多数の施設でコート面の劣化など老朽化が進行しています。

管理運営については、指定管理者制度及び直営により実施しています。管理運営費に占める使用料収入の割合は、直営の施設の平均で約 54%となっています。

また、予約の受付・申請、鍵の貸出場所など利用方法が施設により異なっており、利便性の向上を図る必要があります。

## (3) 施設毎の方向性

津市スポーツ施設整備計画（令和 4 年 12 月策定）の対象施設とそれ以外の施設の機能及び建物については、それぞれ次のとおり取り組みます。

### ア 津市スポーツ施設整備計画の対象施設

津市民テニスコートについては、基幹施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努めます。

古道公園内テニスコートなどの補完施設及び古河公園内テニスコートなどの地域施設については、機能は継続し、建物等は計画的な保全に努めます。芸濃テニスコートについては、スポーツ振興基金を活用して人工芝の改修を行います。

美里テニスコート及びフットパーク美杉内テニスコートについては、機能の集約化及び跡地の転用などについて検討します。

### イ 青山高原保健休養地テニスコート

観光施設である青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化します。

### ウ ア、イ以外のテニスコート

利用実態を精査したうえで、附帯する本体施設にあわせて在り方を検討し、必要な場合は機能を継続します。

管理運営については、指定管理者制度により運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上、運営の効率化を図ります。直営の施設では、周辺の他のスポーツ施設との一体的な運用を含め、指定管理者制度の導入を検討します。

機能を継続する施設については、受益者負担の適正化について検討するとともに、利便性の向上や運営の効率化のため、施設の予約・貸出方法について見直しを検討します。

## 【基幹施設・補完施設・地域施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	修成	古道公園内テニスコート	継続	継続		補完施設として機能を継続し、施設は計画的な保全に努める。
2	津	新町	古河公園内テニスコート	継続	継続		同上
3	久居	栗葉	庄司庵公園内テニスコート	継続	継続		同上
4	久居	立成	久居スポーツ公園内テニスコート	継続	継続		補完施設として機能を継続し、施設は計画的な保全に努める。
5	河芸	黒田	河芸テニスコート	継続	継続		地域施設として機能を継続し、施設は計画的な保全に努める。
6	芸濃	明	芸濃テニスコート	継続	継続		地域施設として機能を継続し、スポーツ振興基金を活用して人工芝の改修を行う。
7	安濃	明合	安濃中央総合公園内テニスコート	継続	継続		地域施設として機能を継続し、施設は計画的な保全に努める。
8	一志	大井	一志テニスコート	継続	継続		補完施設として機能を継続し、施設は計画的な保全に努める。
9	白山	八ツ山	白山テニスコート	継続	継続		地域施設として機能を継続し、施設は計画的な保全に努める。
10	津	櫛形	津市民テニスコート	継続	継続		基幹施設として機能を継続し、施設は計画的な保全に努める。

## 【その他の施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	南立誠	勤労者福祉センターテニスコート	検討	検討	R8 末	勤労者福祉センターの付帯施設としての意義の明確化が課題であり、利用実態を精査した上で、本体施設にあわせて検討することとし、これまで利用状況の把握や指定管理者からの意見聴取等を行ってきたが、利用の詳細や本体施設への効果を踏まえた施設の評価及び具体的な取組には至っていないことから、引き続き検討を進める。
2	津	敬和	海浜公園内テニスコート(R6廃止)	廃止	転用		海浜公園内陸上競技場の改修にあわせ、令和8年3月末をもって機能を廃止。廃止後の跡地は駐車場に転用する。
3	津	敬和	入江公園内テニスコート(R3廃止)	廃止	転用		津市民テニスコートの供用開始にあわせ、令和3年5月をもって機能を廃止。廃止後の跡地は公園として整備する。
4	津	雲出	雲出市民センターテニスコート	継続	継続		設置の経緯や地域住民の利便性を考慮し、機能を継続する。施設は利用可能な間は維持する。
5	久居	榊原	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコート(R3廃止)	廃止	転用		榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」の再整備にあわせ、令和3年12月末をもってテニスコートは廃止。廃止後の跡地に新たな温浴施設の整備を行う。
6	芸濃	雲林院	錫杖湖水荘ふれあい公園テニスコート	検討	検討	R8 末	宿泊施設の付帯施設としての意義の明確化が課題であり、利用実態を精査した上で、本体施設にあわせて検討することとし、これまで運営を継続してきたが、利用の詳細や本体施設への効果を踏まえた施設の評価及び具体的な取組には至っていないことから、引き続き検討を進める。
7	美里	高宮	美里テニスコート	廃止	跡地 活用		施設の老朽化が顕著で、利用者も僅少であることから、令和8年9月末をもって機能を廃止する。廃止後の跡地は活用を検討する。
8	安濃	明合	安濃テニスコート(R3廃止)	廃止	転用		津市民テニスコートの供用開始にあわせ、令和3年5月をもって機能を廃止。廃止後の跡地は公園として整備する。
9	香良洲	香良洲	香良洲テニスコート	検討	検討	R8 末	集約化、転用等跡施設の利活用が課題であり、機能の廃止及び跡地のグラウンド駐車場への転用について検討してきたが、香良洲テニスコート及び香良洲グラウンドが立地する高砂公園が借地上に設置されており、その在り方を検討するため、公園の方針にあわせた跡地の活用を引き続き検討する。
10	白山	八ツ山	青山高原保健休養地テニスコート	検討	検討	R10 末	青山高原保健休養地全体の経営改善が課題となっていたところ、テニスコートについては、近年は利用者が減少傾向にあるものの、施設全体が観光施設であり別荘地に付帯するという特性を踏まえ、4面あるコートのうち1面は改修する方向で協議を進め、その他の3面は、利用者の意見を聞くなどして、在り方を検討する。
11	美杉	美杉南	フットパーク美杉内テニスコート	廃止	転用		施設の老朽化が顕著で、利用者も僅少であることから、機能を廃止し、跡地は多目的グラウンドと一体的に利用する。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
津市民テニスコート	新設	新設	新設	計画的に保全								
入江公園内テニスコート	廃止	転用		廃止	整備	公園として維持						
榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコート	廃止	転用		廃止	本体建替	新温浴施設の底地として維持						
安濃テニスコート	廃止	転用		廃止		整備	公園として維持					
海浜公園内テニスコート	廃止	転用					設計	廃止除却	駐車場整備		保全	
美里テニスコート	廃止	転用							廃止	転用案未定		
芸濃テニスコート（コート人工芝の貼り替え）	廃止	転用								改修	保全	

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
津市民テニスコート	829	-	981,000
入江公園内テニスコート	-	-	11,000
安濃テニスコート	-	-	13,000
美里テニスコート	-	-	未定
芸濃テニスコート(コート人工芝の貼り替え)	-	-	未定
事業費概算 (合計)	829		1,005,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※延床面積は、管理棟、屋外トイレなどの床面積の合計面積を記載しています。

※海浜公園テニスコートについては、海浜公園内の主要施設である海浜公園内陸上競技場の改修と一体的であることから、2 陸上競技場の海浜公園内陸上競技場の工事費概算に含めて記載しています。

## 5 その他運動施設

総括担当：スポーツ振興課、市民交流課、観光振興課

## 【要旨】

- ▶ 市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、日常のレクリエーションの場として設置
- ▶ 河芸マレットゴルフ場及び香良洲パターゴルフ場については、機能を継続、施設は計画的に保全
- ▶ ゲートボール場については、機能を廃止し、跡施設は転用又は処分済
- ▶ その他については、本体施設にあわせて継続する

## (1) 施設の概要

本市のパターゴルフ場などその他運動施設については、市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、日常のレクリエーションの場としての役割を果たしています。

各ゲートボール場のほか、とことめの里一志及び青山高原保健休養地のパターゴルフ場については、著しい需要の減少等のため、施設を廃止し、跡地は転用又は処分済となっています。現在は、河芸地域にマレットゴルフ場、香良洲地域にパターゴルフ場があるほか、雲出市民センターに併設するグラウンドゴルフ場があります。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	雲出	雲出市民センターグラウンドゴルフ場		-	H3	34		-	-	-	1,223人	11%	C	指定管理	-	無
2	津	白塚	白塚海浜公園ゲートボール場(廃止扱)		-	H14	23		-	-	-	-	-	-	直営	-	-
3	久居	栗葉	庄司庵公園内ゲートボール場(R6廃止)		-	H8	29		-	-	-	-	-	-	直営	-	-
4	河芸	黒田	河芸マレットゴルフ場		-	H25	12		-	-	-	5,415人	25%	C	直営	5,761	840
5	美里	高宮	美里ゲートボール場(R6廃止)		-	H4	33		-	-	-	-	-	-	直営	-	-
6	美里	長野	長野教育集会所ゲートボール場(廃止扱)		-	S49	51		-	-	-	-	-	-	直営	-	-
7	安濃	明合	安濃中央総合公園内ゲートボール場(R7廃止)		-	S62	38		-	-	-	-	-	-	指定管理	-	-
8	香良洲	香良洲	香良洲パターゴルフ場		-	H6	31		-	-	-	3,833人	73%	A	直営	780	733
9	一志	大井	とことめの里一志パターゴルフ場(R5廃止)		-	H9	28		-	-	-	-	-	-	直営	-	-
10	白山	川口	白山川口ゲートボール場(R6廃止)		-	S61	39		-	-	-	-	-	-	直営	-	-
11	白山	大三	白山大三ゲートボール場(R3廃止)		-	H2	35		-	-	-	-	-	-	直営	-	-
12	白山	ハツ山	白山ゲートボール場(R6廃止)		-	S61	39		-	-	-	-	-	-	直営	-	-
13	白山	ハツ山	青山高原保健休養地パターゴルフ場(R8廃止)		W	H2	35		C	40㎡	○	-	-	-	指定管理	-	-
14	津	栗真	旧北部市民センターゲートボール場(H30廃止)		-	H1	36		-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	津	神戸	旧西部市民センターゲートボール場(H30廃止)		-	H3	34		-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	久居	立成	旧久居スポーツ公園内ゲートボール場(H29廃止)		-	S59	41		-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	白山	倭	旧白山倭ゲートボール場(H29廃止)		-	H2	35		-	-	-	-	-	-	-	-	-

※使用料を定めていない施設は、使用料を「無」としてしています。

※本体施設に管理運営費を計上している施設は、管理運営費を「-」としてしています。

※2：白塚海浜公園ゲートボール場は、ゲートボール場としての利用がないことが判明したため、令和4年度以降は、白塚海浜公園の一部として取り扱うこととしています。

※6：長野教育集会所ゲートボール場は、ゲートボール場としての利用がないことが判明したため、令和4年度以降は、長野教育集会所の一部として取り扱うこととしています。

※9：とことめの里一志パターゴルフ場は、利用者数の著しい減少により、令和5年3月に廃止しました。

※11：白山大三ゲートボール場は、地権者から土地貸借の解約の申出があったことから令和3年3月に廃止しました。  
 ※13：青山高原保健休養地パターゴルフ場は、利用者の著しい減少などにより、令和8年3月に廃止しました。  
 ※16：久居スポーツ公園内ゲートボール場及び17：旧白山倭ゲートボール場は平成29年に、14：旧北部市民センターゲートボール場及び15：旧西部市民センターゲートボール場は平成30年に、3：庄司庵公園内ゲートボール場、5：美里ゲートボール場、10：白山川口ゲートボール場、12：白山ゲートボール場は令和6年に、安濃中央総合公園内ゲートボール場は令和7年に、高齢者スポーツの需要変化に伴う利用者の減少などにより廃止しました。

#### 【その他運動施設の規格等】

番号	施設名	対応競技等	設備概要	開場日・開場時間
1	雲出市民センターグラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場 1面		月曜日、年末年始を除く毎日 9-17時
2	白塚海浜公園ゲートボール場	-	-	-
3	庄司庵公園内ゲートボール場(R6 廃止)	ゲートボール場 1面	-	-
4	河芸マレットゴルフ場	マレットゴルフ場 36ホール		年末年始を除く毎日 9-17時
5	美里ゲートボール場(R6 廃止)	ゲートボール場 2面	-	-
6	長野教育集会所ゲートボール場	-	-	-
7	安濃中央総合公園内ゲートボール場(R7 廃止)	ゲートボール場 3面	-	-
8	香良洲パターゴルフ場	パターゴルフ場 18ホール	夜間照明設備有(夜間は4月16日-10月31日)	年末年始を除く毎日 9-21時
9	とことめの里一志パターゴルフ場(R5 廃止)	パターゴルフ場 18ホール	-	-
10	白山川口ゲートボール場(R6 廃止)	ゲートボール場 2面	-	-
11	白山大三ゲートボール場(R3 廃止)	ゲートボール場 1面	-	-
12	白山ゲートボール場(R6 廃止)	ゲートボール場 2面	-	-
13	青山高原保健休養地パターゴルフ場(R8 廃止)	パターゴルフ場 18ホール	-	-

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、河芸マレットゴルフ場の利用者が年間で約5,000人、香良洲パターゴルフ場の利用率が約73%と高くなっています。

管理運営については、全て直営により実施しています。直営の施設における管理運営費に占める使用料収入の割合は、平均で約24%となっています。

また、予約の受付・申請、鍵の貸出場所など利用方法が施設により異なっており、利便性の向上を図る必要があります。

## (3) 施設毎の方向性

河芸マレットゴルフ場及び香良洲パターゴルフ場については、津市スポーツ施設整備計画（令和4年12月策定）の方針に基づき、地域ニーズを満たす施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努めます。

青山高原保健休養地パターゴルフ場については、観光施設である青山高原保健休養地全体の経営改善策の一環として、フリーサイト及びドッグラン施設に転用します。

雲出市民センターグラウンドゴルフ場については、利用実態を精査した結果、本体施設にあわせて継続することとします。

管理運営については、指定管理者が管理運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上、運営の効率化を図ります。直営の施設では、周辺の他のスポーツ施設との一体的な運用を含め、指定管理者制度の導入を検討します。

また、受益者負担の適正化について検討するとともに、利便性や利用率の向上のため、施設の予約・貸出方法について見直しを検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討 用途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)			
1	津	雲出	雲出市民センターグラウンドゴルフ場	継続	継続	〃	〃	設置の経緯や地域住民の利便性を考慮し、機能を継続する。施設は利用可能な間は維持する。
2	津	白塚	白塚海浜公園ゲートボール場 (廃止扱)	-	-	〃	〃	ゲートボール場としての利用が無いことが判明したため、白塚海浜公園の一部として取り扱う。
3	久居	栗葉	庄司庵公園内ゲートボール場 (R6廃止)	廃止	転用	〃	〃	利用が無いことから、令和6年3月末をもって機能を廃止。廃止後の跡地は庄司庵公園として活用する。
4	河芸	黒田	河芸マレットゴルフ場	継続	継続	〃	〃	地域ニーズを満たす施設として機能を継続し、施設は計画的な保全に努める。
5	美里	高宮	美里ゲートボール場(R6廃止)	廃止	転用	〃	〃	利用が無いことから、令和6年3月末をもって機能を廃止。廃止後の跡地は隣接する美里グラウンドのウォーミングアップ場等として活用する。
6	美里	長野	長野教育集会所ゲートボール場 (廃止扱)	-	-	〃	〃	ゲートボール場としての利用が無いことが判明したため、長野教育集会所の一部として取り扱う。
7	安濃	明合	安濃中央総合公園内ゲートボール場 (R7廃止)	廃止	転用	〃	〃	利用が無いことから、令和7年3月末をもって機能を廃止。廃止後の跡地は安濃中央総合公園として活用する。
8	香良洲	香良洲	香良洲バナーゴルフ場	継続	継続	〃	〃	地域ニーズを満たす施設として機能を継続し、施設は計画的な保全に努める。
9	一志	大井	とことめの里一志バナーゴルフ場 (R5廃止)	廃止	譲渡	〃	〃	利用者数の著しい減少により、令和5年3月末をもって機能を廃止。廃止後の跡地は民間事業者が整備・運営する新たなコスモス作業所の整備用地として譲渡。
10	白山	川口	白山川口ゲートボール場(R6廃止)	廃止	転用	〃	〃	利用が無いことから、令和6年3月末をもって機能を廃止。廃止後の跡地は多目的広場として自治会等に貸付。
11	白山	大三	白山大三ゲートボール場(R3廃止)	廃止	返還	〃	〃	利用がないことから、令和3年3月末をもって機能を廃止。廃止後の跡地は地権者に借地を返還。
12	白山	ハツ山	白山ゲートボール場(R6廃止)	廃止	転用	〃	〃	利用が無いことから、令和6年3月末をもって機能を廃止。廃止後の跡地は周辺施設の駐車場として活用及び社会福祉法人に貸付。
13	白山	ハツ山	青山高原保健休養地バナーゴルフ場(R8廃止)	廃止	転用	〃	〃	利用者が著しく減少していたことなどから、令和8年3月末をもって機能を廃止。廃止後の跡地はフリーサイト及びびッグラん施設に転用する。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
とことめの里一志バナーゴルフ場	廃止	譲渡				入札	譲渡						
庄司庵公園内ゲートボール場	廃止	転用				廃止	公園として維持						
美里ゲートボール場	廃止	転用				廃止	グラウンドと一体で活用						
安濃中央総合公園内ゲートボール場	廃止	転用				廃止	公園として維持						
白山川口ゲートボール場	廃止	転用				廃止	多目的広場として貸付						
白山大三ゲートボール場	廃止	返還	廃止	借地返還									
白山ゲートボール場	廃止	転用				廃止	活用検討	駐車場に活用・貸付等					
青山高原保健休養地バナーゴルフ場	廃止	転用						廃止	他施設に転用				

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。



## 第4項 観光施設編

### 1 キャンプ場・河川公園

総括担当：観光振興課、農林水産政策課

#### 【要旨】

- ▶ 観光誘客や情報発信などの目的で設置
- ▶ 多くの施設で老朽化が顕著
- ▶ 使用料収入等により経営的に自立している施設はない
- ▶ 青山高原保健休養地については、利用者の増加や収支の改善を図るため、経営改善策を順次実行
- ▶ その他の施設は、利用実績などを精査し、在り方を検討

#### (1) 施設の概要

本市のキャンプ場・河川公園は、自然環境や地域資源等を活用し、市内外からの観光誘客のほか、観光、移住促進等に関する情報発信を行う役割があります。（落合の郷については、地区の集会施設としての利用もあります。）

いずれの施設も自然環境が豊かな山間地を中心に配置しており、複数の木造建築物と広大な敷地を有しています。

また、季節により需要に差があることから、多くの施設でハイシーズンのみ営業しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	芸濃	雲林院	落合の郷		W	H5	32		C	420㎡	○	1,403人	25%	C	直営	938	438
2	芸濃	雲林院	錫杖湖畔キャンプ場		W	H5	32		C	462㎡	○	702人	4%	C	直営	2,178	1,280
3	一志	波瀬	矢頭中宮キャンプ場(R6廃止)		W	S61	39		C	145㎡	○	-	-	-	直営	-	-
4	白山	ハツ山	青山高原保健休養地		RC	S48	52		C	1,055㎡	△	3,188人	11%	C	指定管理	12,349	指
5	白山	家城	わかすぎ城立		W	S62	38		C	2,020㎡	○	460人	10%	C	指定管理	612	指
6	白山	家城	わかすぎ小杉		W	H8	29		C	185㎡	○	455人	-	-	指定管理	0	指
7	白山	家城	わかすぎ大原		W	H9	28		C	61㎡	○	1,588人	-	-	指定管理	82	指
8	白山	家城	真見河川公園(リバーパーク真見)		W	H13	24		B	623㎡	○	2,585人	100%	A	指定管理	242	指
9	美杉	美杉東	スカイランドおおぼら		W	H7	30		C	646㎡	○	513人	15%	C	直営	9,097	837
10	美杉	美杉南	ヒストリーパーク塚原		W	H14	23		B	352㎡	○	2,612人	23%	C	指定管理	4,270	指
11	久居	榊原	榊原温泉湯の瀬(キャンプ場)(R4新設)		W	R4	3		A	164㎡	○	2,170人	7%	C	指定管理	-	指

※指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。

※本体施設に管理運営費を計上している施設は、管理運営費を「-」としています。

※いずれの施設も、利用率はキャンプ場及び宿泊施設の稼働率を示しています。

※3：矢頭中宮キャンプ場は、敷地周辺での倒木など安全確保が困難であることなどから、令和6年3月に廃止しました。

※4：青山高原保健休養地の利用数は、バンガロー及びキャンプ場の利用者数を示しています。また、プール、テニスコート、パターゴルフ場は、スポーツ施設類型に記載しています。

※5-7：わかすぎの里の各施設については、利用に関する情報を3施設の合算で記録しているため、管理施設を有するわかすぎ城立に集約して計上しています。利用数は、キャンプ場、ログハウス及び釣り堀の合計利用者数としており、利用率は、各利用の稼働率(稼働日数/営業日数)としています。

※8：リバーパーク真見については、利用数は多目的広場(BBQ場)の利用者数を示しており、利用率は滞在型施設の入居率(入居戸数/総戸数22戸)としています。

## 【利用形態、附帯機能等】

番号	施設名	利用形態	附帯機能	営業期間	職員等の常駐の有無
1	落合の郷	日帰り	屋外工房、親水公園	通年	無
2	錫杖湖畔キャンプ場	キャンプ	オートキャンプ場、バンガロー	4月-10月	有
3	矢頭中宮キャンプ場 (R6 廃止)	キャンプ	キャンプ場、ログハウス	5月-9月	無
4	青山高原保健休養地	キャンプ、貸別荘	キャンプ場、オートキャンプ場、バンガロー、BBQ場	通年	有
			貸別荘	4月-10月	
5	わかすぎ城立	キャンプ	ログハウス、釣り堀	通年	無
6	わかすぎ小杉	コテージ	コテージ	通年	無
7	わかすぎ大原	キャンプ	オートキャンプ場	通年	無
8	真見河川公園	滞在型施設	滞在型施設(22戸)、貸し農園、BBQ場、親水公園	通年	有
9	スカイランドおおぼら	キャンプ	キャンプ場、オートキャンプ場	4/27-9/30	有
			天文台	4/27-9/30 金・土曜日のみ	
			パターゴルフ	4/1-11/30	
10	ヒストリーパーク塚原	キャンプ	オートキャンプ場	4月-10月	有
11	榊原温泉湯の瀬	キャンプ	オートキャンプ場、キャンプ場、BBQ場	通年	有

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、近年はアウトドアブームが落ち着きつつある中で、落合の郷及びヒストリーパーク塚原を除き利用者数は減少傾向にあり、年間契約の滞在型施設である真見河川公園を除き、利用率は平均で約14%と低くなっています。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、築30年を経過した施設が半数を超え、木造の建物が多いため、著しく老朽化が進んでいます。

管理運営については、指定管理者制度により運営している施設であっても使用料収入等により自立的に経営している施設はなく、本市が維持費、修繕費などを負担しています。また、直営の施設における管理運営費に占める使用料収入の割合は、平均で約21%となっています。

いずれの施設も地域振興など公共的な側面があるものの、民間と競合する部分もあることから、本市が設置、管理運営していく必要性についての検討が必要です。

なお、榊原温泉湯の瀬については、温浴施設、福祉型滞在施設とともにキャンプ場を設置した新たな施設を令和4年8月から供用開始しており、指定管理者による自主事業と合わせ、施設全体として自立的な経営を目指しています。

## (3) 施設毎の方向性

青山高原保健休養地については、利用者の増加や収支の改善を図るため、経営改善策を順次実行し、その効果を随時検証していきます。その他の施設については、利用実績などを精査し在り方を検討します。

在り方検討にあたっては、関係者の意見を聴取するほか、必要に応じて外部有識者や民間事業者の知見を活用します。

また、民間活力の導入を進め、民間事業者等による運営が望ましいものは、民間によるサービス提供に移行するため、売却、譲渡等を含め検討します。

管理運営については、指定管理者制度により運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書(仕様書)に基づくモニタリング評価を実施し、情報発信の強化、サービスの向

上及び運営の効率化を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	芸濃	雲林院	落合の郷	検討	検討	R9 末	建物の老朽化及び収支の低迷が課題であり、料金改定等の検討を行ったが、経営改善への効果が低いと見込まれたことから、引き続き利用実態や公共で運営することの必要性について精査の上、隣接する親水公園と一体的に在り方を検討する。ただし、大規模な修繕が必要になった時点で施設の存廃を判断する。
2	芸濃	雲林院	錫杖湖畔キャンプ場	検討	検討	R9 末	建物の老朽化及び収支の低迷が課題であるが、令和8年度から料金を改定することに伴う状況の変化を注視しながら、引き続き利用実態や公共で運営することの必要性について精査の上、錫杖湖水荘と一体的に在り方を検討する。ただし、大規模な修繕が必要になった時点で施設の存廃を判断する。
3	一志	波瀬	矢頭中宮キャンプ場(R6廃止)	廃止	除却		敷地周辺での倒木など安全確保が困難であったことなどから、令和6年3月末をもって機能を廃止。廃止後の施設の大部分は除却のうえ、保安林として維持する。トイレ及び駐車場の一部は、登山客用施設として維持する。
4	白山	家城	青山高原保健休養地	継続	継続		青山高原保健休養地全体の経営改善が課題となっていたところ、キャンプ場については、令和8年度から料金を改定することに伴う状況の変化及びフリーサイトを新設したことによる効果を注視しながら、利用者の意見を聞くなどして、実験的な取り組みや民間の知見の活用も視野に、段階的に経営改善に取組む。
5	白山	家城	わかすぎ城立	検討	検討	R9 末	建物の老朽化及び不安定な収支状況が課題であるが、令和8年度から料金を改定することに伴う状況の変化を注視しながら、引き続き利用実態や公共で運営することの必要性について精査の上、わかすぎの里の施設群で一体的に在り方を検討する。
6	白山	家城	わかすぎ小杉	検討	検討	R9 末	同上
7	白山	家城	わかすぎ大原	検討	検討	R9 末	同上
8	白山	家城	真見河川公園(リバーパーク真見)	検討	検討	R9 末	本市施設として必要性の検討が課題であり、公共で運営することの必要性について検討を進めてきたが結論に至らなかったため、引き続き利用実態等を踏まえ、在り方を検討する。
9	美杉	美杉東	スカイランドおおぼら	検討	検討	R9 末	建物の老朽化及び収支の低迷が課題であり、料金改定等の検討を行ったが、経営改善への効果が低いと見込まれたことから、引き続き利用実態や公共で運営することの必要性について精査の上、施設の在り方を検討する。
10	美杉	美杉南	ヒストリーパーク塚原	検討	検討	R9 末	建物の老朽化及び収支の低迷が課題であるが、令和8年度から料金を改定することに伴う状況の変化を注視しながら、引き続き利用実態や公共で運営することの必要性について精査の上、施設の在り方を検討する。
11	久居	榊原	榊原温泉湯の瀬	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的かつ効果的な保全に努める。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
矢頭中宮キャンプ場	廃止	除却						設計	除却	保安林及び登山客用施設として維持			

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
矢頭中宮キャンプ場(ログハウス2棟、炊事棟、トイレ、池の解体)	311	-	15,499
工事費概算 (合計)	311		15,499

## 2 温浴施設・宿泊施設・レストラン

総括担当：観光振興課

### 【要旨】

- ▶ 観光振興をはじめ多様な目的で設置
- ▶ 老朽化の進行により運営に支障をきたす施設もあり、本市が設置・運営していく必要があるかどうかについて検討が必要
- ▶ 利用実績及び地域振興への寄与の度合いなどを精査し、在り方を検討
- ▶ 長期休止中の施設については、機能を廃止、建物等は処分

### (1) 施設の概要

本市の温浴施設・宿泊施設・レストランは、市内外の観光業の振興のほか、滞在・休憩場所の提供など多様な役割を担っています。

主に山間地を中心に、観光名所の付近などに設置しています。

#### 【温浴施設】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	久居	榊原	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」(R3廃止)		RC	S63	37		B	1,195㎡	○	-	-	-	直営	-	-
2	一志	大井	とことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」	○	RC	H9	28		B	1,334㎡	○	234,261人	-	-	直営	116,690	61,299
3	久居	榊原	榊原温泉湯の瀬(R4新設)		S	R4	3		A	1,976㎡	○	185,141人	-	-	指定管理	225	指

※いずれの施設も、枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。

※指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。

※1：榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」は令和3年12月に廃止し、新施設として3：榊原温泉湯の瀬を整備、令和4年から供用開始しています。

#### 【温浴施設の機能及び料金】

番号	施設名	機能	料金
1	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」(R3廃止)	温浴、軽食、土産物販売等	温浴：大人 550 円
2	とことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」	温浴	温浴：大人 550 円
3	榊原温泉湯の瀬	温浴、福祉型滞在施設※、レストラン、土産物販売等	温浴：大人 550 円 宿泊：1室1泊 8,000～30,000 円

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付や要介護・要支援認定を受けている人及びその介護者を主な対象者としています（空室がある場合は、これら以外の人でも利用できます。）。

#### 【宿泊施設】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	芸濃	雲林院	錫杖湖水荘		RC	S31	69	H3	B	1,341㎡	○	370人	4%	C	直営	27,127	1,732
2	美杉	美杉東	レークサイド君ヶ野(休止中→R8廃止)		RC	S49	51		C	1,055㎡	○	1,969人	-	-	直営	9,973	0

※利用数については、レストラン等の利用を含めた年間利用者数を示しています。

※1：錫杖湖水荘に併設するテニスコートについては、スポーツ施設類型に記載しています。

※2：レークサイド君ヶ野は、建物の老朽化が顕著で、需要も減少していたことなどから、令和8年3月31日に廃止しました。

#### 【宿泊施設の機能及び料金】

番号	施設名	機能	料金
1	錫杖湖水荘	宿泊施設、レストラン等	一般1泊 4,250 円
2	レークサイド君ヶ野 (R8 廃止)	宿泊施設、レストラン等	

## 【レストラン】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	一志	大井	とことめの里一志「レストハウス秋桜」	○	RC	H9	28		B	143㎡	○	18,771食	-	-	直営	14,782	10,539
2	美杉	美杉南	美し郷霧山		W	H4	33		C	354㎡	○	11,770人	-	-	指定管理	1,819	指
3	白山	倭	レストハウスすまぐち(休止中→R5廃止)		S	H3	34		B	240㎡	○	-	-	-	直営	-	-

※指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。

※いずれの施設も、枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。

※2：とことめの里一志「レストハウス秋桜」は、年間の提供食数を示しています。

※3：レストハウスすまぐちは、利用客減少に伴い、平成20年頃から休止中でしたが、令和5年3月に廃止しました。

## 【レストランの機能及び料金】

番号	施設名	機能	料金
1	とことめの里一志「レストハウス秋桜」	レストラン	-
2	美し郷霧山	コテージ、レストラン	-
3	レストハウスすまぐち(R5廃止)	BBQ場、休憩所	

## (2) 現状と課題の整理

いずれの施設も地域振興など公共的な側面があるものの、民間と競合する部分もあることから、本市が設置、管理運営していく必要性についての検討が必要です。

## ア 温浴施設

利用状況について、平均の利用者数は、年間で約210,000人ありますが、この10年間で-20～30%の減少傾向にあります。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、とことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」は、築30年を経過して老朽化が進んでおり、温浴設備の経年劣化が課題で、故障時には営業停止期間も発生しています。

管理運営については、とことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」は直営で、管理運営費に占める使用料収入の割合は約53%となっています。榊原温泉湯の瀬は、指定管理者制度により運営しており、温浴施設、福祉型滞在施設とともにキャンプ場を設置し、指定管理者による自主事業と合わせ、施設全体として自立的な経営を目指しています。

## イ 宿泊施設

錫杖湖水荘の利用状況については、夏季に利用が集中する傾向にありますが、通年での客室の稼働率は4%と著しく低くなっています。

建物については、耐震性を確保していますが、築60年を経過しており、著しく老朽化が進んでいます。

管理運営については、直営ですが、管理運営費に占める使用料の割合は約6%と著しく低く、恒常的な支出超過となっており、利用者数の増加及び収支の改善が課題となっています。

## ウ レストラン

利用状況については、桜や紅葉などの時期に利用が集中する傾向にあります。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、両施設とも築30年前後となっています。

管理運営については、とことめの里一志「レストハウス秋桜」は直営で、美し郷霧山は指定管理者制度により運営しています。

### (3) 施設毎の方向性

いずれの施設も、利用者数の増加及び収支の改善に向け、利用実績及び地域振興への寄与の度合いなどを精査のうえ、施設の総量や配置等の在り方を検討します。在り方検討にあたっては、必要に応じて、関係者の意見を徴取するほか、必要に応じて外部有識者や民間事業者の知見を活用します。

また、民間活力の導入を進め、民間事業者等による運営が望ましいものは、効果的かつ効率的な運営形態への転換、売却、譲渡等を含め検討します。

また、長期休止中の施設については、機能を廃止し、廃止後の建物及び土地を処分します。

管理運営については、指定管理者制度により運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を行い、情報発信の強化、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

#### 【温浴施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	久居	榊原	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」(R3廃止)	廃止	建替		観光拠点である榊原温泉の魅力向上のため、令和3年12月末をもって旧施設を廃止。令和4年度に官民連携手法により新施設として再整備。
2	一志	大井	とことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」	検討	検討	R9 末	利用及び収支の低迷が課題であるが、複合するレストハウス秋桜においてこれまで継続的なメニュー改善のほか、令和7年度に価格を改定した。この影響を考慮する必要があることから、引き続き利用実態や公共性について精査の上、複合施設を含め在り方を検討する。ただし、大規模な修繕が必要となった時点で、レストハウス秋桜と合わせて施設の存廃を判断する。
3	久居	榊原	榊原温泉湯の瀬	継続	継続		機能を継続し、建物は官民連携手法による計画的かつ効果的な保全に努める。

#### 【宿泊施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	芸濃	雲林院	錫杖湖水荘	検討	検討	R9 末	建物の老朽化及び利用率の低迷が課題であり、これまで宿泊と食事を分けた経営改善（ホールや周辺施設を活用する合宿プランの案内や芸濃かわら版での宴会プランの案内、インスタグラムを活用した情報発信）を実施してきた。依然として利用率の改善には至っていないことから、引き続き利用実態や公共性について精査の上、周辺の錫杖湖畔キャンプ場と一体的に在り方を検討する。ただし、大規模な修繕が必要になった時点で存廃を判断する。
2	美杉	美杉東	レークサイド君ヶ野(休止中→R8 廃止)	廃止	除却		建物の老朽化が顕著で、宿泊機能は既に長期休止中であり、需要も減少していることなどから、令和8年3月末をもって全面的に機能を廃止。廃止後の建物は除却し、土地を適切に維持する。

#### 【レストラン】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	一志	大井	とことめの里一志「レストハウス秋桜」	検討	検討	R9 末	利用及び収支の低迷が課題であり、これまで継続的なメニュー改善のほか、令和7年度に価格を改定した。この影響を考慮する必要があることから、引き続き利用実態や公共性について精査の上、複合施設を含め在り方を検討する。ただし、大規模な修繕が必要になった時点で、存廃を判断する。
2	美杉	美杉南	美し郷霧山	検討	検討	R8 末	建物の老朽化及び利用の低迷が課題であり、これまで利用実績について調査し、令和6年8月から予約制の導入により経費削減を行うなど、経営改善を進めてきた。依然として建物の課題は残ることから、引き続き施設の在り方を検討する。
3	白山	倭	レストハウスすまぐち(休止中→ R5廃止)	廃止	処分		既に長期休止中であり、地域振興への寄与の度合いも低いと考えられたことから、令和5年3月末をもって機能を廃止。廃止後の建物等は処分。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
レークサイド君ヶ野(休止中→R8廃止)	廃止	除却						廃止	設計	除却		
榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」(R3廃止)	廃止	建替	設計・建替									
レストハウスすまぐち(休止中→R5廃止)	廃止	処分	処分方法の検討		廃止	処分						

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
レークサイド君ヶ野(建物の除却)	1,059	-	(実施設計費・石綿含有調査費分) 7,000
榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」	1,976	-	1,192,000
事業費概算 (合計)	3,035		1,199,000

※事業費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

### 3 観光センター

総括担当：観光振興課、商業振興労政課

#### 【要旨】

- ▶ 地域の農林水産業や商業の振興等を目的に設置
- ▶ 道の駅津かわげと伊勢奥津駅前観光案内交流施設は指定管理者制度により、道の駅美杉は直営により管理運営
- ▶ 地域の特産品の加工・販売や雇用の場の提供など、地域振興に寄与できていることから機能を継続、建物は計画的に保全

#### (1) 施設の概要

本市の観光センターは、地域の農林水産業や商業の振興のほか、情報発信等を行う物産等の販売所機能とともに、道路や鉄道利用者のための休憩所機能を有します。

河芸地域の国道23号中勢バイパス沿いに道の駅津かわげ、美杉地域の国道368号沿いに道の駅美杉、JR名松線の伊勢奥津駅に隣接して伊勢奥津駅前観光案内交流施設を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	河芸	黒田	道の駅津かわげ		S	H28	9		A	537㎡	○	773,695人	-	-	指定管理	154	無
2	美杉	美杉南	伊勢奥津駅前観光案内交流施設		W	H26	11		A	92㎡	○	18,071人	-	-	指定管理	2,538	無
3	美杉	美杉南	道の駅美杉(美杉地域産物加工販売施設)		W	H11	26		C	549㎡	○	27,101人	-	-	直営	11,924	377

※いずれの施設も、枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。

※使用料を定めていない施設は、使用料を「無」としています。

#### (2) 現状と課題の整理

利用状況について、利用者数は、年間で約18,000～770,000人と、施設により大きく異なります。

建物については、いずれも耐震性を確保しており、築30年を経過した施設はありません。

管理運営については、道の駅津かわげ及び伊勢奥津駅前観光案内交流施設は指定管理者制度により運営、道の駅美杉は直営です。

なお、道の駅津かわげでは、指定管理者から本市に、指定管理者納付金として200万円が毎年納入されており、基金への積み立てを行っています。

#### (3) 施設毎の方向性

いずれの施設も比較的新しく、地域の特産品の加工・販売や雇用の場の提供など、地域振興に寄与できていることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努めます。

管理運営については、指定管理者制度により運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書(仕様書)に基づくモニタリング評価を実施し、情報発信の強化、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。



番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	河芸	黒田	道の駅津かわげ	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	美杉	美杉南	伊勢奥津駅前観光案内交流施設	継続	継続		同上
3	美杉	美杉南	道の駅美杉(美杉地域産物加工販売施設)	継続	継続		同上

## 第5項 産業施設編

### 1 勤労会館・労働会館

総括担当：商業振興労政課

#### 【要旨】

- ▶ 勤労者の福祉の増進及び勤労意欲の高揚を図るために設置
- ▶ 両施設とも老朽化が進行
- ▶ 両施設とも事業内容や役割等、必要性を含めて在り方を検討

#### (1) 施設の概要

勤労者の福祉の増進及び勤労意欲の高揚を図ることを目的に、津地域内に勤労者福祉センター及び労働会館を設置しています。

勤労者福祉センターでは、主に企業、労働者向けの会議、研修のための貸館事業を行うとともに、市直営事業として若年勤労者の余暇の充実と交流の促進のため、勤労青少年講座を実施しています。

労働会館は、労働全般に係る相談業務及び労働教育を実施する労働関係団体の事務所の用に供しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南立誠	勤労者福祉センター(サンワーク津)		SRC	S58	42		B	1,395㎡	○	33,314人	24%	C	指定管理	13,079	指
2	津	南立誠	労働会館		RC	S60	40		B	304㎡	○	5団体	100%	A	指定管理	3	無

※1：勤労者福祉センターは、指定管理者が施設利用料を収受しているため、使用料を「指」としています。また、テニスコートについては、スポーツ施設類型に記載しています。

※2：労働会館は、労働関係団体が事務所として使用している利用形態であることから、利用数は入居団体数とし、利用率は入居率（入居団体数／諸室数）としています。また、施設利用料を定めていないことから、使用料は「無」としています。

#### (2) 現状と課題の整理

勤労者福祉センターは、会議室、研修室、和室等の諸室を備え、主に企業等の会議や研修のほか、勤労青少年講座、県外大学等の入試会場など設置目的に即して利用されており、利用率は約24%となっています。

労働会館は、管理室、事務所を備えており、労働全般に係る相談業務及び労働教育を実施する労働関係団体として5団体が入居しています。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、築30年を経過し、老朽化が進んでいます。

管理運営については、両施設とも指定管理者制度により運営していますが、勤労者福祉センターでは、管理運営費が利用料を上回り、年間で約1,300万円の指定管理料を本市が支出していることから、収支の改善が課題です。

#### (3) 施設毎の方向性

勤労者福祉センターについては、利用や収支の状況に課題があることから、機能や運営の改善等について検討します。労働会館については、事業内容や役割など、必要性を含めて在り方を検討します。

管理運営の面では、勤労者福祉センターについては、指定管理者との連携のもと、幅広い利用の促進を図ります。労働会館については、施設の設置目的、利用実態を踏まえ、利用団体と管理運営方法について協議していきます。

また、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を行い、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	南立誠	勤労者福祉センター(サン・ワーク津)	検討	検討	R8 末	勤労者福祉センターとしての必要性の検討、利用及び収支の低迷が課題であり、これまで建物の未利用部分の公募による貸付など、利用者拡大の取り組みを行ってきた。抜本的な利用の改善には至っていないことから、引き続き機能や運営の改善を図りながら在り方を検討する。
2	津	南立誠	労働会館	検討	検討	R8 末	労働会館としての必要性の検討、各団体の利用形態等の整理が課題であり、これまで各利用団体の状況を調査し、指定管理者及び各利用団体と利用形態等について協議してきた。具体的な方針は未決であることから、引き続き利用形態の整理を図りながら在り方を検討する。

## 2 コンベンション施設

総括担当：スポーツ振興課

### 【要旨】

- ▶ 市内外の企業等の展示や交流等による産業振興を目的として設置
- ▶ 施設は経年劣化が進んでおり、設備等に不具合が生じている
- ▶ 広域コンベンション施設として機能は継続、建物は計画的に保全

### (1) 施設の概要

本市のコンベンション施設は、市内外の企業等の展示や交流等による産業振興を目的として、県内で最大の規模を有するメッセウイング・みえを、公益財団法人三重県産業支援センターから譲渡を受けて平成26年に設置しています。

メッセウイング・みえは、サオリーナ及び三重武道館を含む産業・スポーツセンターとして一体的に運用しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	安東	メッセウイング・みえ	○	RC	H5	32		B	8,467㎡	○	192,718人	20%	C	指定管理	58,851	指

※指定管理者が施設利用料を収受しているため、使用料を「指」としています。

※管理運営費については、令和6年度指定管理料196,192千円の按分類（サオリーナ（アリーナ、ジム）、三重武道館、サオリーナ（プール）及びメッセウイング・みえに係る面積按分）を計上しています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、主に大規模な催事や企業の展示会等などの用途で、土日及び祝休日を中心に利用され、展示ホール、研修室等をあわせた利用率は約20%となっています。

建物については、耐震性を確保していますが、築30年を経過し、空調機器のほか機械設備、電気設備等に不具合が生じています。

管理運営については、指定管理者制度により運営しており、産業・スポーツセンターとして体育館及び武道場と一体的に管理運営していますが、利用の促進が課題です。

#### 【コンベンション施設の概要】

施設名	施設内容	備考
メッセウイング・みえ	展示場（縦 39.7m、横 81.4m）、研修室 7 室、ギャラリー	展示場は 2 分割、3 分割可能

### (3) 施設毎の方向性

広域コンベンション施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

管理運営については、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上、運営の効率化を図るとともに、さまざまな分野の催事・イベント、展示・販売会等を誘致する等、利用の促進を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	安東	メッセウイング・みえ	継続	継続		広域コンベンション施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

### 3 産業振興施設

総括担当：経営支援課

#### 【要旨】

- ▶ 市内外の企業の経営支援や創業支援のため産業業務機能支援中核施設「あのつピア」内に設置
- ▶ 経営相談等の業務での実績を得ていることから、さらなる利用者数の増加を目指し、機能を継続

#### (1) 施設の概要

本市の産業振興施設である津市ビジネスサポートセンターは、本市に進出しようとする企業、市内企業、市内で創業しようとする人のためのワンストップ窓口として中勢北部サイエンスシティの産業業務機能支援中核施設「あのつピア」内に、津市産業振興センターを再編して平成29年に設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	大里	津市ビジネスサポートセンター		RC	H14	23		A	420㎡	○	-	-	-	直営	15,715	無

※市民等が利用しない公用施設であることから、利用数及び利用率を「-」としています。また、施設利用料を定めていないことから、使用料を「無」としています。

#### (2) 現状と課題の整理

職員執務室、相談ルーム及びセミナールームを配置し、企業誘致のほか、市内中小企業者や個人事業主に対する専門家等による経営相談、起業・創業に係る支援などを実施しています。

利用状況については、日常業務として実施している創業相談で約360件、経営相談で約170社の利用があるほか、定期的に開催しているセミナーの参加者が約110名、創業者等による商品販売・交流イベントの来場者が約220名となっており、企業支援の拠点として幅広く活用され、利用者から好評を得ています。（いずれも令和6年度実績）

建物については、第三セクター法人が所有するあのつピアの一部を賃貸借して使用しています。

#### (3) 施設毎の方向性

産業振興施設としての効果が発揮できていることから機能を継続し、建物についても、企業誘致及び各種相談窓口としての支援拠点の機能を発揮できる立地、諸室などを備えていることから、現在の施設への入居を継続し、さらなる利用者の増加を目指します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	大里	津市ビジネスサポートセンター	継続	継続		機能を継続し、あのつピアに引き続き入居する。

## 4 加工場

総括担当：農林水産政策課

## 【要旨】

- ▶ 農林業や地域の振興、生活の改善等を目的に設置
- ▶ 保管庫や作業所として農家組合等が利用する施設のほか、農作物の加工等に利用される施設（美里地域の各施設）などがある
- ▶ 農林業者の自主的な運営形態に移行するため、農家組合等に段階的に譲渡
- ▶ 未利用施設や不要となった施設は機能を廃止、建物は転用又は処分

## (1) 施設の概要

本市の加工場は、農林業や地域の振興、生活の改善等を目的に国の補助金を活用して主に農村地域に整備しています。

地域の農家組合や地域団体等に各種設備を共同利用できる環境を提供しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	芸濃	雲林院	上ノ段共同作業所		S	S56	44		C	558㎡	○	-	-	-	直営	6	無
2	芸濃	雲林院	河原新田共同作業所		S	S59	41		C	320㎡	○	-	-	-	直営	4	無
3	芸濃	雲林院	南山共同作業所		S	S50	50		C	222㎡	○	-	-	-	直営	3	無
4	芸濃	安西	北山共同作業所		S	S60	40		C	174㎡	○	-	-	-	直営	2	無
5	美里	長野	美里農産物加工センター		S	H4	33		B	326㎡	○	-	-	-	指定管理	1,282	指
6	美里	長野	北長野共同ライスセンター		S	S62	38		B	256㎡	○	-	-	-	指定管理	2,425	指
7	美里	長野	北長野共同育苗センター		S	H3	34		B	222㎡	○	-	-	-	指定管理	3	指
8	美里	長野	北長野共同穀炭化施設		S	H5	32		B	40㎡	○	-	-	-	指定管理	2	指
9	一志	波瀬	岩垣内共同作業所		S	S55	45		C	507㎡	○	-	-	-	直営	16	無
10	美杉	美杉東	美杉農産物加工センターごんぼ会館		W	H11	26		C	298㎡	○	-	-	-	直営	254	3
11	美杉	美杉東	木材処理加工施設		W (一部S)	H10	27		B	672㎡	○	-	-	-	直営	262	無
12	久居	誠之	大型共同作業所(休止中)		S	S52	48		C	236㎡	△	-	-	-	直営	-	-
13	芸濃	雲林院	林業センター(休止中→R5廃止)		S	S54	46		C	68㎡	○	-	-	-	直営	2	-
14	白山	家城	大原農業集出荷場(休止中)		W	S51	49		C	87㎡	○	-	-	-	直営	-	-
15	津	藤水	旧のり人工採苗施設(H30廃止)		S	S41	59		C	299㎡	△	-	-	-	-	-	-
16	安濃	明合	旧安濃交流会館農産物加工施設(R2廃止)		RC	S47	53		C	106㎡	○	-	-	-	-	-	-

※使用料を定めていない施設は、使用料を「無」としてしています。また、指定管理者が施設使用料を収受している施設は、使用料を「指」としてしています。

※いずれの施設も、広く市民等が利用しない農業従事者用施設であるため、利用数及び利用率は「-」としています。

※11：木材処理加工施設は、第三セクター法人の解散に伴う残余財産の分配により本市が取得した施設で、令和元年6月から供用を開始しています。

※12：大型共同作業所は、経済環境の変化により利用がなくなったため、昭和60年から休止中です。

※13：林業センターは、利用者数の減少のため、平成15年から休止中でしたが、令和5年3月に廃止しました。

※14：大原農業集出荷場は、利用者数の減少のため休止中で、地区の集会施設としての利用があります。

※15：旧のり人工採苗施設は、平成30年に廃止しました。

※16：旧安濃交流会館農産物加工施設は、安濃庁舎周辺公共施設整備事業に伴い令和2年1月に廃止しました。

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、農業機械の保管庫や作業所として地元農家組合等が利用している施設のほか、農作物の生産、加工、商品化など施設の用途に応じて利用される施設（美里地域の各施設）があります。また、利用者数の減少や経済環境の変化により役割を終え、休止中の施設もあります。

建物については、築30年を経過した施設が8割を超え、著しく老朽化が進んでいます。

管理運営については、美里地域の各施設は、指定管理者制度により農家組合等が運営しており、維持管理費を利用料で賄っています。その他の施設は直営で、美杉農産物加工センターごんぼ会館及び木材処理加工施設を除き、地元農家組合が日常的な維持管理を担っているほか、光熱水費など管理運営費の一部を直接負担しています。このことから、組合の事業用であるという利用の実態に沿った運営形態への移行が課題です。

【用途、利用圏域、利用状況等】

施設名	用途	利用圏域	利用状況	利用主体	設備管理
上ノ段共同作業所、河原新田共同作業所、南山共同作業所、北山共同作業所	農業機械の保管・作業	地区	農業用共同機械（コンバイン、トラクター、草刈機等）の保管及び作業（乾燥機）	農家組合	市
北長野共同ライスセンター、北長野共同育苗センター、北長野共同籾炭化施設、岩垣内共同作業所（ライスセンター）	米に特化した工程作業	地区	毎年、各工程の作業時期に稼働（播種プラント、籾摺り機等）	農家組合	組合
美里農産物加工センター	地場産農産物の加工及び商品化	地区	梅ジャム、タケノコ水煮、タケノコ缶詰、味噌の加工及び商品化	農産物加工組合	組合
木材処理加工施設	木製パレットの製造	地域	木材加工作業	木材協同組合	組合
美杉農産物加工センターごんぼ会館	地域食材の調理	地区	ごぼうなどイベントでの地場産料理等の振舞（美杉ごんぼ祭）	地域団体	市

## (3) 施設毎の方向性

各施設において農家組合等の生業としての利用実態があることを鑑み、農家組合等による主体的な運営形態に移行するため、受け入れ態勢が整った施設から順次譲渡していきます。

管理運営については、指定管理者制度により運営している施設では、譲渡までの間、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を行い、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

休止中の施設については機能を廃止し、建物は転用又は処分します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	芸濃	雲林院	上ノ段共同作業所	継続	継続		農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。
2	芸濃	雲林院	河原新田共同作業所	継続	継続		同上
3	芸濃	雲林院	南山共同作業所	継続	継続		同上
4	芸濃	安西	北山共同作業所	継続	継続		同上
5	美里	長野	美里農産物加工センター	継続	継続		同上
6	美里	長野	北長野共同育苗センター	継続	継続		同上

7	美里	長野	北長野共同ライスセンター	継続	継続		同上
8	美里	長野	北長野共同籾殻炭化施設	継続	継続		同上
9	一志	波瀬	岩垣内共同作業所	継続	継続		同上
10	美杉	美杉東	美杉農産物加工センターごんぼ会館	継続	継続		同上
11	美杉	美杉東	津市木材処理加工施設	検討	検討	R10末	組合による事業用の利用が主体であることから、利用実態を精査した上で、利用実態に応じた機能への見直しについて検討する。
12	久居	誠之	大型共同作業場(休止中)	廃止	転用		既に休止状態となっていることから機能を廃止し、建物は地域インフラ修繕に係る資機材倉庫に転用する。
13	芸濃	雲林院	林業センター(休止中→R5廃止)	廃止	処分		既に休止状態となっていたことから、令和5年3月末をもって機能を廃止。廃止後の土地及び建物は処分する。
14	白山	家城	大原農業集出荷場(休止中)	廃止	処分		同上

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
林業センター(休止中→R5廃止)	廃止	処分	休止		廃止	処分準備	処分					
大原農業集出荷場(休止中)	廃止	処分	廃止		処分							

※林業センターについては、廃止済ですが、建物周辺への土砂等流入及び雑草繁茂により、建物内への出入りが困難となり、残置物の確認も遅延しているため、処分準備が未完了となっています。



## 第6項 教育児童施設編

### 1 小学校・中学校・義務教育学校 総括担当：教育施設課、学校教育課

#### 【要旨】

- ▶ 学校施設は、小学校、中学校、義務教育学校を適正数設置
- ▶ 複式学級の解消が課題
- ▶ 機能は継続、利用可能な間は建物を適切に維持。改修等が必要となった時点で、学校施設の適正規模・適正配置に向けて次の共通対応事項（ア～オ）を考慮しながら、改修の是非を判断
  - ・ア 教室数の基準設定と適正化
  - ・イ 学校の統廃合および学校施設への他の公共施設機能の複合化
  - ・ウ 校舎棟の長寿命化改修等
  - ・エ 体育館及びプールの老朽化対策
  - ・オ 余裕教室等の地域開放

#### (1) 施設の概要

本市の学校施設は、小学校、中学校、美里地域に義務教育学校を配置しています。

学校施設は、子どもたちの教育施設であると同時に、生涯学習、文化、スポーツ、交流活動など、地域住民も利用する最も身近な施設です。また、災害時には避難所として、地域防災における重要な役割を担っています。

#### 【小学校】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	養正小学校	○	RC	S58	42		B	5,730㎡	○	212人	-	-	直営	20,017	無
2	津	修成	修成小学校		RC	S44	56		C	6,506㎡	○	345人	-	-	直営	19,907	無
3	津	南立誠	南立誠小学校		RC	S56	44		B	6,797㎡	○	370人	-	-	直営	20,014	無
4	津	北立誠	北立誠小学校		RC	S47	53		C	5,308㎡	○	415人	-	-	直営	24,772	無
5	津	敬和	敬和小学校	○	RC	S41	59		C	5,682㎡	○	222人	-	-	直営	18,773	無
6	津	育生	育生小学校		RC	S53	47		B	7,339㎡	○	293人	-	-	直営	25,518	無
7	津	新町	新町小学校	○	RC	S43	57	H28-R1	B	7,293㎡	○	479人	-	-	直営	29,477	無
8	津	藤水	藤水小学校		RC	S46	54	H29-R1	B	4,769㎡	○	242人	-	-	直営	20,014	無
9	津	高茶屋	高茶屋小学校		RC	S59	41		B	7,933㎡	○	665人	-	-	直営	29,779	無
10	津	神戸	神戸小学校	○	RC	S48	52	H24-H26	B	7,862㎡	○	181人	-	-	直営	24,848	無
11	津	安東	安東小学校		RC	S54	46		B	4,612㎡	○	127人	-	-	直営	15,989	無
12	津	櫛形	櫛形小学校		RC	S55	45		B	4,922㎡	○	55人	-	-	直営	16,497	無
13	津	雲出	雲出小学校		RC	S59	41		B	5,430㎡	○	125人	-	-	直営	12,155	無
14	津	一身田	一身田小学校		RC	S54	46		B	7,267㎡	○	433人	-	-	直営	28,103	無
15	津	白塚	白塚小学校	○	RC	S45	55	H24-H26	B	6,676㎡	○	242人	-	-	直営	26,605	無
16	津	栗真	栗真小学校		RC	S53	47		B	4,647㎡	○	98人	-	-	直営	13,806	無

17	津	片田	片田小学校		RC	S51	49		B	6,052㎡	○	139人	-	-	直営	14,520	無
18	津	大里	大里小学校	○	RC	S55	45		B	5,717㎡	○	165人	-	-	直営	12,261	無
19	津	高野尾	高野尾小学校		RC	S63	37		B	4,618㎡	○	50人	-	-	直営	18,558	無
20	津	西が丘	西が丘小学校		RC	S49	51	H30-R2	B	7,623㎡	○	756人	-	-	直営	25,437	無
21	津	豊が丘	豊が丘小学校		RC	S57	43		B	5,405㎡	○	329人	-	-	直営	23,357	無
22	津	南が丘	南が丘小学校		RC	H3	34		B	8,331㎡	○	697人	-	-	直営	31,537	無
23	久居	誠之	誠之小学校		RC	S51	49		B	6,610㎡	○	499人	-	-	直営	31,541	無
24	久居	成美	成美小学校	○	RC	S53	47		B	7,520㎡	○	430人	-	-	直営	30,427	無
25	久居	桃園	桃園小学校		RC	S55	45		B	3,943㎡	○	404人	-	-	直営	15,144	無
26	久居	戸木	戸木小学校		RC	S53	47		B	5,158㎡	○	419人	-	-	直営	30,044	無
27	久居	栗葉	栗葉小学校		RC	S57	43		B	5,828㎡	○	319人	-	-	直営	20,974	無
28	久居	榊原	榊原小学校		RC	S57	43		B	3,483㎡	○	24人	-	-	直営	13,131	無
29	久居	立成	立成小学校		RC	S47	53		C	5,920㎡	○	579人	-	-	直営	29,451	無
30	河芸	豊津	豊津小学校		RC	S41	59		C	4,635㎡	○	159人	-	-	直営	16,648	無
31	河芸	上野	上野小学校	○	RC	S38	62		C	5,095㎡	○	188人	-	-	直営	19,632	無
32	河芸	黒田	黒田小学校		RC	S45	55		C	4,211㎡	○	154人	-	-	直営	13,443	無
33	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘小学校		RC	S45	55		C	6,350㎡	○	542人	-	-	直営	32,476	無
34	芸濃	明	明小学校		RC	S55	45		B	3,082㎡	○	38人	-	-	直営	9,739	無
35	芸濃	椋本	芸濃小学校		RC	S49	51		C	4,171㎡	○	368人	-	-	直営	24,000	無
36	安濃	草生	草生小学校		RC	S58	42		B	2,898㎡	○	46人	-	-	直営	11,366	無
37	安濃	村主	村主小学校		RC	S56	44		B	3,393㎡	○	122人	-	-	直営	14,181	無
38	安濃	安濃	安濃小学校		RC	S29	71		C	4,851㎡	○	178人	-	-	直営	22,939	無
39	安濃	明合	明合小学校		RC	S34	66		C	3,016㎡	○	101人	-	-	直営	13,861	無
40	香良洲	香良洲	香良洲小学校	○	RC	H9	28		B	5,018㎡	○	140人	-	-	直営	14,105	無
41	一志	川合	一志東小学校	○	RC	H16	21		A	7,538㎡	○	421人	-	-	直営	24,938	無
42	一志	高岡	一志西小学校		RC	S51	49		B	5,929㎡	○	364人	-	-	直営	21,854	無
43	白山	家城	家城小学校	○	RC	S51	49		B	4,047㎡	○	43人	-	-	直営	11,943	無
44	白山	川口	川口小学校	○	RC	S52	48		B	4,339㎡	○	61人	-	-	直営	14,574	無
45	白山	大三	大三小学校		RC	S57	43		B	4,278㎡	○	125人	-	-	直営	13,088	無
46	白山	倭	倭小学校		RC	H2	35		B	4,062㎡	○	50人	-	-	直営	15,913	無
47	白山	八ツ山	八ツ山小学校		RC	S61	39		B	4,106㎡	○	36人	-	-	直営	14,823	無
48	美杉	美杉南	美杉小学校		W	H11	26		C	3,757㎡	○	38人	-	-	直営	15,356	無
49	美里	高宮	旧高宮小学校(H29廃止)		S	S47	53		C	2,753㎡	○	-	-	-	-	-	無
50	美里	辰水	旧辰水小学校(H29廃止)		RC	S62	38		B	3,826㎡	○	-	-	-	-	-	無
51	美里	長野	旧長野小学校(H29廃止)		RC	H1	36		B	3,218㎡	○	-	-	-	-	-	無

※構造、建築年及び経過年数については、主たる校舎棟の情報を記載しています。

※いずれの施設も、枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。また、使用料を定めていないことから、使用料を「無」としています。

※49：旧高宮小学校、50：旧辰水小学校及び51：旧長野小学校は、義務教育学校のみさとの丘学園の開校に伴い、平成29年3月に閉校しました。

## 【中学校】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	西橋内中学校		RC	S43	57		C	8,235㎡	○	324人	-	-	直営	18,130	無
2	津	南立誠	橋北中学校		RC	S51	49		B	8,108㎡	○	567人	-	-	直営	25,653	無
3	津	敬和	東橋内中学校		RC	S47	53		C	7,001㎡	○	112人	-	-	直営	16,296	無
4	津	育生	橋南中学校		RC	S44	56		C	7,578㎡	○	456人	-	-	直営	25,251	無
5	津	高茶屋	南郊中学校		RC	S39	61	H29-R1	B	6,946㎡	○	373人	-	-	直営	19,192	無
6	津	安東	西郊中学校		RC	S46	54		C	9,087㎡	○	353人	-	-	直営	19,916	無
7	津	一身田	一身田中学校		RC	S49	51	H24-H26	B	9,083㎡	○	470人	-	-	直営	17,272	無
8	津	大里	豊里中学校		RC	S58	42		B	7,594㎡	○	313人	-	-	直営	16,526	無
9	津	南が丘	南が丘中学校		RC	H3	34		B	7,133㎡	○	318人	-	-	直営	13,750	無
10	久居	誠之	久居中学校		RC	S49	51	H30-R2	B	9,385㎡	○	587人	-	-	直営	22,811	無
11	久居	栗葉	久居西中学校		RC	S51	49		B	5,306㎡	○	211人	-	-	直営	17,317	無
12	久居	立成	久居東中学校		RC	S59	41		B	7,431㎡	○	450人	-	-	直営	15,927	無
13	河芸	上野	朝陽中学校		RC	S43	57		C	10,363㎡	○	481人	-	-	直営	26,399	無
14	芸濃	椋本	芸濃中学校		RC	H17	20		A	6,397㎡	○	225人	-	-	直営	20,431	無
15	安濃	村主	東観中学校		RC	S43	57		C	7,080㎡	○	238人	-	-	直営	20,431	無
16	香良洲	香良洲	香海中学校		RC	H14	23		A	5,385㎡	○	94人	-	-	直営	13,736	無
17	一志	高岡	一志中学校		RC	S47	53	H26-H28	B	8,271㎡	○	370人	-	-	直営	22,526	無
18	白山	川口	白山中学校		RC	S37	63		C	5,902㎡	○	196人	-	-	直営	17,022	無
19	美杉	美杉東	美杉中学校		RC	S49	51		C	7,768㎡	○	31人	-	-	直営	15,446	無
20	美里	高宮	旧美里中学校(H29廃止)		RC	H15	22		A	6,485㎡	○	-	-	-	-	-	無

※20：旧美里中学校は、義務教育学校のみさとの丘学園の開校に伴い、平成29年3月に閉校しました。

## 【義務教育学校】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	美里	高宮	みさとの丘学園(前期課程)		RC	H15	22		A	6,689㎡	○	140人	-	-	直営	12,173	無
1	美里	高宮	みさとの丘学園(後期課程)		RC	H28	9		A	前期課程に計上	○	85人	-	-	直営	前期課程に計上	無

## (2) 現状と課題の整理

本市の小学校、中学校及び義務教育学校の学級数の過去10年間（平成27年5月から令和7年5月）の推移は、特別な支援が必要とされる児童・生徒の増加などにより特別支援学級が163から247へと大きく増加している一方、少子化などにより普通学級が770から657へと減少しており、全学級数としては減少しています。また、複式学級の編制が生じている学校が1校から10校へと大きく増加しています。

複式学級については、基本的に6学級以上18学級以下を適正規模とされている（平成19年の津市幼稚園・小中学校在り方検討委員会の答申）ことから、複式学級の解消が課題となっています。

また、老朽化が進む校舎が多数あることから、令和2年度から令和12年度までの期間を計画期間として津市学校施設長寿命化計画の第2期計画を作成し、長寿命化改修事業を進めています。

## ア 校舎棟

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、校舎棟については、築30年を経過した施設が8割を超え、老朽化が進んでおり、これまで11校で大規模改造を実施したほか、長寿命化改修を順次実施しています。

さらに、長寿命化改修とあわせて、児童・生徒数の増加、プレハブ校舎の解消、小中一貫義務教育学校の整備などの目的で増築工事を実施したほか、給食共同化受け入れに伴う改修を実施してきました。

また、これまで普通教室・特別教室へのエアコンの設置、トイレ快適化計画に基づく校舎棟のトイレ洋式化のほか、避難所機能の強化のためのさらなる取り組みを進めてきました。

### 【大規模改造・増築工事等の実績】

施設名	事業 [目的]	実施年度	施設名	事業 [目的]	実施年度
白塚小学校	校舎の大規模改造 (長寿命化計画(第1期)策定前)	H24-H26	南が丘小学校	増築	H27-H28
神戸小学校		H24-H26	西が丘小学校	[プレハブ校舎の解消]	H28
一身田中学校		H24-H26	美里中学校 (みさとの丘学園)	増築 [小中一貫義務教育学校への移行]	H27-H28
一志中学校		H26-H28			
新町小学校	校舎の大規模改造 (長寿命化計画(第1期))	H28-R1	立成小学校	増築 [給食室]	H29
藤水小学校		H29-R1	一志西小学校	改修 [学校再編への対応]	H25
南郊中学校		H29-R1	栗真小学校	改修 [給食共同化受け入れ]	H30
西が丘小学校		H30-R2	片田小学校		H30
久居中学校	H30-R2	櫛形小学校	H30		
久居東中学校	H25	安東小学校	R1		
戸木小学校	H27	雲出小学校	R2		
芸濃小学校	R1	桃園小学校	R2		

## イ 体育館及びプール

体育館及びプールについては、築30年を経過した施設がいずれも8割を超え、著しく老朽化が進んでいます。

避難所となる体育館については、トイレ洋式化に取り組んできました。

### 【体育館及びプールの経過年数(令和8年3月時点)】

建築又は築造からの経過年数	体育館	プール
20年以下のもの	4	3
20年を超え30年以下のもの	5	3
30年を超え40年以下のもの	21	13
40年を超えるもの	36	24
合計	66	43

※育生小学校及び新町小学校の体育館については、校舎棟の最上階にあるため、上の表に含めていません。

※プールの使用を取りやめている学校については、上の表に含めていません。

## ウ 余裕教室等

なお、児童・生徒数の減少により余裕教室が生じている小学校の一部では、余裕教室等を転用し、放課後児童クラブとして使用しているほか、コミュニティルームとして、地域活動などに利用されています。

### (3) 施設毎の方向性

いずれの施設も義務教育の場として機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。ただし、改修等が必要となった時点で、次の共通対応事項（ア～オ）を考慮しながら、改修の是非を判断します。

その際、児童・生徒数の将来の推移を精査し、国の示す指針及び子供たちの教育環境の向上並びに社会性の確保の観点から、保護者や地域の意向を聞きながら、各校の実情に応じて、学校規模の適正化と通学区域制度の弾力的な運用を含めた適正配置を図ります。

#### ア 教室数の基準設定と適正化

文部科学省の補助基準等を参考に、適正教室数の基準を設定し、教室数の適正化を図るとともに、余裕教室を把握します。

#### イ 学校の統廃合および学校施設への他の公共施設機能の複合化

適正教室数の基準に基づく学校の統廃合（小中一貫校への移行を含みます。）や改修等の時期を見据えた公共施設機能の複合化（余裕教室の転用による放課後児童クラブ、公民館、コミュニティセンター、出張所、地域体育館等の複合化など）といった将来実施する再編案を検討します。なお、白山地域においては、令和11年度に小学校の統廃合を行うとともに、閉校後の旧学校施設については、法規上の用途制限を確認の上、在り方について検討します。

#### ウ 校舎棟の長寿命化改修等

老朽化対策を迅速に進める必要があることから、平成30年12月における国の国土強靱化基本計画の見直しを踏まえ、児童・生徒の学習・生活の場として今後も継続して使用する校舎棟について、長寿命化計画（第2期）に基づき、外壁塗装や屋上防水などにより機能維持を図る長寿命化改修事業に取り組んでいます。

#### エ 体育館及びプールの老朽化対策

体育館については、校舎棟の長寿命化改修との整合を図りながら老朽化対策を検討します。また、プールについては、老朽化により不具合が生じた学校から順次、水泳授業の在り方を検討したうえで、学校プールの共用化、市営プールの活用又は民間プールの活用（水泳指導の民間委託を含む）を進めています。

#### オ 余裕教室等の地域開放

学校施設は地域住民の利便の増進に寄与する施設としても活用されており、学校体育施設開放事業においては、体育館や運動場を開放しています。今後、集会施設が不足する地域では余裕教室等の地域開放を検討します。

#### 【小学校】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	養正小学校	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
2	津	修成	修成小学校	継続	継続		機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和3年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
3	津	南立誠	南立誠小学校	継続	継続		機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和8年度以降に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。

4	津	北立誠	北立誠小学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
5	津	敬和	敬和小学校	継続	継続	同上
6	津	育生	育生小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和6年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
7	津	新町	新町小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
8	津	藤水	藤水小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
9	津	高茶屋	高茶屋小学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
10	津	神戸	神戸小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
11	津	安東	安東小学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
12	津	櫛形	櫛形小学校	継続	継続	同上
13	津	雲出	雲出小学校	継続	継続	同上
14	津	一身田	一身田小学校	継続	継続	同上
15	津	白塚	白塚小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
16	津	栗真	栗真小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和7年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
17	津	片田	片田小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和6年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
18	津	大里	大里小学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
19	津	高野尾	高野尾小学校	継続	継続	同上
20	津	西が丘	西が丘小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について平成30年度から令和2年度にかけて大規模改造を実施。その後は計画的な保全に努める。
21	津	豊が丘	豊が丘小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和7年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
22	津	南が丘	南が丘小学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
23	久居	誠之	誠之小学校	継続	継続	同上
24	久居	成美	成美小学校	継続	継続	同上
25	久居	桃園	桃園小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和7年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。また、校舎棟を増築し、児童数の増加への対応を図る。
26	久居	戸木	戸木小学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
27	久居	栗葉	栗葉小学校	継続	継続	同上
28	久居	榊原	榊原小学校	継続	継続	同上
29	久居	立成	立成小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和8年度以降に長寿命化改修を実施済。その後は計画的な保全に努める。
30	河芸	豊津	豊津小学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
31	河芸	上野	上野小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和4年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
32	河芸	黒田	黒田小学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。

33	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和7年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
34	芸濃	明	明小学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
35	芸濃	椋本	芸濃小学校	継続	継続	同上
36	安濃	草生	草生小学校	継続	継続	同上
37	安濃	村主	村主小学校	継続	継続	同上
38	安濃	安濃	安濃小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和3年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
39	安濃	明合	明合小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和6年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
40	香良洲	香良洲	香良洲小学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
41	一志	川合	一志東小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
42	一志	高岡	一志西小学校	継続	継続	同上
43	白山	家城	家城小学校	集約化	跡地活用	保護者や地域住民等と協議した結果、白山地域における小学校機能を集約化して現大三小学校の施設にて継続する。廃止後の土地及び建物は引き続き在り方を検討する。
44	白山	川口	川口小学校	集約化	跡地活用	同上
45	白山	大三	大三小学校	継続	改修	保護者や地域住民等と協議した結果、白山地域における小学校機能を集約化して現大三小学校の施設にて継続する。建物については、大規模改修を行う。
46	白山	倭	倭小学校	集約化	跡地活用	保護者や地域住民等と協議した結果、白山地域における小学校機能を集約化して現大三小学校の施設にて継続する。廃止後の土地及び建物は引き続き在り方を検討する。
47	白山	八ツ山	八ツ山小学校	集約化	跡地活用	同上
48	美杉	美杉南	美杉小学校	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## 【中学校】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	西橋内中学校	継続	継続		機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和4年度及び令和5年度を実施済。その後は計画的な保全に努める。
2	津	南立誠	橋北中学校	継続	継続		機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和6年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
3	津	敬和	東橋内中学校	継続	継続		機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和5年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
4	津	育生	橋南中学校	継続	継続		機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和4年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
5	津	高茶屋	南郊中学校	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	津	安東	西郊中学校	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
7	津	一身田	一身田中学校	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
8	津	大里	豊里中学校	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
9	津	南が丘	南が丘中学校	継続	継続		同上
10	久居	誠之	久居中学校	継続	継続		機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について平成30年度から令和2年度にかけて大規模改造を実施。その後は計画的な保全に努める。

11	久居	栗葉	久居西中学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。
12	久居	立成	久居東中学校	継続	継続	同上
13	河芸	上野	朝陽中学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和3年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
14	芸濃	椋本	芸濃中学校	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
15	安濃	村主	東観中学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和7年度以降に長寿命化改修を実施済。その後は計画的な保全に努める。
16	香良洲	香良洲	香海中学校	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
17	一志	高岡	一志中学校	継続	継続	同上
18	白山	川口	白山中学校	継続	継続	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和6年度に長寿命化改修を実施。その後は計画的な保全に努める。
19	美杉	美杉東	美杉中学校	継続	継続	機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、教室数の適正化、学校機能の統廃合及び他機能の複合化などを考慮しながら、改修の是非を判断する。

## 【義務教育学校】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 用途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	美里	高宮	みさとの丘学園(前期・後期課程)	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

## ア 長寿命化計画（第 1 期）に基づく大規模改造

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
西が丘小学校	継続	改修	改修	計画的に保全									
久居中学校	継続	改修	改修	計画的に保全									

## イ 長寿命化計画（第 2 期：前期）に基づく長寿命化改修

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
修成小学校	継続	改修	設計	改修	計画的に保全								
育生小学校	継続	改修			設計	改修	計画的に保全						
片田小学校	継続	改修			設計	改修	計画的に保全						
上野小学校	継続	改修		設計	改修	計画的に保全							
安濃小学校	継続	改修	設計	改修	計画的に保全								
明合小学校	継続	改修			設計	改修	計画的に保全						
橋北中学校	継続	改修			設計	改修	計画的に保全						
東橋内中学校	継続	改修			設計	改修	計画的に保全						
西橋内中学校	継続	改修		設計	改修	計画的に保全							
橋南中学校	継続	改修		設計	改修	計画的に保全							
朝陽中学校	継続	改修	設計	改修	計画的に保全								
白山中学校	継続	改修			設計	改修	計画的に保全						



## ウ 長寿命化計画（第2期：後期）に基づく長寿命化改修

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
栗真小学校	継続	改修					設計	改修	計画的に保全			
豊が丘小学校	継続	改修					設計	改修	計画的に保全			
桃園小学校	継続	改修					設計	改修	計画的に保全			
千里ヶ丘小学校	継続	改修					設計	改修	計画的に保全			
東観中学校	継続	改修					設計	改修	計画的に保全			
南立誠小学校	継続	改修					設計	改修	計画的に保全			
立成小学校	継続	改修					設計	改修	計画的に保全			

## エ その他

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
桃園小学校（普通教室棟等の増設）	継続	改修	検討									
			増築		計画的に保全							
豊津小学校（園舎解体・駐車場整備等）	継続	改修	検討									
				園舎 除却	整備	計画的に保全						
西郊中学校（バリアフリー化改修事業）	継続	改修					設計	改修	計画的に保全			
大三小学校（白山地域小学校整備事業）	継続	改修					設計		改修		計画的 に保全	

**(5) 対策費用のシミュレーション**

※各表とも、工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

**ア 長寿命化計画（第1期）に基づく大規模改造**

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
西が丘小学校	7,623	-	1,382,000
久居中学校	9,385	-	1,136,000
工事費概算 (合計)	17,008		2,518,000

**イ 長寿命化計画（第2期：前期）に基づく長寿命化改修**

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
修成小学校(普通教室棟)	2,626	-	157,000
育生小学校(普通教室棟)	2,509	-	222,000
片田小学校(普通教室棟、管理棟・昇降口)	3,343	-	153,000
上野小学校(管理普通教室棟、普通教室棟)	2,023	-	125,000
安濃小学校(教室・特別教室管理棟、便所棟)	1,471	-	125,000
明合小学校(教室・特別教室・管理棟)	1,256	-	143,000
橋北中学校(普通教室棟)	3,145	-	150,000
東橋内中学校(普通教室棟)	1,789	-	109,000
西橋内中学校(普通・特別教室棟、管理棟)	6,340	-	237,000
橋南中学校(普通教室・管理棟)	3,982	-	235,000
朝陽中学校(管理普通教室棟)	2,546	-	184,000
白山中学校(教室棟、管理教室棟)	2,821	-	205,000
工事費概算 (合計)	33,851		2,045,000

※工事費概算は実績額を記載しています。

**ウ 長寿命化計画（第2期：後期）に基づく長寿命化改修**

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
栗真小学校(管理・普通教室棟)	2,555	-	189,000
豊が丘小学校(普通教室棟)	2,458	-	208,000
桃園小学校(管理教室棟)	2,449	-	124,000
千里ヶ丘小学校(普通特別教室棟、普通教室棟)	3,195	-	247,000
東観中学校(管理・教室・特別教室棟)	2,860	-	200,000
南立誠小学校(普通教室棟)	2,607	-	未定
立成小学校(普通教室棟)	1,605	-	未定
事業費概算 (合計)	17,729		未定

※工事費概算は実績額を記載しています。

**エ その他**

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
桃園小学校(普通教室棟等の増設)	299	-	190,000
豊津小学校(旧豊津幼稚園敷地への駐車場整備等)	-	-	21,000
西郊中学校(バリアフリー化改修事業)	108	-	139,000
大三小学校(白山地域小学校整備事業)	3,128	-	1,540,000
事業費概算 (合計)	3,535		1,890,000

※実際の施工にあたっては、実施設計を行い、経費を積算します。

※桃園小学校の延床面積は、増設を行ったエレベーター棟 62 ㎡と普通教室棟 237 ㎡の合計面積を記載しています。

※大三小学校の工事費概算は予算額を記載しています。

## 2 給食センター

総括担当：教育総務課

### 【要旨】

- ▶ 学校給食法に基づく学校給食施設は、自校方式、共同化方式及びセンター方式の3方式により設置
- ▶ 一志学校給食センターについては、安定した給食提供のため、使用目標年数を45年とし、建物及び設備の長寿命化改修を実施
- ▶ その他の施設については、機能を継続、建物は計画的に保全

### (1) 施設の概要

本市では、全ての小学校、中学校及び義務教育学校において、児童・生徒に給食を提供するため、自校方式、共同化方式及びセンター方式の3種類の施設を設置しており、ここでは、センター方式の施設を対象とします。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	久居	栗葉	中央学校給食センター		S	H23	14		A	3,319㎡	○	5,000食	93%	A	直営	259,928	無
2	香良洲	香良洲	香良洲学校給食センター	○	S	H9	28		B	316㎡	○	400食	80%	A	直営	10,095	無
3	一志	高岡	一志学校給食センター		S	H3	34		B	932㎡	○	1,430食	110%	A	直営	29,818	無

※利用率については、稼働率（日平均の調理食数／標準想定調理食数）を示しており、標準想定調理食数は、1：中央学校給食センターが5,400食、2：香良洲学校給食センターが500食、3：一志学校給食センターが1,300食となっています。

※標準想定調理食数とは、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理のもと、栄養バランスや食の安全・安心などに配慮した手作り給食を実施する場合の標準的な調理食数です。

※広く市民等が利用しない公用施設であることから、使用料を「無」としています。

### 【学校給食施設の種類】

方式	説明	調理施設	配送先施設
自校方式	各学校の給食施設で調理し提供する方式	下記以外	
共同化方式（複数校）	1つの学校の給食施設で調理した給食を近隣の学校に配送、配膳する方式	神戸小学校	楡形小学校、片田小学校
		白塚小学校	栗真小学校
		新町小学校	安東小学校
		藤水小学校	雲出小学校
		戸木小学校	桃園小学校
センター方式	給食センターで調理した給食を各学校に配送、配膳する方式	中央学校給食センター	津地域及び久居地域の12中学校
		香良洲学校給食センター	香良洲小学校、香海中学校
		一志学校給食センター	一志東小学校、一志西小学校、一志中学校、川合幼稚園

### 【給食センターの業務時間等】

施設名	年間調理日数	各工程の業務時間			
		調理	清掃	打合せ	食器洗浄
中央学校給食センター	185日	7:30~10:50	10:50~12:00	13:00~14:00	14:00~17:15
香良洲学校給食センター	185日	8:00~11:10	11:10~12:00	13:00~15:00	15:00~16:45
一志学校給食センター	185日	8:00~11:10	11:10~12:00	13:00~15:00	15:00~16:45

## (2) 現状と課題の整理

中央学校給食センターは、津地域及び久居地域の各中学校に、香良洲学校給食センターは、香良洲小学校及び香海中学校に、一志学校給食センターは、一志東小学校、一志西小学校、一志中学校及び川合幼稚園に対し、給食を調理・配送しています。

稼働状況について、稼働率（標準調理食数に対する日平均の調理食数の割合）は、平均で94%と極めて高く、特に中央学校給食センターは、各学校への配送時間の制約、排水設備や調理設備の処理能力の制約がある中、敷地や建物内に増築や設備更新を行う余裕部分がなく、調理能力の向上は困難です。

建物については、いずれも耐震性は確保していますが、中央学校給食センターを除き、築30年前後となっています。このうち一志学校給食センターでは、使用目標年数を45年とする長寿命化改修として、床下配管、調理室の床、屋根・外壁等を改修し、調理設備を更新したほか、調理員の労働環境改善のため空調設備を設置しました。なお、香良洲学校給食センターは香良洲小学校との複合施設です。

管理運営については、中央学校給食センターは、建物の維持管理は直営で、給食調理、配送等の業務は民間事業者へ委託しています。香良洲及び一志の学校給食センターは直営です。

## (3) 施設毎の方向性

中央学校給食センターについては、機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

香良洲学校給食センターは、調理設備について更新を行うなど、設備の適切な保全に努め、機能を継続します。建物については、複合する香良洲小学校とあわせて対応します。

一志学校給食センターについては、安定した給食提供のため機能を継続し、長寿命化改修後は設備等の計画的な保全に努めます。

また、いずれの給食センターについても、児童数・生徒数の推移を注視しながら、配食対象校について柔軟な運用を図っていきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	久居	栗葉	中央学校給食センター	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	香良洲	香良洲	香良洲学校給食センター	継続	継続		機能を継続し、建物は複合する香良洲小学校とあわせて対応する。
3	一志	高岡	一志学校給食センター	継続	継続		機能を継続し、建物は令和7年度までに設備等の改修を実施。その後は計画的な保全に努める。

## (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
一志学校給食センター	継続	改修			設計	設計 改修	改修					計画的に保全	

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
一志学校給食センター	932	-	199,000
工事費概算 (合計)	932		199,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※床下配管、調理室の床、屋根・外壁等の改修、調理設備の更新、空調設備の設置を行います。

### 3 教育研究所

総括担当：教育研究支援課

#### 【要旨】

- ▶ 教育研究所は、教育に関する調査・研究、図書及び資料の整備・活用、教育相談、不登校児童生徒に社会的自立を促すための個に応じた指導等を行うことを目的に設置
- ▶ 旧津市立教育研究所の建物は、老朽化が顕著であり、処分等について検討
- ▶ ふれあい教室は、利用可能な間は建物を適切に維持

#### (1) 施設の概要

本市の教育研究所は、教育に関する調査・研究、図書及び資料の整備・活用、教育相談、不登校児童生徒に社会的自立を促すための個に応じた指導等を行うことを目的に設置しています。

従来、津市立教育研究所は、教育委員会庁舎とは別に施設を設置していましたが、令和5年に教育委員会庁舎内に集約化し、教育相談及び不登校児童生徒への支援については、三重大学・津市子ども教育センター（三重大学教育学部附属学校敷地内）で実施しています。

また、久居地域において、教育研究所の事業のうち不登校児童生徒への支援を行う施設としてふれあい教室を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	津市立教育研究所(ほほえみ教室)(R5集約化)		S	S52	48	H9	B	272㎡	○	-	-	-	直営	-	無
2	久居	成美	ふれあい教室		W	S63	37		C	112㎡	○	8人	-	-	直営	5,176	無

※利用数は、施設に通所している児童数としています。また、施設利用料を定めていないことから、使用料は「無」としています。

#### (2) 現状と課題の整理

三重大学教育学部と津市教育委員会が共同運営する三重大学・津市子ども教育センター内に教育支援センター（ほほえみ教室）を設置し、通級指導・教育相談を行っています。教育支援センターについては、社会的自立に向けた指導や支援を行っており、合計で年間100名を超える通室人数があります（下表参照）。教育相談については、小学校、中学校及び義務教育学校、専門の関係機関、医療機関等と協力して指導や支援を行っており、合計で年間2,400件を超える相談を受けています（下表参照）。

なお、三重大学・津市子ども教育センターの共同運営においては、本市は、三重大学に対し負担金を支出しています。

ふれあい教室について、建物については耐震性を確保しており、大きな不具合はないものの、築30年を経過して老朽化が進んでいます。

なお、旧津市立教育研究所の建物は、築40年を経過して著しく老朽化が進んでおり、空調設備や屋上防水に不具合が生じています。

## 【教育支援センター（令和6年度）の実績】

教室名称	年間相談件数 (来所及び電話)	通室人数（実人数）
ほほえみ教室	1,242 件	64 人
ふれあい教室	1,164 件	49 人
合計	2,406 件	113 人

## (3) 施設毎の方向性

機能については、児童・生徒や保護者等への支援、教職員に対する指導・助言などに関して重要な役割を果たしていることから、引き続き、三重大学・津市子ども教育センター、教育委員会庁舎及びふれあい教室において機能を継続します。

建物については、旧津市立教育研究所については、跡建物の処分等について検討します。ふれあい教室については、利用可能な間は建物を適切に維持します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	敬和	津市立教育研究所(ほほえみ教室)(R5位置変更)	継続	跡地 活用		機能を継続し、実施している教育相談、不登校児童生徒への支援は、R5年度より三重大学教育学部附属学校敷地内の三重大学・津市子ども教育センターで実施。廃止後の土地及び建物は引き続き処分等を検討する。
2	久居	成美	ふれあい教室	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。

## 4 短期大学

総括担当：大学総務課

### 【要旨】

- ▶ 有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的に高等教育機関として設置
- ▶ 教育及び研究だけでなく、地域貢献、市民還元等の観点から、本市に必要な高等教育機関として機能を継続
- ▶ 建物については、学生の学習環境の改善のため、使用目標年数を80年とし、附帯設備を含め長寿命化事業を引き続き実施

### (1) 施設の概要

本市では、広く教養を与えるとともに、深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする高等教育機関として、津市立三重短期大学を設置しています。

昭和27年に法経科第2部と家政科で発足し、昭和43年に現校舎（一身田）へ移転、幾度かの学科等の改編を経て、現在は法経科（第1部・第2部）、食物栄養学科、生活科学科の構成となっています。

施設は、校舎棟、研究棟、管理棟、屋内運動場（体育館）、ホール棟（大学ホール）、クラブハウス等で構成しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費（千円）	使用料（千円）
1	津	一身田	津市立三重短期大学		RC	S43	57		C	8,502㎡	○	611人	87%	A	直営	155,920	177,462

※構造、建築年及び経過年数については、校舎棟の情報を記載しています。

### 【主な建物の構成】

棟名称	建築年	構造	延床面積	主な諸室機能
校舎棟	S43	RC造4階建	3,872㎡	調理実習室2室 理化学実験室2室 情報処理演習室1室 大小講義教室10室
研究棟	S55	RC造2階建	827㎡	附属図書館、教員研究室
管理棟	S43	RC造一部S造2階建	1,132㎡	学長室、事務室、地域連携センター室
屋内運動場	S46	RC造屋根軸組みトラス	1,520㎡	
ホール棟	S49	RC造2階建	1,033㎡	食堂、学生自治会室
クラブハウス	H27	S造1階建	195㎡	部活動部室

### (2) 現状と課題の整理

近年の大学を取り巻く環境として、18歳人口の減少傾向が著しく学生の確保が難しくなっているほか、公立の短期大学に求められるニーズも変化しています。法経科第1部（定員200名）、食物栄養学科（定員100名）及び生活科学科（定員200名）の学生数は、ほぼ定員を充足していますが、法経科第2部（定員200名）の学生数は定員を充足していない状況が継続しています。令和3年度には定員の見直しや履修制度及び入試の改革を行ったものの、定員の充足には至っておらず、令和6年度の短期大学

認証評価においても、地域貢献の分野で高評価を得ましたが、定員充足に向けた改善も求められています。

建物については、クラブハウス以外の棟が築40年～50年を超え、著しく老朽化が進んでおり、これまでに耐震補強、校舎棟の外壁改修、校舎棟の空調設備改修、消防設備改修、受変電設備等改修、照明設備LED化改修等を実施しています。しかしながら、屋上の防水シートの破れやたるみ、外壁のひび割れ、窓枠部分のコーキング素材のひび割れや収縮といった経年劣化が見られ、雨漏りや空調設備が作動しないなどの不具合が生じているほか、附帯設備についても、設備の耐用年数を超え老朽化が顕著であり、経年劣化による故障や破損による不具合が生じています。

### (3) 施設毎の方向性

機能については、教育及び研究だけでなく、地域貢献、市民還元などの観点から、本市に必要な高等教育機関としての役割を継続します。また、学生の確保策については、社会情勢の変化を見据えた大学の運営について検討を常に行い、将来的な計画（中・長期計画）を策定する上で議論を進め、市内在住の学生をはじめ多くの学生が入学したいと思う魅力的な高等教育機関を目指します。

建物については、学生の学習環境の改善のため、各棟について、屋上、外壁、窓枠等の老朽化対策及び屋内運動場における室内環境の改善に取り組むなど必要な機能回復、機能更新等を段階的に図ることを検討し、使用目標年数を80年とする長寿命化事業に引き続き取り組みます。

また、附帯設備（建物外に設置している電気設備、機械設備、配管設備等の附帯設備を含みます。）についても引き続き、長寿命化事業に取り組みます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	一身田	津市立三重短期大学	継続	改修		社会情勢の変化を見据えた大学の運営についての検討を常に行い、機能を継続する。建物は、使用目標年数を80年とする長寿命化改修に取り組み、各建物及び附帯設備について、順次、長寿命化事業に取り組む。



## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
津市立三重短期大学 (校舎棟外壁等改修)	継続	改修		設計	改修	計画的に保全							
(校舎棟等空調設備改修)				改修	計画的に保全								
(消防設備改修)				設計	改修	計画的に保全							
(受変電設備等改修)								改修	計画的に保全				
(照明設備LED化改修)								改修	計画的に保全				
(受水槽・高架水槽設備工事)									改修	計画的に保全			

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
津市立三重短期大学(校舎棟外壁等改修)	-	-	150,000
(校舎棟等空調設備改修)	-	-	91,000
(消防設備改修)	-	-	38,000
(受変電設備等改修)	-	-	45,000
(照明設備LED化改修)	-	-	14,000
(受水槽・高架水槽工事)	-	-	51,000
事業費概算(合計)	-	-	389,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※実際の施工にあたっては、実施設計を行い、経費を積算します。

※附帯設備の改修工事のため、延床面積の欄を「-」と記載しています。

※校舎棟外壁等の改修工事では、屋上におけるシート防水の施工、サッシ窓の取り替え、外壁のひび割れ箇所コーキング、壁面塗装による防水工事、耐震プレースの防水塗装、避難階段の取り替えなどを実施しました。

## 5 放課後児童クラブ

総括担当：生涯学習課

## 【要旨】

- ▶ 本市が施設を整備する放課後児童クラブは、公設民営方式として設置
- ▶ 専用区画の面積基準（概ね 1.65 ㎡/人）を下回る施設が複数
- ▶ 機能については、いずれも継続
- ▶ 建物については、単独施設は計画的に保全、学校施設内クラブは学校にあわせて対応
- ▶ 施設の整備においては、まず学校の余裕教室を利用した学校施設内への設置を検討、次に近隣の公共施設の利用を検討

## (1) 施設の概要

放課後児童クラブは、就労等により昼間に保護者が家庭にいない小学生の健全な育成を図るため、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供する施設です。

本市が施設を整備し、保護者会等により運営しているクラブ（公設民営方式）と民間事業者等が施設を整備し、運営しているクラブ（民設民営方式）があります。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費（千円）	使用料（千円）
1	津	養正	養正地区放課後児童クラブきのこ	○	RC	S60	-	-	-	135㎡	-	80人	100%	A	-	-	無
2	津	修成	修成地区放課後児童クラブしいのみ会(R7建替)		S	H5	-	-	-	133㎡	-	74人	89%	A	-	-	無
3	津	南立誠	観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会		S	H31	-	-	-	153㎡	-	90人	100%	A	-	370	無
4	津	南立誠	南立誠地区放課後児童クラブひまわり会ハッピー		S	H12	-	-	-	142㎡	-	45人	113%	A	-	-	無
5	津	南立誠	南立誠地区放課後児童クラブひまわり会スマイル		S	H22	-	-	-	97㎡	-	45人	113%	A	-	-	無
6	津	北立誠	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会①たつ		S	H6	-	-	-	127㎡	-	44人	73%	A	-	11	無
7	津	北立誠	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会②のこ		RC	S61	-	-	-	150㎡	-	43人	61%	A	-	977	無
8	津	敬和	敬和地区放課後児童クラブえのき会	○	RC	S52	-	-	-	114㎡	-	31人	62%	A	-	49	無
9	津	育生	育生地区放課後児童クラブくるみ会1		S	H12	-	-	-	130㎡	-	39人	87%	A	-	35	無
10	津	育生	育生地区放課後児童クラブくるみ会2		S	H22	-	-	-	97㎡	-	40人	89%	A	-	24	無
11	津	新町	新町地区放課後児童クラブわかば会	○	RC	S49	-	H28-R1	-	216㎡	-	135人	90%	A	-	-	無
12	津	藤水	藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会藤		S	H11	-	-	-	130㎡	-	49人	92%	A	-	467	無
13	津	藤水	藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会水		S	H22	-	-	-	97㎡	-	46人	88%	A	-	467	無
14	津	高茶屋	高茶屋地区放課後児童クラブさくら会		S	H7	-	-	-	175㎡	-	104人	83%	A	-	110	無
15	津	神戸	神戸地区放課後児童クラブみどりっ子	○	RC	S48	-	H24-H26	-	190㎡	-	39人	98%	A	-	105	無
16	津	櫛形	櫛形地区放課後児童クラブしがた会		S	H1	-	-	-	143㎡	-	27人	90%	A	-	-	無
17	津	雲出	雲出地区放課後児童クラブAS KIDSらぶ		S	H16	-	-	-	131㎡	-	20人	40%	B	-	11	無
18	津	一身田	一身田地区放課後児童クラブつし会北		S	S63	-	-	-	98㎡	-	-	-	-	-	-	無
19	津	一身田	一身田地区放課後児童クラブつし会南		S	H22	-	-	-	97㎡	-	28人	62%	A	-	200	無
20	津	白塚	白塚地区放課後児童クラブはまっ子会		S	H9	-	-	-	117㎡	-	71人	59%	B	-	81	無
21	津	片田	片田地区放課後児童クラブ青空会		RC	S62	-	-	-	95㎡	-	46人	65%	A	-	607	無
22	津	大里	大里地区放課後児童クラブびーだまクラブ	○	RC	S55	-	-	-	66㎡	-	37人	100%	A	-	-	無
23	津	西が丘	西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会1		S	H12	-	-	-	172㎡	-	70人	140%	A	-	5	無

24	津	西が丘	西が丘地区放課後児童クラブ 杉の子会2		S	H22	-	-	97㎡	-	56人	112%	A	-	5	無
25	津	豊が丘	豊が丘地区放課後児童クラブ やまもも会		S	H8	-	-	116㎡	-	34人	68%	A	-	-	無
26	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブた んぼクラブ1丁目		S	H7	-	-	126㎡	-	40人	78%	A	-	28	無
27	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブた んぼクラブ2丁目		S	H18	-	-	117㎡	-	40人	65%	A	-	83	無
28	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブた んぼクラブ3丁目		S	H25	-	-	98㎡	-	38人	75%	A	-	2	無
29	久居	誠之	誠之放課後児童クラブ		S	H15	-	-	148㎡	-	104人	93%	A	-	108	無
30	久居	成美	成美放課後児童クラブ		S	H13	-	-	148㎡	-	72人	100%	A	-	11	無
31	久居	桃園	桃園放課後児童クラブ		S	H16	-	-	126㎡	-	58人	94%	A	-	1,069	無
32	久居	栗葉	栗葉放課後児童クラブ		S	H13	-	-	95㎡	-	67人	74%	A	-	201	無
33	久居	立成	立成放課後児童クラブげんきっ ず1棟		S	H13	-	-	113㎡	-	47人	78%	A	-	5	無
34	久居	立成	立成放課後児童クラブげんきっ ず2棟		S	H17	-	-	107㎡	-	47人	78%	A	-	5	無
35	河芸	上野	上野放課後児童クラブ上野どん ぐり会	○	RC	S58	-	-	87㎡	-	46人	92%	A	-	-	無
36	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘放課後児童クラブひま わり会		S	H26	-	-	99㎡	-	42人	84%	A	-	41	無
37	芸濃	棕本	棕本地区放課後児童クラブ芸 濃KIDS(現1番地)		S	H23	-	-	97㎡	-	45人	90%	A	-	11	無
38	安濃	村主	村主放課後児童クラブすぐり んクラブ		S	H29	-	-	99㎡	-	38人	86%	A	-	-	無
39	安濃	安濃	安濃放課後児童クラブひまわり クラブ		S	S60	-	-	61㎡	-	50人	125%	A	-	205	無
40	安濃	明合	明合放課後児童クラブさくらん ぼクラブ		W	H8	-	-	87㎡	-	25人	63%	A	-	-	無
41	香良洲	香良洲	香良洲放課後児童クラブなかよ しキッズ		S	H25	-	-	97㎡	-	29人	64%	A	-	381	無
42	一志	川合	アドバンスキッズくらぶ	○	RC	H16	-	-	192㎡	-	83人	83%	A	-	-	無
43	一志	高岡	一志放課後児童クラブ高岡学 童クラブ(R5廃止)		S	H17	-	-	106㎡	-	-	-	-	-	-	-
44	白山	家城	家城地区放課後児童クラブいえ キッズくらぶ	○	RC	S51	-	-	62㎡	-	9人	45%	B	-	-	無
45	白山	川口	川口放課後児童クラブかわぐち の学童	○	RC	S54	-	-	56㎡	-	28人	93%	A	-	49	無
46	白山	大三	大三放課後児童クラブWAIWA Kくらぶ		S	H3	-	-	657㎡	-	39人	98%	A	-	11	無
47	白山	倭	倭放課後児童クラブみんなの倭		S	H1	-	-	410㎡	-	38人	95%	A	-	11	無
48	津	安東	安東地区放課後児童クラブひだ まり(R3新設)	○	RC	S48	-	-	146㎡	-	41人	91%	A	-	619	無
49	津	白塚	白塚地区放課後児童クラブは まっ子会(R6新設)	○	RC	S45	-	H24- H26	105㎡	-	-	-	-	-	-	無
50	津	南が丘	南が丘放課後児童クラブたん ぼクラブ4丁目(R5新設)		S	R5	-	-	84㎡	-	39人	98%	A	-	2	無
51	津	南が丘	南が丘放課後児童クラブたん ぼクラブ5丁目(R5新設)		S	R5	-	-	98㎡	-	39人	82%	A	-	2	無
52	久居	誠之	誠之放課後児童クラブ(R6新 設)		W	R6	-	-	151㎡	-	-	-	-	-	-	無
53	久居	成美	成美放課後児童クラブひまわり (R5新設)	○	RC	H13	-	-	136㎡	-	55人	153%	A	-	-	無
54	久居	栗葉	栗葉放課後児童クラブ(R6新 設)	○	RC	S53	-	-	106㎡	-	25人	42%	B	-	-	無
55	芸濃	棕本	棕本地区放課後児童クラブ芸 濃KIDS 2番地(R3新設)		S	R2	-	-	89㎡	-	27人	75%	A	-	11	無
56	芸濃	棕本	棕本地区放課後児童クラブ芸 濃KIDS 3番地(R4新設)		S	R2	-	-	89㎡	-	29人	81%	A	-	-	無
57	安濃	草生	草生放課後児童クラブ KUSAWA KIDS(R4新設)	○	S	S54	-	-	126㎡	-	28人	40%	B	-	106	無
58	一志	大井	一志西地区放課後児童クラブと こめキッズ(R5新設)	○	RC	H9	-	-	184㎡	-	73人	91%	A	-	-	無
59	津	修成	修成地区放課後児童クラブしい のみ会(R7建替)		S	R7	-	-	271㎡	-	-	-	-	-	-	無
60	津	南立誠	旧観音寺地区放課後児童クラ ブどんぐり会(H31移転)		RC	S46	-	-	47㎡	-	-	-	-	-	-	-
61	津	新町	旧新町地区放課後児童クラブ わかば会(H31移転)		S	H3	-	-	147㎡	-	-	-	-	-	-	-
62	津	神戸	旧神戸地区放課後児童クラブ みどりっ子(R1移転)		S	H4	-	-	190㎡	-	-	-	-	-	-	-
63	一志	川合	アドバンスキッズくらぶ(H30 移転)		RC	H20	-	-	36㎡	-	-	-	-	-	-	-
64	安濃	村主	村主放課後児童クラブすぐり んクラブ(H29移転)		S	H4	-	-	35㎡	-	-	-	-	-	-	-

- ※管理運営費については、運営委員会による光熱水費等の負担分を除く本市から支出した修繕費等を記載しています。  
 ※本市からの補助金及び保護者からの費用負担によりクラブの運営を行っていることから、使用料は「無」としてあります。
- ※3：観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会は、狭あい化を解消するため附属小学校敷地内へ新築整備し、令和31年4月に移転しました。
- ※6：北立誠地区放課後児童クラブたつの子会①たつは、狭あい化を解消するため、旧北立誠幼稚園の保育室等を転用し、令和2年4月に運営を開始した7：北立誠地区放課後児童クラブたつの子会②のこの、2クラブ体制に移行しました。
- ※11：新町地区放課後児童クラブは、平成31年4月から新町小学校内に移転しています。
- ※22：大里地区放課後児童クラブびーだまクラブは、令和元年10月から大里小学校内で供用を開始しています。
- ※32：栗葉放課後児童クラブは、狭あい化を解消するため栗葉小学校屋内運動場のミーティングルームを改修整備したことにより、令和3年9月からは、従前からの施設とあわせて2箇所で開催を行っています。
- ※35：上野放課後児童クラブ上野どんぐり会は、令和元年9月から上野小学校内に移転しています。
- ※37：椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS は、狭あい化を解消するため、芸濃こども園整備後に解体した芸濃保育園跡地に新築し、令和3年4月に椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS2 番地が運営を開始したことに伴い、従前の施設については、現在「椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS1 番地」として運営を行っています。なお、椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS は、令和4年3月に椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS3 番地が運営を開始したことにより、令和4年4月時点で3クラブ体制となっています。
- ※38：村主放課後児童クラブすぐりんクラブは、建物を新設し、平成29年4月に村主農村集落多目的共同利用施設（村主公民館）の諸室から移転しました。
- ※42：アドバンスキッズくらぶは、平成30年10月に一志東小学校内に移転しています。
- ※43：一志高岡児童クラブは、令和5年11月から、とことめの里一志内に移転しています。
- ※48：安東地区放課後児童クラブひだまりは、旧安東幼稚園舎を活用し令和3年4月から運営を開始しています。
- ※49：白塚地区放課後児童クラブはまっこ会は、狭あい化を解消するため旧白塚幼稚園を改修整備したことにより、令和7年4月からは、従前からの施設とあわせて2箇所で開催を行っています。
- ※50：南が丘放課後児童クラブたんぼぼクラブ4丁目は、令和5年4月から運営を開始しています。
- ※51：南が丘放課後児童クラブたんぼぼクラブ5丁目は、令和5年4月から運営を開始しています。
- ※52：誠之放課後児童クラブは、狭あい化を解消するため、一棟目に隣接して新築整備し、従前の2支援から3支援へと支援の数を増やしたことにより、令和7年4月時点で3クラブ体制により運営を行っています。
- ※53：成美放課後児童クラブひまわりは、令和5年4月から運営を開始しています。
- ※54：栗葉放課後児童クラブは、狭あい化を解消するため、栗葉小学校体育館ミーティングルームを改修整備したことにより、令和6年4月からは、従前からの施設とあわせて2箇所で開催を行っています。
- ※55：椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS2 番地は、令和3年4月から運営を開始しています。
- ※56：椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS3 番地は、令和4年3月から運営を開始しています。
- ※57：草生放課後児童クラブ KUSAWA KIDS は、旧草生幼稚園を活用し、令和4年4月から運営を開始しています。
- ※58：一志西とことめキッズは、とことめの里一志内へ移転し、令和5年11月から運営を開始しています。

#### 【放課後児童クラブ施設の形態（令和8年3月時点）】

方式	施設の形態	施設数
公設民営	学校施設内	11施設（養正、敬和、新町、神戸、大里、上野、誠之、成美、一志東、家城、川口）
	単独施設	45施設
民設民営	民間施設	29施設

## (2) 現状と課題の整理

放課後児童クラブの登録児童数は、少子化の状況にある中でも共働きや保護者の就労機会の増加により全体的に増加傾向にあります。

また、放課後児童クラブ施設の専用区画の面積は、津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例において児童1人につき概ね1.65㎡と規定しています。この基準を下回る施設については、総合管理計画を受けて作成した放課後児童クラブに係る整備指針に基づき平成29年度以降施設整備を順次行い、施設の狭あい化解消に取り組んできた一方、登録児童数の増加もあり、一部の施設では基準を下回っています（下表参照）。

建物について、公設民営方式で単独施設のクラブは、近年で新設又は増設をした施設も多く、築30年を経過した施設は約2割となっています。

管理運営については、保護者等で構成する運営委員会が、利用者からの負担金及び本市からの補助金により実施しており、登録児童数の減少等に伴い持続的な運営が課題となっているクラブもあります。

## 【狭あい化の状況（令和8年3月時点）】

施設名（面積順）	一人当たりの専用区画面積
新町地区放課後児童クラブわかば会	1.11 m <sup>2</sup>
安濃放課後児童クラブひまわりクラブ	1.25 m <sup>2</sup>
明合放課後児童クラブさくらんぼクラブ	1.38 m <sup>2</sup>
川口放課後児童クラブかわぐちの学童	1.38 m <sup>2</sup>
藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会	1.48 m <sup>2</sup>
村主放課後児童クラブすぐりんクラブ	1.60 m <sup>2</sup>

※津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例で定める面積基準（1人当たりの専用区画面積 1.65 m<sup>2</sup>）を下回る施設について記載しています。

## （3）施設毎の方向性

放課後児童クラブ機能については、少子化傾向にあるものの、共働き世帯の増加等により登録児童数が増加しており、子育て支援の一環として、放課後における児童の居場所として継続します。

建物について、単独施設は、計画的な保全に努め、学校施設内に設置しているクラブは、学校施設の方針にあわせて対応します。

また、狭あい化及び老朽化への対応など、施設の整備にあたっては、放課後児童クラブに係る整備指針に基づき、まず学校の余裕教室の利用を検討し、余裕教室の利用が困難な場合には、近隣の公共施設の余裕部分の利用を検討します。

管理運営については、運営委員会による方式を継続し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の設置・運営に係る支援を継続していきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	養正地区放課後児童クラブきの子	継続	継続		狭あい化が改善されたことから、機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	津	修成	修成地区放課後児童クラブしいのみ会(R7建替)	継続	継続		機能は継続する。建物は現施設の老朽化及び狭あい化の解消を図るため、修成小学校敷地内で令和7年度に建て替え。その後は計画的な保全に努める。
3	津	南立誠	観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
4	津	南立誠	南立誠地区放課後児童クラブひまわり会ハッピー	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	津	南立誠	南立誠地区放課後児童クラブひまわり会スマイル	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	津	北立誠	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会①たつ	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
7	津	北立誠	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会②のこ	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
8	津	敬和	敬和地区放課後児童クラブえのき会	継続	継続		機能は継続し、建物は複合する敬和小学校にあわせて対応する。
9	津	育生	育生地区放課後児童クラブくるみ会1	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
10	津	育生	育生地区放課後児童クラブくるみ会2	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
11	津	新町	新町地区放課後児童クラブわかば会	検討	検討	R10 末	登録児童数の増加に伴い検討対象に追加。今後の推移にともなう狭あい化の程度を踏まえ、施設の在り方を検討する。
12	津	藤水	藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会藤	検討	検討	R10 末	登録児童数の増加に伴い検討対象に追加。今後の推移にともなう狭あい化の程度を踏まえ、施設の在り方を検討する。
13	津	藤水	藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会水	検討	検討	R10 末	登録児童数の増加に伴い検討対象に追加。今後の推移にともなう狭あい化の程度を踏まえ、施設の在り方を検討する。
14	津	高茶屋	高茶屋地区放課後児童クラブさくら会	継続	継続		機能は継続する。狭あい化の解消を図るため、高茶屋小学校敷地内へ令和7年度に新施設を増設。現施設の建物は計画的な保全に努める。
15	津	神戸	神戸地区放課後児童クラブみどりっ子	継続	継続		機能は継続し、建物は複合する神戸小学校にあわせて対応する。
16	津	櫛形	櫛形地区放課後児童クラブしがた会	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

17	津	雲出	雲出地区放課後児童クラブAS KIDSくらぶ	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
18	津	一身田	一身田地区放課後児童クラブつし会北	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
19	津	一身田	一身田地区放課後児童クラブつし会南	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
20	津	白塚	白塚地区放課後児童クラブはまっ子会	継続	継続		機能は継続する。狭あい化の解消を図るため、旧白塚幼稚園(白塚小学校)の一部の転用により令和6年度に新施設を増設。現施設の建物は計画的な保全に努める。
21	津	片田	片田地区放課後児童クラブ青空会	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
22	津	大里	大里地区放課後児童クラブひだまクラブ	継続	継続		機能は継続し、建物は複合する大里小学校にあわせて対応する。
23	津	西が丘	西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会1	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
24	津	西が丘	西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会2	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
25	津	豊が丘	豊が丘地区放課後児童クラブやまもも会	継続	継続		狭あい化に対応するため、民間による新施設を増設を支援する。現施設の建物は計画的な保全に努める。
26	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぼクラブ1丁目	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
27	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぼクラブ2丁目	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
28	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぼクラブ3丁目	継続	継続		機能は継続する。狭あい化の解消を図るため、南が丘小学校敷地内へ令和5年度に新施設を増設。現施設の建物は計画的な保全に努める。
29	久居	誠之	誠之放課後児童クラブ	継続	継続		機能は継続する。狭あい化の解消を図るため、誠之小学校敷地内へ令和6年度に新施設を増設。現施設の建物は計画的な保全に努める。
30	久居	成美	成美放課後児童クラブ	継続	継続		機能は継続する。狭あい化の解消を図るため、成美小学校内の余裕教室の転用により令和5年度に新施設を増設。現施設の建物は計画的な保全に努める。
31	久居	桃園	桃園放課後児童クラブ	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
32	久居	栗葉	栗葉放課後児童クラブ	継続	継続		機能は継続する。狭あい化の解消を図るため、栗葉小学校の体育館ミーティングルームの転用により令和6年度に新施設を増設。現施設の建物は計画的な保全に努める。
33	久居	立成	立成放課後児童クラブげんきっず1棟	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
34	久居	立成	立成放課後児童クラブげんきっず2棟	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
35	河芸	上野	上野放課後児童クラブ上野どんぐり会	継続	継続		機能は継続し、建物は複合する上野小学校にあわせて対応する。
36	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘放課後児童クラブひまわり会	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
37	芸濃	椋本	椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS(現1番地)	継続	継続		機能は継続する。狭あい化の解消を図るため、芸濃保育園跡地へ令和3~4年度に新施設を増設。現施設の建物は計画的な保全に努める。
38	安濃	村主	村主放課後児童クラブすぐりんクラブ	検討	検討	R10末	登録児童数の増加に伴い検討対象に追加。今後の推移にともなう狭あい化の程度を踏まえ、施設の在り方を検討する。
39	安濃	安濃	安濃放課後児童クラブひまわりクラブ	検討	検討	R10末	登録児童数の増加に伴い検討対象に追加。今後の推移にともなう狭あい化の程度を踏まえ、施設の在り方を検討する。
40	安濃	明合	明合放課後児童クラブさくらんぼクラブ	検討	検討	R10末	登録児童数の増加に伴い検討対象に追加。今後の推移にともなう狭あい化の程度を踏まえ、施設の在り方を検討する。
41	香良洲	香良洲	香良洲放課後児童クラブなかよしキッズ	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
42	一志	川合	アドバンスキッズくらぶ	継続	継続		機能は継続し、建物は複合する一志東小学校にあわせて対応する。
43	一志	高岡	一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ(R5廃止)	複合化	跡地活用		新施設をとことめの里一志内に複合化して移転整備したことに伴い、旧施設は令和5年3月末をもって機能を廃止。廃止した建物の利活用等を検討する。
44	白山	家城	家城地区放課後児童クラブいえキッズくらぶ	継続	継続		機能は継続し、建物は複合する家城小学校にあわせて対応する。
45	白山	川口	川口放課後児童クラブかわくちの学童	検討	検討	R10末	登録児童数の増加に伴い検討対象に追加。今後の推移にともなう狭あい化の程度を踏まえ、施設の在り方を検討する。
46	白山	大三	大三放課後児童クラブWAIWAくらぶ	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
47	白山	倭	倭放課後児童クラブみんなの倭	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
48	津	安東	安東地区放課後児童クラブひだまり(R3新設)	新設	転用		旧安東幼稚園舎の一部を活用し、新たに放課後児童クラブを設置する。なお、旧安東幼稚園舎全体については、地区活動拠点施設に転用し、公共施設機能(コミュニティセンター、放課後児童クラブ、出張所及び消防団施設)の複合化を図る。
49	津	白塚	白塚地区放課後児童クラブはまっ子会(R6新設)	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
50	津	南が丘	南が丘放課後児童クラブたんぼクラブ4丁目(R5新設)	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

51	津	南が丘	南が丘放課後児童クラブたんぼぼクラブ5丁目(R5新設)	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
52	久居	誠之	誠之放課後児童クラブ(R6新設)	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
53	久居	成美	成美放課後児童クラブひまわり(R5新設)	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
54	久居	栗葉	栗葉放課後児童クラブ(R6新設)	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
55	芸濃	椋本	椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 2番地(R3新設)	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
56	芸濃	椋本	椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 3番地(R4新設)	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
57	安濃	草生	草生放課後児童クラブ KUSAWA KIDS(R4新設)	新設	転用	旧草生幼稚園舎の一部を活用し、新たに放課後児童クラブを設置する。なお、旧草生幼稚園舎全体については、消防団施設、シルバー人材センター、放課後子供教室及び放課後児童クラブの複合化を図る。
58	一志	大井	一志西地区放課後児童クラブとことめキッズ(R5新設)	継続	転用	とことめの里一志に移転整備し、狭あい化の解消を図る。機能は継続し、建物は入居するとことめの里一志にあわせて対応する。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
安濃放課後児童クラブひまわりクラブ (新施設：安濃小学校)	継続	転用						設計	工事	計画的に保全			
安濃放課後児童クラブひまわりクラブ (現施設：借受施設)	廃止	返還							廃止	借家返還			
修成地区放課後児童クラブしいのみ会	継続	建替						設計	工事	計画的に保全			
一志西地区放課後児童クラブとことめキッズ (新施設)	継続	転用			設計	工事	計画的に保全						
一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ (跡施設)	廃止	検討					廃止	活用検討					
高茶屋地区放課後児童クラブさくら会2	継続	増設					設計	工事	計画的に保全				
白塚地区放課後児童クラブはまっ子会	継続	増設					設計	工事	計画的に保全				
誠之放課後児童クラブ	継続	増設					設計	工事	計画的に保全				
南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ4丁目及び5丁目	継続	増設		設計	工事	計画的に保全							
成美放課後児童クラブひまわり	継続	増設	設計	工事	計画的に保全								
栗葉放課後児童クラブ	継続	増設	設計	工事	計画的に保全								
椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 2番地及び3番地	継続	増設	工事	計画的に保全									

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

※一志放課後児童クラブ高岡学童クラブについては、とことめの里一志内旧一志デイサービスセンター・旧一志在宅介護支援センター部分を活用し、狭あい化の解消を図ります。このため、令和4年度に旧一志デイサービスセンター・旧一志在宅介護支援センター部分の改修工事設計を行いました。

※安東地区放課後児童クラブひだまりについては、旧安東幼稚園舎(旧職員室棟)を放課後児童クラブとして活用しているため、特に施設整備はしていません。

※草生放課後児童クラブ KUSAWA KIDS については、旧草生幼稚園舎で放課後子供教室の運営に使用していた部分を放課後児童クラブとして活用しているため、特に施設整備はしていません。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
修成地区放課後児童クラブしいのみ会 (修成小学校の敷地内で建替)	271	-	143,000
高茶屋地区放課後児童クラブさくら会2 (高茶屋小学校の敷地内へ増設)	238	-	120,000
白塚地区放課後児童クラブはまっ子会 (旧白塚幼稚園の職員室及びトイレを転用)	74	-	20,000
南が丘地区放課後児童クラブたんぼクラブ4丁目及び5丁目 (南が丘小学校の敷地内へ増設)	182	-	87,000
成美放課後児童クラブひまわり (成美小学校校舎1階多目的スペースを転用)	136	-	21,000
誠之放課後児童クラブ (誠之小学校の敷地内へ増設)	151	-	77,000
栗葉放課後児童クラブ (栗葉小学校の体育館ミーティングルームを転用)	106	-	11,000
一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ (とことめの里一志の未利用諸室の活用)	219	-	30,000
椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 2番地及び3番地 (新築)	177	-	47,000
安濃放課後児童クラブひまわりクラブ (安濃小学校の余裕教室を改修)	未定	-	未定
工事費概算 (合計)	1,555		556,000

※工事費概算は、これまでの本市における放課後児童クラブに係る工事実績を参考に算出し、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※実際の施工にあたっては、実施設計を行い、経費を積算します。



総括担当：保育こども園課、教育施設課、  
学校教育課

## 6 保育所・幼稚園・こども園

### 【要旨】

- ▶ 保育所・幼稚園・こども園は、乳児や幼児に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育ての支援等を目的に、保育所・幼稚園・こども園を設置
- ▶ 保育所・こども園
  - ・機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、改修の是非を判断
- ▶ 幼稚園
  - ・機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持。ただし、当施設において改修、休園等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、施設の集約化、複合化、閉園等を判断

### (1) 施設の概要

本市では乳児や幼児に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援等を行うため、保育所・幼稚園・こども園を設置しています。

まず、保育所については、保護者の就労や病気等の理由により、保育を必要とする小学校就学前の子ども（0歳から5歳）に対し、保護者に代わって保育を提供することを目的に設置しています。

次に幼稚園については、3歳以上の小学校就学前の子どもに教育を提供することを目的に設置しています。

また、幼保連携型認定こども園（以下「こども園」といいます。）については、保育所と幼稚園の機能を併せ持った施設として、0歳から5歳の子どもを対象とし、教育及び保育を提供することを目的に設置しています。

### 【保育所】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	中央保育園		RC	S48	52		C	1,150㎡	○	74人	62%	A	-	46,526	8,081
2	津	南立誠	観音寺保育園		RC	S46	54		C	519㎡	○	66人	78%	A	-	40,133	7,559
3	津	南立誠	立誠保育園		RC	S50	50		B	880㎡	○	69人	77%	A	-	42,695	5,666
4	津	敬和	高洲保育園		RC	S50	50		B	638㎡	○	37人	82%	A	-	25,344	1,659
5	津	敬和	乙部保育園		RC	S47	53		C	502㎡	○	39人	78%	A	-	24,605	1,224
6	津	敬和	相愛保育園		RC	S43	57		C	582㎡	○	27人	60%	A	-	21,657	927
7	津	育生	橋南保育園		RC	S50	50		B	584㎡	○	50人	56%	B	-	28,895	2,730
8	津	高茶屋	高茶屋保育園(R7閉園)		RC	S52	48		B	967㎡	○	-	-	-	-	-	-
9	津	雲出	雲出保育園		RC	S49	51		C	860㎡	○	75人	80%	A	-	43,728	7,878
10	津	栗真	栗真保育園		RC	S44	56		C	491㎡	○	31人	62%	A	-	24,633	2,838
11	久居	成美	北部保育園		S	S51	49		C	499㎡	○	78人	111%	A	-	33,249	3,980

12	久居	成美	北口保育園		RC	H23	14		A	1,255㎡	○	153人	102%	A	-	66,212	18,137
13	久居	桃園	こべき保育園		S	S50	50		C	730㎡	○	120人	89%	A	-	51,614	10,178
14	久居	栗葉	ひとみね保育園		S	S49	51		C	937㎡	○	113人	87%	A	-	54,673	9,963
15	久居	立成	野村保育園		S	S48	52		C	828㎡	○	113人	94%	A	-	52,950	13,492
16	河芸	上野	上野保育園(R4閉園)		RC	H5	32		B	594㎡	○	-	-	-	-	-	-
17	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘保育園		RC	H3	34		B	644㎡	○	65人	81%	A	-	39,796	4,565
18	安濃	安濃	安濃保育園		S	H13	24		B	1,614㎡	○	154人	91%	A	-	53,291	15,590
19	一志	川合	川合保育園	○	S	H14	23		B	1,389㎡	○	139人	93%	A	-	74,143	14,735
20	美杉	美杉東	八知保育園		S	S56	44		C	541㎡	○	20人	44%	B	-	16,134	1,724
21	一志	波瀬	波瀬保育園(休園中→R4閉園)		S	S60	40		C	395㎡	○	-	-	-	-	-	-
22	美杉	太郎生	太郎生保育園(休園中→R4閉園)		S	S58	42		C	3,684㎡	○	-	-	-	-	-	-
23	津	新町	旧新町保育園(H30閉園)		RC	S47	53		C	511㎡	○	-	-	-	-	-	-
24	芸濃	椋本	旧芸濃保育園(R2閉園)		S	S61	39		C	733㎡	○	-	-	-	-	-	-
25	香良洲	香良洲	旧香良洲保育園(H30閉園)		RC	H12	25		B	434㎡	○	-	-	-	-	-	-
26	一志	高岡	旧高野保育園(H31閉園)		S	S63	37	H30	A	1,048㎡	○	-	-	-	-	-	-
27	白山	倭	旧白山保育園(H30閉園)		S	H17	20		B	860㎡	○	-	-	-	-	-	-

※利用数については、利用児童数を示しています（令和7年4月1日時点）。また、使用料については、無償化対象外となる0～2歳児の保育料（津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則に定める利用者負担額）を計上しています。

※利用児童数は令和7年4月1日時点の状況です。

※8：高茶屋保育園は、高茶屋地区における新たな幼保連携型認定こども園開園に伴い、令和7年3月に閉園しました。

※16：上野保育園は河芸こども園開園に伴い、令和4年3月に閉園しました。

※21：波瀬保育園は利用児童数の減少のため、平成10年4月から休園中でしたが、令和4年3月に閉園しました。

※22：太郎生保育園は利用児童数の減少のため、平成26年4月から休園中でしたが、令和4年3月に閉園しました。

※23：旧新町保育園は津みどりの森こども園開園に伴い、平成30年3月に閉園しました。（園舎は令和3年度に除却完了しました。）

※24：旧芸濃保育園は芸濃こども園開園に伴い、令和2年3月に閉園しました。（園舎は令和2年度に除却し、跡地を芸濃こども園の園庭及び駐車場に整備しました。）

※25：旧香良洲保育園は香良洲浜っ子幼児園（こども園）開園に伴い、平成30年3月に閉園しました。

※26：旧高野保育園は一志こども園開園に伴い、平成31年3月に閉園しました。

※27：旧白山保育園は白山こども園開園に伴い、平成30年3月に閉園しました。

## 【こども園】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	神戸	津みどりの森こども園		RC	H2	35	H29	A	1,937㎡	○	191人	85%	A	直営	78,695	11,047
2	芸濃	椋本	芸濃こども園		S	R2	5		A	2,325㎡	○	222人	91%	A	直営	80,171	16,631
3	香良洲	香良洲	香良洲浜っ子幼児園	○	RC	H12	25		B	1,606㎡	○	124人	65%	A	直営	65,499	7,335
4	一志	高岡	一志こども園		S	S63	37	H30	A	1,983㎡	○	242人	99%	A	直営	95,752	16,050
5	白山	倭	白山こども園	○	S	H17	20		B	3,248㎡	○	178人	74%	A	直営	95,089	18,176
6	河芸	上野	河芸こども園(R4新設)		RC	H5	32		B	1,446㎡	○	92人	78%	A	直営	52,357	5,023

※利用数については、利用児童数を示しています（令和7年4月1日時点）。また、使用料については、無償化対象外となる0～2歳児の保育料（津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則に定める利用者負担額）を計上しています。

※1：津みどりの森こども園は、旧新町保育園、旧新町幼稚園、旧修成幼稚園及び旧神戸幼稚園を再編し、旧神戸幼稚園舎を改修・増築し、平成30年4月に開園しています。

※2：芸濃こども園は、旧芸濃保育園、旧椋本幼稚園及び旧安西・雲林院幼稚園を再編し、旧芸濃保育園跡地に新施設を整備し、令和2年4月に開園しています。

※3：香良洲浜っ子幼児園は、旧香良洲保育園及び旧香良洲幼稚園を再編し、平成30年4月に開園しています。

※4：一志こども園は、旧高野保育園及び旧高岡幼稚園を再編し、平成31年4月に開園しています。

※5：白山こども園は、旧白山保育園及び旧白山幼稚園を再編し、平成30年4月に開園しています。

※6：河芸こども園は、旧上野保育園、旧豊津幼稚園及び旧上野幼稚園を再編し、旧上野保育園舎及び旧上野幼稚園舎を活用し、令和4年4月に開園しています。

## 【幼稚園】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模 模 改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の 程度	管理 運営	管理運営費 (千円)	使用料 (千円)
1	津	南立誠	南立誠幼稚園		RC	H3	34		B	821㎡	○	12人	26%	C	-	8,835	-
2	津	敬和	敬和幼稚園		RC	H1	36		B	564㎡	○	10人	25%	C	-	5,760	-
3	津	育生	育生幼稚園(休園中→R5閉園)		RC	S48	52		C	919㎡	○	-	-	-	-	-	-
4	津	藤水	藤水幼稚園		RC	S52	48		B	1,045㎡	○	16人	33%	B	-	1,409	-
5	津	高茶屋	高茶屋幼稚園(R7閉園)		RC	S54	46		B	1,244㎡	○	-	-	-	-	-	-
6	津	大里	大里幼稚園(休園中→R7閉園)		RC	H4	33		B	756㎡	○	-	-	-	-	-	-
7	久居	誠之	巽ヶ丘幼稚園		S	S56	44		C	530㎡	○	29人	48%	B	-	5,582	-
8	久居	成美	密柑山幼稚園(休園中)		S	S56	44		C	530㎡	○	5人	13%	C	-	3,598	-
9	久居	桃園	桃園幼稚園		S	S61	39		C	473㎡	○	20人	33%	B	-	7,831	-
10	久居	戸木	戸木幼稚園		S	S60	40		C	473㎡	○	21人	35%	B	-	5,033	-
11	久居	栗葉	栗葉幼稚園(休園中→R8閉園)		S	S53	47		C	571㎡	○	-	-	-	-	-	-
12	久居	榊原	榊原幼稚園		S	S62	38		B	473㎡	○	14人	23%	C	-	5,676	-
13	久居	立成	のむら幼稚園(休園中)		S	S53	47		C	573㎡	○	6人	15%	C	-	4,269	-
14	河芸	豊津	豊津幼稚園(R4閉園)		RC	S52	48		B	752㎡	○	-	-	-	-	-	-
15	河芸	上野	上野幼稚園(R4閉園)		RC	H1	36		B	852㎡	○	-	-	-	-	-	-
16	河芸	黒田	黒田幼稚園		S	S49	51		C	460㎡	○	10人	22%	C	-	5,104	-
17	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘幼稚園(休園中)		RC	S52	48		B	979㎡	○	11人	28%	C	-	8,290	-
18	芸濃	明	明幼稚園(休園中→R7閉園)		S	S58	42		C	637㎡	○	-	-	-	-	-	-
19	美里	辰水	みさと幼稚園		S	S63	37		B	341㎡	○	13人	22%	C	-	7,027	33
20	安濃	村主	村主幼稚園		S	S51	49		C	700㎡	○	21人	35%	B	-	9,074	6
21	安濃	安濃	安濃幼稚園		S	H17	20		B	905㎡	○	26人	43%	B	-	5,695	13
22	安濃	明合	明合幼稚園		S	H12	25		B	583㎡	○	22人	37%	B	-	8,525	4
23	一志	川合	川合幼稚園		S	H3	34		B	1,037㎡	○	38人	63%	A	-	9,669	-
24	津	安東	安東幼稚園(休園中→R3閉園)		RC	S48	52		C	570㎡	○	-	-	-	-	-	-
25	津	白塚	白塚幼稚園(休園中→R6閉園)		RC	S58	42	H24	A	361㎡	○	-	-	-	-	-	-
26	津	高野尾	高野尾幼稚園(休園中→R4閉園)		RC	H1	36		B	605㎡	○	-	-	-	-	-	-
27	津	修成	旧修成幼稚園(H30閉園)		RC	H2	35		B	872㎡	○	-	-	-	-	-	-
28	津	北立誠	旧北立誠幼稚園(H31閉園)		RC	S61	39		B	814㎡	○	-	-	-	-	-	-
29	津	新町	旧新町幼稚園(H30閉園)		RC	S45	55		C	600㎡	○	-	-	-	-	-	-
30	津	神戸	旧神戸幼稚園(H30閉園)		RC	S52	48		B	1,039㎡	○	-	-	-	-	-	-
31	津	雲出	旧雲出幼稚園(H31閉園)		RC	S49	51		C	759㎡	○	-	-	-	-	-	-
32	芸濃	棕本	旧棕本幼稚園(R2閉園)		S	H2	35		B	552㎡	○	-	-	-	-	-	-
33	芸濃	安西	旧安西・雲林院幼稚園(R2閉園)		S	S59	41		C	468㎡	○	-	-	-	-	-	-
34	安濃	草生	旧草生幼稚園(H30閉園)		S	S54	46		C	486㎡	○	-	-	-	-	-	-
35	香良洲	香良洲	旧香良洲幼稚園(H30閉園)		RC	H12	25		B	699㎡	○	-	-	-	-	-	-
36	一志	高岡	旧高岡幼稚園(H31閉園)		S	S63	37	H30	A	699㎡	○	-	-	-	-	-	-

37	一志	大井	旧大井幼稚園(H30閉園)		S	S52	48		C	295㎡	○	-	-	-	-	-	-
38	一志	波瀬	旧波瀬幼稚園(H30閉園)		S	S60	40		C	354㎡	○	-	-	-	-	-	-
39	白山	倭	旧白山幼稚園(H30閉園)		S	H17	20		B	1,587㎡	○	-	-	-	-	-	-

※利用数については、利用児童数を示しています（令和7年5月1日時点）。また、使用料については、無償化対象外である保育の必要性の認定を受けていない園児の預かり保育料を計上しています。

- ※3：育生幼稚園は、令和3年4月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和5年3月に閉園しました。  
 ※5：高茶屋幼稚園は、高茶屋地区における新たな幼保連携型認定こども園の開園に伴い、令和7年3月に閉園しました。  
 ※6：大里幼稚園は、令和5年4月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和7年3月に閉園しました。  
 ※8：密柑山幼稚園は、令和8年4月から利用児童数の減少のため休園します。  
 ※11：栗葉幼稚園は、令和6年4月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和8年3月に閉園しました。  
 ※13：のむら幼稚園は、令和8年4月から利用児童数の減少のため休園します。  
 ※14：豊津幼稚園及び15：上野幼稚園は、河芸こども園の開園に伴い、令和4年3月に閉園しました。  
 ※17：千里ヶ丘幼稚園は、令和8年4月から利用児童数の減少のため休園します。  
 ※18：明幼稚園は、令和3年4月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和7年3月に閉園しました。  
 ※24：安東幼稚園は、令和2年4月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和3年3月に閉園しました。  
 ※25：白塚幼稚園は、令和2年4月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和6年3月に閉園しました。  
 ※26：高野尾幼稚園は、平成31年4月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和4年3月に閉園しました。  
 ※27：旧修成幼稚園、29：旧新町幼稚園及び30：旧神戸幼稚園は、津みどりの森こども園開園に伴い、平成30年3月に閉園しました。（旧修成幼稚園は、園舎を改修の上、令和2年10月に橋南公民館に転用、旧新町幼稚園は、園舎を除却の上、新たな新町会館を整備し、令和2年7月に供用開始しました。）  
 ※28：旧北立誠幼稚園及び31：旧雲出幼稚園は、利用児童数の減少のため、平成31年3月に閉園しました。（旧北立誠幼稚園は、園舎を令和2年4月から北立誠地区放課後児童クラブたつの子会②に転用し、旧雲出幼稚園は、園舎を改修し、令和2年6月に雲出保育園に転用しました。）  
 ※32：旧椋本幼稚園及び33：旧安西・雲林院幼稚園は、芸濃こども園開園に伴い、令和2年3月に閉園しました。（旧椋本幼稚園は、園舎を令和2年度に除却し、跡地を芸濃こども園の園庭及び駐車場に整備しました。）  
 ※34：旧草生幼稚園、37：旧大井幼稚園及び38：旧波瀬幼稚園は、利用児童数の減少のため、平成30年3月に閉園しました。（旧草生幼稚園は、園舎を令和元年9月に草生分団詰所・車庫及び放課後子供教室草生キッズひろばに、旧波瀬幼稚園は、園舎を改修し、令和2年1月に一志方面団第2分団詰所・車庫に転用しました。）  
 ※35：旧香良洲幼稚園は、香良洲浜っ子幼児園（こども園）の開園に伴い、平成30年3月に閉園しました。  
 ※36：旧高岡幼稚園は、一志こども園の開園に伴い、平成31年3月に閉園しました。  
 ※39：旧白山幼稚園は、白山こども園の開園に伴い、平成30年3月に閉園しました。

## (2) 現状と課題の整理

保育所及び幼稚園を利用する就学前児童数については、少子化の進行により減少傾向にある中で、保育所においては、近年の就労形態の多様化や子育て環境の変化に伴う子育て世帯の保育ニーズの高まりと保育士不足による受入数の低下から一部の地域で供給を超えた需要が発生する一方で、幼稚園においては、全ての園で利用児童数が定員を下回り、休園や閉園が発生しています。

### ア 保育所・こども園

保育所については、年々増加してきた保育ニーズに対応するため、子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年度からは、民間の保育所及び幼稚園の幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」といいます。）への移行支援、市立認定こども園6園（津みどりの森こども園、芸濃こども園、香良洲浜っ子幼児園、一志こども園、白山こども園及び河芸こども園）の整備のほか、市立の保育所及び幼稚園の再編による民営化（旧高茶屋保育園及び旧高茶屋幼稚園）などを行いながら保育定員の拡大を進めるなど、既存施設の集約化や有効活用を基本としながら市立と民間の保育所等が連携して、定員の大幅な拡大を実現してきました。

これらのことから、市立保育施設の利用率は平均で約79%と、全体としては、定員に対して大幅な過不足なく推移しているものの、地域や地区により児童数に偏りがあること、年度途中で待機児童が発生することなどが課題となっています。このため、求められる児童数を受け入れるためには、保育士の確保をはじめとする各種の基盤整備が、市立・民間を問わず必要となっています。

建物については、耐震性は確保していますが、築30年を経過した施設が8割を超え、著しく老朽化が進んでいます。また、一部の保育所及びこども園では、施設の一部を子育て支援センターと共用しています。

管理運営については、全て直営です。土曜保育を全ての園で実施しているほか、一部の保育所及びこども園では19時までの延長保育を実施、全てのこども園では16時までの預かり保育を実施しており、多様化する保育ニーズへの対応が課題です。

【保育所・こども園の運営状況（令和7年3月時点）】

施設名	定員数 (人)	実施事業	保育 年齢 (歳)	開園時間	延長保育 (2・3号 認定)	預かり保育 (1号認定)	一時預かり	子育て支援 センター	土曜保育	給食提供	通園バス
中央保育園	120	保育所	0~5	7時半-18時					○	自園調理	
観音寺保育園	85	保育所	0~5	7時半-18時					○	自園調理	
立誠保育園	90	保育所	0~5	7時半-18時					○	自園調理	
高洲保育園	45	保育所	0~5	7時半-18時					○	自園調理	
乙部保育園	50	保育所	0~5	7時半-18時					○	自園調理	
相愛保育園	45	保育所	0~5	7時半-18時					○	自園調理	
橋南保育園	90	保育所	0~5	7時半-18時					○	自園調理	
高茶屋保育園	140	保育所	0~5	7時半-18時				○	○	自園調理	
雲出保育園	94	保育所	0~5	7時半-18時					○	自園調理	
栗真保育園	50	保育所	0~5	7時半-18時					○	自園調理	
北部保育園	70	保育所	0~5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
北口保育園	150	保育所	0~5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
こべき保育園	135	保育所	0~5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
ひとみね保育園	130	保育所	0~5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
野村保育園	120	保育所	0~5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
千里ヶ丘保育園	80	保育所	0~5	7時半-18時					○	自園調理	
安濃保育園	170	保育所	0~5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
川合保育園	150	保育所	0~5	7時半-18時				○	○	自園調理	
八知保育園	45	保育所	0~5	7時半-18時			○		○	自園調理	○
津みどりの森こども園	225	こども園	0~5	7時半-18時	-19時	○	○		○	自園調理	
河芸こども園	118	こども園	0~5	7時半-18時	-19時	○	○		○	自園調理、搬入	
芸濃こども園	240	こども園	0~5	7時半-18時	-19時	○	○		○	自園調理	
香良洲浜っ子幼児園	192	こども園	0~5	7時半-18時	-19時	○	○	○	○	自園調理	
一志こども園	245	こども園	0~5	7時半-18時	-19時	○	○		○	自園調理	
白山こども園	240	こども園	0~5	7時半-18時	-19時	○	○	○	○	自園調理	○

## イ 幼稚園

幼稚園については、保護者のニーズにあわせた適正な定員管理を行うこととしており、利用児童数の減少に伴い、平成18年度において6,890人であった定員数を、令和6年度までに2,305人に削減してきました。現状は休園中の園を除き、全ての園で定員を下回っており、さらに、利用児童数が10人未満の園も複数あります。このことから、幼稚園では、教育目的を達成するための適正な集団規模の確保が課題となっています。

建物については、耐震性は確保していますが、築30年を経過した施設が8割を超え、著しく老朽化が進んでいます。

管理運営については、全て直営です。一部の園では16時までの預かり保育のほか、給食提供を実施していますが、地域の実情及び保護者のニーズを反映した幼稚園の運営が課題となっています。

【幼稚園の運営状況（令和7年3月時点）】

施設名	定員数 (人)	実施事業	保育年齢 (歳)	開園時間	延長保育 (2・3号認定)	預かり保育 (1号認定)	一時預かり	子育て支援 センター	土曜保育	給食提供	通園バス
南立誠幼稚園	60	幼稚園	4~5※	8時半-14時						親子方式	
敬和幼稚園	60	幼稚園	4~5	8時半-14時						親子方式	
藤水幼稚園	60	幼稚園	4~5※	8時半-14時						親子方式	
巽ヶ丘幼稚園	90	幼稚園	3~5	8時半-14時							
密柑山幼稚園	60	幼稚園	4~5	8時半-14時							
桃園幼稚園	90	幼稚園	3~5	8時半-14時							
戸木幼稚園	90	幼稚園	3~5	8時半-14時							
栗葉幼稚園	60	幼稚園	4~5	8時半-14時							
榊原幼稚園	70	幼稚園	3~5	8時半-14時							
のむら幼稚園	60	幼稚園	4~5	8時半-14時							
黒田幼稚園	45	幼稚園	3~5	8時半-14時						搬入	
千里ヶ丘幼稚園	60	幼稚園	4~5	8時半-14時						搬入	
みさと幼稚園	80	幼稚園	3~5	8時半-14時		○				搬入	
村主幼稚園	80	幼稚園	3~5	8時半-14時		○				搬入	
安濃幼稚園	90	幼稚園	3~5	8時半-14時		○				搬入	
明合幼稚園	60	幼稚園	3~5	8時半-14時		○				搬入	
川合幼稚園	90	幼稚園	3~5	8時半-14時						搬入	

※南立誠幼稚園及び藤水幼稚園の保育年齢は、令和7年4月から3~5歳となりました。

### (3) 施設毎の方向性

#### ア 保育所・こども園

保育所・こども園については、機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況から、幼稚園との統合を含め、こども園への移行や保育所同士の統合などの手法を考慮しながら、改修の是非を判断します。

管理運営については、一時預かり、延長保育に加えて、令和8年度から制度化される乳児等通園支援事業など保育ニーズの拡大と多様化を受け、保育提供体制の拡充を進めます。また、少子化が進む一方で、共働き世帯の増加などにより引き続き保育ニーズが高いことから、求められる児童数を受け入れられるよう、人員の確保に努めます。

なお、市立と同水準の保育を提供している民間保育施設には、国・県・市から運営費に係る公費補助があるため、運営費のほぼ全額を市の財政で賄う市立と比べると本市の財政負担は軽くなっています。こうした本市の財政負担も勘案しながら、市立保育所・こども園の役割を明確にするとともに、民間保育所又は民間幼稚園のこども園化の支援や民間を含めた施設の適正配置の検討を行ったうえで、民間活力の活用を図りながら、保育提供体制の構築を図ります。

## 【保育所】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	中央保育園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、改修の是非を判断する。
2	津	南立誠	観音寺保育園	継続	継続		同上
3	津	南立誠	立誠保育園	継続	継続		同上
4	津	敬和	高洲保育園	継続	継続		同上
5	津	敬和	乙部保育園	継続	継続		同上
6	津	敬和	相愛保育園	継続	継続		同上
7	津	育生	橋南保育園	継続	継続		同上
8	津	高茶屋	高茶屋保育園(R7閉園)	廃止	除却		高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園に代わるこども園を整備・運営することを条件に高茶屋市民センター南側土地を民間事業者に貸し付け、令和7年3月末をもって閉園。閉園後の建物については、除却したうえで南郊公民館、消防団詰所・車庫、水防倉庫等整備用地として活用する。
9	津	雲出	雲出保育園	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
10	津	栗真	栗真保育園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、改修の是非を判断する。
11	久居	成美	北部保育園	継続	継続		同上
12	久居	成美	北口保育園	継続	継続		同上
13	久居	桃園	こべき保育園	継続	継続		同上
14	久居	栗葉	ひとみね保育園	継続	継続		同上
15	久居	立成	野村保育園	継続	継続		同上
16	河芸	上野	上野保育園(R4閉園)	集約化	転用		河芸地域における幼保施設の再編事業として、上野保育園、上野幼稚園及び豊津幼稚園は令和4年3月末をもって機能を集約化(閉園)。上野保育園及び上野幼稚園の園舎を転用することにより、R4年度より河芸こども園を開園。
17	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘保育園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、改修の是非を判断する。
18	安濃	安濃	安濃保育園	継続	継続		同上
19	一志	川合	川合保育園	継続	継続		同上
20	美杉	美杉東	八知保育園	継続	継続		同上
21	一志	波瀬	波瀬保育園(休園中→R4閉園)	廃止	処分		児童数が著しく減少していたことから、令和4年3月末をもって閉園。閉園後の土地及び建物は売却処分により歳入の確保を図る。
22	美杉	太郎生	太郎生保育園(休園中→R4閉園)	廃止	継続		児童数が著しく減少していたことから、令和4年3月末をもって閉園。閉園後の建物については、売却や転用が難しいことから、利用可能な間は自治会連合会に貸付する。

## 【こども園】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	神戸	津みどりの森こども園	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	芸濃	椋本	芸濃こども園	継続	継続		同上
3	香良洲	香良洲	香良洲浜っ子幼児園	継続	継続		同上
4	一志	高岡	一志こども園	継続	継続		同上
5	白山	倭	白山こども園	継続	継続		同上
6	河芸	上野	河芸こども園(R4開園)	継続	継続		同上

## イ 幼稚園

幼稚園については、機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。ただし、当施設において改修、休園等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況から、混合学級での運営、近隣幼稚園との合同保育の実施、保育所機能との統廃合や、こども園への移行などの手段を考慮しながら、施設の集約化、複合化、閉園等を判断します。

また、適正な集団規模の維持・確保に向けた方策を講じることにより、集団規模の確保を図るとともに、質の高い幼児教育をめざし、本市の伝統ある幼児教育を継承していきます。

また、管理運営については、子どもの数の推移、保護者のニーズ、地域の実情等を考慮し、検討を進めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	南立誠	南立誠幼稚園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修、休園等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、施設の集約化、複合化、閉園等を判断する。
2	津	敬和	敬和幼稚園	継続	継続		同上
3	津	育生	育生幼稚園(休園中→R5閉園)	廃止	処分		児童数が著しく減少していたことから、令和5年3月末をもって閉園。閉園後の土地及び建物は売却処分により歳入の確保を図る。
4	津	藤水	藤水幼稚園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修、休園等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、施設の集約化、複合化、閉園等を判断する。
5	津	高茶屋	高茶屋幼稚園(R7閉園)	廃止	跡地 活用		高茶屋地区における新たなこども園の開園に伴い、令和7年3月末をもって閉園。閉園後の土地及び建物は除却、活用等について引き続き検討する。
6	津	大里	大里幼稚園(休園中→R7閉園)	廃止	転用		児童数が著しく減少していたことから、令和7年3月末をもって閉園。閉園後の建物は防災備蓄倉庫に転用する。
7	久居	誠之	巽ヶ丘幼稚園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修、休園等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、施設の集約化、複合化、閉園等を判断する。
8	久居	成美	密柑山幼稚園(休園中)	検討	検討	R8 末	児童数が著しく減少していることから、令和8年度から休園し、存廃について検討するとともに、周辺施設の利便性を考慮した当該施設の利活用等について検討する。
9	久居	桃園	桃園幼稚園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修、休園等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、施設の集約化、複合化、閉園等を判断する。
10	久居	戸木	戸木幼稚園	継続	継続		同上
11	久居	栗葉	栗葉幼稚園(休園中→R8閉園)	廃止	転用		児童数が著しく減少していることから、令和8年3月末をもって閉園。閉園後の建物は倉庫として活用する。
12	久居	榊原	榊原幼稚園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修、休園等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、施設の集約化、複合化、閉園等を判断する。
13	久居	立成	のむら幼稚園(休園中)	検討	検討	R8 末	児童数が著しく減少していることから、令和8年度から休園し、存廃について検討する。
14	河芸	豊津	豊津幼稚園(R4閉園)	集約化	除却		河芸地域におけるこども園の再編に伴い、上野保育園、上野幼稚園及び豊津幼稚園は令和4年3月末をもって機能を集約化(閉園)。閉園後の建物は除却して豊津小学校の駐車場として整備する。
15	河芸	上野	上野幼稚園(R4閉園)	集約化	転用		河芸地域における幼保施設の再編事業として、上野保育園、上野幼稚園及び豊津幼稚園は令和4年3月末をもって機能を集約化(閉園)。上野保育園及び上野幼稚園の園舎を転用することにより、R4年に河芸こども園を開園。
16	河芸	黒田	黒田幼稚園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修、休園等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、施設の集約化、複合化、閉園等を判断する。
17	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘幼稚園(休園中)	検討	検討	R8 末	児童数が著しく減少していることから、令和8年度から休園し、存廃について検討する。
18	芸濃	明	明幼稚園(休園中→R7閉園)	廃止	跡地 活用		児童数が著しく減少していたことから、令和7年3月末をもって閉園。閉園後の建物は引き続き活用等を検討する。
19	美里	辰水	みさと幼稚園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修、休園等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、施設の集約化、複合化、閉園等を判断する。



20	安濃	村主	村主幼稚園	検討	検討	R10末	安濃地域全体として、村主幼稚園及び明合幼稚園の入園児数が、大幅な減少傾向にあり、その後の増加が見込めないことから、安濃幼稚園を含めた機能の再編を検討する。
21	安濃	安濃	安濃幼稚園	検討	検討	R10末	同上
22	安濃	明合	明合幼稚園	検討	検討	R10末	同上
23	一志	川合	川合幼稚園	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、当施設において改修、休園等が必要となった時点で、需要の動向や地域内の幼保施設の状況を考慮しながら、施設の集約化、複合化、閉園等を判断する。
24	津	安東	安東幼稚園(休園中→R3閉園)	廃止	転用		児童数が著しく減少していたことから、令和3年3月末をもって閉園。閉園後の建物は地区活動拠点施設に転用し、公共施設機能の複合化を図る。
25	津	白塚	白塚幼稚園(休園中→R6閉園)	廃止	転用		児童数が著しく減少していたことから、令和6年3月末をもって閉園。閉園後の建物は放課後児童クラブに転用する。
26	津	高野尾	高野尾幼稚園(休園中→R4閉園)	廃止	継続		児童数が著しく減少していたことから、令和4年3月末をもって閉園。閉園後の当該区画(高野尾小学校内)は、一体となっている高野尾小学校に位置づけ。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
高茶屋保育園(民間事業者による新たなこども園の整備)	廃止	除却			土地貸付	民間整備	民間による運営					
高茶屋幼稚園(民間事業者による新たなこども園の整備)	廃止	検討			土地貸付	民間整備	民間による運営					
芸濃こども園(園庭・駐車場等の整備)	継続	継続	整備	計画的に保全								
河芸こども園(上野保育園及び上野幼稚園園舎等改修)	継続	継続	設計	改修	計画的に保全							

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

※高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園について、高茶屋地区においてこども園を整備・運営することを条件とする土地貸付けの入札の結果、令和7年4月1日から社会福祉法人により民間こども園を運営しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
芸濃こども園(園庭・駐車場等整備)	2,325	-	167,000
河芸こども園(上野保育園及び上野幼稚園園舎等改修)	1,446	-	73,000
工事費概算(合計)	3,771		240,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

## 7 子育て支援センター・児童発達支援センター

### 【要旨】

- ▶ 子育て支援センターは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する施設として設置
- ▶ 児童発達支援センターは、発達に心配のある就学前の子どもを対象にした集団療育や個別訓練等を提供する児童発達支援など各種の支援を実施する通所支援施設として設置
- ▶ 今後も機能を継続、建物は、単独施設では計画的な保全に努め、複合施設では入居する施設にあわせて対応
- ▶ 保健センターとの連携を強化し、保健センターとともに子育て世代包括支援センターとしての役割を担う

### (1) 施設の概要

#### ア 子育て支援センター

子育て支援センターは、子育ての不安感を緩和するとともに、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、乳児又は幼児及びその保護者が相互に交流する場所を提供するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する施設です。

#### イ 児童発達支援センター

児童発達支援センターは、児童福祉法に基づく通所支援施設であり、発達に心配のある就学前の子どもを対象にした集団療育や個別訓練等を提供する児童発達支援、児童の通う保育園等での集団生活の様子を観察し、専門的な支援を行う保育所等訪問支援、保護者からの依頼を受けサービス利用計画を作成し、利用者及び保護者等を支援する計画相談支援を実施する施設です。

### 【子育て支援センター】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南立誠	桜橋子育て支援センター		S	H9	28		B	599㎡	○	10,613人	-	-	-	5,476	無
2	津	南が丘	たるみ子育て支援センター「かるがも」「ぺんぎん」	○	RC	S53	47		B	252㎡	○	10,515人	-	-	-	4,745	無
3	津	高茶屋	高茶屋子育て支援センター「かるがも」(出張広場)(R6廃止)		RC	S52	48		B	49㎡	○	-	-	-	-	-	-
4	芸濃	棕本	芸濃子育て支援センター「ぶちぶち」	○	S	H27	10		A	50㎡	○	15,109人	-	-	-	6,262	無
5	安濃	明合	安濃子育て支援センター「わくわくランド」	○	RC	H8	29		B	197㎡	○	8,308人	-	-	-	5,451	無
6	香良洲	香良洲	浜っ子幼児園子育て支援センター	○	RC	H13	24		A	73㎡	○	2,023人	-	-	-	4,425	無
7	一志	川合	川合子育て支援センター「かんがるールーム」	○	S	H14	23		B	126㎡	○	2,286人	-	-	-	5,406	無
8	白山	倭	白山こども園子育て支援センター「どんぐり」	○	S	H17	20		B	96㎡	○	2,960人	-	-	-	4,888	無
9	津	南が丘	旧南が丘子育て広場(H30閉所)		S	H27	10		A	97㎡	○	31人	-	-	-	-	-

※いずれの施設も、枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。また、使用料を定めていないことから、使用料を「無」としています。

※2：たるみ子育て支援センター「ぺんぎん」は、令和7年4月より使用開始しました。

※3：高茶屋子育て支援センター「かるがも」（出張広場）は、地区内の他の子育て支援センターにより機能代替されるため、廃止しました。

※9：南が丘子育て広場は、2：たるみ子育て支援センター「かるがも」に機能を移転し、平成30年9月に閉所しました。

#### 【児童発達支援センター】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	橿形	児童発達支援センター「つうぼっぼ」		RC	H2	35	H26	A	947㎡	○	111人	40%	B	-	43,087	325

※利用者負担額は、基本的に1割負担（1ヶ月の上限額あり）。ただし、小学校就学前児童が2人以上いる世帯は2人目半額（50%）、3人目以降0円。また、市民税非課税世帯・生活保護受給者は利用者負担額が無料（0円）、また3歳児から5歳児は、令和元年10月以降無償化（利用者負担額0円）となっています。

※利用数については、児童発達支援及び保育所等訪問支援の実利用者の数値となっています。

※利用率については、児童発達支援の延べ利用者数を年間開所日数（243日）で除して得た数値（小数点以下四捨五入）に定員40名を除いた数値です。

#### 【子育て支援センター・児童発達支援センターの開設状況（令和8年3月時点）】

番号	施設名	配置職員数		開設曜日	開所時間	複合している施設名
			うち子育て支援コーディネーター			
1	桜橋子育て支援センター	5人	1人	月火水金	10-12時/13時-16時	-
2	たるみ子育て支援センター「かるがも」「ぺんぎん」	6人	2人	月水木金土	10-12時/13-16時	たるみ子育て交流館
3	高茶屋子育て支援センター「かるがも」（R6廃止）	-	-	-	-	高茶屋保育園
3	芸濃子育て支援センター「ぶちぶち」	9人	1人	月火水金土日	10-12時/13-16時	げいのうわんぱく
4	安濃子育て支援センター「わくわくランド」	5人	1人	月火水木	10-12時/13-16時	サンヒルズ安濃
5	浜っ子幼児園子育て支援センター	5人	1人	月火水木金	9時-12時/13時-15時	香良洲浜っ子幼児園
6	川合子育て支援センター「かながるールーム」	4人	0人	月火水木金	9-12時/13-15時	川合保育園
7	白山子育て支援センター「どんぐり」	3人	0人	月火水木金	9-12時/13-15時	白山こども園
8	児童発達支援センター「つうぼっぼ」	33人	-	平日 ※12/29～ 1/3は除く	8時30分～ 17時15分	-

※児童発達支援センターの配置職員数については、嘱託医1名を含んでいます。

## (2) 現状と課題の整理

### ア 子育て支援センター

主に0歳から2歳までの未就園の子どもと、その保護者が利用しており、利用実績は、年々増加傾向にあります（下表参照）。

また、妊娠・出産期から子育て期までの様々な相談等に対応するため、本市では、子育て支援コーディネーターを配置している子育て支援センターと保健センターの両方を子育て世代包括支援センターと位置付けており、保健センターが実施する利用者支援事業（母子保健型）とのさらなる相互連携等が求められています。

建物については、単独施設の桜橋子育て支援センターを除きいずれも複合施設です。桜橋子育て支援センターは、耐震性を確保していますが、築30年に迫り、建物及び設備の経年劣化が進んでいます。

管理運営については、いずれも直営で、使用料は無料となっており、管理運営費は国県補助金及び一般財源により負担しています。

## 【子育て支援センターの利用者数（年度別）】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数 (日平均)	201 人	210 人	229 人	274 人	270 人

**イ 児童発達支援センター**

未就学の子どもとその保護者が利用しており、利用実績は概ね横ばいに推移していません（下表参照）。また、施設の開所当初から、利用者の方に寄り添い、丁寧な児童発達支援サービス等を提供しています。また、市内民間事業所が年々増加する中で、それぞれの取り組みを生かし、連携を図りながら地域の障がい児支援の質の向上につなげる中核的な役割を求められています。

建物については、平成 26 年に大規模改修を行った施設であり、耐震性及び健全性を確保しています。

管理運営については、直営で運営しており、障害児通所支援給付費、利用者負担及び一般財源により管理運営費を賄っています。

## 【児童発達支援センターの利用者数（年度別）】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
児童発達支援	4,531 人	3,874 人	3,386 人	3,870 人	3,803 人
保育所等訪問支援	7 人	10 人	23 人	44 人	35 人
相談支援	486 人	473 人	446 人	642 人	662 人

**(3) 施設毎の方向性****ア 子育て支援センター**

引き続き、地域の子育て支援の重要な拠点として機能を継続し、それぞれの地域において、子育て支援活動を行う支援者や団体の支援を行い、子育て広場や未就園児の会などとの連携も図ります。

また、子育て世代包括支援センターとして、子育て支援コーディネーター（専門職員）を配置している施設については、子育て家庭の悩みを総合的に相談できる体制を構築するため、専門機関への的確な橋渡しや、子育て支援サービスに係る情報提供を行うとともに、保健センター等との連携を強化し、子育て家庭への切れ目のない支援を展開していきます。

建物については、単独施設では計画的な保全に努め、複合施設では入居する施設にあわせて対応します。

**イ 児童発達支援センター**

引き続き、地域の障がい児支援体制強化に取り組み、民間事業所との連携など、本市及び民間事業者がそれぞれの役割を踏まえ、様々な支援を必要とする子どもたちが幅広く利用することができる仕組み作りと共に、利用者のニーズに合わせた研修会を継続して開催していくなど、更なる機能の充実に向け取り組んでいきます。

建物については、計画的な保全に努めます。

## 【子育て支援センター】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	南立誠	桜橋子育て支援センター	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	津	南が丘	たるみ子育て支援センター「かるがも」「べんぎん」	継続	継続		機能を継続し、建物は入居するたるみ子育て交流館にあわせて対応する。
3	津	高茶屋	高茶屋子育て支援センター「かるがも」(出張広場)(R6廃止)	廃止	除却		高茶屋地区内の他の子育て支援センターにより代替できることから、機能は令和6年3月末をもって機能を廃止。本体施設である高茶屋保育園は、高茶屋地区における公共施設等の再編・再配置の一貫で除却する。
4	芸濃	椋本	芸濃子育て支援センター「ぶちぶち」	継続	継続		機能を継続し、建物は入居するげいのうわんぱーくにあわせて対応する。
5	安濃	明合	安濃子育て支援センター「わくわくランド」	継続	継続		機能は継続し、サンヒルズ安濃交流施設等のレクリエーション室を令和2年度に改修のうえ移転。現施設は同交流施設等の多目的室に転用。建物は入居するサンヒルズ安濃にあわせて対応する。
6	香良洲	香良洲	浜っ子幼児園子育て支援センター	継続	継続		機能を継続し、建物は入居する香良洲浜っ子幼児園にあわせて対応する。
7	一志	川合	川合子育て支援センター「かんがるールーム」	継続	継続		機能を継続し、建物は入居する川合保育園にあわせて対応する。
8	白山	倭	白山子育て支援センター「どんぐり」	継続	継続		機能を継続し、建物は入居する白山こども園にあわせて対応する。

## 【児童発達支援センター】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	橿形	児童発達支援センター つうぼつぼ	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
高茶屋子育て支援センター「かるがも」 (出張広場)	廃止	除却										
安濃子育て支援センター「わくわくランド」	継続	移転	改修 移転	移転後は、入居するサンヒルズ安濃にあわせて対応								

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
安濃子育て支援センター「わくわくランド」 (サンヒルズ安濃交流施設等のレクリエーション室を転用)	197	-	15,000
工事費概算 (合計)	197		15,000

※工事費概算は、令和元年度に実施した実施設計業務に基づき算出しています。

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

## 8 児童館

総括担当：こども家庭センター

## 【要旨】

- ▶ 児童館は18歳未満の全ての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的に設置
- ▶ いずれも、子どもを中心に多様な世代が交流できる場として機能を継続
- ▶ まん中こども館及び川合児童館は、区分所有又は複合する建物にあわせて対応
- ▶ たるみ子育て交流館は、利用可能な間は建物を適切に維持。げいのうわんぱーく及びその他の児童館は、施設の果たす役割を終えるまで計画的に保全

## (1) 施設の概要

本市の児童館は、18歳未満の全ての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的に設置しています。

各施設には2名以上の児童厚生員を配置し、日常の子ども遊びや学習等の居場所の提供に加え、学習会、軽運動、地域交流等の行事の開催等、子どもの育ちと子育てに関する支援を行っています。

また、児童福祉法に定める児童厚生施設ではなく、児童厚生員の配置はありませんが、類似施設として、げいのうわんぱーく及びたるみ子育て交流館があります。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	まん中こども館	○	RC	S60	40	H24	A	528㎡	○	8,822人	-	-	-	25,063	無
2	津	敬和	さくら児童館		RC	S50	50		B	320㎡	○	3,402人	-	-	-	2,991	無
3	津	南が丘	たるみ子育て交流館	○	RC	S53	47		B	1,567㎡	○	13,581人	-	-	-	12,465	無
4	久居	成美	久居児童センター		S	S56	44		C	300㎡	○	7,640人	-	-	-	10,671	無
5	芸濃	棕本	げいのうわんぱーく	○	S	H27	10		A	404㎡	○	32,943人	-	-	-	15,122	無
6	一志	川合	川合児童館	○	S	H10	27		B	167㎡	○	5,536人	-	-	-	4,141	無
7	一志	高岡	一志児童館		RC	S58	42		B	204㎡	○	4,309人	-	-	-	4,699	無

※いずれの施設も、枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。また、使用料を定めていないことから、使用料を「無」としています。

## 【運営状況一覧(令和7年4月時点)】

番号	施設名	児童厚生施設	配置職員数		開設曜日	開所時間	複合している施設名
				うち児童厚生員数			
1	まん中こども館	○	-	-	月火木金土日	10-19時	中央公民館、まん中老人福祉センター等(津センターパレスビル内)
2	さくら児童館	○	4人	2人	月火水木金	9-17時	-
3	たるみ子育て交流館*		4人	0人	月水木金土日	9時半-16時半	たるみ子育て支援センター
4	久居児童センター	○	5人	5人	月火水木金土	9-17時	-
5	げいのうわんぱーく*		11人	3人*	月火水金土日	10-17時*	芸濃子育て支援センター
6	川合児童館	○	2人	2人	月火水木金土	10-17時	川合公民館

番号	施設名	児童厚生施設	配置職員数		開設曜日	開所時間	複合している施設名
			うち児童厚生員数				
7	一志児童館	○	2人	2人	月火水木金土	10-17時	-

※1：まん中こども館は指定管理者制度による管理運営のため、配置職員数は「-」と記載しています。

※3：たるみ子育て交流館は18歳未満の子ども（未就学児は保護者同伴）を対象としている施設、5：げいのうわんぱーくは、乳児から小学6年生までの子どもと保護者を対象としている施設で、児童福祉法に基づく児童厚生施設ではありません。また、児童厚生員ではなく保育士を配置しています。なお、げいのうわんぱーくでは、子育て支援センター開設日は配置職員のうち2人または3人が子育て支援センター業務を担当しています。

※5：げいのうわんぱーくは、10月から3月までの期間は、16時に閉館します。

#### 【利用状況一覧（令和6年度実績）】

番号	施設名	利用者数の状況（利用者数は1日あたり平均）					
		乳幼児・未就学児		小学生		中学生・高校生	
			主な利用内容		主な利用内容	主な利用内容	
1	まん中こども館	8人	親子遊び	5人	放課後学習、子どもの居場所・遊び場	5人	卓球等、子どもの居場所・語り場
2	さくら児童館	0人	親子遊び	6人	放課後学習、子どもの居場所・遊び場	2人	卓球等、子どもの居場所
3	たるみ子育て交流館	42人	親子遊び	0人	放課後・休日の居場所	0人	読書・学習
4	久居児童センター	6人	親子遊び	16人	放課後学習、子どもの居場所・遊び場	2人	卓球等、子どもの居場所
5	げいのうわんぱーく	47人	親子遊び	11人	放課後・休日の遊び場	-	利用対象外
6	川合児童館	3人	親子遊び	11人	放課後学習、子どもの居場所・遊び場	1人	卓球等、子どもの居場所
7	一志児童館	2人	親子遊び	10人	放課後学習、子どもの居場所・遊び場	1人	卓球等、子どもの居場所

## (2) 現状と課題の整理

利用状況について、利用者数は、年間で約3,400～約33,000人と施設により大きく異なります。利用者層は、小学生が多く、子どもたちの放課後及び休日の居場所となっている一方で、中高生については、終業時間、部活動参加等の理由から利用者数は少数に留まっています。また、未就学の年齢層では親子遊びを中心に利用されています。

建物については、単独施設のさくら児童館、久居児童センター及び一志児童館を除きいずれも複合施設ですが、まん中こども館は地下に位置しており、利便性に課題があります。これらに加え、たるみ子育て交流館のいずれもが築40年を経過しており、老朽化が進んでいます。

管理運営については、指定管理者制度により運営しているまん中こども館を除き、いずれも直営です。

## (3) 施設毎の方向性

類似施設を含め、児童館の機能については、子どもの遊び場や居場所、地域における子どもの健全育成の場に加え、多様な年代が交流出来る場として継続していきます。また、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子育て広場等と連携して機能充実を図ります。

建物については、まん中こども館については、移転等を検討します。川合児童館は、複合施設の方針にあわせて対応します。また、たるみ子育て交流館は、利用可能な間は建物を適切に維持し、げいのうわんぱーく及びその他の児童館については、施設の果たす役割を終えるまで、計画的な保全に努めます。

管理運営については、現在の管理運営方法を継続します。指定管理者制度により運営しているまん中こども館では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、さらなるサービスの向上及び運営の効率化を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	まん中こども館	継続	検討		建物の地下に位置しており、利用者の利便性等に課題があることから、施設の移転等について検討する。
2	津	敬和	さくら児童館	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	津	南が丘	たるみ子育て交流館	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。
4	久居	成美	久居児童センター	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	芸濃	椋本	げいのうわんぱーく	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	一志	川合	川合児童館	継続	継続		機能を継続し、建物は複合する川合公民館にあわせて対応する。
7	一志	高岡	一志児童館	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。



## 第7項 福祉施設編

総括担当：高齢福祉課  
福祉政策課

### 1 老人福祉センター・生活支援ハウス

#### 【要旨】

- ▶ 老人福祉センター、生活支援ハウスは、高齢者福祉の増進を担う施設として設置
- ▶ 老人福祉センターは、機能を継続、利用可能な間は建物を適切に維持
- ▶ デイサービスセンター及び在宅介護支援センターは、いずれも廃止
- ▶ 生活支援ハウスは、存廃について検討

#### (1) 施設の概要

老人福祉センター、生活支援ハウスは、高齢者福祉の増進を担う施設として設置しています。

#### ア 老人福祉センター

老人福祉センターは、健康増進、機能回復訓練、教養の向上、レクリエーションなどを行う施設で、津地域、久居地域、河芸地域及び香良洲地域に設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	まん中老人福祉センター	○	RC	S60	40	H24	A	272㎡	○	7,283人	-	-	指定管理	10,995	無
2	津	栗真	北部老人福祉センター	○	RC	H1	36		B	986㎡	○	18,261人	-	-	指定管理	20,992	無
3	津	神戸	西部老人福祉センター	○	RC	H3	34		B	956㎡	○	18,185人	-	-	指定管理	23,491	無
4	津	南が丘	たるみ老人福祉センター		RC	S56	44		B	1,228㎡	○	27,391人	-	-	指定管理	25,263	無
5	久居	誠之	久居老人福祉センター		S	H16	21		A	1,343㎡	○	27,151人	89%	A	指定管理	39,784	指
6	河芸	黒田	河芸ほほえみセンター		RC	H8	29		A	1,882㎡	○	9,682人	30%	B	直営	17,766	164
7	香良洲	香良洲	香良洲老人福祉センター	○	RC(一部S)	H6	31		A	550㎡	○	1,960人	16%	C	直営	1,920	128

※使用料を定めていない施設は、使用料を「無」としています。また、指定管理者が施設利用料を収受している施設は、使用料を「指」としています。

※1：まん中老人福祉センター、2：北部老人福祉センター、3：西部老人福祉センター、4：たるみ老人福祉センターについては、諸室等の貸館事業をしていないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

#### イ 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、居住機能、デイサービス機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供する施設として、設置しています。また、高齢者の生活・健康相談、介護サービス利用手続きの支援なども行っており、主な利用対象者は65歳以上の市内在住者とその介護者、ボランティア団体です。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	美里	辰水	美里高齢者生活福祉センター(R4廃止)		RC(一部S)	H4	33	H11	A	753㎡	○	-	-	-	直営	-	-
2	美杉	美杉南	美杉高齢者生活福祉センター	○	S	H5	32		B	1,938㎡	○	2戸	12%	C	直営	18,696	898

※1：美里高齢者生活福祉センターについては、令和4年3月に廃止しました。

※高齢者の福祉機能を備えた住宅としての利用形態であることから、利用数は入居室数としています。また、利用率は入居率(入居室数/総室数17室)としています。

## ウ デイサービスセンター

デイサービスセンターは、日中の生活介護、機能回復訓練、レクリエーションなどを提供する通所型の介護施設として設置していましたが、いずれの施設も令和4年3月に廃止しました。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	香良洲	香良洲	香良洲デイサービスセンター (休止中→R4廃止)		RC (一部S)	H6	31		A	539㎡	○	-	-	-	直営	-	-
2	一志	大井	一志デイサービスセンター (休止中→R4廃止)		RC	H9	28		A	526㎡	○	-	-	-	直営	-	-
3	白山	川口	白山デイサービスセンター (休止中→R4廃止)		S	H11	26		B	384㎡	○	-	-	-	直営	-	-

※いずれの施設も令和4年3月に廃止しました。

## エ 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、介護が必要な高齢者のニーズに対応して、関係機関や介護サービス実施機関、居宅介護支援事業者などとの連絡調整の役割を担う施設ですが、いずれの施設も令和4年3月に廃止しました。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	一志	大井	一志在宅介護支援センター (休止中→R4廃止)		RC	H9	28		A	104㎡	○	-	-	-	直営	-	-
2	白山	川口	白山在宅介護支援センター (休止中→R4廃止)		S	H11	26		B	106㎡	○	-	-	-	直営	-	-

※いずれの施設も令和4年3月に廃止しました。

## (2) 現状と課題の整理

### ア 老人福祉センター

老人福祉センターは、健康相談室、機能回復訓練室、調理実習室、浴室などを備えており、高齢者の趣味や生きがいの場として地域の高齢者が利用しています。また、会議室、教養娯楽室など、集会施設と同様の諸室も備えています。

利用状況については、年間の利用者は約2,000人～27,000人と、施設により大きく異なります。

建物については、築30年を経過した施設が7割を超え、付帯する温浴設備を含め老朽化が進んでいます。

管理運営については、直営の河芸ほほえみセンター及び香良洲老人福祉センターを除き、指定管理者制度により運営しています。また、年間の管理運営費については、平均で約2,000万円と、温浴施設の影響で高くなる傾向にある一方、使用料については、規定の有無が施設によって異なります。

#### 【利用対象者、開館曜日等(令和7年度末時点)】

番号	施設名	主な利用対象者	開館曜日	開館時間	温浴設備
1	まん中老人福祉センター	60歳以上の市内在住者	月～土	9時-17時	
2	北部老人福祉センター	60歳以上の者	火～日	9時-17時	○
3	西部老人福祉センター	60歳以上の者	火～日	9時-17時	○
4	たるみ老人福祉センター	60歳以上の市内在住者	月～土	9時-16時	○
5	久居老人福祉センター	60歳以上の市内在住者	月～金	8時半-17時	○
6	河芸ほほえみセンター	(制限なし)	月～日	9時-21時半	○
7	香良洲老人福祉センター	65歳以上の市内在住者	月～日	9時-21時 (火曜日のみ17時まで)	○

## イ 生活支援ハウス

機能について、美里高齢者生活福祉センターは、令和4年3月に廃止しました。  
美杉高齢者生活福祉センターは、入居室数が2室（総室数17室）となっています。  
建物については、築30年を経過し、設備等の不具合が生じています。

## ウ デイサービスセンター

機能については、いずれの施設も令和4年3月に廃止しました。  
建物については、いずれも公共施設としては廃止しましたが、社会福祉法人の事業所として、建物の一部を貸付しています。

## エ 在宅介護支援センター

機能については、いずれの施設も令和4年3月に廃止しました。  
建物については、いずれも公共施設としては廃止しましたが、社会福祉法人の事業所として建物の一部を貸付しています。

## (3) 施設毎の方向性

### ア 老人福祉センター

機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。ただし、機能の適正配置や受益者負担の観点などから、温浴施設については、大規模な修繕が必要となった時点で存廃を判断します。また、機能が集会施設と類似していることから、建物については、他の福祉施設、集会施設への転用等を検討します。

管理運営については、指定管理者制度により運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上、運営の効率化を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	まん中老人福祉センター	継続	継続		機能は継続し、建物は区分所有する津センターパレスビルにあわせて対応する。
2	津	栗真	北部老人福祉センター	継続	継続		機能は継続する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、集会施設等への転用等を図る。建物については、複合する北部市民センターにあわせて対応する。
3	津	神戸	西部老人福祉センター	継続	継続		機能は継続する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、集会施設等への転用等を図る。建物については、複合する西部市民センターにあわせて対応する。
4	津	南が丘	たるみ老人福祉センター	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、集会施設等への転用等を図る。
5	久居	誠之	久居老人福祉センター	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、他の福祉施設、集会施設等への転用等を図る。
6	河芸	黒田	河芸ほほえみセンター	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、他の福祉施設、集会施設等への転用等を図る。
7	香良洲	香良洲	香良洲老人福祉センター	継続	継続		機能は継続し、建物は複合するサンデルタ香良洲にあわせて対応する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、集会施設等への転用等を図る。

## イ 生活支援ハウス

入居者が顕著に減少しており、設備等の不具合もあることから、存廃について検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	美里	辰水	美里高齢者生活福祉センター (R4廃止)	集約化	転用		利用者の減少等により、令和4年3月末をもって機能は高齢者生活福祉センターに集約化(廃止)。廃止後の建物は消防団美里方面団第3分団詰所・車庫に転用し、地区内の消防団施設機能を集約化。
2	美杉	美杉南	美杉高齢者生活福祉センター	検討	検討	R8 末	入居者が著しく減少していること、大浴槽の設備に問題があることなどから、生活支援事業の存廃(休止含む)を検討する。

### ウ デイサービスセンター

いずれも機能を廃止済であることから、社会福祉法人などの民間事業者へのさらなる貸付や、公民館やコミュニティセンターなどの集会施設への転用などについて検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	香良洲	香良洲	香良洲デイサービスセンター (休止中→R4廃止)	廃止	跡地 活用		デイサービス事業は既に民間事業者が担っていたことから、令和4年3月末をもって機能を廃止。廃止した当該区画(サンデルタ香良洲内)については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
2	一志	大井	一志デイサービスセンター (休止中→R4廃止)	廃止	転用		デイサービス事業は既に民間事業者が担っていたことから、令和4年3月末をもって機能を廃止。廃止した当該区画(とことめの里一志内)については、放課後児童クラブに転用し、放課後児童クラブの狭あい化解消を図る。
3	白山	川口	白山デイサービスセンター (休止中→R4廃止)	廃止	跡地 活用		デイサービス事業は既に民間事業者が担っていたことから、令和4年3月末をもって機能を廃止。廃止した当該区画(白山保健福祉センター内)については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。

### エ 在宅介護支援センター

いずれも機能を廃止済であることから、社会福祉法人などの民間事業者へのさらなる貸付や、集会施設への転用などについて検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	一志	大井	一志在宅介護支援センター (休止中→R4廃止)	廃止	転用		在宅介護支援事業は既に地域包括支援センターが担っていたことから、令和4年3月末をもって機能を廃止。廃止した当該区画(とことめの里一志内)については、放課後児童クラブに転用し、放課後児童クラブの狭あい化解消を図る。
2	白山	川口	白山在宅介護支援センター (休止中→R4廃止)	廃止	跡地 活用		在宅介護支援事業は既に地域包括支援センターが担っていたことから、令和4年3月末をもって機能を廃止。廃止した当該区画(白山保健福祉センター内)については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。

## 2 社会福祉センター・福祉会館・老人憩いの家

### 【要旨】

- ▶ 社会福祉センター・福祉会館・老人憩いの家は、コミュニティ活動の場の提供、地域福祉活動及びレクリエーション、地域活動及びボランティア活動、社会福祉の増進、福祉団体との連絡調整並びにその他福祉に関する事業を実施している施設
- ▶ 社会福祉センター・福祉会館については、機能は継続、利用可能な間は建物を適切に維持
- ▶ 老人憩いの家については、自治会等と協議を行い、地域への譲渡を図るが、譲渡に至らなかった場合は、利用実態を精査の上、在り方を検討

### (1) 施設の概要

社会福祉センター・福祉会館は、社会福祉の増進を目的として、コミュニティ活動の場の提供や地域福祉活動、福祉団体との連絡調整などを行うため、主に厚生労働省の国庫補助金を活用して整備を行った施設として設置しています。

また、老人憩いの家は、高齢者に対し教養の向上やレクリエーション等、活動の場を提供する施設として設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	久居	誠之	久居総合福祉会館		RC	S62	38		B	3,142㎡	○	52,050人	32%	B	直営	28,030	5,174
2	芸濃	椋本	芸濃福祉センター	○	RC	H16	21		A	1,501㎡	○	3,085人	7%	C	直営	8,534	19
3	美里	高宮	美里社会福祉センター		RC	S54	46		B	1,135㎡	○	3,942人	9%	C	直営	3,003	107
4	一志	大井	一志福祉センター	○	RC	H9	28		A	158㎡	○	1,259人	27%	C	直営	0	無
5	一志	波瀬	波瀬老人憩いの家		S (一部W)	S54	46		C	166㎡	△	180人	1%	C	直営	359	0
6	一志	高岡	高岡老人憩いの家		S	H13	24		A	178㎡	○	834人	2%	C	指定管理	96	0
7	美杉	美杉東	美杉高齢者生きがい健康づくり施設ほのほの苑		W	S51	49		C	122㎡	△	145人	0%	C	直営	153	0
8	安濃	明合	安濃福祉センター(R2廃止)		RC	H8	29		A	940㎡	○	-	-	-	-	-	-

※使用料を定めていない施設は、使用料を「無」としています。

※2：芸濃福祉センター内の温浴施設機能については、平成19年11月から休止しています。

※4：一志福祉センターの管理運営費については、観光施設のとことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」の管理運営費に含めて計上しています。

※8：サンヒルズ安濃内に複合されていた安濃福祉センターについては、令和2年4月1日に廃止し、サンヒルズ安濃（交流施設等）に転用しています。

### (2) 現状と課題の整理

いずれの施設も、会議、研修会、サロン活動、趣味サークル等コミュニティ活動の場として地域住民が利用しており、社会福祉センター・福祉会館については、複数の福祉団体が活動拠点として使用しています。また、会議室、集会室、研修室など、集会施設と同様の諸室も備えています。

利用状況について、利用率は、約0%～32%、利用者数は、年間で約150～52,000人と、施設により大きく異なっており、特に老人憩いの家は、著しく利用が少なくなっています。

## 【利用対象者、休館日及び開館時間】

番号	施設名	主な利用対象者	休館日	開館時間
1	久居総合福祉会館	(制限なし)	火曜、年末年始	9時-21時 (日曜祝日は9時-17時)
2	芸濃福祉センター	(制限なし)	月曜、年末年始	9時-21時 (機能回復訓練室は9時-17時15分)
3	美里社会福祉センター	(制限なし)	月曜、年末年始*	8時半-22時
4	一志福祉センター	福祉事業の対象となる 市内在住者	土日祝、年末年始	8時半-17時
5	波瀬老人憩いの家	(制限なし)	年末年始	9時-21時(日曜祝日は9時-17時)
6	高岡老人憩いの家	(制限なし)	年末年始	9時-21時(日曜祝日は9時-17時)
7	美杉高齢者生きがい健康 づくり施設ほのぼの苑	(制限なし)	年末年始	9時-22時(日曜祝日は9時-17時)

※3：美里社会福祉センターについては、ホールなど市民利用が可能な諸室の休館日を記載しています。

建物については、小規模（延床面積が200㎡未満）な施設で施設を除き耐震性を確保していますが、築30年を経過した施設が半数を超え、老朽化が進んでいます。

なお、整備当時の国庫補助金については、現在では制度が廃止されているという状況もあります。

管理運営については、指定管理者制度を導入している高岡老人憩いの家を除き、いずれも直営です。

### (3) 施設毎の方向性

社会福祉センター・福祉会館については、機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。

ただし、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、機能が集会施設と類似していることを踏まえ、集会施設等への転用又は集会施設等との複合化等を検討します。

老人憩いの家については、地元の集会所として利用されていることから、自治会等と協議を行い、地域への譲渡を図ります。なお、譲渡に至らなかった場合は、利用実態について精査の上、在り方を検討します。ただし、大規模な修繕が必要になった時点で、施設の存廃を判断します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 用途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	久居	誠之	久居総合福祉会館	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、集会施設等への転用又は集会施設等との複合化等を検討する。
2	芸濃	椋本	芸濃福祉センター	継続	継続		機能は継続する。ただし、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、集会施設等への転用又は集会施設等との複合化等を検討する。建物については、複合する芸濃庁舎などにあわせて対応する。
3	美里	高宮	美里社会福祉センター	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、集会施設等への転用又は集会施設等との複合化等を検討する。
4	一志	大井	一志福祉センター	継続	継続		機能は継続する。ただし、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、集会施設等への転用又は集会施設等との複合化等を検討する。建物については、複合することめの里一志にあわせて対応する。
5	一志	波瀬	波瀬老人憩いの家	検討	検討	R10 末	集会所等と機能が重複するため、これまで土地所有者及び地元のみちづくり協議会と施設の譲渡について協議してきた。譲渡は成立しなかったが利用も低調であるため、利用実態について精査の上、在り方を検討する。ただし、大規模な修繕が必要になった時点で、存廃を判断する。
6	一志	高岡	高岡老人憩いの家	検討	検討	R10 末	集会所等と機能が重複するため、これまで指定管理者(認可地縁団体)と施設の譲渡について協議してきた。譲渡は成立しなかったが利用も低調であるため、利用実態について精査の上、在り方を検討する。ただし、大規模な修繕が必要になった時点で、存廃を判断する。
7	美杉	美杉東	美杉高齢者生きがい健康づくり 施設ほのぼの苑	協議	協議	R8 末	集会所等と機能が重複するため、唯一の利用者である老人クラブと施設の譲渡について協議することとしており、現時点で協議中であり、引き続き地域への譲渡を図る。

### 3 介護保険施設

総括担当：介護保険課

#### 【要旨】

- ▶ 介護保険施設は、老人の健康の保持及び老人福祉の増進を図るため設置
- ▶ 民間参入が進んでいる実態を踏まえ、民間事業者と協議を行い、施設の譲渡を図る

#### (1) 施設の概要

介護保険施設は、老人の健康の保持及び老人福祉の増進を図り、要介護者等に対し、介護保健施設サービス、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、通所リハビリテーションなどの介護サービス及び入所措置に係る者の養護に関する事業を実施するため、厚生労働省の国庫補助金及び三重県補助金を活用して整備した施設で、介護老人保健施設つつじの里や特別養護老人ホームきずななどにより構成する施設を白山地域に設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	白山	大三	介護老人保健施設つつじの里・特別養護老人ホームきずな		S	H12	25		B	8,096㎡	○	67,314人	98%	A	-	11,045	指

※指定管理者が施設利用料を収受しているため、使用料を「指」としています。

※総合的な介護保険施設であることから、利用数は、入所施設と通所施設の利用者数の合計とし、利用率は、入居率（入居室数／総室数）としています。

#### 【利用状況（令和6年度実績）】

通称	機能	事業	入所		通所	
			定員数	利用者数	定員数	利用者数
つつじの里	入所サービス	・介護保健施設サービス ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	100人	97人	-	-
	通所サービス	・通所リハビリテーション（デイケア）	-	-	15人	15人
きずな	入所サービス	・介護福祉施設サービス	50人	50人	-	-
		・短期入所生活介護（ショートステイ）	20人	19人	-	-

※利用者数については、1日あたりの平均人数を記載しています。

#### (2) 現状と課題の整理

利用状況について、入所施設や通所施設については、ほぼ定員に近い利用となっておりますが、介護保険施設運営事業については、高齢者の増加に伴い市内における民間事業者の参入が進んでいることから、行政の関与の在り方について見直しが必要となっております。

建物については、健全性を確保していますが、築30年に迫っており、不具合が生じている建物や設備について、修繕を適宜実施しています。

管理運営については、指定管理者制度により運営しており、介護事業収入により自立した経営ができていることから、指定管理者から、施設及び備品等の使用料相当額を毎年度納入されています。

#### (3) 施設毎の方向性

介護保険分野においては、介護事業収入等により自立した経営が可能であり、民間事業者による参入が見込まれるため、公共施設としての機能を廃止して、施設を民間に譲渡することとし、譲渡に係る具体的な手法については、引き続き検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	白山	大三	介護老人保健施設つづじの里・ 特別養護老人ホームきずな	民営化	協議	R8 末	介護保険分野においては民間事業者による参入が見込まれるため、公共施設としての機能を廃止して、施設を民間に譲渡することとし、譲渡に係る具体的な手法については、引き続き検討する。



## 4 障がい福祉サービス施設

総括担当：障がい福祉課

### 【要旨】

- ▶ 障がい福祉サービス施設は、障がい者の就労及び生活能力向上のための支援を行う通所施設、共同生活における相談・入浴・食事の介護その他の日常生活上の支援を行うグループホームを設置
- ▶ いずれの施設も、機能を廃止して民営化、建物は貸付を継続

### (1) 施設の概要

障がい福祉サービス施設については、障がい者の就労及び生活能力向上のための支援を行う通所施設としての作業所を設置していましたが、本市の公共施設としては廃止し、民営化しました。

また、共同生活における相談、入浴、食事の介護その他の日常生活上の支援を行う共同生活援助施設としてのグループホームを白山地域（はくさんホーム）に設置していましたが、本市の公共施設としては廃止し、民営化しました。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南が丘	たるみ作業所(R7廃止)		RC	S62	-		-	793㎡	-	-	-	-	-	-	-
2	芸濃	棕本	むくの木ワーク(R7廃止)	○	S	H16	-		-	340㎡	-	-	-	-	-	-	-
3	香良洲	香良洲	まつぼっくり作業所(R7廃止)		RC	S56	-		-	843㎡	-	-	-	-	-	-	-
4	一志	大井	コスモス作業所(R7廃止)		S	S46	-		-	664㎡	-	-	-	-	-	-	-
5	白山	川口	はくさんホーム(R7廃止)		S	S58	-	H22	-	316㎡	-	-	-	-	-	-	-
6	白山	ハツ山	はくさん作業所(R7廃止)		S	H15	-		-	822㎡	-	-	-	-	-	-	-

※いずれの施設も、令和7年3月末に本市が運営する施設としては廃止し、同年4月から民間事業者による運営に移行しました。

### (2) 現状と課題の整理

市内において、就労継続支援（B）型及び生活介護等を含む障がい福祉については、サービスを提供する民間事業者の参入が進んでおり、行政の関与の在り方について見直しが必要とされていました。見直しの結果、障害者総合支援法に基づく事業収入による自立した経営に転換するため、民間事業者に土地の売却（コスモス作業所の新施設用地）し、並びに土地及び建物を貸付け（コスモス作業所以外）することにより、民営化を図ることとしました。

その後、事業者決定のための入札、本市の施設としての廃止を経て、落札した社会福祉法人が、現在も各施設を運営しています。

### (3) 施設毎の方向性

民営化後の各施設については、社会福祉法人が事業を長期的かつ安定的に継続できるよう、引き続き貸付けを継続しつつ、社会福祉法人との協議のうえ、将来的には土地及び建物の売却を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	南が丘	たるみ作業所(R7廃止)	民営化	貸付		令和6年度に機能を廃止して民営化。10年間は事業を継続することを条件とし、建物を社会福祉法人に貸付ける。
2	芸濃	椋本	むくの木ワーク(R7廃止)	民営化	貸付		同上
3	香良洲	香良洲	まつぼっくり作業所(R7廃止)	民営化	貸付		同上
4	一志	大井	コスモス作業所(R7廃止)	民営化	貸付		令和6年度に機能を廃止して民営化。10年間は事業を継続することを条件として、とことめの里一志バタールゴルフ場跡地を新施設の整備用地として譲渡。新施設へ移転するまでの間、建物を社会福祉法人に貸付ける。
5	白山	川口	はくさんホーム(R7廃止)	民営化	貸付		令和6年度に機能を廃止して民営化。10年間は事業を継続することを条件とし、建物を社会福祉法人に貸付ける。
6	白山	ハツ山	はくさん作業所(R7廃止)	民営化	貸付		同上

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
たるみ作業所	民営化	貸付				入札	準備	民間による運営					
むくの木ワーク	民営化	貸付				入札	準備	民間による運営					
まつぼっくり作業所	民営化	貸付				入札	準備	民間による運営					
コスモス作業所	民営化	貸付	民間による現施設での運営 (R7)			入札	民間による新施設の整備・運営						
はくさんホーム	民営化	貸付				入札	準備	民間による運営					
はくさん作業所	民営化	貸付				入札	準備	民間による運営					

※令和8年3月末までに民間事業者において新たなコスモス作業所の整備を行い、完成後2か月以内に新施設へ移転する予定です。

※土地及び建物の貸付けは原則有償としますが、国からの補助金等の返還を要する建物については、無償で貸付けを行います（たるみ作業所、はくさん作業所及びはくさんホームについては、10年間は無償で建物の貸付けを行います。コスモス作業所については、新施設へ移転するまでの間、無償で建物の貸付けを行います。まつぼっくり作業所については、令和11年度から有償で建物の貸付けを行うとともに、譲渡について検討します。）。

※たるみ作業所、むくの木ワーク、はくさん作業所及びはくさんホームにおける事業を10年間継続した後の更新では、それぞれの経緯や地域における状況を踏まえた上で、有償による譲渡又は有償による貸付けについて検討します。

## 5 障がい者支援施設・母子寡婦支援施設

## 【要旨】

- ▶ 障がい福祉サービスに係る専門的な相談窓口の機能を担う障がい者相談支援センター、身体障害者団体やボランティア団体に活動の場を提供する身体障害者福祉会館、母子家庭の母子及び寡婦を支援するための母子寡婦支援施設を設置
- ▶ 複合施設（ふれあい会館）である身体障害者福祉会館及び母子寡婦福祉会館については、機能を継続、利用可能な間は建物を適切に維持

## (1) 施設の概要

障がい者支援施設は、障がい者やその家族を支援するための施設で、基幹障がい者相談支援センター及び地域障がい者相談支援センター（以下「障がい者相談支援センター」といいます。）並びに身体障害者福祉会館を設置しています。

障がい者相談支援センターは、障がい福祉サービスに係る専門的な相談窓口の機能を担っています。

身体障害者福祉会館は、身体障害者団体やボランティア団体に活動の場として、母子寡婦福祉会館は、母子家庭の母子及び寡婦への支援や関係団体の活動の場として、設置しています。

なお、障がい者相談支援センターは、本市が区分所有する津センターパレスビル内に設置しており、身体障害者福祉会館と母子寡婦福祉会館は、複合施設（ふれあい会館）となっています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費（千円）	使用料（千円）
1	津	養正	基幹障がい者相談支援センター・地域障がい者相談支援センター	○	SRC	S60	40	H24	A	160㎡	○	3,198人	-	-	直営	39,373	無
2	津	修成	身体障害者福祉会館	○	RC	H2	35		B	572㎡	○	3,032人	-	-	指定管理	13,778	無
3	津	修成	母子寡婦福祉会館	○	RC	H2	35		B	386㎡	○	1,213人	-	-	指定管理	5,512	無

※いずれの施設も、使用料を定めていないことから、使用料を「無」としています。

※1：基幹障がい者相談支援センター・地域障がい者相談支援センターは、平成31年4月に障がい者相談支援センターから、現在の施設名に名称変更しています。

※1：基幹障がい者相談支援センター・地域障がい者相談支援センターについては、諸室等の貸館事業をしていないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

## 【開設曜日及び開設時間】

番号	施設名	開設曜日	開設時間
1	基幹障がい者相談支援センター・地域障がい者相談支援センター	月～金	9時～17時
2	身体障害者福祉会館	火～日	9時～21時
3	母子寡婦福祉会館	火～日	9時～21時

## (2) 現状と課題の整理

障がい者相談支援センターについて、利用者は、年間で約 3,200 人となっています。建物については、同センターがある津センターパレスビルの本市が所有する部分は、平成 24 年に大規模改修を行っています。

身体障害者福祉会館及び母子寡婦福祉会館について、合計の利用者は、年間で約 4,200 人となっています。また、会議室、和室など、集会施設と同様の諸室も備えています。

管理運営については、身体障害者福祉会館及び母子寡婦福祉会館は指定管理者制度により、障がい者相談支援センターは直営（運営業務を社会福祉法人に委託）により実施しています。

## (3) 施設毎の方向性

障がい者相談支援センターは、専門的な相談窓口として機能を継続し、建物は区分所有する津センターパレスビルにあわせて対応します。

身体障害者福祉会館及び母子寡婦福祉会館については、機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。

なお、建物については、機能が集会施設と類似していることを踏まえ、将来的には、集会機能、福祉団体支援機能などの一元化による機能の充実や利便性の向上のため、他の福祉施設や集会施設との複合化を含めて検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	基幹障がい者相談支援センター・地域障がい者相談支援センター	継続	継続		機能は継続し、建物は区分所有する津センターパレスビルにあわせて対応する。
2	津	修成	身体障害者福祉会館	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。
3	津	修成	母子寡婦福祉会館	継続	継続		機能は継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。

## 6 共同浴場

総括担当：人権課

### 【要旨】

- ▶ 住民の保健衛生の改善を図り、地域の生活環境の向上に資するために設置
- ▶ 施設の役割を終えるまで機能を継続、建物は計画的に保全

### (1) 施設の概要

住民の保健衛生の改善を図り、もって地域の生活環境の向上に資するための施設として設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	共同浴場さくらゆ		RC	H9	28		A	309㎡	○	35,557人	-	-	直営	17,800	6,830

※枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況について、利用者数は、年間で約 35,000 人と、近年は増加傾向にあります。

建物については、耐震性を確保しており、老朽化等の問題も特にありません。

管理運営については、直営となっています。民営の共同浴場が年々減少するなか、住民の保健衛生上、重要な生活インフラの役割を担っていることから、市営の共同浴場として低廉な入浴料金を設定しており、管理運営費に占める入浴料金による歳入の割合は、約 38%となっています。

### (3) 施設毎の方向性

共同浴場は、重要な役割があることから、施設の果たす役割を終えるまで機能を継続し、建物については計画的な保全に努めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	敬和	共同浴場さくらゆ	継続	継続		施設の果たす役割を終えるまで、共同浴場としての機能を継続し、建物については、計画的な保全に努める。

## 第 8 項 保健医療施設編

### 1 保健センター

総括担当：健康づくり課

#### 【要旨】

- ▶ 住民の健康の保持と増進を図るため、健康診査、健康相談等を行う施設で、各地域に設置
- ▶ 中央保健センターと久居保健センターは中核保健センター、その他は地域保健センター
- ▶ 子育て支援センター等を含めた包括的な支援体制の検討に合わせた保健センターの在り方を整理
- ▶ 地域保健センターについては、貸館部分の転用や他の施設内への移転・複合化などを検討

#### (1) 施設の概要

住民の健康の保持、増進を図るため健康診査、健康相談、保健指導、教室等の事業を行う施設で、各地域に設置しています。

中央保健センター及び久居保健センターでは、中核保健センターとして幼児の健康診査等を含む各種事業を実施し、その他の保健センターは、地域保健センターとして健康相談等の事業を行っています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	中央保健センター	○	SRC	S62	38	H29	A	900㎡	○	772人	19%	C	-	32,794	無
2	久居	成美	久居保健センター	○	SRC	H9	28	H25	A	1,062㎡	○	-	-	-	-	12,015	-
3	河芸	黒田	河芸保健センター		RC	H2	35		B	564㎡	○	1,235人	35%	B	-	5,300	無
4	芸濃	椋本	芸濃保健センター	○	RC	H16	21		A	1,138㎡	○	3,823人	19%	C	-	10,547	28
5	美里	高宮	美里保健センター	○	RC	H17	20		A	731㎡	○	-	-	-	-	4,645	-
6	安濃	明合	安濃保健センター	○	RC	H8	29		B	136㎡	○	-	-	-	-	3,761	-
7	香良洲	香良洲	香良洲保健センター	○	RC	H6	31		B	621㎡	○	5,574人	32%	B	-	2,263	138
8	一志	大井	一志保健センター	○	RC	H9	28		B	431㎡	○	3,256人	39%	B	-	4,333	無
9	白山	川口	白山保健センター		S	H9	28		B	1,273㎡	○	2,453人	30%	B	-	3,546	0
10	美杉	美杉東	美杉保健センター	○	RC(一部S)	H26	11		A	72㎡	○	-	-	-	-	0	-

※2：久居保健センター、6：安濃保健センター及び10：美杉保健センターは、諸室等の貸館事業をしていないため、利用数及び使用料を「-」としています。

※1：中央保健センター、3：河芸保健センター及び8：一志保健センターについては、貸館に係る使用料徴収を行っていませんので、使用料を「無」としています。

※6：安濃保健センターについては、令和2年4月に運動指導室等をサンヒルズ安濃（交流施設等）に転用した後、令和3年4月に安濃子育て支援センター「わくわくランド」に転用しました。

※9：白山保健センターについては、市内在住者等が利用する場合の使用料を定めていません。令和6年度の利用者は市内在住者等のみであったことから、使用料収入は0円となっています。

## (2) 現状と課題の整理

保健センターは、地域保健に関し必要な業務を行う施設で、中核保健センターである中央保健センター及び久居保健センターに人員を重点配置したうえで、地域保健センターにも配置しています。

近年では、妊娠・出産期から子育て期までの様々な相談等に対応するため、地域で行われている子育て支援事業とのさらなる相互連携や、健康寿命の延伸に向けたフレイル対策などが求められています。

建物については、単独施設の河芸保健センター及び白山保健センターを除き、いずれも複合施設となっています。両施設とも耐震性を確保しているものの、築30年前後となっており、河芸保健センターでは設備等に不具合が生じています。

管理運営については、運営等を業務委託している美里保健センター内のプールを除き、いずれも直営で、保健師等が貸館や施設の維持管理に係る事務を行っています。

なお、諸室の貸出状況について、施設によっては栄養指導室、研修室等のほか、プール、機能訓練室を備えています。利用目的を保健活動に限定していることなどから、中央保健センターを除き、いずれも利用率が低く、管理運営費に占める使用料の割合は1%未満と著しく低くなっています。このため、保健センター全体で貸館や施設の維持管理に係る事務の整理が課題となっています。

## (3) 施設毎の方向性

保健センターの機能については、切れ目のない子育て支援や健康寿命の延伸に向けたフレイル対策など、時代の変化やライフステージに応じた健康づくりの取り組みを進めるための保健センターの在り方を整理していきます。

また、中核保健センターが保健行政の取組を担う中心的施設となり、地域保健センターは、主に地域住民の身近な健康相談の窓口を担っていきます。

建物について、中核保健センターにあつては、複合している施設にあわせて対応します。

一方、地域保健センターにあつては、貸館や施設の維持管理に係る事務の整理が課題であることから、総合支所等との連携を図りながら、貸館部分の転用や他の施設への移転・複合化等による再編等を検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	中央保健センター	継続	継続		中核保健センターとして機能は継続し、建物は複合する津リージョンプラザにあわせて対応する。
2	久居	成美	久居保健センター	継続	継続		中核保健センターとして機能は継続し、建物は区分所有するポルタひさいビルにあわせて対応する。
3	河芸	黒田	河芸保健センター	継続	検討	R8 末	貸館の利用率の低迷及び維持管理の効率化が課題であり、これまで移転等の可能性について検討してきたが、実現には至っていない。地域保健センターとして機能を継続するが、今後は、具体的に地域保健センターの要件を整理し、地区内の各施設を調査したうえで、貸館部分の転用や他の施設への移転・複合化などを検討する。
4	芸濃	椋本	芸濃保健センター	継続	検討	R8 末	貸館の利用率の低迷及び維持管理の効率化が課題であり、これまで転用等の可能性について検討してきたが、実現には至っていない。引き続き地域保健センターとして機能を継続し、転用先を調査したうえで、建物は貸館部分の転用などを検討する。
5	美里	高宮	美里保健センター	継続	検討	R8 末	当施設には貸館が無く、維持管理の効率化が課題であるが、付帯機能である美里保健センタープールについて、運営と維持管理の改善等を別途検討しているところである。地域保健センターとして機能を継続するが、プールにおける対応方針の決定を受けて、建物の在り方を検討する。

6	安濃	明合	安濃保健センター	継続	継続	地域保健センターとして機能は継続し、建物は複合するサンヒルズ安濃にあわせて対応する。
7	香良洲	香良洲	香良洲保健センター	継続	検討	R8 未 貸館の利用率の低迷及び維持管理の効率化が課題であり、これまで移転等の可能性について検討してきたが、実現には至っていない。地域保健センターとして機能を継続するが、今後は、具体的に地域保健センターの要件を整理し、地区内の各施設を調査したうえで、貸館部分の転用や他の施設への移転・複合化などを検討する。
8	一志	大井	一志保健センター	継続	検討	R8 未 貸館の利用率の低迷及び維持管理の効率化が課題であり、これまで転用等の可能性について検討してきたが、実現には至っていない。引き続き地域保健センターとして機能を継続し、転用先を調査したうえで、建物は貸館部分の転用などを検討する。
9	白山	川口	白山保健センター	継続	検討	R8 未 同上
10	美杉	美杉東	美杉保健センター	継続	継続	地域保健センターとして機能は継続し、建物は複合する美杉庁舎にあわせて対応する。



## 2 診療所

総括担当：保険医療助成課、地域医療推進室

## 【要旨】

- ▶ 応急診療所及び国民健康保険診療所のほか、健康相談所を設置
- ▶ 応急診療所及び国民健康保険診療所については、機能は継続、建物については、複合施設は複合する施設にあわせて対応、単独施設のうち健全性が確保できている施設は計画的に保全、老朽化が進む施設は周辺施設への移転・複合化・集約化を検討
- ▶ 健康相談所については、建物の貸付けにより巡回診療が実施されており、施設の機能が補完されているため、機能及び建物は継続

## (1) 施設の概要

応急診療所は、休日や夜間など民間医療機関の診療時間外における初期救急医療を担う施設です。

国民健康保険診療所は、高齢化率が市内で最も高く、無医地区を抱える美杉地域における地域医療を確保するため設置しています。

美杉健康相談所は、医師が健康相談を実施するための施設ですが、医師の担い手不足等の理由により、平成30年度以降は本市による健康相談事業を実施していません。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	応急クリニック	○	RC	H29	8		A	285㎡	○	6,748人	-	-	直営	79,367	78,811
2	津	大里	こども応急クリニック・休日デンタルクリニック		S	H18	19		A	350㎡	○	3,891人	-	-	直営	63,520	44,620
3	久居	誠之	久居休日応急診療所		RC	S35	65		C	73㎡	○	1,278人	-	-	直営	16,403	15,787
4	美杉	美杉東	国民健康保険竹原診療所	○	RC	S53	47		B	137㎡	○	293人	-	-	直営	7,438	2,582
5	美杉	美杉南	家庭医療クリニック	○	S	H5	32		A	138㎡	○	1,847人	-	-	直営	36,475	22,162
6	美杉	太郎生	美杉健康相談所		W	不明	0		-	84㎡	△	376人	5%	C	直営	365	60
7	津	養正	旧夜間成人応急診療所(H29閉所)		SRC	S62	38		B	68㎡	○	-	-	-	-	-	-

※1：応急クリニック、2：こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、3：久居休日応急診療所、4：国民健康保険竹原診療所及び5：家庭医療クリニックについては、枠や定員の概念がないことから、利用率は「-」としています。また、使用料については、診療報酬を計上しています。

※6：美杉健康相談所は、平成30年度以降は本市の事業を休止しています。：利用数及び利用率については、諸室等の貸館における利用者数及び稼働率を示します。

※7：旧夜間成人応急診療所は、応急クリニックの供用開始に伴い、平成29年4月に閉所し、中央保健センターの健康相談室に転用しました。

## 【診療科目、診療曜日及び診療時間（令和8年3月1日時点）】

分類	番号	施設名	診療科目	診療曜日	診療時間
応急診療所	1	応急クリニック	内科	夜間：毎日 昼間：日曜日/祝・休日/年末年始	夜間：19時半-23時 昼間：10-12時/13-16時
	2	こども応急クリニック・休日デンタルクリニック	小児科	夜間：毎日 昼間：日曜日/祝・休日/年末年始	夜間：20時-23時 昼間：10-12時/13-16時
			歯科	祝・休日※/1月2日/5月3・4・5日/12月31日 ※1月1日及び日曜となる祝日を除きます。	10-12時 (12月31日は10-12時/13-16時)
	3	久居休日応急診療所	内科	日曜日/祝・休日/年末年始	10-12時/13-16時
	4	国民健康保険竹原診療所	内科/外科/小児科/心療内科	火曜日/金曜日（内科、外科のみ）	13-16時

分類	番号	施設名	診療科目	診療曜日	診療時間
国民健康保険診療所	5	家庭医療クリニック	内科/外科/小児科/心療内科	月曜日～木曜日	8時30分-11時30分
			訪問診療	月・木曜日	13時-16時
			巡回診療	水曜日	
相談所	6	美杉健康相談所	健康相談のみを実施する施設で、本市の事業は現在休止中 (建物の貸付により社会医療法人が巡回診療を実施 診療日：金曜日(15-17時/土曜日(10-12時))		

## (2) 現状と課題の整理

応急クリニック、国民健康保険竹原診療所及び家庭医療クリニックは複合施設、久居休日応急診療所は、久居一志地区医師会館の一部を賃貸借して入居している施設です。

管理運営について、こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、久居休日応急診療所及び応急クリニックは、建物の維持管理は直営により、医師、薬剤師、事務員（久居休日応急診療所を除きます。）など医療スタッフの確保については、業務委託により行っています。国民健康保険竹原診療所及び家庭医療クリニックについては、建物の維持管理は直営により、医師の確保は業務委託により行っており、無医地区のある美杉地域の医療需要に応えています。

また、美杉健康相談所については、本市による健康相談事業は休止していますが、無医地区解消に向けた取り組みとして、建物の貸付けにより、令和5年6月から社会医療法人が巡回診療を実施しています。

応急診療所については、医師の不足などにより、現状の診療体制を維持していく上で、医療従事者の安定確保が課題となっています。また、感染症流行期以降、診療における感染対策の強化が求められていますが、久居休日応急診療所は、他の診療所と比較して、手狭な状況となっています。

建物については、建築年が不詳である美杉健康相談所を除き、いずれも耐震性を確保していますが、築30年を経過した施設が半数を超え、応急クリニックを除き、老朽化が進んでいます。

## (3) 施設毎の方向性

応急診療所については、初期救急医療を担う施設として機能を継続します。建物については、こども応急クリニック・休日デンタルクリニックは、計画的な保全に努め、応急クリニックは、複合する教育委員会庁舎にあわせて対応します。

久居休日応急診療所については、運営体制等を踏まえ、施設の在り方を検討します。

国民健康保険竹原診療所及び家庭医療クリニックは、地域に応じた診療体制を検討しながら、無医地区を含む中山間地域における地域医療を確保するための役割を継続し、複合する建物にあわせて対応します。

美杉健康相談所は、引き続き社会医療法人に対し、巡回診療ができる環境を提供していきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	応急クリニック	継続	継続		機能を継続し、建物は複合する教育委員会庁舎にあわせて対応する。
2	津	大里	こども応急クリニック・休日デンタルクリニック	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	久居	誠之	久居休日応急診療所	継続	検討	R8 未	感染症対策などの観点から診療所区画が手狭となっており、医療従事者の安定確保も課題となっていることから、利用状況などを精査した上で、運営体制等を踏まえ施設の在り方を検討する。
4	美杉	美杉東	国民健康保険竹原診療所	継続	継続		無医地区を含む中山間地域における地域医療を確保するための役割を継続し、建物は複合する竹原地域住民センターにあわせて対応する。
5	美杉	美杉南	家庭医療クリニック	継続	継続		無医地区を含む中山間地域における地域医療を確保するための役割を継続し、建物は複合する美杉高齢者生活福祉センターにあわせて対応する。
6	美杉	太郎生	美杉健康相談所	継続	継続		本市による相談事業は休止しているものの、社会医療法人に対して施設の一部を貸付け、社会医療法人による巡回診療事業が実施されることで施設の機能が補完されることから、今後も継続する。

## 第9項 庁舎等編

### 1 本庁舎・総合支所庁舎

総括担当：財産管理課

#### 【要旨】

- ▶ 本庁舎及び教育委員会庁舎は、各部門の総括的な業務のための事務所機能を担う行政運営の中核施設として設置
- ▶ 総合支所庁舎は、地域の総合窓口機能のほか、防災対策、地域振興、産業振興などを担う施設として設置
- ▶ 本庁舎及び教育委員会庁舎については、計画的に保全
- ▶ 総合支所庁舎については、余裕のある部分について有効活用を図るとともに、計画的に保全

#### (1) 施設の概要

本庁舎及び教育委員会庁舎は、本市の行政運営の中核で、市域全域についての施策の企画・立案、各種窓口サービス、各部門の総括的な業務のための事務所機能のほか、災害対策本部機能を担っています。

総合支所庁舎は、地域の総合窓口として証明書発行、料金収納、申請受付などの窓口サービスを行うほか、各地域における防災対策、地域振興、産業振興、環境対策、人権啓発、インフラ維持、施設管理などの業務を行っています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	津市役所本庁舎		SRC	S54	46	R3	A	27,028㎡	○	729人	-	-	-	208,111	無
2	津	養正	教育委員会庁舎	○	RC	H29	8		A	1,324㎡	○	93人	-	-	-	11,320	無
3	久居	成美	久居庁舎	○	SRC	H9	28	H25	A	3,702㎡	○	154人	-	-	-	92,056	無
4	河芸	黒田	河芸庁舎	○	SRC	H12	25		B	5,220㎡	○	40人	-	-	-	36,128	無
5	芸濃	椋本	芸濃庁舎	○	RC	H16	21		A	3,601㎡	○	39人	-	-	-	14,405	無
6	美里	高宮	美里庁舎	○	RC	H6	31		B	3,377㎡	○	30人	-	-	-	17,843	無
7	安濃	明合	安濃庁舎	○	RC	H17	20		A	1,088㎡	○	39人	-	-	-	6,603	無
8	香良洲	香良洲	香良洲庁舎		RC	S44	56	H23	B	1,237㎡	○	32人	-	-	-	17,079	無
9	一志	高岡	一志庁舎		S	H24	13		A	1,657㎡	○	40人	-	-	-	12,087	無
10	白山	川口	白山庁舎		S	H9	28		B	2,044㎡	○	62人	-	-	-	41,061	無
11	美杉	美杉東	美杉庁舎	○	RC(一部S)	H26	11		A	455㎡	○	41人	-	-	-	4,637	無

※利用数については、配置職員数を示しています。なお、窓口業務等を受託する事業者の従業員等は含めていません。  
 ※公用施設であることから、利用率を「-」としています。また、使用料を定めていないため、使用料は「無」としています。

#### (2) 現状と課題の整理

本庁舎の建物については、耐震性を確保しており、令和3年度までに基幹設備の老朽化への対応、地震や津波といった大規模災害への対応、来訪者の利便性の向上などを目的とした大規模改修を実施しました。

教育委員会庁舎は、平成 29 年度に供用を開始した応急クリニックとの複合施設です。

総合支所庁舎については、執務室や会議室等の諸室に余裕がある庁舎もあります。

建物については、いずれも耐震性を確保しています。久居庁舎は、平成 25 年に改修したポルタひさい内に移転、安濃庁舎は、平成 17 年に移転・建て替え、一志庁舎は、平成 24 年に一部建て替え、美杉庁舎は、平成 26 年に移転・建て替えを行っています。

その他の総合支所庁舎は、合併前市町村の役場庁舎を活用しており、香良洲庁舎は、平成 23 年に大規模改修を行っています。

### (3) 施設毎の方向性

本庁舎及び教育委員会庁舎は、本市の行政運営の中核として今後も使用していくため、機能を継続します。本庁舎については、令和 3 年度までに大規模改修を実施したことから、今後は計画的な保全に努め、教育委員会庁舎についても、計画的な保全に努めます。

総合支所庁舎については、各地域における行政執行の拠点として機能を継続し、建物は計画的な保全に努め、余裕がある部分については、他の用途への転用、貸し付けなど有効活用を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	津市役所本庁舎	継続	継続		本市の行政執行の拠点であることから、機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	津	養正	教育委員会庁舎	継続	継続		同上
3	久居	成美	久居庁舎	継続	継続		各地域における行政執行の拠点であることから、機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
4	河芸	黒田	河芸庁舎	継続	継続		同上
5	芸濃	椋本	芸濃庁舎	継続	継続		同上
6	美里	高宮	美里庁舎	継続	継続		同上
7	安濃	明合	安濃庁舎	継続	継続		同上
8	香良洲	香良洲	香良洲庁舎	継続	継続		同上
9	一志	高岡	一志庁舎	継続	継続		同上
10	白山	川口	白山庁舎	継続	継続		同上
11	美杉	美杉東	美杉庁舎	継続	継続		同上

### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール											
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
津市役所本庁舎	継続	改修	設備等改修	計画的に保全										

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

**(5) 対策費用のシミュレーション**

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
津市役所本庁舎 (基幹設備等の改修)	27,028	-	1,890,000
工事費概算 (合計)	27,028		1,890,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※本庁舎については、老朽化した電気設備、給排水設備等の基幹設備の改修・更新、災害対応機能の強化、執務環境の向上といった課題に対応するため、設備等を改修しました。

## 2 工事事務所等

総括担当：津北工事事務所、都市政策課

### 【要旨】

- ▶ 本市の土木インフラの維持管理の拠点として、津北工事事務所及び津南工事事務所を設置
- ▶ 道路等の簡易な維持保全業務を担う施設として、津市建設作業事務所を設置
- ▶ 工事事務所及び建設作業事務所については、機能は継続、建物は計画的に保全

### (1) 施設の概要

#### ア 工事事務所

工事事務所は、道路、公園、水路、河川、調整池などの土木インフラの維持管理、土木工事の設計積算、施工監理などを担っており、津北工事事務所及び津南工事事務所を設置しています。

なお、津南工事事務所については、久居庁舎内に執務室等を設けており、専用の建物はありません。

#### イ 土地区画整理事務所

区画整理事業に関する業務を行う施設でしたが、令和7年3月末で業務を終了しました。

#### ウ 建設作業事務所

建設作業事務所は、道路等の簡易な維持保全業務を担う施設で、津地域内に津市建設作業事務所を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	津北工事事務所		S	H29	-	-	-	576㎡	-	24人	-	-	-	7,749	無
2	津	北立誠	津駅前北部土地区画整理事務所(R7廃止)		S	H10	-	-	-	199㎡	-	-	-	-	-	-	-
3	津	片田	津市建設作業事務所		S	H6	-	-	-	484㎡	-	30人	-	-	-	667	無
4	安濃	明合	旧津北工事事務所(H29移転)		RC	S32	-	-	-	924㎡	-	-	-	-	-	-	-
5	津	高茶屋	旧相川建設作業事務所(H29廃止)		S	S47	-	-	-	280㎡	-	-	-	-	-	-	-

※職員数については、令和7年4月時点の人数を記載しています。

※公用施設であることから、利用率を「-」としています。また、施設利用料を定めていないことから、使用料を「無」としています。

※2：津駅前北部土地区画整理事務所は、事業の終了に伴い、令和7年3月に廃止しました。

※4：旧相川建設作業事務所は、平成29年5月に旧白銀環境清掃センターの事務所を転用し、津市建設作業事務所として機能を移転しています。なお、跡施設は平成29年7月に除却しました。

## (2) 現状と課題の整理

## ア 工事事務所

津北工事事務所については、平成 29 年度に供用を開始しており、耐震性及び健全性を確保しています。

## イ 土地区画整理事務所

津駅前北部土地区画整理事務所について、当該施設における業務は、令和 7 年 3 月末で終了しました。

## ウ 建設作業事務所

津市建設作業事務所については、旧白銀環境清掃センターの事務所を転用した施設であり、耐震性も確保しており、老朽化等の問題もありません。

## (3) 施設毎の方向性

## ア 工事事務所

津北工事事務所について、本市の土木インフラの維持管理を行う拠点として今後とも機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

## イ 土地区画整理事務所

津駅前北部土地区画整理事務所について、当該施設における業務が終了したことに伴い、機能は廃止し、廃止後の土地及び建物の利活用等について引き続き検討します。

## ウ 建設作業事務所

津市建設作業事務所について、今後とも機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	養正	津北工事事務所	継続	継続		本市における土木インフラに係る各種業務の拠点として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	津	北立誠	津駅前北部土地区画整理事務所(R7廃止)	廃止	跡地 活用		当該施設における業務が終了したことに伴い、令和7年3月末をもって機能を廃止。廃止後の土地及び建物は引き続き利活用を検討する。
3	津	片田	津市建設作業事務所	継続	継続		更なる業務の効率化が図れる体制づくりを検討しながら機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。



## 3 出張所

総括担当：地域連携課、アストプラザ

## 【要旨】

- ▶ 出張所は、住民票等の証明書発行や各種徴収金の収納などの業務を行う施設で、市民の最も身近な行政窓口として設置
- ▶ 機能及び建物の在り方については、懇話会を設置して検討。窓口業務については、情報技術の進展に応じてサービス提供方法・体制の見直しを検討

## (1) 施設の概要

市民の最も身近な行政窓口として、住民票や戸籍に係る証明書の交付、市税の収納、各種申請書や届出の受付等を行うほか、地域における各種相談窓口（アストプラザオフィスを除きます。）として、地域活動に関する助言、市民生活に関する相談や要望の受付、自治会との連絡調整等を行っており、津地域、久居地域、河芸地域、一志地域、白山地域及び美杉地域に設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南立誠	アストプラザオフィス	○	S	H13	24		B	68㎡	○	13人	-	-	直営	16,189	無
2	津	藤水	藤水出張所		RC	S49	51		C	206㎡	○	4人	24%	C	直営	7,873	無
3	津	高茶屋	高茶屋出張所(R6移転)	○	RC	S47	53		C	154㎡	○	6人	-	-	直営	15,372	無
4	津	神戸	神戸出張所		RC	S42	58		C	225㎡	○	7人	20%	C	直営	17,258	無
5	津	安東	安東出張所(R6移転)		RC	S46	54		C	190㎡	○	2人	26%	C	直営	4,538	無
6	津	櫛形	櫛形出張所		RC	S45	55		C	182㎡	○	2人	5%	C	直営	4,784	無
7	津	雲出	雲出出張所		RC	S44	56		C	266㎡	○	3人	4%	C	直営	9,388	無
8	津	一身田	一身田出張所	○	S	H31	6		A	99㎡	○	8人	-	-	直営	19,941	無
9	津	白塚	白塚出張所	○	RC	S49	51		C	70㎡	○	4人	-	-	直営	8,965	無
10	津	栗真	栗真出張所		RC	S46	54		C	210㎡	○	2人	7%	C	直営	4,553	無
11	津	片田	片田出張所		RC	S50	50		B	205㎡	○	2人	10%	C	直営	5,082	無
12	津	大里	大里出張所		RC	S48	52		C	286㎡	○	2人	9%	C	直営	5,495	無
13	津	高野尾	高野尾出張所		RC	S48	52		C	224㎡	○	2人	0%	C	直営	5,042	無
14	久居	栗葉	栗葉出張所	○	S	S60	40		C	18㎡	○	3人	-	-	直営	6,516	無
15	久居	榊原	榊原出張所	○	RC	S53	47		B	20㎡	○	3人	-	-	直営	7,465	無
16	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘出張所	○	RC	S43	57		C	244㎡	○	3人	-	-	直営	6,382	無
17	一志	波瀬	波瀬出張所	○	W	H2	35		C	55㎡	○	3人	-	-	直営	6,430	無
18	白山	家城	家城出張所	○	S	H1	36		B	60㎡	○	2人	5%	C	直営	5,782	無
19	白山	大三	大三出張所	○	S	H10	27		B	44㎡	○	2人	12%	C	直営	6,415	無
20	白山	倭	倭出張所		S	H30	7		A	103㎡	○	2人	-	-	直営	5,439	無
21	白山	八ツ山	八ツ山出張所	○	S	H9	28		B	55㎡	○	2人	10%	C	直営	4,506	無
22	美杉	美杉東	竹原出張所	○	RC	S53	47		B	55㎡	○	2人	-	-	直営	3,096	無
23	美杉	美杉南	八幡出張所	○	W	H17	20		B	70㎡	○	2人	-	-	直営	6,132	無
24	美杉	美杉南	下之川出張所	○	W	H14	23		B	68㎡	○	2人	-	-	直営	3,096	無

25	美杉	美杉南	伊勢地出張所	○	W	H15	-	-	55㎡	-	2人	-	-	-	3,161	無
26	美杉	美杉南	多気出張所	○	W	H13	-	-	50㎡	-	2人	-	-	-	3,182	無
27	美杉	太郎生	太郎生出張所	○	S	S56	-	-	42㎡	-	2人	-	-	-	3,076	無
28	津	安東	安東出張所(R6移転)	○	RC	S48	-	R6	32㎡	-	2人	-	-	-	-	無
29	津	高茶屋	高茶屋出張所(R6移転)	○	RC	H17	-	-	51㎡	-	6人	-	-	-	-	無
30	久居	成美	旧久居駅前出張所(H30廃止)		SRC	H9	-	-	40㎡	-	-	-	-	-	-	-
31	津	一身田	旧一身田出張所(H31廃止)	○	RC	S42	-	-	96㎡	-	-	-	-	-	-	-
32	白山	倭	旧倭出張所(H30建替)		W	S30	-	-	66㎡	-	-	-	-	-	-	-

※利用数については、令和7年7月時点の職員数を示しています。また、利用率については、諸室等の貸館における稼働率を示しています。

※3、30：高茶屋出張所については、高茶屋市民センターの一部を改修し、同施設内へ令和6年9月に移転しました。

※5、29：安東出張所については、旧安東幼稚園を安東コミュニティセンターとして改修し、同施設内へ令和6年7月に移転しました。

※28：久居駅前出張所については、窓口サービス機能を久居総合支所に統合したため、平成30年4月に廃止しました。

## (2) 現状と課題の整理

いずれの施設も同様のサービスを展開していますが、証明書発行件数の実績については、各出張所で大きな開きがあります（下表参照）。また、多くの施設で会議室等を自治会等に開放していますが、利用率は、平均で約11%と低くなっています。

建物については、施設によって公民館、農民研修センター、コミュニティセンターなどとの複合施設となっています。いずれも耐震性を確保していますが、築30年を経過した施設が6割を超え、老朽化が進んでいます。

管理運営については、集会施設と複合している出張所であっても、管理運営を行う部署が出張所部分と集会施設部分でそれぞれ異なっており、職員配置などの面で効率化を検討する必要があります。

### 【各出張所の証明書発行件数（令和6年度）】

地域・施設名	住基・戸籍等*	税証明*	合計	地域・施設名	住基・戸籍等*	税証明*	合計
<b>津</b>	<b>49,814</b>	<b>9,460</b>	<b>59,274</b>	<b>河芸</b>	<b>1,957</b>	<b>612</b>	<b>2,569</b>
白塚出張所	2,268	395	2,663	千里ヶ丘出張所	1,957	612	2,569
栗真出張所	1,185	181	1,366	<b>一志</b>	<b>445</b>	<b>73</b>	<b>518</b>
一身田出張所	4,441	976	5,417	波瀬出張所	445	73	518
神戸出張所	2,289	353	2,642	<b>白山</b>	<b>2,270</b>	<b>420</b>	<b>2,690</b>
安東出張所	1,356	313	1,669	家城出張所	356	47	403
櫛形出張所	831	134	965	大三出張所	1,143	186	1,329
片田出張所	1,882	338	2,220	倭出張所	476	143	619
藤水出張所	3,356	476	3,832	八ツ山出張所	295	44	339
高茶屋出張所	3,468	650	4,118	<b>美杉</b>	<b>1,338</b>	<b>226</b>	<b>1,564</b>
雲出出張所	2,927	872	3,799	竹原出張所	125	21	146
大里出張所	693	110	803	太郎生出張所	427	57	484
高野尾出張所	1,856	349	2,205	伊勢地出張所	154	16	170
アストブラザオオフィス	23,262	4,313	27,575	八幡出張所	138	33	171
<b>久居</b>	<b>1,464</b>	<b>238</b>	<b>1,702</b>	多気出張所	306	74	380
栗葉出張所	1,101	151	1,252	下之川出張所	188	25	213
榊原出張所	363	87	450				

※「住基・戸籍等」は、住民票関係、戸籍関係、印鑑登録証明書等を指しています。

※「税証明」は、納税関係、住民税関係、固定資産税関係の各証明書を指しています。

## 【出張所の業務曜日及び業務時間】

分類		業務曜日	業務時間
アストプラザオフィス		平日 土・日/祝・休日	平日：8時半-20時 土・日/祝・休日：8時半-17時
津地域	基幹出張所（一身田、神戸、高茶屋）	平日	8時45分-16時
	出張所（上記以外）	平日	9時-16時
津地域以外		平日	8時45分-16時

## (3) 施設毎の方向性

特に需要が多いアストプラザオフィスを除き、出張所については、業務量の減少、建物の老朽化などの課題があることから、津市出張所機能の在り方検討懇話会（以下「懇話会」といいます。）において、出張所機能の在り方が検討されました。

懇話会においては、窓口業務については、各種証明書のコンビニ交付や市税のコンビニ納付など、情報技術の進展による社会環境の変化に応じて、サービス提供方法や体制の見直しを図るよう、意見が出されました。

出張所機能に係る全体の方針として、「津地域の出張所は、3か所の基幹出張所に集約する。」及び「津地域以外の出張所は、それぞれ隣接・併設する公共施設に集約し、主に相談窓口機能と地域団体と行政との連絡調整機能を担う。」との懇話会の意見を受けて、本市として在り方を検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	南立誠	アストプラザオフィス	継続	継続		機能は継続し、建物は区分所有するアスト津ビルにあわせて対応する。
2	津	藤水	藤水出張所	検討	検討	R10 末	出張所機能の在り方について検討し、機能の方針決定を受けて、建物の今後の対応を検討する。
3	津	高茶屋	高茶屋出張所(R6移転)	検討	検討	R10 末	出張所機能の在り方について検討し、機能の方針決定を受けて、建物の今後の対応を検討する。(機能は高茶屋市民センター内へ令和6年に移転。廃止後の土地及び建物については、現高茶屋保育園敷地を活用した南郊公民館、消防団施設等の建て替え後に売却。)
4	津	神戸	神戸出張所	検討	検討	R10 末	出張所機能の在り方について検討し、機能の方針決定を受けて、建物の今後の対応を検討する。
5	津	安東	安東出張所(R6移転)	検討	検討	R10 末	出張所機能の在り方について検討し、機能の方針決定を受けて、建物の今後の対応を検討する。(旧安東幼稚園舎を転用した安東コミュニティセンター建物に令和6年に移転。廃止後の建物は除却し、同センターの第二駐車場兼安東小学校来客用駐車場に転用済。)
6	津	櫛形	櫛形出張所	検討	検討	R10 末	出張所機能の在り方について検討し、機能の方針決定を受けて、建物の今後の対応を検討する。
7	津	雲出	雲出出張所	検討	検討	R10 末	同上
8	津	一身田	一身田出張所	検討	検討	R10 末	同上
9	津	白塚	白塚出張所	検討	検討	R10 末	同上
10	津	栗真	栗真出張所	検討	検討	R10 末	同上
11	津	片田	片田出張所	検討	検討	R10 末	同上
12	津	大里	大里出張所	検討	検討	R10 末	同上
13	津	高野尾	高野尾出張所	検討	検討	R10 末	同上
14	久居	栗葉	栗葉出張所	検討	検討	R10 末	同上
15	久居	榊原	榊原出張所	検討	検討	R10 末	同上
16	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘出張所	検討	検討	R10 末	同上
17	一志	波瀬	波瀬出張所	検討	検討	R10 末	同上
18	白山	家城	家城出張所	検討	検討	R10 末	同上

19	白山	大三	大三出張所	検討	検討	R10 未	出張所機能の在り方について検討し、機能の方針決定を受けて、建物の今後の対応を検討する。(老朽化が著しく進行していた別館については、建物を除却のうえ、敷地部分を大三駐在所用地として三重県警察本部に貸付中。)
20	白山	倭	倭出張所	検討	検討	R10 未	出張所機能の在り方について検討し、機能の方針決定を受けて、建物の今後の対応を検討する。
21	白山	八ツ山	八ツ山出張所	検討	検討	R10 未	同上
22	美杉	美杉東	竹原出張所	検討	検討	R10 未	同上
23	美杉	美杉南	八幡出張所	検討	検討	R10 未	同上
24	美杉	美杉南	下之川出張所	検討	検討	R10 未	同上
25	美杉	美杉南	伊勢地出張所	検討	検討	R10 未	同上
26	美杉	美杉南	多気出張所	検討	検討	R10 未	同上
27	美杉	太郎生	太郎生出張所	検討	検討	R10 未	同上

※地区活動拠点欄において、複合する公民館を地区活動拠点に位置付けている施設には「○」、今後、地区活動拠点施設の候補となる施設には「\*」を表示しています。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
高茶屋出張所 (新施設：高茶屋市民センター)	複合化	処分				設計 改修	改修	計画的に保全				
高茶屋出張所 (跡施設：南郊公民館)												売却(時期未定)
安東出張所 (新施設：安東コミュニティセンター)	複合化	除却			設計	改修	計画的に保全					
安東出張所 (跡施設：安東出張所)						設計	除却	新施設駐車場として利用				
大三出張所	継続	一部 除却			設計 除却	駐在所用地として貸付						

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
安東出張所	190	-	20,000
大三出張所(別館)	63	-	5,000
工事費概算(合計)	253		25,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※高茶屋出張所の複合化に係る工事費概算は、第1項集会施設 1 コミュニティセンター 高茶屋市民センターの工事費概算の欄に記載しています。

※安東出張所の工事費概算は、建物の除却費を記載しています。

## 第 10 項 消防防災施設編

### 1 消防署所

総括担当：消防総務課

#### 【要旨】

- ▶ 消防署所は、消火、救急、救助、火災予防、災害応急対策等を行う消防活動の拠点として設置
- ▶ 老朽化が顕著であったため、施設の再整備を順次実施
- ▶ 各地域の消防活動の拠点として機能を継続
- ▶ 老朽化が進む中消防署は、整備方針を検討
- ▶ その他の施設は、計画的な保全に努めるほか機能向上を図る

#### (1) 施設の概要

消防署所は、消火、救急、救助、火災予防、災害応急対策等を行う消防活動の拠点で、日々発生する火災・救急や、いつ起こるかも知れない地震や津波等の自然災害等に迅速に対応するための施設として設置しています。

全ての施設で 24 時間 365 日緊急出動ができるよう、消防職員、消防車両を配置しており、消防本部・久居消防署は消防本部機能としての機能に加え、消防署や消防の無線通信と 119 番通報の受付を行う消防指令センターの機能などを有しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	中消防署		RC	S47	-		-	2,172㎡	-	57人	-	-	-	11,105	無
2	津	栗真	北消防署(R6建替)		RC	S49	-		-	726㎡	-	-	-	-	-	-	-
3	津	安東	中消防署西分署(R8建替)		RC	S52	-		-	458㎡	-	-	-	-	-	-	-
4	津	雲出	久居消防署南分署		S	H31	-		-	860㎡	-	19人	-	-	-	3,054	無
5	久居	誠之	消防本部・久居消防署		RC	H10	-		-	3,808㎡	-	119人	-	-	-	35,694	無
6	河芸	黒田	北消防署河芸分署	○	SRC	H12	-		-	570㎡	-	17人	-	-	-	3,945	無
7	芸濃	椋本	北消防署芸濃分署	○	RC	H16	-		-	434㎡	-	17人	-	-	-	1,742	無
8	美里	高宮	久居消防署美里分署		S	H23	-		-	999㎡	-	17人	-	-	-	4,030	無
9	安濃	村主	中消防署安濃分署		S	H16	-		-	753㎡	-	17人	-	-	-	3,123	無
10	香良洲	香良洲	久居消防署香良洲分遣所		S	H5	-		-	408㎡	-	7人	-	-	-	1,243	無
11	一志	高岡	白山消防署一志分署		S	H28	-		-	832㎡	-	17人	-	-	-	2,596	無
12	白山	家城	白山消防署		S	H16	-		-	1,274㎡	-	22人	-	-	-	6,669	無
13	美杉	美杉南	白山消防署美杉分署		RC	H8	-		-	854㎡	-	17人	-	-	-	3,317	無
14	津	栗真	北消防署(R6建替)	○	S	R6	-		-	1,323㎡	-	26人	-	-	-	2,950	無
15	津	安東	中消防署西分署(R8建替)		S	R8	-		-	926㎡	-	-	-	-	-	-	無
16	津	栗真	消防訓練施設(R8新設)		RC	R8	-		-	161㎡	-	-	-	-	-	-	無
17	津	雲出	旧久居消防署南分署(H31建替)		RC	S40	-		-	568㎡	-	-	-	-	-	-	-

※公用施設であることから、利用率を「-」としています。

※利用数については、令和 6 年度における各署所の配置職員数を示しています。

※6：北消防署河芸分署、7：北消防署芸濃分署及び10：久居消防署香良洲分遣所の管理運営費については、複合している総合支所庁舎と按分して計上しています。

## (2) 現状と課題の整理

建物については、いずれも耐震性を確保しています。近年は、合併前市町村が整備した施設における建物の老朽化、機能の向上などの課題に対応するため、消防署所の建替えによる再整備を順次進めてきたほか、複雑化する災害に対応した訓練施設の整備も行いましたが、中消防署については、築50年を経過し、著しく老朽化が進んでいます。

機能については、大規模災害時において極めて重要な役割を担う消防車両等の給油など、燃料の備蓄や補給に係る課題があるほか、令和8年4月に津市、鈴鹿市及び亀山市で共同運用を開始の消防指令センターについては、今後も計画的な機器の更新が必要となります。

なお、河芸分署は河芸庁舎と、芸濃分署は芸濃庁舎との複合施設となっています。

## (3) 施設毎の方向性

消防署所の機能は、各地域の消防活動の拠点であることから継続します。

建物については、国が示す整備指針に基づく出勤から現場到着までの時間や地域特性、大規模災害時の体制、災害リスク（津波）、人口動態、組織改編等を考慮し配置することを施設整備の全体方針としています。

そのため、中消防署西分署は、建て替えを行うとともに、これまで中消防署西分署に設置していた消防訓練施設は、北消防署跡地において新たに整備し、令和8年3月に供用開始したことから、今後は計画的な保全に努めます。

中消防署については、全体方針に基づく整備方針を検討します。それ以外の施設では、計画的な保全に努め、複合施設にあつては、複合する施設にあわせて対応します。

このほか、津市、鈴鹿市及び亀山市で共同運用している消防指令センターについては、消防救急デジタル無線とあわせ、約5年毎の中間更新及び約10年毎の全面更新に向けた検討を進めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	敬和	中消防署	検討	検討	R9 末	建物の顕著な老朽化が課題であり、機能の増強、宿営場所の確保、整備期間中の機能継続など、現施設の敷地に制約があるため、隣接する乙部運動公園の活用を含め関係部局と協議をしてきた。再整備の方針は未決であることから、引き続き整備方針について検討する。
2	津	栗真	北消防署(R6建替)	継続	継続		機能を継続し、建物は旧施設に隣接する三重武道館跡地を活用して令和6年に新施設を整備。その後は計画的な保全に努める。旧施設の跡地は、消防訓練施設の敷地として整備。
3	津	安東	中消防署西分署(R8建替)	継続	継続		機能を継続し、建物は旧施設の敷地内で令和8年に新施設を整備。その後は計画的な保全に努める。
4	津	雲出	久居消防署南分署	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	久居	誠之	消防本部・久居消防署	継続	継続		同上
6	河芸	黒田	北消防署河芸分署	継続	継続		機能は継続し、建物は複合する河芸庁舎にあわせて対応する。
7	芸濃	椋本	北消防署芸濃分署	継続	継続		機能は継続し、建物は複合する芸濃庁舎にあわせて対応する。
8	美里	高宮	久居消防署美里分署	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
9	安濃	村主	中消防署安濃分署	継続	継続		同上
10	香良洲	香良洲	久居消防署香良洲分遣所	継続	継続		同上

11	一志	高岡	白山消防署一志分署	継続	継続	同上
12	白山	家城	白山消防署	継続	継続	同上
13	美杉	美杉南	白山消防署美杉分署	継続	継続	同上
14	津	栗真	消防訓練施設(R8新設)	継続	継続	同上

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
北消防署	継続	建替	準備	建替								
消防訓練施設	新設	新設				設計	新設					計画的に保全
中消防署西分署	継続	建替				設計	建替					計画的に保全

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
北消防署	1,323	616	815,000
消防訓練施設	161	1,106	178,000
中消防署西分署	926	930	861,000
事業費概算 (合計)	2,410		1,854,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※工事費概算は、実績額の合計額を記載しています。

※北消防署の工事費概算は、津方面団栗真分団車庫及び栗真水防倉庫の工事費を含んでいます。

※北消防署の延床面積 (㎡) は、津方面団栗真分団車庫及び栗真水防倉庫の占有面積 (128 ㎡) を除いています。

## 2 消防団施設・水防倉庫

総括担当：消防団統括室

### 【要旨】

#### ▶ 消防団施設

- ・非常備消防及び地域防災の要として設置
- ・建物の健全性、施設配置及び機能水準の点で課題がある
- ・地域防災の拠点として機能を継続、利用可能な間は建物を適切に維持

#### ▶ 水防倉庫

- ・水防資機材の格納庫で市内の河川付近に設置
- ・建物の健全性に課題がある
- ・消防団施設との機能統合による効率的な施設運営を図る

### (1) 施設の概要

消防団施設は、非常備消防及び地域防災の要である消防団の活動拠点で、合併前市町村の施設を引き継いで設置しています。消防団車両及び資機材の格納庫と消防団員の災害活動での待機場所（詰所）を兼ねる詰所付車庫、消防団車両及び資機材の格納庫のみの車庫があります。

水防倉庫は、水防資機材の格納庫で市内の河川付近に配置しており、消防職員と消防団員（本市では、消防団が水防団を兼ねています。）が出水期等に使用しています。

#### 【消防団の状況（令和6年度末時点）】

方面団等	分団数		施設数		団員数	
		うち詰所がない分団数		うち車両の配置がない施設数		うち女性団員数
団本部	-	0	0	0	96	55
津方面団	18	10	17	0	378	25
久居方面団	11	0	10	0	288	10
河芸方面団	4	1	4	0	169	6
芸濃方面団	6	1	5	0	106	9
美里方面団	5	3	7	0	115	12
安濃方面団	4	2	7	0	103	11
香良洲方面団	6	1	5	0	88	11
一志方面団	5	0	17	9	167	14
白山方面団	6	0	6	0	212	7
美杉方面団	8	0	27	2	238	6
合計	73	18	105	11	1960	166

#### 【消防団施設】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	育生	津方面団橋南分団車庫		S	H14	23		B	66㎡	○	18人	-	-	直営	99	無
2	津	高野尾	津方面団高野尾分団車庫		CB	S48	52		C	27㎡	△	25人	-	-	直営	7	無
3	津	大里	津方面団大里分団車庫		CB	S48	52		C	22㎡	△	20人	-	-	直営	5	無
4	津	神戸	津方面団神戸分団車庫		CB	S54	46		C	26㎡	△	30人	-	-	直営	39	無
5	津	安東	津方面団安東分団車庫(R6移転)		CB	H4	33		B	24㎡	○	-	-	-	直営	-	無
6	津	櫛形	津方面団櫛形分団車庫		S	H11	26		B	68㎡	○	33人	-	-	直営	21	無
7	津	片田	津方面団片田分団車庫		S	H23	14		A	81㎡	○	23人	-	-	直営	58	無
8	津	藤水	津方面団藤水分団車庫		CB	S49	51		C	22㎡	△	14人	-	-	直営	16	無
9	津	雲出	津方面団雲出車庫		CB	H3	34		B	27㎡	○	19人	-	-	直営	13	無
10	津	養正	津方面団養正分団車庫		CB	S62	38		B	37㎡	○	13人	-	-	直営	43	無



11	津	敬和	津方面団敬和分団車庫		CB	S50	50		C	50㎡	△	15人	-	-	直営	34	無
12	津	南立誠	津方面団橋北分団車庫・詰所		S	H18	19		B	84㎡	○	22人	-	-	直営	102	無
13	津	栗真	津方面団栗真分団車庫(R6建替)		CB	H7	30		B	31㎡	○	-	-	-	直営	-	-
14	津	一身田	津方面団一身田分団車庫・詰所		S	H3	34		B	27㎡	○	35人	-	-	直営	3	無
15	津	新町	津方面団新町分団車庫	○	S	R2	5		A	51㎡	○	13人	-	-	直営	-	無
16	津	高茶屋	津方面団高茶屋分団車庫		CB	H4	33		B	26㎡	○	22人	-	-	直営	18	無
17	津	白塚	津方面団白塚分団車庫		CB	S52	48		C	27㎡	△	18人	-	-	直営	8	無
18	久居	誠之	久居方面団第1分団車庫・詰所		S	S56	44		C	52㎡	△	26人	-	-	直営	48	無
19	久居	誠之	久居方面団第2分団車庫・詰所		S	H17	20		B	61㎡	○	24人	-	-	直営	45	無
20	久居	成美	久居方面団第3分団車庫・詰所		S	S49	51		C	45㎡	△	34人	-	-	直営	40	無
21	久居	成美	久居方面団第4分団車庫・詰所		S	S51	49		C	51㎡	△	29人	-	-	直営	110	無
22	久居	桃園	久居方面団第5分団車庫・詰所		S	S55	45		C	62㎡	△	38人	-	-	直営	77	無
23	久居	戸木	久居方面団第6分団車庫・詰所		S	S51	49		C	48㎡	△	28人	-	-	直営	51	無
24	久居	栗葉	久居方面団第7分団車庫・詰所		S	S51	49		C	52㎡	△	27人	-	-	直営	42	無
25	久居	栗葉	久居方面団第8分団車庫・詰所		S	H8	29		B	52㎡	○	24人	-	-	直営	40	無
26	久居	榊原	久居方面団第9分団車庫・詰所		S	H9	28		B	54㎡	○	30人	-	-	直営	73	無
27	久居	誠之	久居方面団第10分団車庫・詰所		S	S53	47		C	54㎡	△	20人	-	-	直営	162	無
28	河芸	豊津	河芸方面団第1分団車庫		S	S60	40		C	82㎡	○	48人	-	-	直営	108	無
29	河芸	上野	河芸方面団第2分団車庫		S	S62	38		B	82㎡	○	36人	-	-	直営	24	無
30	河芸	黒田	河芸方面団第3分団車庫		S	S55	45		C	70㎡	△	55人	-	-	直営	32	無
31	河芸	千里ヶ丘	河芸方面団第4分団車庫		RC	S62	38		B	70㎡	○	31人	-	-	直営	-	無
32	芸濃	椋本	芸濃方面団第1分団車庫		S	H12	25		B	104㎡	○	26人	-	-	直営	51	無
33	芸濃	明	芸濃方面団第2分団車庫		S	H7	30		B	66㎡	○	22人	-	-	直営	32	無
34	芸濃	安西	芸濃方面団第3分団車庫		S	H18	19		B	84㎡	○	19人	-	-	直営	112	無
35	芸濃	雲林院	芸濃方面団第4分団車庫		S	H12	25		B	78㎡	○	22人	-	-	直営	42	無
36	芸濃	雲林院	芸濃方面団第5分団車庫		S	H6	31		B	32㎡	○	9人	-	-	直営	26	無
37	美里	高宮	美里方面団本部車庫	○	S	H6	31		B	27㎡	○	15人	-	-	直営	-	無
38	美里	長野	美里方面団第1分団車庫中野		S	H6	31		B	15㎡	○	14人	-	-	直営	2	無
39	美里	長野	美里方面団第1分団車庫北長野		S	H24	13		A	18㎡	○	14人	-	-	直営	5	無
40	美里	高宮	美里方面団第2分団車庫足坂		S	H9	28		B	23㎡	○	23人	-	-	直営	3	無
41	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫家所(R7廃止)		CB	H6	31		B	22㎡	○	-	-	-	直営	-	-
42	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫穴倉(R7廃止)		S	H6	31		B	20㎡	○	-	-	-	直営	-	-
43	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫高座原(R7廃止)		S	S61	39		C	23㎡	○	-	-	-	直営	-	-
44	安濃	村主	安濃方面団本部村主分団詰所・車庫		RC	H6	31		B	338㎡	○	34人	-	-	直営	383	無
45	安濃	安濃	安濃方面団安濃分団清水班車庫		W	H7	30		C	22㎡	○	10人	-	-	直営	0	無
46	安濃	安濃	安濃方面団安濃分団内多班車庫		W	不明	0		A	20㎡	△	13人	-	-	直営	10	無
47	安濃	村主	安濃方面団村主分団今徳班車庫		W	H7	30		C	22㎡	○	6人	-	-	直営	7	無
48	安濃	明合	安濃方面団明合分団戸島班車庫		W	不明	0		A	22㎡	△	11人	-	-	直営	6	無
49	安濃	明合	安濃方面団明合分団栗加班車庫		W	S61	39		C	17㎡	○	11人	-	-	直営	2	無
50	安濃	草生	安濃方面団草生分団詰所・車庫		S	S54	46		C	486㎡	○	23人	-	-	直営	-	無
51	香良洲	香良洲	香良洲方面団第1分団車庫		S	H8	29		B	46㎡	○	12人	-	-	直営	15	無
52	香良洲	香良洲	香良洲方面団第2分団車庫		S	H2	35		B	28㎡	○	16人	-	-	直営	19	無
53	香良洲	香良洲	香良洲方面団第3分団車庫		S	S58	42		C	53㎡	○	20人	-	-	直営	22	無
54	香良洲	香良洲	香良洲方面団第4分団車庫		S	H4	33		B	43㎡	○	24人	-	-	直営	15	無
55	香良洲	香良洲	香良洲方面団第5分団車庫・詰所		S	S44	56		C	35㎡	△	17人	-	-	直営	-	無
56	一志	大井	一志方面団第1分団第1小隊詰所		S	S58	42		C	32㎡	○	15人	-	-	直営	17	無
57	一志	大井	一志方面団第1分団第2小隊詰所		S	S52	48		C	54㎡	△	10人	-	-	直営	31	無
58	一志	大井	一志方面団第1分団第2小隊上出消防器具庫		S	S61	39		C	13㎡	○	6人	-	-	直営	4	無
59	一志	大井	一志方面団第1分団第3小隊詰所		S	S61	39		C	32㎡	○	3人	-	-	直営	8	無
60	一志	大井	一志方面団第1分団第4小隊詰所		S	S62	38		B	27㎡	○	6人	-	-	直営	3	無
61	一志	波瀬	一志方面団第2分団詰所・車庫		S	S60	40		C	354㎡	○	36人	-	-	直営	232	無
62	一志	波瀬	一志方面団第2分団第3小隊詰所		S	S57	43		C	38㎡	○	8人	-	-	直営	28	無

63	一志	川合	一志方面団第3分団第1小隊上垣内詰所	S	H8	-	-	44㎡	-	8人	-	-	-	32	無
64	一志	川合	一志方面団第3分団第1小隊中屋敷車庫・消防器具庫	S	S55	-	-	27㎡	-	16人	-	-	-	3	無
65	一志	川合	一志方面団第3分団第2小隊片野消防器具庫	S	S62	-	-	13㎡	-	7人	-	-	-	4	無
66	一志	川合	一志方面団第3分団第2小隊小山消防器具庫	S	不明	-	-	10㎡	-	8人	-	-	-	5	無
67	一志	川合	一志方面団第3分団第3小隊消防器具庫	S	H3	-	-	36㎡	-	6人	-	-	-	2	無
68	一志	川合	一志方面団第3分団第3小隊庄村消防器具庫 庄村水防倉庫(兼)車庫	S	不明	-	-	36㎡	-	3人	-	-	-	22	無
69	一志	高岡	一志方面団第4分団第1小隊詰所	S	H14	-	-	57㎡	-	18人	-	-	-	55	無
70	一志	高岡	一志方面団第4分団第2小隊日置消防器具庫	S	S57	-	-	13㎡	-	8人	-	-	-	6	無
71	一志	高岡	一志方面団第4分団第2小隊詰所	S	S62	-	-	40㎡	-	10人	-	-	-	6	無
72	一志	高岡	一志方面団第4分団第3小隊詰所	S	S62	-	-	33㎡	-	8人	-	-	-	13	無
73	白山	家城	白山方面団第1分団詰所	S	H16	-	-	81㎡	-	43人	-	-	-	-	無
74	白山	家城	白山方面団第1分団車庫第2部・詰所	S	H11	-	-	34㎡	-	8人	-	-	-	9	無
75	白山	川口	白山方面団第2分団車庫・詰所	RC	S49	-	-	423㎡	-	47人	-	-	-	153	無
76	白山	大三	白山方面団第3分団車庫・詰所	S	S55	-	-	97㎡	-	58人	-	-	-	46	無
77	白山	倭	白山方面団第4分団車庫・詰所	S	H21	-	-	179㎡	-	34人	-	-	-	128	無
78	白山	八ツ山	白山方面団第5分団車庫・詰所	S	H9	-	-	73㎡	-	29人	-	-	-	22	無
79	美杉	美杉東	美杉方面団第1分団第1格納庫	S	H5	-	-	108㎡	-	10人	-	-	-	46	無
80	美杉	美杉東	美杉方面団第1分団第2格納庫	W	H16	-	-	50㎡	-	9人	-	-	-	68	無
81	美杉	美杉東	美杉方面団第1分団第3格納庫(R4廃止)	W	H7	-	-	61㎡	-	-	-	-	-	-	-
82	美杉	美杉東	美杉方面団第1分団第4格納庫	S	H8	-	-	50㎡	-	9人	-	-	-	7	無
83	美杉	美杉東	美杉方面団第2分団第1格納庫	S	H3	-	-	46㎡	-	8人	-	-	-	112	無
84	美杉	美杉東	美杉方面団第2分団第2格納庫	S	H7	-	-	69㎡	-	8人	-	-	-	96	無
85	美杉	美杉東	美杉方面団第2分団第3格納庫	S	H13	-	-	145㎡	-	8人	-	-	-	59	無
86	美杉	美杉東	美杉方面団第2分団第4格納庫	S	H13	-	-	72㎡	-	8人	-	-	-	129	無
87	美杉	美杉東	美杉方面団第2分団第5格納庫	W	H5	-	-	46㎡	-	8人	-	-	-	61	無
88	美杉	美杉東	美杉方面団第2分団第6格納庫	W	H7	-	-	46㎡	-	7人	-	-	-	19	無
89	美杉	美杉東	美杉方面団第2分団第7格納庫	S	H3	-	-	66㎡	-	6人	-	-	-	55	無
90	美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第1格納庫(R4廃止)	S	H5	-	-	57㎡	-	-	-	-	-	-	-
91	美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第2格納庫	S	H5	-	-	70㎡	-	14人	-	-	-	94	無
92	美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第3格納庫	S	H5	-	-	57㎡	-	14人	-	-	-	93	無
93	美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第4格納庫	S	H1	-	-	44㎡	-	13人	-	-	-	34	無
94	美杉	美杉南	美杉方面団第4分団第1格納庫	W	H13	-	-	102㎡	-	18人	-	-	-	67	無
95	美杉	美杉南	美杉方面団第4分団第2格納庫	S	H9	-	-	68㎡	-	13人	-	-	-	67	無
96	美杉	美杉南	美杉方面団第5分団第1格納庫	S	H9	-	-	92㎡	-	9人	-	-	-	81	無
97	美杉	美杉南	美杉方面団第5分団第2格納庫	S	不明	-	-	41㎡	-	8人	-	-	-	39	無
98	美杉	美杉南	美杉方面団第5分団第3格納庫	W	H12	-	-	79㎡	-	16人	-	-	-	55	無
99	美杉	美杉南	美杉方面団第6分団第1格納庫	W	H8	-	-	81㎡	-	18人	-	-	-	114	無
100	美杉	美杉南	美杉方面団第6分団第2格納庫	S	H6	-	-	113㎡	-	8人	-	-	-	52	無
101	美杉	美杉南	美杉方面団第6分団第3格納庫	S	S62	-	-	49㎡	-	12人	-	-	-	39	無
102	美杉	美杉南	美杉方面団第6分団第4格納庫	W	不明	-	-	70㎡	-	12人	-	-	-	2	無
103	美杉	美杉南	美杉方面団第7分団第1格納庫	S	H2	-	-	67㎡	-	15人	-	-	-	9	無
104	美杉	美杉南	美杉方面団第7分団第2格納庫	W	H10	-	-	86㎡	-	12人	-	-	-	73	無
105	美杉	美杉南	美杉方面団第7分団第3格納庫	S	H4	-	-	75㎡	-	11人	-	-	-	44	無
106	津	栗真	津方面団栗真分団車庫・詰所(R6建替)	○	S	R6	-	108㎡	-	17人	-	-	-	-	無
107	津	安東	津方面団安東分団車庫・詰所(R6移転)	○	RC	S48	-	R6	-	65㎡	-	29人	-	-	無
108	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫・詰所(R7新設)	S	H4	-	R6	-	720㎡	-	38人	-	-	327	無
109	津	新町	津方面団新町分団車庫(R3廃止)	○	CB	S59	-	-	29㎡	-	-	-	-	-	-
110	安濃	村主	旧安濃方面団村主分団川西班牙車庫・水防倉庫(H30廃止)	S	H5	-	-	94㎡	-	-	-	-	-	-	-
111	安濃	村主	旧安濃方面団村主分団浄土時班車庫(H31廃止)	W	不明	-	-	22㎡	-	-	-	-	-	-	-
112	安濃	草生	旧安濃方面団草生分団安部班車庫(H31廃止)	W	S62	-	-	28㎡	-	-	-	-	-	-	-
113	安濃	草生	旧安濃方面団草生分団草生班車庫(R2廃止)	W	H3	-	-	22㎡	-	-	-	-	-	-	-

114	一志	波瀬	旧一志方面団第2分団第1小隊詰所(R2廃止)		S	S55	-	-	27㎡	-	-	-	-	-	-	-
115	一志	波瀬	旧一志方面団第2分団第2小隊詰所(R2廃止)		S	不明	-	-	39㎡	-	-	-	-	-	-	-
116	一志	波瀬	旧一志方面団第2分団第4小隊詰所(R2廃止)		S	H2	-	-	28㎡	-	-	-	-	-	-	-
117	白山	倭	白山方面団第4分団車庫・詰所(R2移転)		S	S59	-	-	67㎡	-	-	-	-	-	-	-
118	美杉	伊勢地	旧美杉方面団第4分団第3格納庫(H31廃止)		S	不明	-	-	56㎡	-	-	-	-	-	-	-
119	美杉	伊勢地	旧美杉方面団第4分団第4格納庫(H31廃止)		S	S60	-	-	58㎡	-	-	-	-	-	-	-
120	美杉	奥津	旧美杉方面団第5分団第4格納庫(H31廃止)		S	不明	-	-	20㎡	-	-	-	-	-	-	-

※公用施設であることから、利用率及び利用の程度を「-」としています。

※建築年が不明の施設については、建築年を「不明」、経過年数及び健全性を「-」としています。

※利用数については、団員数としています。但し、団本部及び各方面団の一部（方面団長、副方面団長及び女性団員）を含めていません。

※複合又は併設する施設に管理運営費を計上している施設又は通年で実績が無い新設の施設は、管理運営費に「-」を表示しています。また、電気等を使用していない施設は、管理運営費が「0」となっています。

※5：津方面団安東分団車庫については、令和6年7月に安東コミュニティセンターに移転し、117：津方面団安東分団車庫・詰所として詰所機能も備えました。

※13：津方面団栗真分団車庫については、令和6年2月に北消防署の建て替えにあわせて、栗真水防倉庫とともに116：津方面団栗真分団車庫・詰所として移転・複合化しました。

※41：美里方面団第3分団車庫家所、42：美里方面団第3分団車庫穴倉、43：美里方面団第3分団車庫高座原は、旧美里高齢者生活福祉センターを改修し、118：美里方面団第3分団車庫・詰所として集約化するとともに詰所機能も備えました。

※44：安濃方面団本部村主分団詰所・車庫は平成30年3月に、50：安濃方面団草生分団詰所・車庫、61：一志方面団第2分団詰所・車庫及び77：白山方面団第4分団車庫・詰所は令和2年3月に供用開始していることから、管理運営費の欄を「-」と記載しています。

※77：白山方面団第4分団車庫・詰所は、令和2年3月に旧白山郷土資料館の新館へ移転しました。

※81：美杉方面団第1分団第3格納庫は、地盤沈下により建物を使用できなくなったため、令和4年12月に廃止しました。

※90：美杉方面団第3分団第1格納庫は、施設の統合に伴い、令和4年12月に廃止しました。

※110：旧安濃方面団村主分団川西班牙車庫・水防倉庫は、44：安濃方面団本部村主分団詰所・車庫（旧安濃町役場厚生棟）への統合・移転に伴い、平成30年3月に廃止しました。

※111：旧安濃方面団第3分団浄土寺班車庫については、44：安濃方面団本部村主分団詰所・車庫（旧安濃町役場厚生棟）への統合・移転に伴い、平成31年に廃止し、令和元年7月に自治会に譲渡しました。

※112：旧安濃方面団草生分団安部班車庫、113：旧安濃方面団草生分団草生班車庫は、50：安濃方面団草生分団詰所・車庫（旧草生幼稚園）への統合・移転に伴い、令和2年3月に廃止し、獣害対策拠点施設として活用しています。

※114：旧一志方面団第2分団第1小隊詰所、115：旧一志方面団第2分団第2小隊詰所、116：旧一志方面団第2分団第4小隊詰所は、61：一志方面団第2分団詰所・車庫（旧波瀬幼稚園）への統合・移転に伴い、令和2年3月に廃止しました。

※118：旧美杉方面団第4分団第3格納庫、119：旧美杉方面団第4分団第4格納庫、120：旧美杉方面団第5分団第4格納庫は、施設の統合に伴い、平成31年3月に廃止しました。

### 【水防倉庫】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	白塚	白塚水防倉庫		S	H4	-	-	-	28㎡	-	-	-	-	-	0	無
2	津	栗真	栗真水防倉庫(R6建替)	○	CB	H7	-	-	-	30㎡	-	-	-	-	-	-	-
3	津	育生	橋南水防倉庫		S	H9	-	-	-	24㎡	-	-	-	-	-	6	無
4	津	北立誠	江戸橋水防倉庫(R2廃止)		S	S60	-	-	-	34㎡	-	-	-	-	-	-	-
5	津	新町	押加部水防倉庫		S	S63	-	-	-	23㎡	-	-	-	-	-	4	無
6	津	新町	南河路水防倉庫		S	H20	-	-	-	32㎡	-	-	-	-	-	0	無
7	津	安東	安東水防倉庫		S	H2	-	-	-	32㎡	-	-	-	-	-	9	無
8	津	櫛形	櫛形水防倉庫		S	S61	-	-	-	33㎡	-	-	-	-	-	4	無
9	津	神戸	神戸水防倉庫		S	H2	-	-	-	32㎡	-	-	-	-	-	0	無
10	津	敬和	敬和水防倉庫		S	H8	-	-	-	30㎡	-	-	-	-	-	6	無
11	津	雲出	雲出水防倉庫		S	H3	-	-	-	31㎡	-	-	-	-	-	6	無
12	津	高茶屋	南郊水防倉庫		S	H4	-	-	-	31㎡	-	-	-	-	-	4	無
13	津	大里	豊里水防倉庫		S	H3	-	-	-	33㎡	-	-	-	-	-	4	無
14	久居	戸木	戸木水防倉庫		S	H6	-	-	-	20㎡	-	-	-	-	-	3	無
15	久居	成美	久居明神水防倉庫		S	S53	-	-	-	20㎡	-	-	-	-	-	0	無
16	久居	栗葉	久居稲葉水防倉庫		S	H7	-	-	-	20㎡	-	-	-	-	-	0	無
17	久居	栗葉	久居庄田水防倉庫		S	H6	-	-	-	20㎡	-	-	-	-	-	0	無
18	久居	栗葉	森町水防倉庫		S	H8	-	-	-	19㎡	-	-	-	-	-	0	無
19	久居	誠之	久居須ヶ瀬水防倉庫		S	H6	-	-	-	20㎡	-	-	-	-	-	0	無

20	久居	桃園	久居木造水防倉庫		S	H6	-	-	20㎡	-	-	-	-	-	0	無
21	久居	桃園	久居新家水防倉庫		S	H6	-	-	20㎡	-	-	-	-	-	0	無
22	香良洲	香良洲	香良洲地域水防ステーション		RC (一部 W)	H8	-	-	不明	-	-	-	-	-	0	無
23	香良洲	香良洲	香良洲庁舎水防倉庫(R4廃止)		S	S49	-	-	46㎡	-	-	-	-	-	-	-
24	久居	誠之	久居元町水防倉庫(H30廃止)		S	H6	-	-	33㎡	-	-	-	-	-	-	-
25	津	南立誠	橋北水防倉庫(R2移転)		S	S60	-	-	34㎡	-	-	-	-	-	0	無
26	津	櫛形	櫛形第2水防倉庫		CB	S56	-	-	23㎡	-	-	-	-	-	0	無
27	津	一身田	一身田水防倉庫(R2新設)		S	R2	-	-	27㎡	-	-	-	-	-	0	無
28	久居	誠之	久居元町水防倉庫		S	S52	-	-	54㎡	-	-	-	-	-	0	無
29	津	栗真	栗真水防倉庫(R6建替)	○	S	R6	-	-	20㎡	-	-	-	-	-	-	無

※資機材の倉庫であることから、利用数、利用率及び利用の程度を「-」としています。

※通年での実績が無い新設の施設は、管理運営費に「-」を表示しています。また、電気等を使用していない施設は、管理運営費が「0」となっています。

※2：栗真水防倉庫は、令和6年2月に北消防署の建て替えにあわせて、津方面団栗真分団車庫とともに移転・複合化しました。

※4：江戸橋水防倉庫については、令和2年度に旧消防橋北倉庫に橋北水防倉庫として機能移転しました。

※23：香良洲庁舎水防倉庫は、22：香良洲地域水防ステーションへの統合・移転に伴い、令和4年3月に廃止しました。

※24：久居元町水防倉庫については、老朽化のため平成30年3月に廃止し、除却しました。

※26：櫛形第2水防倉庫については、令和2年度に、従前から未利用となっていた消防櫛形倉庫から転用しました。

※28：久居元町旧第2分団倉庫は、従前から水防資機材の保管スペースとして利用していることが判明したため、久居元町水防倉庫として位置付けることとしました。（令和4年3月修正）

## (2) 現状と課題の整理

ほとんどの施設が小規模（延床面積が200㎡未満）であり、耐震診断調査は実施していません。

### ア 消防団施設

1分団当たりの施設数に地域差があるほか、分団によっては詰所のない施設があり、詰所機能の確保が課題となっています。

建物については、築30年を経過した施設が半数を超え、老朽化が進んでいます。

### イ 水防倉庫

建物については、いずれも築30年を経過しており、著しく老朽化が進んでいます。

## (3) 施設毎の方向性

### ア 消防団施設

地域防災の拠点として機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。

また、各地域の人口動態等の実情に即した消防団の体制構築に向け、組織再編を進める中で、他の公共施設の転用、複数の消防団施設の集約化、他の施設への複合化等により消防団施設の再編・再配置を進めます。その際は詰所と車庫の一体化又は併設を図り、跡施設は処分します。

1分団当たりの施設数が多い一志地域及び美杉地域については、引続き、使用頻度の低い施設の廃止等により適正な施設配置を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
5	津	安東	津方面団安東分団車庫(R6移転)	継続	継続		旧安東幼稚園舎を転用し、安東コミュニティセンターに移転して新施設として機能を継続。その後は複合する安東コミュニティセンターにあわせて対応する。旧施設の建物は除却。
13	津	栗真	津方面団栗真分団車庫・詰所(R6建替)	継続	継続		北消防署の建て替えにあわせ、消防署所、消防団施設及び水防倉庫を複合化した新施設を令和6年に整備。その後は北複合する消防署にあわせて対応する。廃止後の旧施設の建物は令和6年度に除却して借地を返還。

16	津	高茶屋	津方面団高茶屋分団車庫	複合化	処分	南郊公民館の建て替えにあわせ、消防団詰所・車庫、水防倉庫を複合化する。廃止後の土地及び建物は売却処分により歳入確保を図る。
41	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫家所(R7廃止)	集約化	除却	分団の効率的な体制構築を図るため、旧美里高齢者生活福祉センター建物を転用した施設に令和7年2月をもって機能を集約化(廃止)。廃止後の建物は除却して借地を返還する。
42	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫六倉(R7廃止)	集約化	跡地活用	分団の効率的な体制構築を図るため、旧美里高齢者生活福祉センター建物を転用した施設に令和7年2月をもって機能を集約化(廃止)。廃止後の建物は引き続き処分等を検討する。
43	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫高座原(R7廃止)	集約化	除却	分団の効率的な体制構築を図るため、旧美里高齢者生活福祉センター建物を転用した施設に令和7年2月をもって機能を集約化(廃止)。廃止後の建物は除却して借地を返還する。
81	美杉	竹原	美杉方面団第1分団第3格納庫(R4廃止)	集約化	処分	美杉方面団第1分団の他施設に令和4年3月末をもって機能を集約化(廃止)。廃止後の土地及び建物は売却により歳入確保を図る。
90	美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第1格納庫(R4廃止)	集約化	譲渡	美杉方面団第3分団の他施設に令和4年3月末をもって機能を集約化(廃止)。廃止後の建物は自治会へ譲渡。
118	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫・詰所(R7新設)	継続	継続	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

※消防団施設編においては、今後の方向性が決定済みの施設（機能及び建物の欄がいずれも「継続」の施設を除きます。）及び、計画策定後の新施設に限り記載しています。

## イ 水防倉庫

地域防災の拠点として機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。その後、継続使用が困難になった時点で、消防団施設と水防倉庫の機能統合による効率的な施設運営を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
2	津	栗真	栗真水防倉庫(R6建替)	継続	継続		北消防署の建て替えにあわせ、消防署所、消防団施設及び水防倉庫を複合化した新施設を令和6年に整備。その後は北複合する消防署にあわせて対応する。廃止後の旧施設の建物は令和6年度に除却して借地を返還。
4	津	北立誠	江戸橋水防倉庫(R2廃止)	継続	転用		令和2年3月末をもって消防橋北倉庫に機能を移転。廃止後の建物は商業振興労政課倉庫に転用。
12	津	高茶屋	南郊水防倉庫	複合化	処分		南郊公民館の建て替えにあわせ、消防団詰所・車庫、水防倉庫を複合化する。廃止後の土地及び建物は売却処分により歳入確保を図る。
22	香良洲	香良洲	香良洲地域水防ステーション	継続	継続		香良洲庁舎水防倉庫を集約化して機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
23	香良洲	香良洲	香良洲庁舎水防倉庫(R4廃止)	集約化	転用		令和4年3月末をもって香良洲地域水防ステーションに機能を集約化(廃止)。廃止後の建物は香良洲庁舎倉庫として利用可能な間は適切に維持する。
25	津	南立誠	橋北水防倉庫(R2移転)	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
26	津	櫛形	櫛形第2水防倉庫(R2新設)	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
27	津	一身田	一身田水防倉庫(R2新設)	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
28	久居	誠之	久居元町水防倉庫	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

※水防倉庫編においては、今後の方向性が決定済みの施設（機能及び建物の欄がいずれも「継続」の施設を除きます。）及び、計画策定後の新施設に限り記載しています。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
津方面団安東分団車庫	複合化	除却				廃止	除却					
津方面団栗真分団車庫／栗真水防倉庫	複合化	除却	準備	北消防署の建替	除却							
津方面団高茶屋分団車庫／南郊水防倉庫	複合化	処分					廃止	売却				
美里方面団第3分団車庫家所	集約化	除却					廃止	除却	借地返還			
美里方面団第3分団車庫高座原	集約化	除却					廃止	除却	借地返還			
美杉方面団第1分団第3格納庫 (R4廃止)	集約化	処分			廃止	処分						
美杉方面団第3分団第1格納庫 (R4廃止)	集約化	譲渡		廃止	譲渡							
香良洲庁舎水防倉庫	集約化	転用		廃止	転用							
江戸橋水防倉庫	継続	転用	移転	転用								

※津方面団安東分団車庫については、旧安東幼稚園舎を地区活動拠点施設に転用し、津方面団安東分団車庫を含めた公共施設機能の複合化を図るため、令和4年度に旧安東幼稚園舎の改修工事設計を行いました。

なお、旧津方面団安東分団車庫建物の除却に係るスケジュールは未定となっています。

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

※津方面団高茶屋分団車庫、南郊水防倉庫については、南郊公民館の複合施設を令和9年度に新設、供用開始の予定です。

※美杉方面団第3分団第1格納庫については、土地境界に係る課題があることから、処分を保留しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
津方面団安東分団車庫 (跡施設の除却)	24	-	4,000
津方面団栗真分団車庫、栗真水防倉庫 (跡施設の除却)	31	-	12,000
美里方面団第3分団車庫家所、穴倉、高座原 (旧美里高齢者生活福祉センターの改修)	753	-	38,000
美里方面団第3分団車庫家所 (跡施設の除却)	30	-	-
美里方面団第3分団車庫高座原 (跡施設の除却)	22	-	-
事業費概算 (合計)	-	-	-

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※津方面団安東分団車庫を含めた公共施設機能の複合化に係る工事費概算については、安東出張所の工事費概算にあわせて記載しています。

※津方面団栗真分団車庫及び栗真水防倉庫を含めた消防施設機能の複合化に係る工事費概算については、北消防署の工事費概算にあわせて記載しています。

## 3 消防倉庫

総括担当：消防団統括室

## 【要旨】

- ▶ 消防倉庫は、消防・防災資機材の保管庫として使用していましたが、いずれの施設も使用を終了しました

## (1) 施設の概要

消防倉庫は、消防・防災資機材の格納庫として使用していましたが、いずれの施設も使用を終了しました。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南立誠	消防橋北倉庫(R2廃止)		S	S60	40		C	34㎡	○	-	-	-	-	-	-
2	久居	誠之	久居元町旧第2分団倉庫(R4廃止)		S	S52	48		C	54㎡	△	-	-	-	-	-	-
3	津	櫛形	消防櫛形倉庫(未利用→R2廃止)		CB	S56	44		C	23㎡	△	-	-	-	-	-	-
4	津	養正	旧養正地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	S56	44		C	5㎡	△	-	-	-	-	-	-
5	津	修成	旧修成地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	H8	29		B	6㎡	○	-	-	-	-	-	-
6	津	南立誠	旧南立誠自主防災協議会ポンプ庫(H29廃止)		CB	S54	46		C	5㎡	△	-	-	-	-	-	-
7	津	南立誠	旧南立誠自主防災協議会防災倉庫(H29廃止)		CB	不明	0		A	4㎡	△	-	-	-	-	-	-
8	津	敬和	旧敬和地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	S54	46		C	5㎡	○	-	-	-	-	-	-
9	津	敬和	旧敬和地区自主防災協議会第1ポンプ保管庫(H29廃止)		S	S57	43		C	8㎡	○	-	-	-	-	-	-
10	津	育生	旧育生地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	S55	45		C	5㎡	△	-	-	-	-	-	-

※1：消防橋北倉庫については、令和2年度以降、橋北水防倉庫に転用しています。

※2：久居元町旧第2分団倉庫は、従前から水防資機材の保管スペースとして利用していることが判明したため、久居元町水防倉庫として位置付けることとしました。（令和4年3月修正）

※3：消防櫛形倉庫については、従前から未利用となっており、令和2年度以降水防倉庫に転用しています。

※4：旧養正地区自主防災協議会ポンプ保管庫、5：旧修成地区自主防災協議会ポンプ保管庫、6：旧南立誠自主防災協議会ポンプ庫、7：旧南立誠自主防災協議会防災倉庫、8：旧敬和地区自主防災協議会ポンプ保管庫、9：旧敬和地区自主防災協議会第1ポンプ保管庫、10：旧育生地区自主防災協議会ポンプ保管庫については、平成29年4月に廃止し、各地区の自主防災協議会に使用貸借を行っています。

## (2) 現状と課題の整理

消防倉庫は、機能を廃止し、水防倉庫に転用したことにより、使用を終了しました。

## (3) 施設毎の方向性

転用先の水防倉庫の用途において、機能及び建物の今後の方向性を示します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	南立誠	消防橋北倉庫(R2廃止)	廃止	転用		未利用となっていたことから令和2年3月末をもって機能を廃止。廃止後の建物は橋北水防倉庫に転用。
2	久居	誠之	久居元町旧第2分団倉庫(廃止)	(廃止)	(転用)		水防資機材の保管スペースとして利用していることが判明したことから、久居元町水防倉庫として位置付けることとする。
3	津	櫛形	消防櫛形倉庫(未利用→R2廃止)	廃止	転用		未利用となっていたことから令和2年3月末をもって機能を廃止。廃止後の建物は水防倉庫に転用。

※久居元町旧第2分団倉庫については、従前から水防資機材の保管スペースとして利用しているため、機能の欄を「(廃止)」、建物の欄を「(転用)」として記載しています。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
消防橋北倉庫	廃止	転用	廃止 転用	適切に維持								
消防楕形倉庫(未利用)	廃止	転用	廃止 転用	適切に維持								

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

※久居元町旧第2分団倉庫については、従前から水防資機材の保管スペースとして利用しているため、記載していません。



## 4 防災物流施設

総括担当：危機管理課

### 【要旨】

- ▶ 防災物流施設は、災害発生時における生活物資の緊急輸送・備蓄及び緊急時の被災者の救護等に係る拠点施設として設置
- ▶ 本市の災害対応に係る拠点として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める

### (1) 施設の概要

防災物流施設については、災害発生時における生活物資の緊急輸送・備蓄及び緊急時の被災者の救護等に係る拠点とする目的で、国土交通省の国庫補助金及び三重県補助金を活用し、雲出地区防災コミュニティセンターとの複合施設として設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	雲出	防災物流施設	○	RC	H28	9		A	1,094㎡	○	-	-	-	直営	2,019	無

※公用施設であることから、利用率及び利用の程度を「-」としています。

※使用料を定めていないことから、使用料を「無」としています。

### (2) 現状と課題の整理

機能について、伊倉津地区公共ふ頭及び伊勢湾ヘリポートの機能を活用した生活物資の緊急輸送及び備蓄場所機能並びに緊急時の被災者の救護、避難所等の機能を併せ持った施設として活用するため、災害時における物資の集積や一時保管に備えた空間を確保しています。

建物については、平成28年度に新設した施設であり、十分な健全性及び耐震性を確保しています。

管理運営については、複合する施設とあわせ、直営により維持管理しています。

### (3) 施設毎の方向性

本市の災害対応に係る拠点施設であることから機能を継続し、建物は複合する施設とあわせ、計画的な保全に努めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	雲出	防災物流施設	継続	継続		本市の災害対応に係る拠点施設であることから機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## 第 11 項 公営住宅編

### 1 林業者宿泊施設

総括担当：林業振興室

#### 【要旨】

- ▶ 林業従事者の確保を図るための住宅施設として設置
- ▶ 林業従事者確保の重要性を踏まえ、機能を継続、利用可能な間は建物を適切に維持

#### (1) 施設の概要

林業者宿泊施設である大樹の家は、林業の担い手としての林業従事者の確保を図るため、美杉地域に設置している住宅施設（1棟に3LDKの住宅が5戸あります。）で、林業従事者の長期滞在場所としての役割を果たしています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費（千円）	使用料（千円）
1	美杉	美杉東	美杉林業者宿泊施設「大樹の家」		W	H6	31		B	418㎡	○	3戸	60%	A	直営	113	1,080

※林業従事者の住宅としての利用形態であることから、利用数は入居戸数としています。また、利用率は入居率（入居戸数／総戸数5戸）としています。

#### (2) 現状と課題の整理

入居状況については、入居戸数が3戸（総戸数5戸）と、近年は空室がある状況が継続しています。

建物については、耐震性を確保しており、老朽化等の問題は特にありません。

管理運営については、直営ですが、林業振興施設として他の公営住宅とは別に管理している施設であることから、より効率的な管理運営方法を検討する必要があります。

#### (3) 施設毎の方向性

林業従事者の減少・高齢化が進む中、林業従事者の確保が重要な課題となっており、当施設にも継続的な需要があることから機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。また、近隣の他の市営住宅の配置状況、入居状況などを注視していきます。

管理運営については、指定管理者制度の導入や周辺の市営住宅を含めた包括的業務委託など、効率的な方法を検討していきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	美杉	美杉東	美杉林業者宿泊施設「大樹の家」	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。

## 第 12 項 処理場編

### 1 処理場

総括担当：環境施設課、環境政策課

#### 【要旨】

- ▶ 処理場は、一般廃棄物の処分等を行う施設で、焼却施設、中間処理施設、埋立処分施設、し尿・浄化槽汚泥処理施設、エコ・ステーションを設置
- ▶ 焼却施設は、再編を図るため設備等を長寿命化改修又は修繕
- ▶ し尿・浄化槽汚泥処理施設は、機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持
- ▶ 中間処理施設及び埋立処分施設は、機能を継続、建物は計画的に保全
- ▶ エコ・ステーションは、機能を継続、利用可能な間は施設を適切に維持

#### (1) 施設の概要

処理場は、一般廃棄物の処分等を行う施設です。

##### ア 焼却施設

家庭や事業所から排出される一般廃棄物のうち燃やせるごみなどの焼却を行うクリーンセンターと、道路上その他公共施設において死亡した獣、鳥等の死骸を焼却する死亡獣等焼却処理場があります。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	片田	西部クリーンセンター(焼却施設)	○	SRC	S54	46	H29	A	11,361㎡	○	43,478台	-	-	-	978,247	269,636
2	久居	栗葉	クリーンセンターおおたか		RC	H11	26		B	4,582㎡	○	21,240台	-	-	-	752,098	103,872
3	白山	家城	死亡獣等焼却処理場		S	H5	32		B	103㎡	○	998台	-	-	-	15,062	無

※利用数については、施設に廃棄物等を搬入する年間の車両台数を示しています。

※稼働状況については、(2)現状と課題の整理において説明することとし、利用率は「-」としています。また、3：死亡獣等焼却処理場については、使用料を定めていないことから、使用料は「無」としています。

##### イ 中間処理施設

燃やせないごみ（陶磁器類、ガラス・鏡類、金属や化粧品・消毒用のびんなど）と蛍光管、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック類などの資源化及び破碎選別処理を行う施設です。

なお、中間処理施設から排出される資源化及び破碎選別処理後の可燃残渣はクリーンセンターで焼却処理を行っています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	片田	リサイクルセンター		RC-SRC-S	H28	9		A	9,871㎡	○	30,521台	-	-	-	661,031	15,722

※利用数については、施設に廃棄物等を搬入する年間の車両台数を示しています。

※稼働状況については、(2)現状と課題の整理において説明することとし、利用率は「-」としています。

##### ウ 埋立処分施設

中間処理施設での資源化及び破碎選別処理後の不燃残渣の埋立てを行う施設です。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	美杉	美杉南	一般廃棄物最終処分場		RC-SRC	H28	9		A	14,196㎡	○	-	-	-	直営	147,242	無

※稼働状況については、(2)現状と課題の整理において説明することとし、利用率は「-」としています。また、使用料を定めていないことから、使用料は「無」としています。

## エ し尿・浄化槽汚泥処理施設

下水道が普及していない地区から排出されるし尿・浄化槽汚泥の脱水・焼却を行う施設です。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	安濃	村主	安芸・津衛生センター		RC	H5	32		B	4,178㎡	○	39,192台	-	-	-	301,461	5,878
2	一志	高岡	クリーンセンターくもず		RC	H10	27		B	2,719㎡	○	19,979台	-	-	-	263,579	2,996

※利用数については、施設に廃棄物等を搬入する年間の車両台数を示しています。

※稼働状況については、(2)現状と課題の整理において説明することとし、利用率は「-」としています。

## オ エコ・ステーション

ごみの減量化とリサイクルの推進を図ることを目的に、市民が直接資源ごみを持ち込むことができる施設です。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	片田	西部クリーンセンター(エコ・ステーション)	○	SRC	S54	-	H29	-	130㎡	-	300台	-	-	-	930	無
2	久居	成美	明神リサイクルストックヤード		S	H5	-		-	300㎡	-	48,739台	-	-	-	43,736	無
3	河芸	上野	河芸エコ・ステーション		SRC	H9	-		-	153㎡	-	7,256台	-	-	-	2,919	無
4	芸濃	安西	芸濃エコ・ステーション		S	H28	-		-	196㎡	-	1,818台	-	-	-	8,890	無
5	香良洲	香良洲	香良洲エコ・ステーション		S	H29	-		-	255㎡	-	19,259台	-	-	-	35,811	無
6	一志	大井	一志とこためエコ・ステーション		RC	S49	-		-	91㎡	-	5,858台	-	-	-	9,592	無
7	香良洲	香良洲	香良洲エコ・ステーション		S	H10	-		-	131㎡	-	-	-	-	-	-	無

※利用数については、施設に廃棄物等を搬入する年間の車両台数を示しています。

※稼働状況については、(2)現状と課題の整理において説明することとし、利用率は「-」としています。また、使用料を定めていないことから、使用料は「無」としています。

※1：西部クリーンセンター(エコ・ステーション)は、焼却施設の建物内にコンテナを設置しており、延床面積については、使用している2号炉棟建屋のプラットフォーム区画の面積を示しています。また、管理運営費は一体的に管理している焼却施設の管理運営費に含めています。

## (2) 現状と課題の整理

管理運営については、焼却施設の運転管理など民間事業者へ委託している一部の業務を除き、いずれも直営です。

### ア 焼却施設

建物については、いずれも耐震性を確保しています。

西部クリーンセンターについては、1号炉は平成29年には大規模改修を実施しているものの築40年を超え、焼却炉の老朽化が顕著であり、2号炉は築20年を超え、焼却炉の老朽化が進んでいます。同様に、クリーンセンターおおたかについても、築30年に迫り、焼却炉の老朽化が進んでいます。

西部クリーンセンター及びクリーンセンターおおたかについては、市民生活や事業活動にとって非常に重要な施設であることから将来にわたって安定的かつ効率的に廃棄物処理を行うことができるよう定期的な修繕による設備の保全が必要です。

【処理能力及び実績処理量（令和6年度実績）】

番号	施設名		運転業務	年間処理量		実績処理量 (1日あたり)	最大処理能力 (1日あたり)	運転日数	運転時間	
				家庭系	事業系					
1	西部クリーンセンター（焼却施設）	1号炉	委託	44,790 t	26,852 t	17,938 t	76.9 t	120.0 t	214 日	24 時間
		2号炉					105.7 t	120.0 t	264 日	
2	クリーンセンターおおたか	1号炉	委託	36,312 t	29,391 t	6,921 t	76.1 t	97.5 t	272 日	24 時間
		2号炉					67.8 t	97.5 t	213 日	
3	死亡獣等焼却処理場		委託	小型動物 1,920 体 大型動物 203 体		1 回	3 回	140 日	9-17 時	

※西部クリーンセンター及びクリーンセンターおおたかの年間処理量は、中間処理施設で実施した資源化及び破碎選別処理後の可燃残渣を含んでいます。

※死亡獣等焼却処理場は、小型動物（30 kg未満）のみの場合は1回につき25～30体、大型動物（30 kg以上）のみの場合は1回につき1～2体、小型動物と大型動物の混焼の場合は1回につき小型動物10～15体、大型動物1体を焼却しています。なお、最大処理能力は、運転時間を平均処理時間で除して算出しています。

### イ 中間処理施設

近年整備した施設で、施設の健全性及び必要十分な処理能力は確保されています。

【処理能力及び実績処理量（令和6年度実績）】

番号	施設名	運転業務	種別	実績処理量 (1日あたり)	最大処理能力 (1日あたり)	運転日	運転時間
1	リサイクルセンター	委託	破碎選別処理	15.4 t	42 t	月-金曜日	5 時間/日
			切断処理	3.0 t	5 t		
			資源ごみ処理	22.6 t	39 t		
			容器包装プラスチック	13.7 t	25 t		
			ペットボトル	3.6 t	5 t		
			びん	5.3 t	9 t		
			危険ごみ処理	0.3 t	3 t		
			蛍光管	0.1 t	2 t		
スプレー缶・ライター	0.2 t	1 t					

### ウ 埋立処分施設

近年整備した施設で、施設の健全性及び必要十分な処理能力は確保されています。

## 【埋立可能量】

番号	施設名	運転業務	埋立可能量※	残余容量※	残存年数※
1	一般廃棄物最終処理場（第1期分）	委託	約 90,000m <sup>3</sup>	70,938m <sup>3</sup>	-

※残余容量は、令和6年度末時点での残余容量を記載しています。

※埋立可能量は、津市一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月策定）における一般廃棄物最終処分場の計画埋立量180,000m<sup>3</sup>のうち建設済みの第1期分の90,000m<sup>3</sup>を記載しています。

※残存年数は、津市リサイクルセンター稼働後の埋立実績量が今後もおおむね同様に推移していくことと見込んでいますが、津市地域防災計画で想定する大規模災害等、本市の廃棄物処理量を変動させる事態が発生し得る可能性を見極めて算定する必要があるため、現時点では「-」としています。（第2期分の建設については、この残存年数の見極めを踏まえて建設要否・建設時期等を検討していきます。）

## エ し尿・浄化槽汚泥処理施設

中長期的には、施設における処理量は、下水道の普及によりゆるやかな減少傾向を示しているものの、近年では、下水道の供用開始区域が広がることに伴う大型浄化槽の廃止により、浄化槽汚泥の一時的な処理需要が各地で発生しているため、時期によって処理量がより大きく変動している状況です。

そこで、浄化槽汚泥の処理を安定化させるため、し尿処理施設における設備の改良について検討してきたほか、処理場全体で維持管理費を削減するため、ごみの焼却施設における処理汚泥の助燃材としての利用について検討してきたところ、焼却施設については長寿命化することとなりました。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、両施設とも築30年前後となっており、老朽化が進行しています。しかし、施設の処理能力に対する搬入量の割合が約85%であるため、安定的な処理を継続するためには両施設ともに必要な状況です。

## オ エコ・ステーション

現在、エコ・ステーションを市内各地に設置しています。店頭回収など民間事業者における資源ごみ回収事業が普及しているなかで、本市の施設においては、各地域における利便性の確保、旧処理場の跡地の有効活用、焼却処理施設及び廃止施設の建物の有効活用など、その役割を発揮しています。

建物については、いずれも耐震性を確保しており、築30年を経過した施設もありますが、特に不具合等はありません。

### (3) 施設毎の方向性

#### ア 焼却施設

ごみ処理の過程において欠かせない役割を担うことから機能を継続します。建物や設備の老朽化が進行していますが、処理量も減少傾向にあることから、西部クリーンセンター2号炉及びクリーンセンターおおたかについて、基幹的設備改良工事を計画的に実施し、長寿命化を図ります。西部クリーンセンター2号炉及びクリーンセンターおおたかの改修が完了するまでの間、西部クリーンセンター1号炉は必要な修繕を行い維持します。

また、死亡獣等焼却処理場については、他の焼却施設への集約化を検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	片田	西部クリーンセンター(焼却施設)	継続	改修		施設の老朽化及び処理量の減少にあわせ、焼却処理施設の区分全体で再編を図るため、2号炉は機能を継続し、改修による長寿命化を図る。2号炉及びクリーンセンターおおたかの改修が完了するまでの間、1号炉は必要な修繕を行い維持する。
2	久居	栗葉	クリーンセンターおおたか	継続	改修		施設の老朽化及び処理量の減少にあわせ、焼却処理施設の区分全体で再編を図るため、機能を継続し、改修による長寿命化を図る。
3	白山	家城	死亡獣等焼却処理場	検討	検討	R8 末	令和8年度に策定予定の焼却施設に係る「施設運用計画」において他の焼却施設への集約化を検討する。

## イ 中間処理施設

ごみの減量化とリサイクルの推進を図るために必要であることから、機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	片田	リサイクルセンター	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## ウ 埋立処分施設

ごみ処理の過程において欠かせない役割を担うことから機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

また、敷地内の森林資源を生かした自然公園を整備する計画があることから、自然環境について学習するための施設などの整備についても検討を進めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	美杉	美杉南	一般廃棄物最終処分場	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## エ し尿・浄化槽汚泥処理施設

機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。ただし、どちらかの施設において改修等が必要となった時点もしくは、ごみ焼却施設の長寿命化工事が完了した時点で、施設の改修の是非及び焼却施設に併せた設備の改良の可否を判断します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	安濃	村主	安芸・津衛生センター	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、どちらかの施設において廃止や改修等の時期が到来する時点、もしくは、ごみ焼却施設の長寿命化工事の完了後、施設の在り方について検討する。
2	一志	高岡	クリーンセンターくもず	継続	継続		同上

## オ エコ・ステーション

利用者の利便性や設置の経緯等から、現状の配置を維持する必要があるため、機能を継続し、利用可能な間は施設を適切に維持します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	片田	西部クリーンセンター(エコ・ステーション)	継続	継続		利用者の利便性や設置の経緯等から、現状の配置を維持する必要があるため、機能を継続し、利用可能な間は施設を適切に維持する。
2	久居	成美	明神リサイクルストックヤード	継続	継続		同上
3	河芸	上野	河芸エコ・ステーション	継続	継続		同上
4	芸濃	安西	芸濃エコ・ステーション	継続	継続		同上
5	香良洲	香良洲	香良洲エコ・ステーション	継続	継続		同上
6	一志	大井	一志とことめエコ・ステーション	継続	継続		同上

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
クリーンセンターおおたか	継続	改修										設計	改修

※西部クリーンセンター2号炉については、令和12年度以降に改修予定です。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
クリーンセンターおおたか	4,582	-	未定
事業費概算 (合計)			未定



## 第 13 項 交通施設編

### 1 ヘリポート

総括担当：交通政策課

#### 【要旨】

- ▶ ヘリコプターの専用飛行場として伊勢湾ヘリポートを設置
- ▶ 離着陸場の設備は平成 22 年に更新しているが、管理事務所は老朽化が進行
- ▶ 地域の安全及び市民等の安心を支える施設として機能を継続し、有利な財源を活用しながら、利用可能な間は建物及び設備を維持

#### (1) 施設の概要

ヘリポートについては、高速交通機能であるヘリコプターの専用飛行場として伊勢湾ヘリポートを設置しています。

旅客又は貨物の運送等により、航空交通の推進を図る目的で設置したのですが、現在は、主に防災や医療等の緊急輸送・搬送のための基地となっています。

ヘリコプターの離着陸場のほか、管理事務所、格納庫設置スペース（4 区画）、給油施設を有し、主に三重県や民間事業者が利用しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費（千円）	使用料（千円）
1	津	雲出	伊勢湾ヘリポート		S	H5	32		B	578㎡	○	1007回	100%	A	指定管理	915	指

※指定管理者が施設利用料を収受していることから、使用料を「指」としています。

※利用数については、年間の離発着回数を示しています。また、利用率については、契約格納庫の入居率（格納庫契約数／格納庫数）としています。

#### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、民間による旅客輸送での利用もありますが、三重県警察ヘリ、三重県防災ヘリ、三重県ドクターヘリなど公共的な利用が多数を占めるなか、利用料金の多くを減額・免除しています。また、離発着や給油は減少傾向にあります。

施設については、滑走路、誘導路、エプロン等離着陸場の設備を平成 22 年に更新していますが、築 30 年を経過しており、管理事務所などの老朽化が進行しています。

#### (3) 施設毎の方向性

地域の安全及び市民等の安心を支える施設として機能を継続し、有利な財源を活用しながら、利用可能な間は建物及び設備を適切に維持します。

管理運営については、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

また、利用料金については、三重県に負担金徴収の協議を行うなど、維持管理に必要な財源として歳入確保を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	雲出	伊勢湾ヘリポート	継続	継続		地域の安全及び市民等の安心を支える施設として機能は継続し、建物及び設備は、利用可能な間は有利な財源を活用して維持する。

## 2 旅客船ターミナル

総括担当：交通政策課

### 【要旨】

- ▶ 旅客船ターミナルは、本市と中部国際空港とを結ぶ海上交通駅として設置
- ▶ 高速船の年間利用者は約 19.5 万人と、10 年で 3 割の減少
- ▶ 今後とも機能を継続、建物は計画的な保全に努め、高速船利用者の増加を図る

### (1) 施設の概要

旅客船ターミナルは、本市と中部国際空港を結ぶ海上交通駅として、津なぎさまち内旅客船ターミナル（津市なぎさまち）と空港島旅客船ターミナル（愛知県常滑市の中部国際空港島内）を設置しています。

旅客船ターミナルは、旅客船の発着場とチケットの販売場所や待合場所のある建物を有し、津なぎさまちー中部国際空港間を定期運航する高速船の発着点として、主に中部国際空港利用者が利用しています。

また、津なぎさまち内旅客船ターミナルでは、旅客船ターミナルとしての機能のほか、貸しスペースや無料駐車場を併せて整備しており、交流拠点としての機能や旅客船利用者のための駐車場機能も担っています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費（千円）	使用料（千円）
1	津	敬和	津なぎさまち内旅客船ターミナル		W	H17	20		B	1,235㎡	○	193,155人	-	-	指定管理	54,029	指
2	常滑市	常滑市	空港島旅客船ターミナル		W	H17	20		B	169㎡	○	193,155人	-	-	その他	286	無

※いずれの施設も、高速船利用者の待合所及び運航事業者の事務所としての利用が主であり、枠や定員の概念がないことから、利用率を「-」としています。

※1：津なぎさまち内旅客船ターミナルについては、指定管理者が施設利用料を収受していることから使用料と「指」としています。

※2：空港島旅客船ターミナルについては、使用料を定めていないことから、使用料を「無」としています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況について、高速船の利用者数は、感染症流行期を底として現在は回復途上にあります。年間で約 193,000 人となっており、10 年間で約 3 割が減少しています。

建物については、いずれも耐震性を確保しており、近年は空調設備や自動ドア等を修繕していますが、経年劣化等により設備等に不具合が発生しています。

管理運営については、津なぎさまち内旅客船ターミナルは指定管理者制度により運営していますが、建物内の貸しスペース部分の活用を図る余地があります。空港島旅客船ターミナルは、定期運航を行う事業者に管理運営を行うことを条件に貸し付けを行っています。

津なぎさまち内旅客船ターミナルの駐車場については、借地が分散しているほか、駐車場の適正利用に関し、課題があります。

### (3) 施設毎の方向性

本市の交通交流の基幹施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

管理運営については、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図るとともに高速船利用者の増加を図るための取り組みを進めます。

津なぎさまち内旅客船ターミナルの駐車場については、長期的利用が見込まれる土地の取得と集約化を進め、他交通機関との競争性を踏まえつつ、需要に応じた駐車場台数の確保に努め、適正な駐車場の在り方を検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	敬和	津なぎさまち内旅客船ターミナル	継続	継続		交通交流の基幹施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	常滑市	常滑市	空港島旅客船ターミナル	継続	継続		交通交流の基幹施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## 3 駐輪場

総括担当：市民交流課

## 【要旨】

- ▶ 駐輪場は、利用者の利便の確保及び交通安全並びに公共空間の環境確保を目的として、交通拠点周辺に設置
- ▶ 屋内駐輪場では建物の老朽化が進行しているほか、屋外駐輪場では設備の老朽化が進行
- ▶ 過密状態の施設もあることから、適正配置と収容台数の確保を図る
- ▶ 津駅周辺の駐輪場は、官民連携手法により施設を再整備
- ▶ その他の駐輪場は、今後とも機能を継続、設備等は計画的に保全

## (1) 施設の概要

本市の駐輪場は、自転車や原動機付自転車(50cc以下及び新基準(125cc以下でかつ最高出力が4.0kW以下)のもの、定格出力は0.6kW以下)を停めるスペースで、利用者の利便の確保及び交通安全並びに公共空間の環境確保を目的として、市内の主要駅など交通拠点の周辺に設置しているほか、撤去した放置自転車等を保管する自転車等保管庫を設置しています。

## 【駐輪場】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	白塚	白塚駅公共自転車等駐車場		平面	H9	28			240㎡	-	43,070台	59%	B	-	922	無
2	津	修成	阿漕駅前公共自転車等駐車場		平面	S60	40			120㎡	-	17,520台	53%	B	-	660	無
3	津	南立誠	アスト公共自転車等駐車場		SRC	H13	24		A	1,431㎡	○	183,230台	54%	B	-	1,606	無
4	津	南立誠	津駅西第一公共自転車等駐車場		平面	S51	49			279㎡	-	79,570台	163%	A	-	660	無
5	津	南立誠	津駅西第二公共自転車等駐車場		平面	S57	43			533㎡	-	68,255台	50%	B	-	675	無
6	津	南立誠	津駅西第三公共自転車等駐車場		平面	H6	31			134㎡	-	12,045台	33%	B	-	675	無
7	津	南立誠	津駅西第四公共自転車等駐車場		平面	H12	25			904㎡	-	12,045台	11%	C	-	675	無
8	津	新町	津新町駅南公共自転車等駐車場		S	H2	35		B	308㎡	○	66,795台	76%	A	-	3,636	無
9	津	新町	津新町駅南第二公共自転車等駐車場		平面	H9	28			211㎡	-	28,835台	46%	B	-	2,797	無
10	津	新町	津新町駅南第三公共自転車等駐車場		平面	H16	21			1,061㎡	-	83,950台	38%	B	-	7,142	無
11	津	養正	津新町駅北公共自転車等駐車場		平面	S50	50			363㎡	-	26,645台	25%	C	-	2,373	無
12	津	養正	フェニックス通公共自転車等駐車場(R7廃止)		SRC	S60	40		B	288㎡	○	-	-	-	-	-	-
13	津	南が丘	南が丘駅西公共自転車等駐車場		平面	H6	31			292㎡	-	28,105台	42%	B	-	690	無
14	津	南が丘	南が丘駅東公共自転車等駐車場		平面	H16	21			529㎡	-	42,705台	60%	A	-	665	無
15	津	高茶屋	高茶屋駅南公共自転車等駐車場		平面	H5	32			440㎡	-	48,545台	60%	A	-	690	無
16	久居	成美	ポルタひさい公共自転車等駐車場		SRC	H9	28		B	453㎡	○	96,725台	113%	A	-	1,340	3,403
17	久居	成美	久居駅前第1公共自転車等駐車場		平面	S52	48			472㎡	-	134,320台	92%	A	-	1,217	無
18	久居	成美	久居駅前第2公共自転車等駐車場		平面	S56	44	R2		761㎡	-	121,545台	51%	B	-	1,144	無
19	久居	成美	久居駅東口公共自転車等駐車場		平面	R2	5			831㎡	-	9,665台	75%	A	-	0	指
20	久居	桃園	桃園駅前公共自転車等駐車場(R7廃止)		平面	不明	0			19㎡	-	-	-	-	-	-	-

21	久居	桃園	桃園駅前第二公共自転車駐車場(R7廃止)		平面	H30	7			29㎡	-	-	-	-	-	-	-
22	河芸	豊津	豊津上野駅前公共自転車等駐車場		平面	H20	17			165㎡	-	48,545台	86%	A	直営	928	無
23	美杉	竹原	伊勢竹原駅公共自転車等駐車場		平面	S62	38			36㎡	-	248台	5%	C	直営	3	無
24	美杉	八知	伊勢八知駅公共自転車等駐車場		平面	S59	41			36㎡	-	496台	7%	C	直営	15	無
25	久居	桃園	桃園駅前公共自転車駐車場(R7新設)		平面	R7	0			442㎡	-	-	-	-	直営	-	-
26	久居	成美	旧久居駅前公共自転車駐車場(R2廃止)		S	S63	37		B	496㎡	○	-	-	-	-	-	-

※利用数は、年間の駐輪台数の推計（計測時点での駐輪台数×平日の日数）を示しています。また、利用率については、稼働率（計測時点での駐輪台数／収容可能台数）を示しています。

※12：フェニックス通公共自転車等駐車場は、民営化に伴い令和7年3月に機能を廃止しました。

※16：ポルタひさい公共自転車等駐車場及び19：久居駅東口公共自転車等駐車場を除き、いずれの施設も使用料を定めていないため、使用料の欄を「無」としています。

※19：久居駅東口公共自転車等駐車場は、指定管理者制度により運営しており、本市の支出が無かったため、管理運営費は「0」となっています。

※20：桃園駅前公共自転車等駐車場（旧施設）及び21：桃園駅前第二公共自転車駐車場については、※25：桃園駅前第二公共自転車駐車場（新施設）に移転統合し、新施設は令和7年7月に供用開始しました。なお、通年の運営実績が無いため、各項目は「-」としています。また、旧施設は同月に廃止しました。

### 【保管庫】

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費（千円）	使用料（千円）
1	津	藤水	垂水自転車等保管庫		S	H12	25		A	6㎡	○	-	-	-	直営	357	無
					平面	H12	25		-	400㎡	-	-	-	-	直営	366	無

※自転車保管庫であることから、利用数及び利用率を「-」としています。また、使用料を定めていないため、使用料は「無」としています。

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、令和7年に廃止した桃園駅前の施設を除き、稼働率は約5～163%、駐輪台数は年間で約200～183,000台と、施設により大きく異なります。利用時間や場所によって、過密状態にある施設もあり、特に津駅周辺及び久居駅周辺において利用がひっ迫しています。また、普通自動二輪車及び大型自動二輪車（以下「バイク」といいます。）の駐車ニーズが高まっており、バイク駐車場の整備が求められています。

屋内駐輪場については、いずれも耐震性を確保しており、築30年前後となっています。屋外駐輪場においては、一部の施設でフェンスや利用案内看板など設備の老朽化が進んでいます。

管理運営については、令和2年4月に新設し、指定管理者制度により運営している久居駅東口公共自転車等駐車場を除き、いずれも業務委託により運営しています。使用料については、久居駅東口公共自転車等駐車場及びポルタひさい公共自転車等駐車場のみ徴収しており、施設間で格差が生じています。

## (3) 施設毎の方向性

交通安全及び公共空間の環境確保のため、今後とも機能を継続し、利用者数の動向などを注視しながら、適正配置と収容台数の確保を図ります。

津駅周辺（津駅西口第四公共自転車等駐車場を除きます。）においては、津駅西口駅前広場の再整備にあわせ、官民連携手法の活用を基本に、施設や設備の機能を向上した有料の駐輪場及びバイク駐車場として再整備します。

また、既存の施設については、引き続き建物や設備等の計画的な保全に努めます。

管理運営については、指定管理者制度の導入や民営化など効率的な運用を検討するほか、適切な利用と負担の観点から、久居駅東口公共自転車等駐車場、ポルタひさい公共自転車等駐車場などの運用状況を踏まえ、受益者負担の適正化に取り組みます。指定管理者制度により管理運営している久居駅東口公共自転車等駐車場では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

## 【駐輪場】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	白塚	白塚駅公共自転車等駐車場	継続	継続		機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
2	津	修成	阿漕駅前公共自転車等駐車場	継続	継続		同上
3	津	南立誠	アスト公共自転車等駐車場	継続	改修		自転車等の定期利用者用及び一時利用者用に加え、当該駐車場の屋外部分の一部に屋根を設置し、全排気量のバイクを駐車できるよう整備する。
4	津	南立誠	津駅西第一公共自転車等駐車場	継続	改修		自転車の一時利用者用として再整備する。
5	津	南立誠	津駅西第二公共自転車等駐車場	継続	改修		自転車等の定期利用者用及び一時利用者用に加え、総排気量125cc以下のバイクを駐車できるよう整備する。
6	津	南立誠	津駅西第三公共自転車等駐車場	継続	改修		自転車の定期利用者用として再整備する。
7	津	南立誠	津駅西第四公共自転車等駐車場	継続	継続		津駅西口からの距離が最も遠く、付近の高等学校への通学用として利用されている実態を踏まえ、既存のサイクルラックを活用し、引き続き無料の公共自転車等駐車場として、現状のまま使用する。
8	津	新町	津新町駅南公共自転車等駐車場	継続	継続		機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
9	津	新町	津新町駅南第二公共自転車等駐車場	継続	継続		同上
10	津	新町	津新町駅南第三公共自転車等駐車場	継続	継続		同上
11	津	養正	津新町駅北公共自転車等駐車場	継続	継続		同上
12	津	養正	フェニックス通公共自転車等駐車場(R7廃止)	民営化	処分		複合するフェニックス通り駐車場の民営化に合わせ、令和7年3月末をもって公共駐輪場としての機能を廃止。民間事業者に運営を移行。
13	津	南が丘	南が丘駅西公共自転車等駐車場	継続	継続		機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
14	津	南が丘	南が丘駅東公共自転車等駐車場	継続	継続		同上
15	津	高茶屋	高茶屋駅南公共自転車等駐車場	継続	継続		同上
16	久居	成美	ポルタひさい公共自転車等駐車場	継続	継続		同上
17	久居	成美	久居駅前第1公共自転車等駐車場	継続	継続		同上
18	久居	成美	久居駅前第2公共自転車等駐車場	継続	継続		除却後の久居駅前公共自転車駐車場の敷地を活用し、令和2年度に拡張整備。その後は計画的な保全に努める。
19	久居	成美	久居駅前東口公共自転車等駐車場	継続	継続		機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
20	久居	桃園	桃園駅前公共自転車等駐車場(R7廃止)	集約化	転用		駅周辺において利用がひっ迫していることから、桃園駅前に新設する施設に令和7年7月をもって機能を集約化(廃止)。廃止後の跡地は道路用地として管理。
21	久居	桃園	桃園駅前第二公共自転車等駐車場(R7廃止)	集約化	返還		駅周辺において利用がひっ迫していることから、桃園駅前に新設する施設に令和7年7月をもって機能を集約化(廃止)。借地である土地は地権者に返還。
22	河芸	豊津	豊津上野駅前公共自転車等駐車場	継続	継続		駅周辺において利用がひっ迫していることから、令和4年度に拡張整備。その後は計画的な保全に努める。
23	美杉	竹原	伊勢竹原駅公共自転車等駐車場	継続	継続		機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
24	美杉	八知	伊勢八知駅公共自転車等駐車場	継続	継続		同上
25	久居	桃園	桃園駅前公共自転車等駐車場(R7新設)	継続	継続		同上

## 【保管庫】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	藤水	垂水自転車等保管庫	継続	継続		機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
久居駅前第2公共自転車等駐車場	継続	改修	拡張	計画的に保全									
桃園駅前公共自転車等駐車場（新施設）	新設	新設				準備	設計/新設	計画的に保全					
桃園駅前公共自転車等駐車場（現施設）	集約化	転用					廃止	道路用地として維持					
桃園駅前第二公共自転車等駐車場	集約化	返還					廃止	借地返還					
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	継続	改修		準備	拡張	計画的に保全							
フェニックス通公共自転車等駐車場	民営化	処分					廃止	民間による運営					
アスト公共自転車等駐車場	継続	改修						設計	改修	民間運営			
津駅西第一公共自転車等駐車場	継続	改修						設計	改修	民間運営			
津駅西第二公共自転車等駐車場	継続	改修						設計	改修	民間運営			
津駅西第三公共自転車等駐車場	継続	改修						設計	改修	民間運営			

※施設整備など事業が完了した施設は、灰色の網掛けで示しています。

※アスト公共自転車等駐車場及び津駅西第一・第二・第三公共自転車等駐車場の4施設は、官民連携事業による再整備を想定しており、民間事業者の募集及びサウンディング（対話）型市場調査を経て、詳細設計を実施します。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	事業費単価(千円)	事業費概算(千円)
久居駅前第2公共自転車等駐車場（新設）	350	-	40,000
桃園駅前公共自転車等駐車場（新設）	442	-	19,664
豊津上野駅前公共自転車等駐車場（新設）	53	-	1,000
アスト公共自転車等駐車場（再整備）	1,431	-	未定
津駅西第一公共自転車等駐車場（再整備）	279	-	未定
津駅西第二公共自転車等駐車場（再整備）	533	-	未定
津駅西第三公共自転車等駐車場（再整備）	134	-	未定
事業費概算（合計）			60,664

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※久居駅前第2公共自転車等駐車場については、久居駅前公共自転車等駐車場除却後の土地約350㎡を拡張整備に活用しました。これにより、拡張整備後の久居駅前第2公共自転車等駐車場の敷地面積は1,069㎡となっています。

※豊津上野駅前公共自転車等駐車場については、新たに土地を取得し、拡張整備を行いました。これにより、拡張整備後の豊津上野駅前公共自転車等駐車場の敷地面積は218㎡となっています。

## 第 14 項 斎場・火葬場編

### 1 斎場・火葬場

総括担当：市民課

#### 【要旨】

- ▶ 法令等に基づき火葬業務等を行うため、火葬炉と葬儀式場等を有する斎場と美杉地域の火葬場を設置
- ▶ 各施設の利用状況や老朽化の状況に応じて機能の段階的な集約化を検討
- ▶ いつくしみの杜は、機能を継続、建物は計画的に保全
- ▶ 美杉地域の火葬場は、機能を継続、利用可能な間は建物を適切に維持

#### (1) 施設の概要

火葬業務は、法令等に基づき、原則として地方公共団体が行うこととされており、火葬処理業務を行う火葬炉及び葬儀式場等を有する斎場として、平成 26 年に旧津斎場、旧久居斎場、旧香良洲斎場を統合して整備したいつくしみの杜を設置しています。

火葬処理業務を行う火葬場については、美杉地域の 6 施設を統合し、そのうち美杉八知火葬場及び美杉伊勢地火葬場を継続設置しています。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南が丘	いつくしみの杜		RC	H26	11		A	4,871㎡	○	7,052件	60%	A	指定管理	271,788	51,663
2	美杉	美杉東	美杉八知火葬場		S	H14	23		A	87㎡	○	7件	2%	C	直営	1,043	48
3	美杉	美杉南	美杉伊勢地火葬場		S	H4	33		B	62㎡	○	0件	0%	C	直営	366	0

※1：いつくしみの杜の利用率については、火葬炉、待合室、葬儀式場、霊安室などの利用率を示しています。

※2：美杉八知火葬場及び 3：美杉伊勢地火葬場の利用率については、火葬炉の利用率を示しています。

#### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、いつくしみの杜では多くの利用がある一方、美杉地域の火葬場は著しく利用が少ない又は利用が無い状況です。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、美杉地域の火葬場は、火葬炉設備の不具合など、老朽化が進行しています。

管理運営については、いつくしみの杜は指定管理者制度により、美杉地域の火葬場は直営により（火葬業務については業務委託を行っています。）実施しています。管理運営費に占める使用料収入の割合は、平均で約 19%となっており、受益者負担の観点から、より効率的な管理運営や適正な料金設定について検討する必要があります。

#### (3) 施設毎の方向性

火葬業務は、地方公共団体が行うべき業務であることから、機能を継続しますが、今後の利用状況及び設備等の劣化状況に応じて、機能の段階的な集約化を検討します。

建物について、いつくしみの杜については、機能を継続し、計画的な保全に努めます。美杉地域の火葬場については、機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持します。ただし、火葬炉の大規模な修繕が必要となった時点で、存廃を検討します。



管理運営については、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、さらなるサービスの向上及び運営の効率化を図ります。また、いつくしみの杜の葬儀式場の使用料については、民間事業者の参入や葬儀内容の多様化の状況を鑑み、使用料の在り方について検討することとし、火葬場の使用料についても、受益者負担の観点から適宜見直しを検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討 目途	説明
				機能 (ソフト)	建物 (ハード)		
1	津	南が丘	いつくしみの杜	継続	継続		機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	美杉	美杉東	美杉八知火葬場	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、火葬炉の大規模な修繕が必要となった時点で、存廃を判断する。
3	美杉	美杉南	美杉伊勢地火葬場	継続	継続		機能を継続し、利用可能な間は建物を適切に維持する。ただし、火葬炉の大規模な修繕が必要となった時点で、存廃を判断する。

## 津市個別施設計画

### 第3章. 用途廃止施設



## 第3章. 用途廃止施設

### 第1項 用途廃止施設に係る基本方針

用途廃止施設は、設置当初の行政目的による役割を終えてその用途を廃止し、かつ、市が他の行政目的の用途に供する予定のない施設です。

用途廃止施設については、社会的資源としての有効活用と公共施設の総量の適正化を図る観点から、積極的な売却等に努めることとし、原則として建物付きでの売却または貸借による民間活用を図ります（※）。

また、施設の立地条件や規模などから、売却や貸借が見込めない施設については、建物を除却して更地にしたうえでその敷地の売却等を進めます。

建物の除却の検討に当たっては、建物の老朽化の状況や周辺環境への影響のほか、公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」といいます。）などの有利な財源の適用要件を考慮します。

また、旧学校施設（体育館及びグラウンド）については、用途廃止前の学校開放事業を引き継いで地域住民に利用されてきた経緯を踏まえ、その在り方を検討します。

具体的な用途廃止施設の現状については、旧学校施設（第2項）、その他の用途廃止施設（第3項）に区分し、それぞれ次に示すとおりです。

※ 今後、用途廃止する可能性のある施設については、施設を休止決定する時点など、出来る限り早期に、本市の公用または公共用での利活用方策について調査し、有効な利活用方策が有る場合は、廃止後の土地及び建物の転用、再整備等について検討し、また、本市としての利活用方策が無い場合は、施設の特性に応じ、各種ウェブサイト等（関係省庁や不動産事業者が運営するサイト等）での周知、民間事業者との対話（サウンディング等）などを行い、幅広く民間活用を模索します。

### 第2項 旧学校施設

旧学校施設（校舎棟、体育館及びグラウンド）については、各地区において身近な存在である一方、建物や設備の規模が大きく、また、建築基準法及び消防法（以下「規制法制」といいます。）上、防火設備等の設置が免除されているため、他用途への転用に当たっては、その規模に応じて新たに防火設備等を設置する必要があるなどの課題があります。

具体的な旧学校施設の現状については、校舎棟と体育館及びグラウンドに区分し、それぞれ次に示すとおりです。

#### 1 旧学校施設（校舎棟）

旧学校施設の校舎棟の利活用（他用途への転用）については、市の公文書等の保管施設として公用利用しているもののほか、公用利用以外では、次の方針の下、一部の校舎棟で地域団体の活動の場として利活用されています。

《校舎棟における地区活動拠点施設の確保方針》

次の3つの要件に該当する場合に限り、必要最低限の範囲（200㎡未満）で防火設備等を設置し、公共的団体に貸借等を行い、当該貸借等部分を公共的団体が運営する「地区活動拠点施設」として位置付けるものとします。

- ・ 校舎棟を津市個別施設計画上の地区活動拠点施設として位置付けていること
- ・ 校舎棟の所在地区内に集会施設としての代替機能を有する施設がないこと
- ・ 公共的団体による公共的活動であること

### (1) 利活用している校舎棟

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	大規模改修	延床面積	耐震性	廃止年
1	美里	辰水	旧辰水小学校		RC	S62		3,826㎡	○	H30
2	美里	高宮	旧高宮小学校		RC	S47		2,753㎡	○	H30
3	一志	大井	旧大井小学校		RC	S56		2,643㎡	○	H27
4	美杉	美杉南	旧多気小学校漆分校		W	S26		228㎡	△	不明

※ 構造、築年、延床面積及び耐震性については、主要な校舎棟の情報を示しています。

### (2) 利活用していない校舎棟

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	大規模改修	延床面積	耐震性	廃止年
1	久居	栗葉	旧稲葉小学校		W	M15		867㎡	△	不明
2	芸濃	安西	旧安西小学校		RC	S29		3,393㎡	○	H25
3	芸濃	雲林院	旧雲林院小学校		RC	S54		2,537㎡	○	H25
4	美里	長野	旧長野小学校		RC	H1		3,218㎡	○	H30
5	一志	波瀬	旧波瀬小学校		RC	S59		2,328㎡	○	H27
6	美杉	美杉東	旧八知中学校		W	S25		2,052㎡	△	不明
7	美杉	太郎生	旧太郎生小学校		RC	S61		1,990㎡	○	H23

## 2 旧学校施設（体育館及びグラウンド）

旧学校施設の体育館及びグラウンドについては、用途廃止前の学校開放事業を引き継いで地域住民の身近なスポーツを中心とした活動の場として利活用されていますが、体育館については、校舎棟と同様に規制法制上の用途制限から、スポーツ以外の用途には利用できない課題があります。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	大規模改修	延床面積	耐震性	廃止年
1	芸濃	安西	旧安西小学校体育館・グラウンド		RC	S55		616㎡	○	H25
2	芸濃	雲林院	旧雲林院小学校体育館・グラウンド		SRC	S53		614㎡	○	H25
3	美里	辰水	旧辰水小学校体育館・グラウンド		RC	S62		989㎡	○	H30
4	美里	高宮	旧高宮小学校体育館・グラウンド		RC	H2		1,133㎡	○	H30
5	美里	長野	旧長野小学校体育館・グラウンド		RC	H1		1,133㎡	○	H30
6	一志	大井	旧大井小学校体育館・グラウンド		RC	S52		650㎡	○	H27
7	一志	波瀬	旧波瀬小学校体育館・グラウンド		RC	S52		648㎡	○	H27
8	美杉	美杉東	旧竹原小学校体育館・グラウンド		RC	S59		617㎡	○	不明
9	美杉	美杉南	旧下之川小学校体育館・グラウンド		RC	S62		798㎡	○	不明
10	美杉	美杉南	旧伊勢地小学校体育館・グラウンド		RC	S64		702㎡	○	不明
11	美杉	美杉南	旧多気小学校体育館・グラウンド		RC	S56		591㎡	○	不明
12	美杉	太郎生	旧太郎生小学校体育館・グラウンド		RC	S63		901㎡	○	H23

※構造、築年、延床面積及び耐震性については、体育館の情報を示しています。

※建物の老朽化や損傷が激しく使用できなくなった施設については、含めていません。

### 第3項 その他の用途廃止施設

旧学校施設以外の用途廃止施設は、73施設（令和8年3月現在）あり、このうち41施設が利活用されていますが、32施設が利活用されていないため、未利用施設の売却または貸借を進めるとともに、市による公用利用に向けた再検討を進めます。

#### 1 利活用している施設

利活用している施設については、本市の障がい福祉サービス施設の民営化に伴い、社会福祉法人の障がい福祉サービス施設用途として貸付中の施設、本市が倉庫用途として暫定的に利用中の施設、自治会など地域の公共的団体に倉庫や事務所の用途で貸し付けている施設などがあります。

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	大規模改修	延床面積	耐震性	廃止年
1	津	雲出	旧衛生中継所		RC	H2		571㎡	○	H19
2	津	育生	津市シルバー人材センター事務所		S	H7		190㎡	○	不明
3	津	修成	旧修成地区自主防災協議会ポンプ保管庫		CB	H8		6㎡	○	H29
4	津	敬和	旧敬和地区自主防災協議会第1ポンプ保管庫		CB	S57		8㎡	○	H29
5	津	養正	旧養正地区自主防災協議会ポンプ保管庫		CB	S56		5㎡	△	H29
6	津	育生	旧育生地区防災協議会ポンプ保管庫		CB	S55		5㎡	△	H29
7	津	南立誠	旧南立誠自主防災協議会ポンプ保管庫		CB	S54		5㎡	△	H29
8	津	敬和	旧敬和地区自主防災協議会ポンプ保管庫		CB	S54		5㎡	△	H29
9	津	一身田	旧一身田地区自主防災協議会ポンプ保管庫		CB	S60		5㎡	○	H29
10	津	白塚	旧白塚地区自主防災協議会ポンプ保管庫		CB	S57		5㎡	○	H29
11	津	新町	旧新町地区自主防災協議会ポンプ保管庫		CB	S55		5㎡	△	H29
12	津	南が丘	旧たるみ作業所		RC	S62		793㎡	○	R7
13	久居	成美	旧久居新町文化財保管庫		RC	S46		463㎡	△	H30
14	久居	戸木	旧大沢共同集荷所		S	不明		59.50㎡	○	不明
15	久居	栗葉	旧森清掃事業管理センター		S	H11		361㎡	○	不明
16	河芸	上野	旧北消防署河芸分署		S	S54		462㎡	△	H22
17	河芸	豊津	旧河芸町マイクロバス庫		S	S58		60㎡	○	不明
18	河芸	上野	旧河芸美化センター		RC	H3		1,385㎡	○	H26
19	芸濃	椋本	旧北消防署芸濃分署		RC	S49		407㎡	○	H20
20	芸濃	椋本	旧むくの木ワーク	○	S	H16		340㎡	○	R7
21	香良洲	香良洲	旧中消防署香良洲分遣所		S	S56		181㎡	○	H24
22	香良洲	香良洲	旧香良洲庁舎水防倉庫		S	S48		23㎡	△	R4
23	香良洲	香良洲	旧まつばり作業所		RC	S56		843㎡	○	R7
24	一志	大井	旧大井幼稚園		S	S52		295㎡	○	H30
25	一志	高岡	旧津市ケーブルテレビ一志放送通信センター		S	H11		231㎡	○	H30
26	一志	波瀬	旧岩垣内共同作業所		S	S55		507㎡	○	不明
27	一志	大井	旧コスモス作業所		S	S46		664㎡	○	R7
28	白山	川口	旧川口保育園		S	S52		624㎡	△	不明
29	白山	家城	旧家城保育園		S	S48		481㎡	△	H18
30	白山	家城	旧家城幼稚園		S	S52		474㎡	△	H18
31	白山	八ツ山	旧八ツ山幼稚園		S	S61		490㎡	○	H18
32	白山	川口	旧はくさんホーム		S	S58		316㎡	○	R7
33	白山	八ツ山	旧はくさん作業所		S	H15		822㎡	○	R7
34	白山	八ツ山	旧八ツ山出張所(旧八ツ山村役場庁舎)		W	S39		402㎡	△	H23
35	美杉	美杉南	旧多気保育園		W	S39		482㎡	△	不明
36	美杉	美杉南	旧八幡出張所		W	S53		40㎡	△	H17
37	美杉	美杉南	旧下之川診療所		W	S31		171㎡	△	不明
38	美杉	美杉東	旧竹原診療所医師住宅		W	S58		81㎡	○	不明
39	美杉	美杉南	旧奥津小学校教員住宅		W	不明		67㎡	△	不明
40	美杉	美杉東	旧八知住宅・旧三重県久居土木事務所美杉官舎		W	S56		87㎡	△	不明
41	美杉	太郎生	旧太郎生保育園		S	S58		369㎡	○	R4

※網掛けの施設は、公用施設（市が直接その事務又は事業の用に供する施設）を示しており、公適債（集約化事業及び除却事業）の適用除外施設です。

## 2 利活用していない施設

番号	地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	大規模改修	延床面積	耐震性	廃止年
1	津	育生	旧船頭町倉庫(区分所有建物)		SRC	不明		42㎡	△	不明
2	津	育生	旧育生幼稚園		RC	S48		1,016㎡	○	R5
3	津	敬和	旧津市立教育研究所	○	S	H8		718㎡	○	R5
4	津	南立誠	旧津駅前北部土地区画整理事務所		S	H10		199㎡	○	R7
5	津	高茶屋	旧高茶屋幼稚園		RC	S54		1,401㎡	○	R7
6	津	大里	旧大里幼稚園		RC	H4		785㎡	○	R7
7	河芸	上野	旧河芸町庁舎倉庫		W	S59		99㎡	○	不明
8	津	敬和	海浜公園内テニスコート		-	H1		-	-	R8
9	久居	立成	久居新町中央集会所		S	S61		1,244㎡	○	R8
10	久居	戸木	久居中央スポーツ公園内プール		S	H2		725㎡	○	R8
11	芸濃	安西	旧安西・雲林院幼稚園		S	S59		468㎡	○	R2
12	芸濃	明	旧明幼稚園		S	S58		605㎡	○	R7
13	芸濃	雲林院	旧林業センター		その他	S54		68㎡	△	R5
14	美里	辰水	旧美里方面団第3分団車庫穴倉		S	H6		20㎡	○	R7
15	安濃	安濃	安濃工業会館		S	S63		365㎡	○	R8
16	香良洲	香良洲	旧高山邸(東山荘)		W	T1		235㎡	△	不明
17	一志	波瀬	旧波瀬保育園		S	S60		395㎡	○	R4
18	一志	高岡	旧一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ		S	H17		106㎡	○	R5
19	久居	栗葉	栗葉幼稚園		S	S53		571㎡	○	R8
20	白山	倭	旧倭小学校プール		RC	S44		76㎡	-	H2
21	白山	八ツ山	旧八ツ山小学校プール		RC	S50		64㎡	-	S61
22	白山	家城	旧白山元取プール		RC	S42		22㎡	-	R4
23	美杉	美杉南	旧八幡保育園		W	S39		298㎡	△	H21
24	美杉	美杉南	旧川上小学校教員住宅		W	不明		44㎡	△	不明
25	美杉	美杉東	旧美杉竹原火葬場		S	H7		102㎡	○	不明
26	美杉	美杉東	旧上平火葬場		S	S58		53㎡	○	不明
27	美杉	美杉南	旧美杉多気火葬場		S	S60		70㎡	○	不明
28	美杉	美杉南	旧美杉下之川火葬場		S	S61		75㎡	○	不明
29	美杉	美杉南	旧漆火葬場		S	S54		61㎡	△	不明
30	美杉	太郎生	旧美杉太郎生火葬場		S	H9		112㎡	○	不明
31	美杉	美杉東	レークサイド君ヶ野		RC	S49		1,055㎡	○	R8
32	美杉	美杉東	旧美杉方面団第1分団第3部格納庫		W	H7		61㎡	○	R4

## 津市個別施設計画

### 第4章. 個別施設計画に基づくエリア再編



## 第4章. 個別施設計画に基づくエリア再編

### 第1項 エリア再編とは

公共施設等が抱える課題の解決にあたっては、個々の施設について対応するのではなく、一定の範囲内に配置された複数の施設の課題を面的に俯瞰し、一体的に検討することが重要となります。このような検討及び検討結果に基づく公共施設等の再編を本市では「エリア再編」と呼んでいます。

エリア再編の実施においては、地域、地区などを検討の対象範囲（以下「エリア」といいます。）とし、エリア内の全ての施設について現状を整理し、課題を洗い出したうえで、機能の集約化、複合化（多機能化）、建物の転用、処分などの具体策を決定していきます。この際、施設の廃止が見込まれる場合は、跡施設の活用方策や処分方法についても検討を行います。

エリア再編については、地域又は地区内の主要な施設について改修が必要となる時期を捉え、計画的な実施を図っていきます。ただし、次のようなエリア再編が必要となる場合には、タイミングを逃すことなく、第1章及び第2章の内容に基づき、エリアの特性や実情に応じた公共施設総量の最適化を図っていきます。

#### (1) 老朽化に伴う利用・運営上の支障

建物や設備の老朽化により利用・運営上の支障が生じた場合など、老朽化対策が必要となった場合は、他の施設への機能移転や建物の改修による継続使用などを検討します。

#### (2) 利用者数等の著しい減少

人口減少や少子高齢化等の社会環境の変化に伴い、利用者数の減少や利用率の著しい低下があった場合は、他の施設との機能の集約化、複合化（多機能化）、建物の転用、処分などを検討します。

#### (3) 経営上の課題の顕在化

観光施設など経営上の課題を抱える施設については、経営改善策を検討するとともに、経営改善が困難な施設については、機能の廃止、建物の転用、処分などを検討します。



## 第2項 エリア再編の事例

本市では、本計画の策定に先駆け、エリア再編についても取り組みを進めてきました。この項では、本市がこれまで実施してきたエリア再編における具体的な施設整備事業について紹介します。

### 1 安濃庁舎周辺エリアにおける施設再編

#### (1) 実施期間

平成30年度～令和2年度

#### (2) 事業の概要

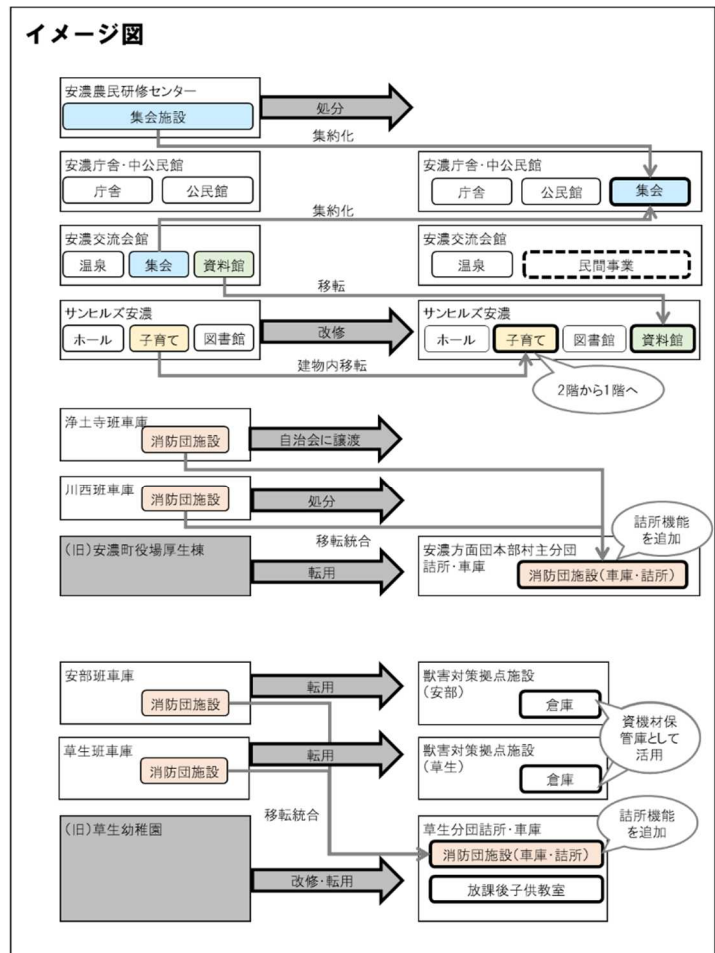
安濃庁舎周辺は、安濃中公民館と複合する安濃庁舎を中心に、あのを温泉、資料館及び集会施設機能を複合する安濃交流会館、文化ホールのハーモニーホール、図書館及び福祉・保健センター機能（安濃子育て支援センターを含みます。）を複合するサンヒルズ安濃など、多数の市公共施設が集積するエリアです。

これらの公共施設は、あのを温泉の経常的な赤字運営、サンヒルズ安濃の2階にある安濃子育て支援センターへの動線と避難経路の確保、複数の集会施設の機能重複による利用率の低迷といった課題を抱えていました。

この状況を改善すべく、平成30年7月にエリア再編について本市から地域に対し提案を行ったところ、地域からあのを温泉の一層の充実、閉園となった草生幼稚園舎の放課後子供教室への転用などの考えが示されました。

そこで地域の考えを反映した案となるようエリア再編案を修正し、再提案を行ったところ、地域との合意形成が得られ、最終的なエリア再編方針が決定しました。

方針決定後は、あのを温泉の修繕、安濃交流会館の民間事業者への貸し付け、旧草生幼稚園舎の消防団施設及び放課後子供教室への転用、安濃郷土資料館の安濃図書館への移転、安濃農民研修センターの安濃庁舎への集約化などに取り組みました。



## 2 津みどりの森こども園及び周辺地区における施設再編

### (1) 実施期間

平成30年度～令和2年度

### (2) 事業の概要

第2章で記載しているとおり、本市の幼稚園においては、園児数が減少傾向にあつて10人未満の園が生じている一方、保育所においては、施設によっては園児数が増加しているほか、建物や設備の老朽化等が進行しており、両者を統合したこども園の整備による課題解決に取り組んできました。

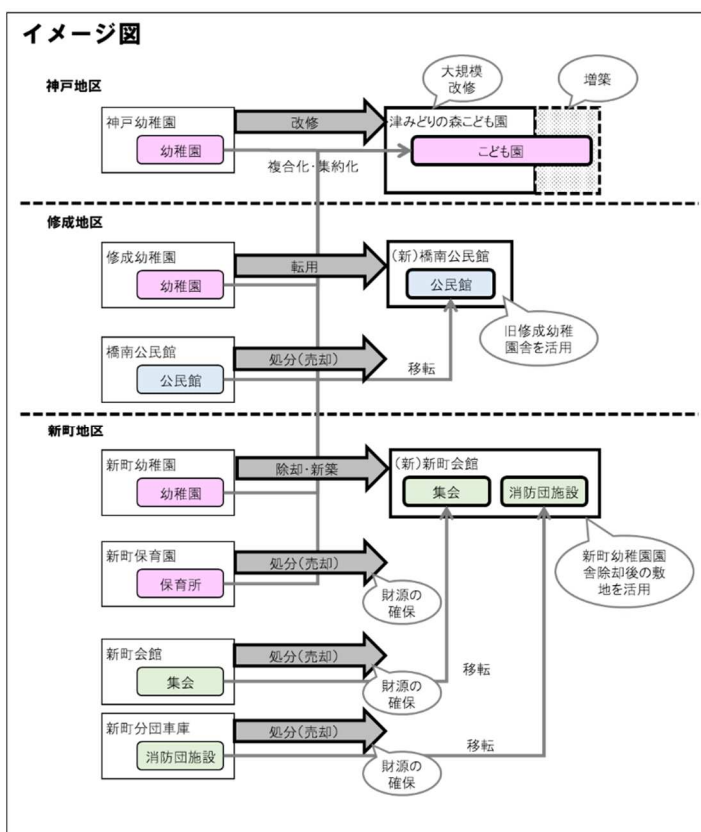
平成30年度には、幼児教育及び保育に係る需給の適正化及び環境整備を図るため、神戸幼稚園、新町幼稚園、修成幼稚園及び新町保育園の機能を集約の上、神戸幼稚園の建物を改修・増築し、幼保連携型認定こども園「津みどりの森こども園」として整備しました。

また、各地区から幼稚園や保育園がなくなることで活気が失われることの懸念のほか、既存の集会施設が老朽化している課題もあったことから、廃止後の建物や跡地を活用して、地区活動拠点となるコミュニティセンターや公民館を整備することを計画しました。

具体的には、除却後の新町幼稚園の跡地には老朽化した新町会館

を移転・新築したほか、修成幼稚園の建物を改修・転用して老朽化した橋南公民館を移転したもので、複数の施設を俯瞰して面的に再編したことによって、幼保連携型認定こども園の整備に加え、廃止後の建物や跡地の活用による地区活動拠点施設の整備に取り組みました。

なお、財源確保等を目的に、廃止した旧橋南公民館、旧新町会館及び新町分団車庫並びに旧新町保育園跡地の各施設については、入札による売却処分が完了しました。



### 3 安東地区における施設再編

#### (1) 実施期間

令和3年度～令和6年度

#### (2) 事業の概要

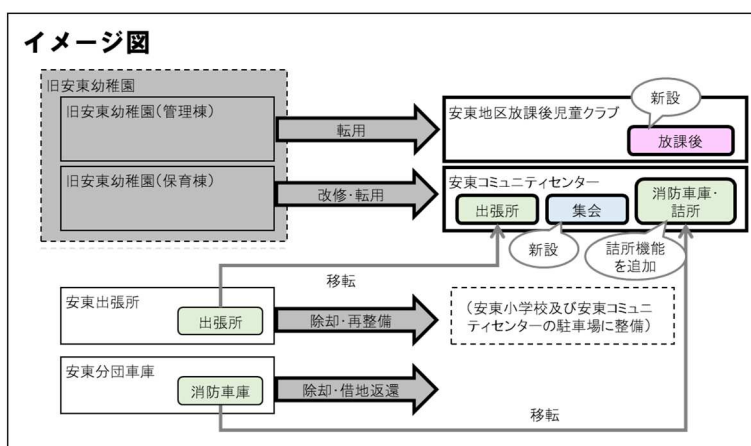
津地域に位置する安東地区については、出張所の施設開放（2階部分）の他に本市の集会施設がない地区となっていますが、その安東出張所においては、集会利用等における稼働が逼迫しており、さらに当該和室は避難所と消防団詰所も兼ねていて災害時に混雑が懸念されるほか、建物が老朽化しているなどの課題がありました。そのような状況で、安東幼稚園については、児童数の減少により休園となり、閉園後の活用を見据え、安東地区のエリア再編を検討しました。

まず、令和2年度末に閉園した旧安東幼稚園の管理棟については、それまで安東地区に無かった放課後児童クラブが組成されたことを受け、クラブへの貸付により令和3年度から供用を開始しました。

残る保育棟については、建物を改修して、出張所、消防団詰所及び消防団車庫とするほか、集会施設（コミュニティセンタ

ー）の機能も追加して複合的に転用を図り、令和6年7月から供用を開始しました。

このことにより、新規施設を整備せずに既存施設を活用して機能向上や混雑緩和を図り、快適な利用と円滑な運営を実現できるほか、地区内に無かった放課後児童クラブなど機能を充足することができました。



## 4 高茶屋地区における幼保施設の民営化と施設再編

### (1) 実施期間

令和4年度～令和7年度以降も継続中

### (2) 事業の概要

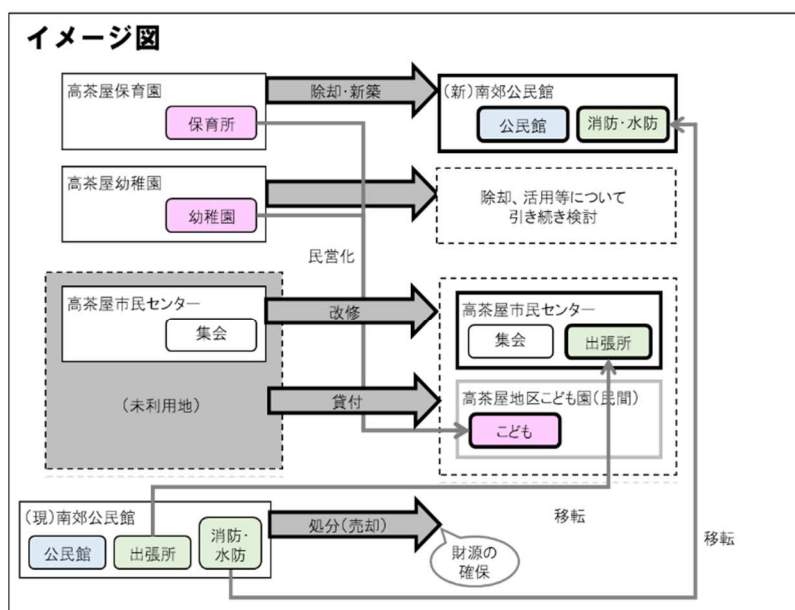
津地域に位置する高茶屋地区については、コミュニティセンター、公民館、出張所、保育園、幼稚園など公共施設が多数あって充足している地区ですが、高茶屋保育園にあっては施設の老朽化や前面道路の混雑、高茶屋幼稚園にあっては園児の減少や立地上の懸念（崖地に隣接）、南郊公民館にあっては施設の老朽化など様々な課題があった一方、高茶屋市民センターの敷地南側には広大な未利用地があり、その活用を含め高茶屋地区のエリア再編を検討しました。

そこで、高茶屋市民センター南側は、こども園整備用地として民間事業者へ賃貸借することで、高茶屋地区における幼児教育及び保育の機能を民間に移行することとし、令和4年度に公募により事業者を決定しました。

また、廃止した高茶屋保育園を除却した跡地を活用して、南郊公民館、消防団施設及び水防倉庫を複合施設として建て替えることとしました。

なお、廃止後の旧南郊公民館については、土地及び建物の売却により財源確保を図ること、廃止後の旧高茶屋幼稚園については、土地及び建物の除却、活用等について引き続き検討することとしています。

これにより、各施設については、再編により機能向上や混雑緩和を図り、快適な利用と円滑な運営を実現できるほか、各々に課題のあった幼稚園及び保育所については、本市にかわり民間事業者が、補助金を活用して一体的なこども園として効率的な施設整備ができるなど、本市においては本市事業、土地及び建物の整理ができました。



### 第3項 エリア再編の基本方針

今後実施するエリア再編については、次の方針に基づき取り組みを進めます。

#### (1) 地区活動拠点を中心に再編

集会機能、行政機能（出張所）などを有する施設の統廃合や改修に係る検討を行う際には、当該施設が所在する地区又は地域を俯瞰して検討対象施設を洗い出し、地区活動拠点施設への複合化又は集約化及び必要に応じた複合化を行うことにより、地区活動拠点施設の機能を充実しつつ、公共施設の総量や配置の適正化を図ります。

#### (2) 跡施設の利活用

エリア再編により生じる廃止後の跡施設については、他の機能への転用、民間提案といった利活用方策について検討を行い、利活用を図ります。

#### (3) 跡施設の売却による財源確保

跡施設の利活用方策について検討の余地がないものや、利活用方策を検討したものの利活用が見込まれないものについては、売却処分による財源確保を図ります。

### 第4項 本計画への反映

エリア再編の検討により今後の方向性が決定した場合は、順次、本計画に決定内容を反映していきます。

## 津市個別施設計画

### 第5章. 本計画の推進に向けて



## 第5章. 本計画の推進に向けて

### 第1項 本計画の推進のための取り組み

本計画の推進にあたっては、総合管理計画の6章に記載した総合管理計画推進のための体制や仕組みの整備について引き続き取り組んでいきます。

また、本計画推進のため特に重要となる、次の体制や仕組みの整備についても取り組みを行います。

津市公共施設等総合管理計画 6章. 計画推進のための取組		
1. 全庁的な推進体制の整備	2. 総合的管理のための仕組みの整備	3. 市民協働・公民連携のための仕組みの整備
(1) 総合的な検討を行う会議体の設置	(1) PDCAサイクルの推進	(1) 市民の意見を反映する仕組みの整備
(2) 総合的な公共施設マネジメント体制の整備	(2) 施設情報の一元化	(2) 公共施設の再編に伴う公共交通網の整備
(3) 包括的な維持管理体制の整備	(3) 個別計画の策定・推進	(3) 民間活力を導入する仕組みの整備
(4) 役割分担と指揮系統の明確化	(4) 施設整備事業を事前点検する仕組みの整備	(4) 民間資金・提案の活用に係る方針の策定
	(5) 財産処分の仕組みの見直しとルール確立	
	(6) 長寿命化に向けた基本方針の策定	

※2.(5)財産処分の仕組みの見直しとルール確立について、土地建物売却収入を公共施設整備基金に積み立て、公共施設の集約化・複合化、長寿命化、転用等に活用するためのルールを令和6年9月に決めました。

#### (1) 公共施設マネジメント推進のための体制の強化

公共施設の再編を促進するため、集約化、複合化、民営化、転用、処分等に係る技術的な知見の蓄積、廃止後の利活用方策に係る早期の情報共有など、財産管理課が施設所管課の取り組みを支援する体制を強化します。

また、今後の方向性に係る要検討事項については、検討完了の用途を設定し、進捗が遅延している施設については、その原因を明確化して各所管への指導や助言を行うことなどにより、各施設の今後の方向性を決定していきます。

#### (2) 地区経営を推進するための体制の整備

地区経営の推進にあたっては、行政が自主運営組織の活動拠点を確保することのほか、人材育成、財政的支援、情報提供などにより、自主運営組織が主体的に活動できる環境を整備し、その活動を支援していくことが重要となります。

住民との対話や連携の推進を担う本庁及び各総合支所の課等をはじめとして、関係課等が協力して自主運営組織の活動を支援するための庁内の情報連携の強化を図ります。

#### (3) 受益者負担の適正化

現在、本市の施設使用料等については、これまで消費税率などの引き上げに伴うものを除き、抜本的かつ統一的な見直しを行っておらず、類似の機能・同程度の規模であっても施設使用料等が異なります。

今後は行政の役割と利用者の負担の在り方を明確にしつつ、施設区分の特性に応じた管理運営費に占める施設使用料の割合を設定するなど、受益者負担の適正化を図ります。

#### (4) 市民の意見を反映する取り組み

公共施設の再編・再配置などを行う際は、施設の特性や地域の実情など、必要に応じて市民との協議の場を設け、対話を行いながら取り組みを進めます。

## 第 2 項 その他の取り組み

令和 2 年度から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る「新しい生活様式」への対応のため、災害時の避難所となる学校体育館や集会施設におけるトイレ洋式化、保育園や幼稚園などの空調設備改修など、密集・密接・密閉環境の回避や飛沫拡散などの防止策として各種の環境整備を実施しました※。

また、管理運営においても、市民の安心・安全を確保するため、各施設における社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）の確保をはじめ、適切な施設利用方法を案内するなど、「新しい生活様式」の推進に取り組みました。

※令和 2 年度から令和 4 年度まで、長引く新型コロナウイルス感染症への対応として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してトイレ洋式化及び空調設備改修に取り組みました。（施設数及び基数については下表のとおり）

	トイレ洋式化		空調設備改修工事	
	施設数	基数	施設数	基数
令和 2 年度	84	253	88	175
令和 3 年度	95	268	38	213
令和 4 年度	27	70	43	549
全年度	169	591	141	937

※複数の年度でトイレ洋式化又は空調設備改修を行っている施設があるため、各年度の施設数の合計は、全年度の施設数と一致しません。



【津市個別施設計画】

策 定：津市公共施設等総合管理計画推進会議

事務局：津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当  
〒514-8611

三重県津市西丸之内 23 番 1 号

電 話：059-229-3126

F A X：059-229-3444

E-mail：229-3125@city.tsu.lg.jp